



目 次

条例

- [埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし\(財政課\)](#)
- [埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例\(財政課\)](#)
- [埼玉県部設置条例等の一部を改正する条例のあらまし\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県部設置条例等の一部を改正する条例\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例\(改革推進課\)](#)
- [職員の分限に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [職員の分限に関する条例の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例のあらまし\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部改正する条例\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県青少年総合野外活動センター条例を廃止する条例のあらまし\(青少年課\)](#)
- [埼玉県青少年総合野外活動センター条例を廃止する条例\(青少年課\)](#)
- [埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例のあらまし\(防犯・交通安全課\)](#)
- [埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例\(防犯・交通安全課\)](#)
- [埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例のあらまし\(大気環境課\)](#)
- [埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例\(大気環境課\)](#)
- [埼玉県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例のあらまし\(みどり自然課\)](#)
- [埼玉県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例\(みどり自然課\)](#)
- [埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例のあらまし\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例\(社会福祉課\)](#)
- [介護保険法施行条例の一部を改正する条例のあらまし\(高齢介護課\)](#)
- [介護保険法施行条例の一部を改正する条例\(高齢介護課\)](#)
- [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例のあらまし\(障害者支援課\)](#)
- [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例\(障害者支援課\)](#)
- [児童福祉法施行条例の一部を改正する条例のあらまし\(障害者支援課\)](#)
- [児童福祉法施行条例の一部を改正する条例\(障害者支援課\)](#)
- [執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(保健医療政策課\)](#)
- [執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例\(保健医療政策課\)](#)
- [埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例のあらまし\(疾病対策課\)](#)
- [埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例\(疾病対策課\)](#)
- [埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例のあらまし\(薬務課\)](#)
- [埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例\(薬務課\)](#)
- [埼玉県中小企業高度化資金特別会計条例のあらまし\(金融課\)](#)
- [埼玉県中小企業高度化資金特別会計条例\(金融課\)](#)

- [埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例のあらまし\(森づくり課\)](#)
- [埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例\(森づくり課\)](#)
- [埼玉県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正する条例\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例\(教委・総務課\)](#)
- [行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(教委・総務課\)](#)
- [行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例のあらまし\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育環境整備基金条例のあらまし\(教委・財務課\)](#)
- [埼玉県教育環境整備基金条例\(教委・財務課\)](#)
- [埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(警務課\)](#)
- [埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例\(警務課\)](#)
- [埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例のあらまし\(交通企画課\)](#)
- [埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例\(交通企画課\)](#)

規則

- [埼玉県青少年総合野外活動センター管理規則を廃止する規則\(青少年課\)](#)
- [埼玉県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則\(大気環境課\)](#)
- [埼玉県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則\(みどり自然課\)](#)
- [ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則\(みどり自然課\)](#)
- [歯科技工士試験委員規則を廃止する規則\(保健医療政策課\)](#)
- [埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則\(薬務課\)](#)
- [埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則\(金融課\)](#)
- [長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の仮認定に係る公示\(共助社会づくり課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退\(障害者福祉推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の廃止に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [建設業法第29条の2第1項の規定に基づく取消処分\(建設管理課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [羽生都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)

- [県道薄小森線の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道藤倉吉田線の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [平成26年度包括外部監査結果報告の公表\(監査第一課\)](#)

雑報

- [主要農作物の県奨励品種等\(生産振興課\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第三号)

(財政課)

一 趣旨

土壤汚染対策法等の一部改正に伴い、指定調査機関指定申請手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正

ア 土壤汚染対策法等の一部改正に伴う手数料の新設

(例) 指定調査機関指定申請手数料 三万九百円

イ 歯科技工士法の一部改正に伴う歯科技工士国家試験手数料等の廃止

ウ 規定の整備

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加、廃止及び規定の整備

三 施行期日

平成二十七年四月一日。ただし、(一)ウの一部は平成二十七年五月二十九日又は

平成二十七年六月一日

条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十二号中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

別表環境部の項第三十六号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充填回収業者の」に、「第一種フロン類回収申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料」に改め、同項第三十七号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第十二条第一項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第三十条第一項」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充填回収業者の」に、「第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料」に改め、同項第五十八号とし、第四十一号から第五十五号までを二号ずつ繰り下げ、第四十号を第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十二 土壌汚染 対策法第三十二 条第一項の規定 に基づく指定調 査機関の指定の 更新の申請に対 する審査	指定調査 機関指定 更新申請 手数料	二万四千八百円
---	-----------------------------	---------

別表環境部の項第三十九号を同項第四十号とし、同項第三十八号中「(平成十

四年法律第五十三号)」を削り、同号を同項第三十九号とし、同項第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八 土壌汚染 対策法（平成十 四年法律第五十 三号）第二条第 一項の規定に基 づく指定調査機 関の指定の申請 に対する審査	指定調査 機関指定 申請手数 料	三万九百円
--	---------------------------	-------

別表保健医療部の項中第二百二十五号及び第二百二十六号を削り、第二百二十四号を
第二百二十六号とし、第二号から第二百二十三号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の
次に次の二号を加える。

二 食品衛生法第 四十八条第六項 第三号の規定に 基づく食品衛生 管理者の養成施 設の登録の申請 に対する審査	食品衛生 管理者養 成施設登 録申請手 数料	十五万円
三 食品衛生法第 四十八条第六項 第四号の規定に 基づく講習会の 登録の申請に対 する審査	食品衛生 管理者講 習会登録 申請手数 料	九万円

別表保健医療部の項中第八十五号を第八十七号とし、第八十四号を第百
八十六号とし、第八十三号を第八十五号とし、第八十二号の次に次の二号
を加える。

百八十三 食鳥処	食鳥処理	十五万円
----------	------	------

<p>理の事業の規制 及び食鳥検査に 関する法律第十 二条第五項第三 号の規定に基づ く食鳥処理衛生 管理者の養成施 設の登録の申請 に対する審査</p>	<p>衛生管理 者養成施 設登録申 請手数料</p>	
<p>百八十四 食鳥処 理の事業の規制 及び食鳥検査に 関する法律第十 二条第五項第四 号の規定に基づ く講習会の登録 の申請に対する 審査</p>	<p>食鳥処理 衛生管理 者講習会 登録申請 手数料</p>	<p>九万円</p>

別表都市整備部の項第七十三号中「宅地建物取引主任者資格試験の」を「宅地建物取引士資格試験の」に、「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に改め、同項第七十四号中「宅地建物取引主任者資格登録簿への」を「宅地建物取引士資格登録簿への」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料」を「宅地建物取引士資格登録簿登録手数料」に改め、同項第七十五号中「宅地建物取引主任者資格登録の移転申請手数料」を「宅地建物取引士資格登録の移転申請手数料」に改め、同項第七十六号中「基づく宅地建物取引主任者証」を「基づく宅地建物取引士証」に、「宅地建物取引主任者証の交付申請手数料」を「宅地建物取引士証の交付申請手数料」に改め、同項第七十七号中「基づく宅地建物取引主任者証」を「基づく宅地建物取引士証」に、「宅地建物取引主任者証の有効期間の更新申請手数料」に改め、同項第七十八号中「基づく宅地建物取引主任者証」を「基づく宅地建物取引士証」に、「宅地建物取引主任者証の再交付申請手数料」を「宅地建物取引士証の再交付申請手数料」に改め、同項第九十五号口中「イ」の下に「及びロ」を加え、同号中ロを八とし、イの次に次のように加える。

□ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項の設計住宅性能評価書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合しているものに限る。第九十七号において同じ。）の写しが提出された場合

(1) 一戸建ての住宅 二万三千元

(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(一) 床面積の合計が五百平方メートル以内のもの 七万二千元

(二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 十一万二千元

(三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの 二十万七千元

(四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 三十五万円

(五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 五十三万五千元

(六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの 九十六万九千元

(七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの 百三十二万円

(八) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの 百五十九万七千元

別表都市整備部の項第九十六号中「又はロ(1)」を「、ロ(1)又はハ(1)」に、「又はロ(2)(一)から(八)まで」を「、ロ(2)(一)から(八)まで又はハ(2)(一)から(八)まで」に改め、同項第九十七号ロ中「イ」の下に「及びロ」を加え、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

□ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合

(1) 一戸建ての住宅 一万千五百円

(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、こ

れを切り捨てる。)

- (一) 床面積の合計が五百平方メートル以内のもの 三万六千円
- (二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 五万六千円
- (三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの 十万三千五百円
- (四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 十七万五千円
- (五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 二十六万七千五百円
- (六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの 四十八万四千五百円
- (七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの 六十六万五百円
- (八) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの 七十九万八千五百円

別表都市整備部の項第九十八号中「又はロ(1)」を「ロ(1)又はハ(1)」に、「又はロ(2)(一)から(八)まで」を「ロ(2)(一)から(八)まで又はハ(2)(一)から(八)まで」に改める。

第二条 埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表環境部の項第五十二号から第五十八号までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別表都市整備部の項第一号金額の欄を次のように改める。

- イ 床面積の合計(知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号及び第百二号イにおいて同じ。)が三十平方メートル以内のもの 七千円
- ロ 床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの 一万四千円
- ハ 床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの 二万四千円
- ニ 床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 三万千円

ホ	床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	五万八千円
ヘ	床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	七万八千円
ト	床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	二十三万五千円
チ	床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	四十二万円
リ	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	七十七万七千円

別表都市整備部の項第二号中「又はロ」を「からりまで」に改め、同項第二十二号を削り、同項中第二十一号を第二十二号とし、第十四号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十三号中「第七条の六第一項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、「第十八条第二十二項第一号」を「第十八条第二十四項第一号若しくは第二号」に、「承認の」を「認定の」に、「検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料」を「検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第十八条第十七項」を「第十八条第十九項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第十八条第十七項」を「第十八条第十九項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第十八条第十七項」を「第十八条第十九項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第十八条第十七項」を「第十八条第十九項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に、「第十八条第十九項」を「第十八条第二十一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五	建築基準法第六条の三第一項又は第十八条第四項の規定に基づく建築物に関する計画的構造	建築物に構造計算適合性判定を要する一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
	イ	構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計（知事が別に定める算定方法に

<p>する計画の構造 計算適合性判定 (以下この号、 第九十六号八及 び第百二号八に おいて「構造計 算適合性判定」 という。)</p>	<p>数料</p>
<p>よって算定したものをいう。以下この号、 第九十六号八及び第百二号八において「判 定対象床面積」という。)が千平方メー トル以内のもの</p> <p>(1) (2)以外のもの 十五万六千円</p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第二十条第一 項第二号イ又は第三号イに規定する国 土交通大臣の認定を受けたプログラム (以下この号、第九十六号八及び第百 二号八において「大臣認定プログラム」 という。)により行われるもの 十万七千円</p> <p>ロ 判定対象床面積が千平方メートルを超 え二千平方メートル以内のもの</p> <p>(1) (2)以外のもの 二十万九千円</p> <p>(2) 構造計算が大臣認定プログラムによ り行われるもの 十三万四千円</p> <p>ハ 判定対象床面積が二千平方メートルを 超え一万平方メートル以内のもの</p> <p>(1) (2)以外のもの 二十四万円</p> <p>(2) 構造計算が大臣認定プログラムによ り行われるもの 十四万七千円</p> <p>ニ 判定対象床面積が一万平方メートルを 超え五万平方メートル以内のもの</p> <p>(1) (2)以外のもの 三十一万八千円</p> <p>(2) 構造計算が大臣認定プログラムによ り行われるもの 十八万七千円</p> <p>ホ 判定対象床面積が五万平方メートルを 超えるもの</p> <p>(1) (2)以外のもの 五十八万七千円</p> <p>(2) 構造計算が大臣認定プログラムによ り行われるもの 三十一万九千円</p>	

別表都市整備部の項第二十三号及び第二十四号を次のように改める。

<p>二十三 建築基準法第五十二条第十項、第十一項又は第十四項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の容積率の特例許可申請手数料</p>	<p>十六万円</p>
<p>二十四 削除</p>		

別表都市整備部の項第三十五号中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に改め、同項第三十六号中「第六十七条の二第五項第二号」を「第六十七条の三第五項第二号」に改め、同項第三十七号中「第六十七条の二第九項第二号」を「第六十七条の三第九項第二号」に改め、同項第六十二号中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改め、同項第九十六号中「第一号金額の欄イ(1)」を「第一号金額の欄イ」に、「を要する場合」を「の実施の申出を伴う場合」に、「要する一の」を「行おうとする一の」に改め、同項第二百二号中「を要する場合」を「の実施の申出を伴う場合」に、「要する一の」を「行おうとする一の」に改める。

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第三条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第百十三号及び第百十四号を次のように改める。

百十三 第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料

百十四 第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百十九号から第三百二十三号までを削り、第三百十八号を第三百十九号とし、第四百十九号から第三百十七号までを一号ずつ繰り下げ、第四百十八号を削り、第四百十七号を第四百十九号とし、第百十八号から第四百十六号までを二号ずつ繰り下げ、第百十七号を第百十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十九 指定調査機関指定更新申請手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第一百十六号を第一百十七号とし、第一百十五号を第一百十六号とし、第一百十四号の次に次の一号を加える。

百十五 指定調査機関指定申請手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百六十七号を第三百六十八号とし、第三百二十五号から第三百六十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三百二十四号を第三百二十五号とし、同号の前に次の五号を加える。

三百二十 宅地建物取引士資格登録簿登録手数料

三百二十一 宅地建物取引士資格登録の移転申請手数料

三百二十二 宅地建物取引士証の交付申請手数料

三百二十三 宅地建物取引士証の有効期間の更新申請手数料

三百二十四 宅地建物取引士証の再交付申請手数料

第四条 埼玉県証紙条例の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第二百六十五号を削り、第二百六十四号を第二百六十五号とし、第二百五十七号から第二百六十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二百五十六号の次に次の一号を加える。

二百五十七 建築物に関する計画の構造計算適合性判定手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百六十八号を第三百六十九号とし、第二百六十七号から第三百六十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二百六十六号を第二百六十七号とし、同号の前に次の一号を加える。

二百六十六 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申

請手数料

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中埼玉県手数料条例別表環境部の項第五十二号から第五十八号までの改正規定 平成二十七年五月二十九日

- 二 第二条中埼玉県手数料条例別表都市整備部の項の改正規定及び第四条の規定

平成二十七年六月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県部設置条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）（改革推進課）

一 趣旨

スポーツによる地域振興を図るため、教育委員会が所掌するスポーツに関する事務を知事に移管することとし、関連条例を改正するものである。

二 内容

- (一) 埼玉県部設置条例の一部改正
 - 県民生活部の分掌事務に「スポーツに関する事項」を追加
- (二) 執行機関の附属機関に関する条例の一部改正
 - 埼玉県スポーツ推進審議会を教育委員会から知事に移管
- (三) 埼玉県立武道館条例の一部改正
 - 埼玉県立武道館の所管を教育委員会から知事に移管

三 施行期日

平成二十七年四月一日

条 例

埼玉県部設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四号

埼玉県部設置条例等の一部を改正する条例

(埼玉県部設置条例の一部改正)

第一条 埼玉県部設置条例(昭和二十八年埼玉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三号中(五)を(六)とし、(四)の次に次のように加える。

(五) スポーツに関する事項(学校における体育に関する事項を除く。)

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第二条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表に次のように加える。

埼玉県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)の定めるところにより、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。
--------------	--

別表第一の二の表埼玉県スポーツ推進審議会の項を削る。

(埼玉県立武道館条例の一部改正)

第三条 埼玉県立武道館条例(昭和四十三年埼玉県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

本則(第十四条第三号を除く。)(中)「埼玉県教育委員会」を「知事」に改める。

第十四条第三号中「埼玉県教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)(「規則」に改める。

第十七条第一項中「委員会規則」を「規則」に改め、同条第二項第二号中「(委員会規則を含む。以下同じ。)(」を削る。

第二十四条中「委員会規則」を「規則」に改める。

別表第一号の表の備考第五号及び第六号中「埼玉県教育委員会」を「知事」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の埼玉県立武道館条例（以下この項において「改正前の武道館条例」という。）（第十六条第一項の規定による指定を受けている者は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）に第三条の規定による改正後の埼玉県立武道館条例（以下この項において「改正後の武道館条例」という。）（第十六条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定を受けたものとみなされる者に係る改正後の武道館条例第十八条第一項の指定の期間は、施行日におけるその者に係る改正前の武道館条例第十八条第一項の指定の期間の残存期間と同一の期間とする。）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）（改革推進課）

一 趣旨

教育委員会が所掌するスポーツに関する事務を知事に移管するとともに、埼玉県立小児医療センターの新病院の開設準備等に対処するため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

- (一) 知事の事務を補助する職員
六千七百五人 六千七百三十人（+二十五人）
- (二) 病院事業管理者の事務を補助する職員
二千四百四十七人 二千二百二十二人（+七十五人）

三 施行期日

平成二十七年四月一日

条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「六千七百五人」を「六千七百三十人」に改め、同項第九号中「二千百四十七人」を「二千二百二十二人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六号）（人事課）

一 趣旨

埼玉県人事委員会の失職の特例に関する意見に基づき、職員の失職の特例を設けるもの

二 内容

(一) 特例の対象

禁錮刑に処せられた職員のうち、罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行が猶予された者

(二) 特例の適用

個別の事例ごとに情状を考慮して特に必要があると認める場合

三 施行期日

公布の日

条 例

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第二十八条第三項」を「並びに第二十八条第三項及び第四項」に、「休職並びに」を「休職」に改め、「効果」の下に「並びに職員の失職の特例」を加える。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（失職の特例）

第六条 任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消しの日にその職を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七

号）（人事課）

一 趣旨

知事等の期末手当等の減額期間を延長するための改正

二 内容

知事等の期末手当等の減額期間を平成二十七年八月三十日まで延長

三 施行期日

公布の日

条 例

知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第七号

知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の期末手当等の特例に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「平成二十七年三月三十一日」を、「平成二十七年八月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例」に基づく指定の申出があつた特定非営利活動法人を、指定特定非営利活動法人として指定する等する。

二 内容

- (一) 指定する特定非営利活動法人の名称（所在地）
NPO法人TSUBASA（新座市）
- (二) 所在地の変更

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第八号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表4の項中「大井二丁目十五番十号」を「上福岡五丁目四番二十五号」に改め、同表に次のように加える。

8	N P O 法 人 T S U B A S A	埼玉県新座市中野二丁目二番二十二号
---	-------------------------	-------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県青少年総合野外活動センター条例を廃止する条例（埼玉県条例第九号）（青少年課）

一 趣旨・内容

埼玉県青少年総合野外活動センターを廃止するため、条例を廃止するものである。

二 施行期日

平成二十八年四月一日

条 例

埼玉県青少年総合野外活動センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第九号

埼玉県青少年総合野外活動センター条例を廃止する条例

埼玉県青少年総合野外活動センター条例（昭和五十年埼玉県条例第十号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第十号)(防犯・交通安全課)

一 趣旨

県内における犯罪の情勢等社会状況の変化を踏まえ、時代の変化に対応した防犯のまちづくりを推進するとともに、規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 前文

社会状況の変化を踏まえた記述に改める。

(二) 基本理念

高齢者、女性等を、犯罪被害から守る対象として追加する。

(三) 啓発活動及び広報活動

県は、防犯のまちづくりについての啓発活動及び広報活動を行う旨を新たに規定する。

(四) 子供、高齢者、女性等の安全の確保

県は、子供、高齢者、女性等犯罪被害を受けやすい者の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努める旨を新たに規定する。

(五) 児童等の教育の充実

県は、児童等が犯罪被害を受けないようにするための教育の充実に努めるとともに、児童等が犯罪を行うことのないよう、規範意識を養い、健全な社会生活を営むことができるようにするための教育の充実に努める旨を新たに規定する。

三 施行期日

平成二十七年四月一日

条 例

埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十号

埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例

埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成十六年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

前文中「街頭犯罪や侵入盗、あるいは、無防備な子どもを対象とした犯罪」を「都市化や情報化の進展など社会環境の変化による価値観やライフスタイルの多様化、人間関係や地域の連帯感の希薄化、社会的な規範意識の低下などを背景に、子供、高齢者、女性等を狙った犯罪、インターネットを利用した犯罪、あるいは、街頭犯罪や侵入盗」に、「発生する犯罪が多発」を「多くの犯罪が発生」に改め、「また、街頭犯罪の多くを少年が占めているように、社会的な規範意識の低下が大きな影を落としていることがうかがえる。」を削り、「犯罪を行いつる状況をとらえて」を「人の目が行き届いていない、犯罪を行おうとする者が近づきやすい又は防犯意識が低い等の犯罪を行いやすい状況」に、「の「機会」に乗じて」を「を誘発する「機会」を利用して」に、「の「機会」を」を「を誘発する機会を」に、「あいさつ」を「挨拶」に改める。

第二条中「かんがみ」を「鑑み」に、同条第四号中「子ども」を「子供、高齢者、女性等」に改める。

第七条第二項中「県民等」の下に「（以下これらを「県民等」という。）」を加える。

第二十一条を第二十四条とし、第二十条を第二十三条とし、第十九条を第二十二條とする。

第十八条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第二十一条とし、第十七条を第二十条とし、第十三条から第十六条までを三条ずつ繰り下げる。

第十二条中「さく」を「柵」に改め、同条を第十五条とし、第十一条を第十四条とする。

第十条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（児童等の教育の充実）

第十三条 県は、学校等、家庭及び地域住民等と連携して、児童等が犯罪被害を受

けないようにするための教育の充実に努めるとともに、児童等が犯罪を行うことのないよう、規範意識を養い、健全な社会生活を営むことができるようにするための教育の充実に努めるものとする。

第九条を第十一条とし、第八条の次に次の二条を加える。

（啓発活動及び広報活動）

第九条 県は、防犯のまちづくりについての県民等の関心及び理解を深めるため、市町村と連携して、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

（子供、高齢者、女性等の安全の確保）

第十条 県は、市町村及び県民等と連携して、子供、高齢者、女性等犯罪被害を受けやすい者の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十一号）（大気環境課）

一 趣旨

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正を踏まえ、埼玉県生活環境保全条例中で引用する法律名等を変更し、規定の整備をするための改正

二 内容

- (一) 法律名の変更
- (二) 根拠条文の変更
- (三) 業者名の変更
- (四) 製造業者等による回収業者等に対する支援の範囲の変更

三 施行期日

平成二十七年四月一日

条 例

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十一号

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第二条第四項」を「第二条第五項」に、「法第十一条第一項第四号」を「同条第十項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「適正な回収をするために」を「管理の適正化のためにこれらの事業者が行う業務に関し」に改める。

第二十七条第一項中「第十一条第一項第四号」を「第二条第十項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例（埼玉県条例第十二号）（みどり自然課）

一 趣旨・内容

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正を踏まえ、風致地区内における建築等の規制制度を廃止するため、条例を廃止するものである。

二 施行期日

平成二十七年四月一日

条 例

埼玉県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十二号

埼玉県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例

埼玉県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年埼玉県条例第二十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）（社会福祉課）

一 趣旨

介護福祉士の業務に従事しようとする者の養成及び確保を一層円滑にするため、修学資金の貸与の額を改定等するための改正

二 内容

(一) 貸与額の引上げ

(二) 返還の債務の当然免除に係る業務従事期間の短縮

三 施行期日

平成二十七年四月一日

条 例

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十三号

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例（昭和五十六年埼玉県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（貸与の額等）」に改め、同条中「三万六千円」の下に「（第二条第二項に規定する養成施設）同項第四号に掲げるものに限る。次項において「介護福祉士養成施設」という。）に在学する者（次項において「介護福祉士養成施設在学者」という。）にあつては、五万円）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する修学資金のほか、介護福祉士養成施設在学者に対し、介護福祉士養成施設に入学したとき、及び介護福祉士養成施設を卒業後に県内の社会福祉施設等に就職することが明らかであると知事が認めるときにそれぞれ二十万円以内において知事が定める額を修学資金として貸与することができる。

第五条の見出しを「（貸与期間等）」に改め、同条中「貸与期間」の下に「（前条第二項に規定する修学資金にあつては、貸与する月）」を加える。

第十条第一項第二号中「第二条第二項第三号又は第四号の養成施設」を「第二条第二項に規定する養成施設（同項第三号又は第四号に掲げるものに限る。）」に、「又は介護福祉士の」を「にあつてはその」に改め、「七年間」の下に「、介護福祉士にあつてはその登録を受けた日から引き続き五年間」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第四条第一項及び第十条の規定は、この条例の施行の日以後に修学資金の貸与の決定を受けた者について適用し、同日前に修学資金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

3 改正後の第四条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に修学資金の貸与の決定を受けた者について適用する。

本号で公布された条例のあらまし

介護保険法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十四号）（高齢介護課）

一 趣旨

介護保険法の改正に伴い、条例の一部を改正する。

二 内容

(一) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準のうち、全国一律のサービスから市町村事業に移行する「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」に係る規定を削除する。

(二) (一)の規定の削除に伴うその他規定の整備。

三 施行期日

平成二十七年四月一日（ただし、経過措置として、平成三十年三月三十一日までの間は、厚生労働省令に規定する経過措置の例により、従前の規定はなお効力を有する。）

条 例

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十四号

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

「第二節 介護予防訪問介護

第一款 基本方針（第四百四十二条）

第二款 人員に関する基準（第四百四十三条・第四百四十四条）

第三款 設備に関する基準（第四百四十五条）

目次中 第四款 運営に関する基準（第四百四十六条 第四百七十六条）

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第四百条 第四百七十九条）

第六款 基準該当介護予防サービスに関する基準（第四百八十条 第十四条）

を「第二節 削除」に、「第四百八十九条」を「第四百八十八条の二」に、

七十七

四百八

「第七節 介護予防通所介護

第一款 基本方針（第五百三十四条）

第二款 人員に関する基準（第五百三十五条・第五百三十六条）

第三款 設備に関する基準（第五百三十七条）

第四款 運営に関する基準（第五百三十八条 第五百四十五条）

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五百四十六

条 第五百四十九条)

第六款 基準該当介護予防サービスに関する基準（第五十五条 第五百五十三條）

を「第七節 削除」に、「第五百五十七條」を「第五百五十六條の二」に改める。

第五條及び第六條中「及び第四百四十五條第二項」を削る。

第八條第二項中「指定介護予防訪問介護事業者（第四百四十三條に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。）」を「法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五條の規定による改正前の法（第四十五條第二項、第百二條第二項第一号イ及び第百三十四條第二項第一号イにおいて「旧法」という。）第八條の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第百十五條の四五の三第一項に規定する指定事業者（第百二條第二項第一号イ及び第四項において「指定事業者」という。）」に、「指定介護予防訪問介護（第四百四十二條に規定する指定介護予防訪問介護をいう。）の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「第四百四十五條第一項に規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準」に改める。

第四十三條中「及び第四百八十二條第二項」を削る。

第四十五條第二項中「基準該当介護予防訪問介護（第四百八十條に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。）の事業」を「法第百十五條の四五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧法第八條の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第五十四條第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「第四百八十二條第一項に規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準」に改める。

第九十九條及び第百條中「並びに第五百三十七條第二項第一号イ及び第四項」を削る。

第百二條第二項第一号イ中「指定介護予防通所介護事業者（第五百三十五條に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。第四項において同じ。）」を「法第百十五條の四五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（第五百三十四條に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下この号及び第四項において同じ。）の事業」を「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防通所介護の」を「当該第一号通所事業の」に改め、「。

次項において同じ。」を削り、同条第四項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第二項第一号イに規定する第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第一号通所事業」に、「第五百三十七条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準」に改める。

第二百二十三条第二号中「看護職員」の下に「（看護師又は准看護師をいう。）」を加える。

第三百二十二条中「並びに第五百五十二条第二項第一号イ及び第四項」を削り、「行者」の下に「（第三百二十四条第二項第一号イにおいて「基準該当通所介護事業者」という。）」を加える。

第三百二十四条第二項第一号イ中「利用者」の下に「（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第一号通所事業の利用者）」を加え、同条第四項中「基準該当介護予防通所介護（第五百五十条に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。）を「第二項第一号イに規定する第一号通所事業」に、「第五百五十二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準」に改める。

第三百三十九条第一項中「（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第五百五十五条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（第五百五十四条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下この項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この款において同じ。）」を削る。

第四百十三条第四号中「利用者」の下に「（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第五百五十五条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（第五百五十四条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下この号において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつて

は、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者」を加える。

第百五十条第一項中「。次款」を「。第百六十五条」に改める。

第百六十八条第二項第三号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等（省令第二百二十八条第四項の身体的拘束等をいう。以下同じ。）」に改める。

第二百十八条第一項中「ものをいう。以下この節」の下に「及び附則第四条」を加える。

第三百三十五条第一項ただし書中「この項において」を「この項及び第三百七十五条第一項において」に改める。

第三百八十五条中「、法」を「、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法」に改め、「健康保険法等の一部を改正する法律」の下に「（平成十八年法律第八十三号）」を加える。

第四百三十九条中「以下」を「平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下」に改める。

第六章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第四百四十二条から第四百八十四条まで 削除

第四百八十六条中「第四百九十条」を「第四款」に改める。

第六章第三節第四款中第四百八十九条の前に次の十二条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

第四百八十八条の二 内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第四十九条の二に規定する基準の例によることとする。

（提供拒否の禁止）

第四百八十八条の三 提供拒否の禁止に係る基準は、省令第四十九条の三に規定する基準の例によることとする。

（サービス提供困難時の対応）

第四百八十八条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下この章において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければ

ばならない。

（受給資格等の確認）

第四百八十八条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第一百五十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第四百八十八条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第四百八十八条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。第五百六十四条第一号において「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第四百八十八条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

第四百八十八条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第四百八十八条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十三条の九第一号八及び二に規定する計画を含む。以下この章において同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第四百八十八条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第四百八十八条の十二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第四百八十八条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申

出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第四百八十九条の次に次の二条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第四百八十九条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第四百八十九条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたとき又は要介護状態になったと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によつて保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第四百九十二条の次に次の十条を加える。

(勤務体制の確保等)

第四百九十二条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によつて指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第四百九十二条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示)

第四百九十二条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴

介護事業所の見やすい場所に、第四百九十二条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第四百九十二条の五 秘密保持等に係る基準は、省令第五十三条の五に規定する基準の例によることとする。

（広告）

第四百九十二条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

（介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止）

第四百九十二条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第四百九十二条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第四百九十二条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第四百九十二条の十 事故発生時の対応に係る基準は、省令第五十三条の十に規定する基準の例によることとする。

(会計の区分)

第四百九十二条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第四百九十三条第二項第一号中「次条において準用する第四百五十七条第二項」を「第四百八十八条の十三第二項」に改め、同項第二号中「次条において準用する第四百六十一条」を「第四百八十九条の三」に改め、同項第三号中「次条において準用する第四百七十二條第二項」を「第四百九十二条の八第二項」に改め、同項第四号中「第五十五条において準用する省令第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改める。

第四百九十四条を次のように改める。

第四百九十四条 削除

第四百九十五条第一項中「の介護予防」の下に、「法第八条の二第二項に規定する介護予防をいう。以下この章において同じ。」を加える。

第四百九十九条第一項中「基準該当介護予防訪問介護事業所」を「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」に改める。

第五百条中「第四百四十六条から第四百五十二条まで、第四百五十四条から第四百五十七条まで、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十六条から第四百七十一条まで、第四百七十二條(第五項及び第六項を除く。)及び第四百七十三条から第四百七十五条まで並びに」を削り、「第四百八十九条第一項及び」を「第四百八十八条の九、第四百八十九条第一項、第四百九十二条の八第五項及び第六項並びに」に改め、「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と」を削り、「第四百四十六条中「第八条」を「第四百八十八条の二中「第四

十九条の二」に、「省令第八条」を「省令第四十九条の二」に、「第四百四十七条中「第九条」を「第四百八十八条の三中」「第四十九条の三」に、「省令第九条」を「省令第四十九条の三」に、「第四百五十七条中」を「第四百八十八条の十三中」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「第四百五十九条中」「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第四百六十七条中「設備及び備品等」と、第四百六十八条中「第四百六十四条」とあるのは「第五百条において準用する第四百九十二条」と、第四百六十九条中「第三十一条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十一条」と、第四百七十四条中「第三十五条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十五条」とを削り、「前項」との下に、「第四百八十九条の二中」「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第四百九十二条の四中「第四百九十二条」とあるのは「第五百条において準用する第四百九十二条」と、第四百九十二条の五中「第五十三条の五」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条の五」と、第四百九十二条の十中「第五十三条の十」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条の十」とを加える。

第五百十一条第二項第四号中「第四百五十七条第二項」を「第四百八十八条の十三第二項」に改め、同項第五号中「第四百六十一条」を「第四百八十九条の三」に改め、同項第六号中「第四百七十二條第二項」を「第四百九十二条の八第二項」に改め、同項第七号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改める。

第五百十二条中「第四百四十六条、第四百四十七条、第四百四十九条から第四百五十一条まで、第四百五十三条から第四百五十七条まで、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十六条から第四百七十五条まで及び第四百九十一条」を「第四百八十八条の二、第四百八十八条の三、第四百八十八条の五から第四百八十八条の七まで、第四百八十八条の九から第四百八十八条の十三まで、第四百八十九条の二、第四百八十九条の三、第四百九十一条及び第四百九十二条の二から第四百九十二条の十一まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第四百四十六条中「第八条」を「第四百八十八条の二中」「第四十九条の二」に、「省令第八条」を「省令第四十九条の二」に、「第四百四十七条中「第九条」を「第四百八十八条の三中」「第四十九条の三」に、「省令第九条」を「省令第四十九条の三」に、「第四百五十一条中」を「第四百八十八条の七中」に改め、「病歴」との下に、「第四百九十二条の三中」「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」とを加え、「第四百六十八条中」「第四百六十四条」

を「第四百九十二条の四中」「第四百九十二条」に、「第四百六十九条中」「第三十一条」を「第四百九十二条の五中」「第五十三条の五」に、「省令第三十一条」を「省令第五十三条の五」に、「第四百七十四条中」「第三十五条」を「第四百九十二条の十中」「第五十三条の十」に、「省令第三十五条」を「省令第五十三条の十」に改める。

第五百二十一条第二項第二号中「第四百五十七条第二項」を「第四百八十八条の十三第二項」に改め、同項第三号中「第四百六十一条」を「第四百八十九条の三」に改め、同項第四号中「第四百七十二條第二項」を「第四百九十二条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改める。

第五百二十二条中「第四百四十六条から第四百五十一条まで、第四百五十三条から第四百五十七条まで、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十六条から第四百六十九条まで、第四百七十一条から第四百七十五条まで、第四百九十一条を「第四百八十八条の二から第四百八十八条の七まで、第四百八十八条の九から第四百八十八条の十三まで、第四百八十九条の二、第四百八十九条の三、第四百九十一条、第四百九十二条の二から第四百九十二条の五まで、第四百九十二条の七から第四百九十二条の十一まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第四百四十六条中」「第八条」を「第四百八十八条の二中」「第四十九条の二」に、「省令第八条」を「省令第四十九条の二」に、「第四百四十七条中」「第九条」を「第四百八十八条の三中」「第四十九条の三」に、「省令第九条」を「省令第四十九条の三」に、「第四百五十一条中」を「第四百八十八条の七中」に改め、「病歴」との下に「、第四百九十二条の三中」「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」とを加え、「第四百六十八条中」「第四百六十四条」を「第四百九十二条の四中」「第四百九十二条」に、「第四百六十九条中」「第三十一条」を「第四百九十二条の五中」「第五十三条の五」に、「省令第三十一条」を「省令第五十三条の五」に、「第四百七十四条中」「第三十五条」を「第四百九十二条の十中」「第五十三条の十」に、「省令第三十五条」を「省令第五十三条の十」に改める。

第五百三十条第二項第一号中「第四百五十七条第二項」を「第四百八十八条の十三第二項」に改め、同項第二号中「第四百六十一条」を「第四百八十九条の三」に改め、同項第三号中「第四百七十二條第二項」を「第四百九十二条の八第二項」に改め、同項第四号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改める。

第五百三十一条中「第四百四十六条から第四百五十一条まで、第四百五十四条、第四百五十六条、第四百五十七条、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十六条から第四百六十九条まで、第四百七十一条から第四百七十五条まで、第四百九十一条」を「第四百八十八条の二から第四百八十八条の七まで、第四百八十八条の

十、第四百八十八条の十二、第四百八十八条の十三、第四百八十九条の二、第四百八十九条の三、第四百九十一条、第四百九十二条の二から第四百九十二条の五まで、第四百九十二条の七から第四百九十二条の十一まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第四百四十六条中「第八条」を「第四百八十八条の二中「第四十九条の二」に、「省令第八条」を「省令第四十九条の二」に、「第四百四十七条中「第九条」を「第四百八十八条の三中「第四十九条の三」に、「省令第九条」を「省令第四十九条の三」に、「第四百五十一条中」を「第四百八十八条の七中」に、「第四百五十六条中」を「第四百八十八条の十二中」に改め、「利用者」との下に、「第四百九十二条の三中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加え、「第四百六十八条中「第四百六十四条」を「第四百九十二条の四中「第四百九十二条」に、「第四百六十九条中「第三十一条」を「第四百九十二条の五中「第五十三条の五」に、「省令第三十一条」を「省令第五十三条の五」に、「第四百七十四条中「第三十五条」を「第四百九十二条の十中「第五十三条の十」に、「省令第三十五条」を「省令第五十三条の十」に改める。

第六章第七節を次のように改める。

第七節 削除

第五百三十四条から第五百五十三条まで 削除

第六章第八節第四款中第五百五十七条の前に次の二条を加える。

(利用料等の受領)

第五百五十六条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に

対して行う送迎に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第二号に掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第五百五十六条の三 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第五百五十八条第四号中「。次条第一項及び第五百六十条第二項において同じ。」を削り、同条の次に次の三条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五百五十八条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第五百五十八条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第五百五十八条の四 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に
関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備
し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必
要な訓練を行わなければならない。

第五百六十条第二項第二号中「第四百五十七条第二項」を「第四百八十八条の十
三第二項」に改め、同項第三号中「第四百六十一条」を「第四百八十九条の三」に
改め、同項第四号中「第四百七十二條第二項」を「第四百九十二条の八第二項」に
改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改める。

第五百六十一条中「第四百四十六条から第四百五十一条まで、第四百五十三条か
ら第四百五十五条まで、第四百五十七条、第四百五十九条、第四百六十一条、第四
百六十二条、第四百六十八条、第四百六十九条、第四百七十一条から第四百七十五
条まで、第五百六条、第五百三十八条及び第五百四十条から第五百四十二条まで」
を「第四百八十八条の二から第四百八十八条の七まで、第四百八十八条の九から第
四百八十八条の十一まで、第四百八十八条の十三、第四百八十九条の二、第四百
九十二条の三、第四百九十二条の四、第四百九十二条の五、第四百九十二条の七から
第四百九十二条の十一まで及び第五百六条」に、「第四百四十六条中「第八条」を「第
四百八十八条の二中「第四十九条の二」に、「省令第八条」を「省令第四十九条の二
に、「第四百四十七条中「第九条」を「第四百八十八条の三中「第四十九条の三」に、
「省令第九条」を「省令第四十九条の三」に、「第四百五十一条中」を「第四百八十
八条の七中」に、「第四百六十八条中「第四百六十四条」を「第四百九十二条の四中
「第四百九十二条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第
四百六十九条中「第三十一条」を「第四百九十二条の五中「第五十三条の五」に、
「省令第三十一条」を「省令第五十三条の五」に、「第四百七十四条中「第三十五条」
を「第四百九十二条の十中「第五十三条の十」に、「省令第三十五条」を「省令第五
十三条の十」に改め、「第五百四十四条第三項中「介護予防通所介護従業者」とある
のは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と」を削る。

第五百六十四条第一号中「アセスメント」を「介護予防支援におけるアセスメン
ト（指定介護予防支援等基準第三十条第七号に規定するアセスメントをいう。）」に
改める。

第五百七十八条の次に次の一条を加える。

（衛生管理等）

第五百七十八条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する
施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又
は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五百八十条第二項第二号中「第四百五十七条第二項」を「第四百八十八条の十三第二項」に改め、同項第四号中「第四百六十一条」を「第四百八十九条の三」に改め、同項第五号中「第四百七十二條第二項」を「第四百九十二条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改める。

第五百八十一条中「第四百四十七条から第四百五十一条まで、第四百五十三条、第四百五十四条、第四百五十七条、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十八条から第四百七十五条まで、第四百九十一条、第五百四十条及び第五百四十三条」を「第四百八十八条の三から第四百八十八条の七まで、第四百八十八条の九、第四百八十八条の十、第四百八十八条の十三、第四百八十九条の二、第四百八十九条の三、第四百九十一条、第四百九十二条の四から第四百九十二条の十一まで及び第五百五十八条の二」に、「第四百四十七条中「第九条」を「第四百八十八条の三中」「第四十九条の三」に、「省令第九条」を「省令第四十九条の三」に、「第四百六十八条中「第四百六十四条」を「第四百九十二条の四中」「第四百九十二条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第四百六十九条中「第三十一条」を「第四百九十二条の五中」「第五十三条の五」に、「省令第三十一条」を「省令第五十三条の五」に、「第四百七十四条中「第三十五条」を「第四百九十二条の十中」「第五十三条の十」に、「省令第三十五条」を「省令第五十三条の十」に、「第五百四十条第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第五百九十八条中「第五百四十条」を「第五百五十八条の二」に改める。

第六百四条の見出し中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条中「指定介護予防通所介護事業所」を削り、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第六百九条（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第六百十条中「第四百四十七条から第四百五十一条まで、第四百五十四条、第四百五十七条、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十八条から第四百七十一条まで、第四百七十二條」を「第四百八十八条の三から第四百八十八条の七まで、第四百八十八条の十、第四百八十八条の十三、第四百八十九条の二、第四百八十九条の三、第四百九十一条、第四百九十二条の四から第四百九十二条の七まで、第四

百九十二条の八」に、「第四百七十三條から第四百七十五條まで、第四百九十一条、第五百四十條、第五百四十三條」を、「第四百九十二条の九から第四百九十二条の十一まで、第五百五十八條の二」に、「第四百四十七條中「第九條」を、「第四百八十八條の三中、「第四十九條の三」に、「省令第九條」を、「省令第四十九條の三」に、「第四百五十七條中」を、「第四百八十八條の十三中」に、「当該指定介護予防訪問介護」を、「当該指定介護予防訪問入浴介護」に、「第四百五十九條中」を、「第四百八十九條の二中」に、「該当しない指定介護予防訪問介護」を、「該当しない指定介護予防訪問入浴介護」に、「第四百六十八條中「第四百六十四條」を、「第四百九十二条の四中」「第四百九十二条」に、「訪問介護員等」を、「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第四百六十九條中」「第三十一條」を、「第四百九十二条の五中」「第五十三條の五」に、「省令第三十一條」を、「省令第五十三條の五」に、「第四百七十四條中」「第三十五條」を、「第四百九十二条の十中」「第五十三條の十」に、「省令第三十五條」を、「省令第五十三條の十」に、「第五百四十條第三項中「介護予防通所介護従業者」を、「第五百五十八條の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第六百十九條第二項第二号中「第四百五十七條第二項」を、「第四百八十八條の十三第二項」に改め、同項第四号中「第四百六十一條」を、「第四百八十九條の三」に改め、同項第五号中「第四百七十二條第二項」を、「第四百九十二条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十五條第二項」を、「第五十三條の十第二項」に改める。

第六百二十條中「第四百四十七條から第四百五十一條まで、第四百五十三條、第四百五十四條、第四百五十七條、第四百五十九條、第四百六十一條、第四百六十八條、第四百六十九條、第四百七十一條から第四百七十五條まで、第四百九十一条、第五百四十條」を、「第四百八十八條の三から第四百八十八條の七まで、第四百八十八條の九、第四百八十八條の十、第四百八十八條の十三、第四百八十九條の二、第四百八十九條の三、第四百九十一条、第四百九十二条の四、第四百九十二条の五、第四百九十二条の七から第四百九十二条の十一まで、第五百五十八條の二」に、「第四百四十七條中「第九條」を、「第四百八十八條の三中」「第四十九條の三」に、「省令第九條」を、「省令第四十九條の三」に、「第四百六十八條中「第四百六十四條」を、「第四百九十二条の四中」「第四百九十二条」に、「訪問介護員等」を、「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第四百六十九條中」「第三十一條」を、「第四百九十二条の五中」「第五十三條の五」に、「省令第三十一條」を、「省令第五十三條の五」に、「第四百七十四條中」「第三十五條」を、「省令第三十五條の五」に、「第四百九十二条の十中」「第五十三條の十」に、「省令第三十五條」を、「省令第五十三條の十」に、「第五百四十條第三項中「介護予防通所介護従業者」を、「第五百五十八條の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第六百三十五条中「第五百四十条」を「第五百五十八条の二」に改める。

第六百五十五条第二項第六号中「第四百六十一条」を「第四百八十九条の三」に改め、同項第七号中「第四百七十二條第二項」を「第四百九十二条の八第二項」に改め、同項第八号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改める。

第六百五十六条中「第四百四十九条、第四百五十條、第四百五十九條、第四百六十一条、第四百六十八條から第四百七十五条まで、第四百九十条、第四百九十一条、第五百四十三條及び第五百七十八條」を「第四百八十八條の五、第四百八十八條の六、第四百八十九條の二から第四百九十一条まで、第四百九十二条の四から第四百九十二条の十一まで、第五百七十八條及び第五百七十八條の二」に改め、「第四百六十八條中「第四百六十四條」とあるのは「第六百五十一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第四百六十九條中「第三十一条」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第三十一条」と、第四百七十四條中「第三十五条」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第三十五条」と「を削り、「第四百九十条中」を「第四百九十条及び第四百九十二条の四中」に改め、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」の下に、「同条中「第四百九十二条」とあるのは「第六百五十一条」と、第四百九十二条の五中「第五十三条の五」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第五十三条の五」と、第四百九十二条の十中「第五十三条の十」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第五十三条の十」と」を加える。

第六百七十一条第三項中「指定介護予防訪問介護」及び「指定介護予防通所介護」を削り、同条第四項中「指定介護予防訪問介護」及び「指定介護予防通所介護」を削る。

第六百七十二條第二項第四号中「第四百六十一条」を「第四百八十九条の三」に改め、同項第五号中「第四百七十二條第二項」を「第四百九十二条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改める。

第六百七十三条中「第四百四十九條、第四百五十條、第四百五十九條、第四百六十一条、第四百六十八條から第四百七十五条まで、第四百九十条、第四百九十一条、第五百四十三條、第五百七十八條」を「第四百八十八條の五、第四百八十八條の六、第四百八十九條の二から第四百九十一条まで、第四百九十二条の四から第四百九十二条の十一まで、第五百七十八條、第五百七十八條の二」に改め、「この場合において」の下に「第四百九十条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を加え、「第四百六十八條中「第四百六十四條」を「第四百九十二条の四中「第四百九十二条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第四百六十九條中「第三十一条」を「第四百九十二条の五中

「第五十三条の五」に、「省令第三十一条」を、「省令第五十三条の五」に、「第四百七十条中「指定介護予防訪問介護事業所」を、「第四百九十二条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に、「第四百七十四条中「第三十五条」を、「第四百九十二条の十中「第五十三条の十」に、「省令第三十五条」を、「省令第五十三条の十」に改め、「第四百九十条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を削る。

第六百八十六条第二項第一号中「第四百五十七条第二項」を、「第四百八十八条の十三第二項」に改め、同項第三号中「第四百六十一条」を、「第四百八十九条の三」に改め、同項第四号中「第四百七十二條第二項」を、「第四百九十二条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を、「第五十三条の十第二項」に改める。

第六百八十七条中「第四百四十六条から第四百五十七条まで、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十九条から第四百七十五条まで、第四百九十一条並びに第四百四十条第一項及び第二項」を、「第四百八十八条の二から第四百八十八条の十三まで、第四百八十九条の二、第四百八十九条の三、第四百九十一条、第四百九十二条の五から第四百九十二条の十一まで並びに第五百五十八条の二第一項及び第二項」に、「第四百四十六条中「第八条」を、「第四百八十八条の二中「第四百九条の二」に、「省令第八条」を、「省令第四十九条の二」に、「第四百四十七条中「第九条」を、「第四百八十八条の三中「第四十九条の三」に、「省令第九条」を、「省令第四十九条の三」に、「第四百四十八条」を、「第四百八十八条の四」に、「第四百五十二条第二項」を、「第四百八十八条の八第二項」に、「第四百五十六条中「訪問介護員等」を、「第四百八十八条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第四百五十七条中」を「第四百八十八条の十三中」に、「第四百五十九条中」を「第四百八十九条の二中」に、「第四百六十九条中「第三十一条」を、「第四百九十二条の五中「第五十三条の五」に、「省令第三十一条」を、「省令第五十三条の五」に、「第四百七十四条中「第三十五条」を、「第四百九十二条の十中「第五十三条の十」に、「省令第三十五条」を、「省令第五十三条の十」に、「第五百四十条第二項」を、「第五百五十八条の二第二項」に改める。

第六百九十二条中「第四百四十六条から第四百五十二条まで、第四百五十四条から第四百五十七条まで、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十九条から第四百七十一条まで、第四百七十二條」を、「第四百八十八条の二から第四百八十八条の八まで、第四百八十八条の十から第四百八十八条の十三まで、第四百八十九条の二、第四百八十九条の三、第四百九十一条、第四百九十二条の五から第四百九十二条の七まで、第四百九十二条の八」に、「第四百七十三条から第四百七十五条まで、第四百九十一条」を、「第四百九十二条の九から第四百九十二条の十一まで」に、「第

附則第三条中「第五条」を「附則第五条」に改め、同条に次の五項を加える。

2 介護保険法施行条例の一部を改正する条例(平成二十七年埼玉県条例第十四号)の施行の日(第四項において「改正条例施行日」という。)以後、基準省令に規定する条例で定めるに当たつての基準(特例基準であるものを含む。第四項において同じ。)の全部又は一部が削除された場合は、当該削除された基準(以下この条において「旧基準」という。)と同一の内容を規定したこの条例の規定(以下この条において「条例の相当規定」という。)に所要の改正が行われるまでの間は、条例の相当規定は適用しない。この場合において、当該旧基準に関する基準省令経過措置が規定されているときは、条例の相当規定を適用しないことに關し必要な経過措置は、基準省令経過措置の例による。

3 前項の規定の適用を受ける場合で、かつ、当該基準省令経過措置が当該旧基準についてなおその効力を有するものである場合において、当該旧基準に係る規定が改正されたときは、当該旧基準に係る条例の相当規定に所要の改正が行われるまでの間は、当該旧基準に依じてこの条例に定めるべき基準は、当該改正後の旧基準の例による。

4 改正条例施行日以後、基準省令に規定する条例で定めるに当たつての基準が旧基準となつた場合で、かつ、当該旧基準に関する基準省令経過措置が規定されている場合において、当該旧基準に係る条例の相当規定を削除したときにおける必要な経過措置は、当該旧基準に係る基準省令経過措置の例による。

5 前項に規定する場合で、かつ、当該基準省令経過措置が当該旧基準についてなおその効力を有するとするものである場合において、当該旧基準に係る規定が改正されたときは、当該旧基準に係る規定が効力を有する間は、当該旧基準に依じてこの条例に定めるべき基準は、当該改正後の旧基準の例による。

6 前各項の規定の適用に關し必要な技術的読替えは、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）（障害者支援課）

一 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正を行う。

二 内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域において生活介護等を受けることが困難な障害者に対し、特例として生活介護等のサービスを提供できる事業所に、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を追加。

三 施行期日

平成二十七年四月一日

条 例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十七条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「第百十一条において同じ。」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同令第一百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（第百十一条において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。」に改める。

第百十一条（見出しを含む。）中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）（障害者支援課）

一 趣旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、児童福祉法施行条例の改正を行う。

二 内容

(一) 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴う、児童発達支援・放課後等デイサービスの基準の一部改正

ア 児童発達支援センターが相談に応じ援助を行う対象について、障害児本人及び障害児が通う施設を追加する。

イ 児童発達支援・放課後等デイサービスを提供できる事業所について、特例として指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を追加する。

ウ 放課後等デイサービスを開始できる利用定員について、主として重症心身障害児を通わせる場合は五人以上とする規定を追加する。

(二) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴う、保育所の基準の一部改正

ア 保護者に説明する重要事項に、保育所の運営方針、保育内容、職員数及び利用定員などの項目を追加する。

イ 外部評価の受審、結果の公表及び改善を行う規定を追加する。

三 施行期日

平成二十七年四月一日

条 例

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十六号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じ、」の下に「助言その他の」を加える。

第六十条の二の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「以下」を「以下この条において、」に、「以下同じ。」を「」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。）」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項）の下に「又は第七十一条第一項」を、「指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第七十五条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。

第七十七条中「第三十六条まで、第三十八条から」を削り、「、第五十一条から」を「及び第五十二条から」に改め、「及び第六十九条」を削り、「第六十九条第六号」を「第三十七条第六号」に改め、「、第六十九条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地

域をいう。）」とあるのは「実施地域」とを削る。

第七十九条の次に次の一条を加える。

(利用定員)

第七十九条の二 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

第八十条中「第三十六条まで、第三十八条、第三十九条」を「第三十九条までに改め、「、第六十九条」及び「、第七十五条」を削る。

第六十三条第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第六十五条中「児童福祉施設」の下に「(保育所を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 提供する保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員

七 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他保育所の運営に関する重要事項

第六十八条第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第九十七条及び第九十八条を次のように改める。

(業務の質の評価等)

第九十七条 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第九十八条 削除

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十七号）

（保健医療政策課）

一 趣旨

歯科技工士法の一部改正により、歯科技工士国家試験の実施に関する事務が知事の権限に属しないこととなったことに伴い、歯科技工士試験委員を廃止する。

二 内容

別表第一の一の表歯科技工士試験委員の項を削る。

三 施行期日

平成二十七年四月一日

条 例

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十七号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表歯科技工士試験委員の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十八号）

（疾病対策課）

一 趣旨

地域自殺対策緊急強化交付金管理運営要領が改正され、緊急強化事業の実施期限が平成二十七年年度末に延長されたことに伴い、埼玉県自殺対策緊急強化基金の設置期間を延長する。

二 内容

設置期間を平成二十七年三月三十一日から平成二十八年三月三十一日に改める。

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十八号

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年埼玉県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（埼玉県条例第十九号）（薬務課）

一 趣旨

薬物の濫用の防止に関し、県等の責務を明らかにし、基本的な施策及び薬物の依存症からの患者の回復の支援のための施策を定めるとともに、薬物の製造、販売等の規制を行うことにより、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を確保し、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するための条例

二 内容

（一）「薬物」の定義

ア 大麻取締法に規定する大麻

イ 覚せい剤取締法に規定する覚醒剤、覚醒剤原料

ウ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬、麻薬原料植物、向精神薬

エ あへん法に規定するけし、あへん、けしがら

オ 毒物及び劇物取締法施行令に規定する物

カ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する指定薬物

キ アからカまでのほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められる物

（二）県等の責務

ア 県の責務

イ 県民の責務（努力義務）

ウ 不動産産業を営む者等の責務（努力義務）

（三）薬物の濫用の防止に関する基本的な施策

ア 推進体制の整備等

イ 調査研究等

ウ 情報の収集及び提供等

エ 教育及び学習の推進

オ 薬物の依存症からの回復支援

（四）薬物の濫用の防止のための規制

ア 知事指定薬物の指定

県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、最新の科学的知見に基づき精神毒性を有すると認められる薬物を知事指定薬物として指定

イ 知事指定薬物の製造等の禁止

(7) 製造、栽培

(4) 販売、授与、販売・授与の目的で所持

(4) 販売・授与の目的で広告

(2) 所持(販売・授与の目的を除く)、購入、譲り受け、使用

(4) 場所の提供、あっせん

ウ 立入調査等

知事の指定する職員、公安委員会規則で定める警察職員

エ 警告

オ 製造中止等の命令

カ 緊急時の勧告

キ 公安委員会の要請

(五) 規則への委任

(六) 罰則

ア 二年以下の懲役又は百万円以下の罰金

命令違反(四イ(7)、(4)の行為)

イ 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

(7) 行為違反(四イ(7)、(4)の行為)

(4) 命令違反(四イ(4)、(2)の行為)

ウ 六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金

行為違反(四イ(4)、(2)の行為)

エ 三十万円以下の罰金

命令違反(四イ(4)の行為)

オ 二十万円以下の罰金

立入調査拒否等

カ 法人等に対する両罰規定

三 施行期日

平成二十七年四月一日(ただし、知事指定薬物の禁止行為に関する規定、警告・命令等に関する規定及び罰則に関する規定は、平成二十七年五月一日)

条 例

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十九号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条 第五条）
 - 第二章 薬物の濫用の防止に関する基本的な施策（第六条 第十条）
 - 第三章 薬物の濫用の防止のための規制（第十一条 第十八条）
 - 第四章 雑則（第十九条）
 - 第五章 罰則（第二十条 第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、薬物の濫用による被害が深刻化している状況を踏まえ、薬物の濫用の防止に関し、県等の責務を明らかにし、基本的な施策及び薬物の依存症からの患者の回復の支援のための施策を定めるとともに、薬物の製造、販売等の規制を行うことにより、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を確保し、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四号）第一条に規定する大麻
- 二 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚醒剤及び同条第五項に規定する覚醒剤原料
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬

神薬

- 四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしから

五 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定する物

六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号。第十三条第二項において「法」という。）第二条第十五項に規定する指定薬物

七 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。第十一条第一項において「精神毒性」という。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められる物

（県の責務）

第三条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、前項の施策の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体並びに薬物の濫用の防止を目的とする団体との連携協力を図るものとする。

（県民の責務）

第四条 県民は、薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めるとともに、薬物の濫用の防止に資すると認められる情報を得たときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

（不動産業を営む者等の責務）

第五条 不動産業を営む者又は不動産業を営む者を主たる構成員とする団体は、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めるとともに、薬物の濫用に係る不動産の利用の防止に資する取組を行うよう努めなければならない。

第二章 薬物の濫用の防止に関する基本的な施策

（推進体制の整備等）

第六条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 知事及び公安委員会は、相互に連携協力を図りながら薬物の濫用の防止に関する調査、指導その他の措置を講ずるものとする。

（調査研究等）

第七条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物に関する調査研究を行うとともに、薬物に係る試験及び検査

に関する研究及び技術開発を推進し、並びにそれらの成果の普及を図るものとする。

2 県は、薬物に関する調査研究並びに薬物に係る試験及び検査について、国、他の地方公共団体その他薬物に関する研究機関に対し協力を求めることができる。

(情報の収集及び提供等)

第八条 県は、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を確保するため、薬物に関する情報について、収集及び整理を行うとともに、最新の科学的知見に基づく分析及び評価を行うものとする。

2 県は、薬物に関する情報について、国、他の地方公共団体その他薬物に関する研究機関に対し、その提供を求めることができる。

3 県は、第一項の規定による情報の分析及び評価の結果について、薬物の濫用の防止に関する施策及び薬物の製造、販売等の規制に的確に反映させるものとする。

4 県は、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を確保するため、県民に対し、必要な情報を提供するものとする。

(教育及び学習の推進)

第九条 県は、県民が薬物の危険性に関する正しい知識に基づき行動することができるよう、教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(薬物の依存症からの回復支援)

第十条 県は、薬物の依存症からの患者の回復に資するため、医療機関その他の関係機関及び薬物の濫用の防止を目的とする団体との連携を図るとともに、相談体制及び専門的な治療等に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三章 薬物の濫用の防止のための規制

(知事指定薬物の指定)

第十一条 知事は、第二条第七号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、最新の科学的知見に基づき精神毒性を有すると認められるものを知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、埼玉県地方薬事審議会の意見を聴かなければならない。ただし、県民の健康及び安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ埼玉県地方薬事審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、知事は、第一項の規定による指定を行った後、速やかに、その旨を埼玉県地方薬事審議会に報告するものとする。

4 第一項の規定による指定は、規則の定めるところにより、その旨を告示することにより行うものとする。

(知事指定薬物の指定の失効等)

第十二条 前条第一項の規定による指定は、知事指定薬物が第二条第一号から第六号までに掲げる薬物に指定され、又は該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。

2 知事は、前条第一項の規定による指定の必要がなくなったと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

3 前条第四項の規定は、前項の規定による解除について準用する。

4 知事指定薬物に関して適用される罰則の規定は、第一項の規定により知事指定薬物の指定の効力が失われる前又は第二項の規定により知事指定薬物の指定を解除する前にした行為についても、これを適用する。

(製造等の禁止)

第十三条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

一 知事指定薬物(知事指定薬物を含有する物又は植物を含む。以下同じ。)を製造し、又は栽培すること。

二 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること(県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。)

三 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。

四 知事指定薬物を所持(販売又は授与の目的による所持を除く。)(し、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること。

五 知事指定薬物をみだりに使用することを知って、その場所を提供し、又はあつせんすること。

2 前項の規定は、法第七十六条の六第二項の規定による命令を受けた者に係る物品については同項に規定する間、法第七十六条の七の二第二項の規定による命令を受けた者に係る物品については同項に規定する間、これらの命令に係る行為について、適用しない。

(立入調査等)

第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、知事指定薬物又はこれに該当する疑いがある物(以下この項、次項及び第二十四条において「知事指定薬物等」という。)を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は試験のため必要な最

少量に限り知事指定薬物等の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入調査を行う職員は、規則又は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告)

第十五条 知事は、第十三条第一項の規定に違反した者に対し、必要な警告を発することができる。

2 第十三条第一項の規定に違反した者が、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人の業務に関しては、その法人又は人に対しても、前項の規定による警告を発することができる。

3 第一項の警告は、規則で定める様式による警告書を交付して行うものとする。

(製造中止等の命令)

第十六条 知事は、前条第一項の規定による警告に従わない者に対し、その者が行う第十三条第一項各号に掲げる行為の中止(次項において「知事指定薬物の製造等の中止」という。)を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを命じることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の規定に違反した者に対し、前条第一項の規定による警告を発することなく、知事指定薬物の製造等の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを命じることができる。

一 県民の健康及び安全を確保するため緊急を要する場合で、前条第一項の規定による警告を発するいとまがないとき。

二 第十三条第一項の規定に違反した者が、過去三年以内に前条第一項の規定による警告を受けたことがあるとき。

(緊急時の勧告)

第十七条 知事は、第二条第七号に掲げる薬物の濫用により県民の健康等に重大な被害が生じ、又は生じる蓋然性が高いと認めるときは、第十一条第一項の規定により当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、当該薬物(当該薬物を含有する物又は植物を含む。以下この項及び次条第二項において「勧告対象薬物」という。)を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、販売若しくは授与の目的で

広告し、購入し、譲り受け、又は使用する者に対し、その行為を中止し、又は勧告対象薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを勧告することができ。

2 知事は、前項の規定による勧告をしたときは、速やかにその旨を公表するものとする。

(公安委員会の要請)

第十八条 公安委員会は、第十二条第一項の規定に違反する行為を発見したときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

2 公安委員会は、勧告対象薬物の濫用により県民の健康等に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると判断したときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に勧告等必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

第四章 雑則

(委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

(罰則)

第二十条 第十六条の規定による命令(第十三条第一項第一号又は第二号に掲げる行為に係るものに限る。)に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項第一号又は第二号の規定に違反してこれらの規定に掲げる行為をした者

二 第十六条の規定による命令(第十三条第一項第三号又は第四号に掲げる行為に係るものに限る。)に違反した者

第二十二条 第十三条第一項第三号又は第四号の規定に違反してこれらの規定に掲げる行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第十六条の規定による命令(第十三条第一項第五号に掲げる行為に係るものに限る。)に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第十四条第一項若しくは第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同条第一項若しくは第二項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同条第一項の規定による知事指定薬物等の提

出の要求に応じなかった者は、二十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条第一項及び第五章の規定は、平成二十七年五月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県中小企業高度化資金特別会計条例（埼玉県条例第二十号）（金融課）

一 趣旨

小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止により、同法に基づき設置されている埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計が廃止されることを踏まえ、埼玉県中小企業高度化資金特別会計を設置するための条例の制定

二 内容

（一） 設置

中小企業高度化資金の円滑な運営とその経理の適正を図るため、埼玉県中小企業高度化資金特別会計を設置する。

（二） 歳入及び歳出

ア 歳入

独立行政法人中小企業基盤整備機構からの借入金、一般会計繰入金、貸付金償還金その他の諸収入

イ 歳出

貸付金、独立行政法人中小企業基盤整備機構への償還金、一般会計繰出金その他の諸支出

三 施行期日等

（一） 施行期日

平成二十七年四月一日

（二） 経過措置

平成二十六年年度の末日において埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計に所属する権利義務は、埼玉県中小企業高度化資金特別会計に帰属する。

条 例

埼玉県中小企業高度化資金特別会計条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十号

埼玉県中小企業高度化資金特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定により、中小企業高度化資金の円滑な運営とその経理の適正を図るため、中小企業高度化資金特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの借入金、一般会計繰入金、貸付金償還金その他の諸収入をもってその歳入とし、貸付金、独立行政法人中小企業基盤整備機構への償還金、一般会計繰出金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 平成二十六年度の末日において小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第五十七号)第九条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第一百五号)第十条第一項の規定により設置された小規模企業者等設備導入資金特別会計に所属する権利義務は、中小企業高度化資金特別会計に帰属するものとする。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十一号）（森づくり課）

一 趣旨

埼玉県森林整備加速化・林業再生基金の設置期間を延長するための改正

二 内容

基金の設置期間を、平成二十七年三月三十一日から平成二十八年三月三十一日に延長

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十一号

埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年埼玉県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十

二号）（公営企業・総務課）

一 趣旨

地域整備事業として実施する事業を変更するための改正

二 内容

- (一) 産業の振興に資する施設のための用地を造成し、及び供給する事業
- (二) 地域の振興に資する施設並びに墓園、公園及び緑地の機能を有する施設を整備し、及び管理する事業

三 施行期日

平成二十七年四月一日

条 例

埼玉県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十二号

埼玉県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項を次のように改める。

地域整備事業として行う事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- 一 産業の振興に資する施設のための用地を造成し、及び供給する事業
- 二 地域の振興に資する施設並びに墓園、公園及び緑地の機能を有する施設を整備し、及び管理する事業

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）（教委・総務課）

一 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を行う。

二 内容

(一) 教育長の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行う者を、教育委員会から知事に改める。

(二) その他規定の整備

三 施行期日

(一) 施行期日

平成二十七年四月一日

(二) 経過措置

この条例の施行の際現に在職する教育長が、従前の例により在職する場合において、改正前の規定は、なおその効力を有する。

条 例

埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十二号

埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十六条第二項の規定に基く教育長の給与等」を「埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件」に改める。

第三条中「他の一般職に属する」を「一般職の」に改める。

第四条第二項第一号中「懲戒免職の」を「非違を理由として教育長としての身分を失わせる」に改める。

第六条第四項中「教育委員会」を「知事」に改め、同項第一号中「懲戒免職の」を「非違を理由として教育長としての身分を失わせる」に改める。

第七条中「及び」を「、職務に専念する義務の免除」に、「外」を「ほか」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十四号）（教委・総務課）

一 趣旨

知事がスポーツに関する事務を管理し、及び執行すること等に伴い、職員の定数を改定するものである。

二 内容

埼玉県教育委員会事務局職員

七百三十九人　　七百二十六人（十三人）

三 施行期日

平成二十七年四月一日

条 例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十四号

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七百三十九人」を「七百二十六人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）（教委・総務課）

一 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

二 内容

- (一) 教育委員会委員長の報酬に係る規定の削除
- (二) その他規定の整備

三 施行期日

- (一) 施行期日

平成二十七年四月一日

- (二) 経過措置

この条例の施行の際現に在職する教育長が、従前の例により在職する場合において、改正前の規定は、なおその効力を有する。

条 例

行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十五号

行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「（教育長に任命された委員を除く。）」を削る。

別表第一中	
教育委員会	委員
	委員長
	委員（教育長に任命された委員を除く。）
	月額
	二四九、
	二一五、

を	
教育委員会	委員
	月額
	二二五、

〇〇〇円
〇〇〇円
〇〇〇円
に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十六号）（教委・総務課）

一 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を踏まえ、教育委員会委員の定数を改定する。

二 内容

埼玉県教育委員会委員の定数を改定する。

六人 五人（一人）

三 施行期日等

（一） 施行期日

平成二十七年四月一日

（二） 経過措置

この条例の施行の際現に在職する教育長が、従前の例により在職する場合には、改正前の規定は、なおその効力を有する。

条 例

埼玉県教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十六号

埼玉県教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会委員の定数を定める条例（平成十二年埼玉県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

「六人」を「五人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の埼玉県教育委員会委員の定数を定める条例の規定は適用せず、この条例による改正前の埼玉県教育委員会委員の定数を定める条例の規定は、なおその効力を有する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教育環境整備基金条例（埼玉県条例第二十七号）（教委・財務課）

一 趣旨

特色ある学校教育の推進に資する埼玉県立学校の教育環境の整備及び充実に要する経費の財源に充てるため、埼玉県教育環境整備基金を設置するための条例の

制定

二 内容

基金の設置、積立て、管理、処分等について規定する。

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県教育環境整備基金条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十七号

埼玉県教育環境整備基金条例

(設置)

第一条 特色ある学校教育の推進に資する埼玉県立学校の教育環境の整備及び充実に要する経費の財源に充てるため、埼玉県教育環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額を含めて当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

一 前条に規定する目的のために寄附された寄附金の額

二 埼玉県立学校の用途を廃止し普通財産となったものの売払代金の一部の額

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、特色ある学校教育の推進に資する埼玉県立学校の教育環境の整備及び充実に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十八号）（県立学校人事課）

一 趣旨

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正

二 内容

学校職員の定数の改定

三 施行期日

平成二十七年四月一日

条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十八号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	学校種別	職員種別	
その他の職員	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程）	校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	八、一四四 人
一、四四六 人	県立及び市町村立の特別支援学校	三、七四六 人	四六九 人
六二二 人	県立及び市町村立の中学校	一一、三八八 人	一九、三〇一 人
一、二一三 人	市町村立小学校	一、二一三 人	一、二一三 人

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間は、同項の表中「八、一四四人」とあるのは「八、二〇七人」と、「一一、三八八人」とあるのは「一一、四九二人」とする。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十九号）（警務課）

一 趣旨

平成二十七年年度における警察官六十一人の増員に伴い、警察官の階級別定数を改定するための改正

二 内容

平成二十七年年度における警察官六十一人の増員に伴い、警視の定数「二百八十四人」を「二百八十五人」に、警部の定数「六百六十九人」を「六百七十三人」に、警部補及び巡査部長の定数「六千八百十三人」を「六千八百四十九人」に、巡査の定数「三千五百六十九人」を「三千五百八十九人」に改める。

三 施行期日

平成二十七年四月一日

条 例

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十九号

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二百八十四人」を「二百八十五人」に、「六百六十九人」を「六百七十三人」に、「六千八百十三人」を「六千八百四十九人」に、「三千五百六十九人」を「三千五百八十九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（埼玉
県条例第三十号）（交通企画課）

一 趣旨

道路交通法等の一部改正に伴い、自転車運転者講習手数料の額を定め、及び運
転免許試験手数料等の額を改定するための改正

二 内容

（一） 道路交通法等の一部改正に伴う、自転車運転者講習手数料の新設
講習一時間につき一、九〇〇円

（二） 道路交通法施行令の一部改正等に伴う、運転免許試験手数料等の額の改定

（例） 運転免許試験手数料

（大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験・一般）

（現行） 四、六〇〇円 （改正後） 四、四〇〇円

三 施行期日

平成二十七年四月一日から施行する。ただし、二（一）の改正については同年六
月一日から施行する。

条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第七号の表第四号イ③中「四千六百円」を「四千四百円」に、「七千七百円」を「七千四百円」に改め、同号ロ①中「千八百円」を「千七百五十円」に改め、同号ロ②中「千九百円」を「千八百五十円」に改め、同号ロ③中「三千五十円」を「三千百円」に改め、同号ハ③中「三千五十円」を「二千九百五十円」に、「四千六百円」を「四千五百円」に改め、同号ニ①中「千九百円」を「千八百五十円」に改め、同号ホ③中「四千六百円」を「四千五百五十円」に改め、同号ヘ③中「三千円」を「二千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千四百円」に改め、同表第四号のニイ中「三千八百五十円」を「三千六百五十円」に、「六千九百五十円」を「六千六百五十円」に改め、同号ロ中「四千五十円」を「三千八百五十円」に、「四千九百円」を「四千七百五十円」に改め、同表第六号イ中「三千六百円」を「三千五百円」に改め、同表第七号中「千二百円」を「千百円」に改め、同表第八号イ中「二万三千五百円」を「二万三千四百五十円」に改め、同号イただし書中「二千九百五十円」を「二千八百円」に、「三百五十円」を「五百五十円」に改め、同号イ①中「四千百五十円」を「四千元」に改め、同号イ②中「七千元」を「六千七百円」に改め、同号イ③及び④中「二千百円」を「二千四百五十円」に改め、同号イ⑤中「二千二百五十円」を「二千円」に改め、同号イ⑥中「千八百五十円」を「千七百五十円」に改め、同号ロただし書中「九百円」を「八百五十円」に、「二百円」を「三百五十円」に改め、同号ロ①中「三千七百五十円」を「三千六百円」に改め、同号ロ②中「六千四百円」を「六千百円」に改め、同号ロ③及び④中「千八百五十円」を「千九百五十円」に改め、同号ロ⑤中「二千円」を「千九百五十円」に改め、同号ロ⑥中「千九百五十円」を「二千百円」に改め、同号ハ②中「二千二百円」を「二千百円」に改め、同号ハ③及び④中「二千百円」を「千九百五十円」に改め、同号ハ⑤中「二千二百五十円」を「二千五百円」に改め、同号ハ⑥中「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同号ニ中「二万千八百五十円」を「二万千七百円」

に改め、同号二ただし書中「三千五十円」を「三千百円」に改め、同号二(1)中「四千四百五十円」を「四千二百五十円」に改め、同号二(2)中「七千八百円」を「七千四百円」に改め、同号二(3)中「三千百五十円」を「三千七百円」に改め、同号二(4)中「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同表第九号中「千二百円」を「千百円」に改め、同表第十号イ中「一万五千元」を「一万四千九百五十円」に改め、同号イただし書中「三千円」を「二千八百五十円」に、「百円」を「二百五十円」に改め、同号イ(1)中「四千百五十円」を「四千円」に改め、同号イ(2)中「千四百五十円」を「千三百五十円」に改め、同号イ(3)中「千三百五十円」を「千二百五十円」に改め、同号イ(4)及び(5)中「千四百五十円」を「千五百五十円」に改め、同号イ(6)中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同号口ただし書中「九百五十円」を「九百円」に改め、同号口(1)中「三千七百五十円」を「三千六百円」に改め、同号口(2)中「千四百円」を「千二百五十円」に改め、同号口(3)中「千三百円」を「千二百円」に改め、同号口(4)及び(5)中「千二百円」を「千三百五十円」に改め、同号口(6)中「千五百五十円」を「千三百円」に改め、同号八中「九千四百五十円」を「九千四百円」に改め、同号八ただし書中「千五十円」を「千百円」に、「ついでには五十円」を「ついでには百円」に改め、同号八(2)中「千五百円」を「千三百円」に改め、同号八(3)中「千五百五十円」を「千百円」に改め、同号八(4)及び(5)中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同号八(6)中「千五百五十円」を「千二百円」に改め、同号二中「一万二千八百五十円」を「一万二千七百五十円」に改め、同号二ただし書中「三千五十円」を「三千百五十円」に改め、同号二(1)中「四千四百五十円」を「四千二百五十円」に改め、同号二(2)中「千九百円」を「二千五十円」に改め、同号二(3)中「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同表第十一号イ中「二千八百円」を「二千八百五十円」に改め、同号口中「千七百円」を「千七百五十円」に、「三千二百五十円」を「三千三百円」に改め、同号八中「千円」を「千五十円」に改め、同表第十四号イ中「七百円」を「七百五十円」に改め、同号口中「二千四百五十円」を「二千三百五十円」に改め、同号八中「二千二百円」を「二千百円」に改め、同号二(1)中「四千七百円」を「四千六百五十円」に改め、同号ホ(1)中「四千百五十円」を「四千百円」に改め、同号ホ(2)中「四千五十円」を「四千円」に改め、同号ト中「三千百五十円」を「三千百円」に改め、同号チ中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同号又(1)中「二千百円」を「二千五十円」に改め、同号又(2)中「二千七百五十円」を「二千七百円」に改め、同号又(3)中「二千六百円」を「二千五百五十円」に改め、同号又(4)中「二千四百五十円」を「二千四百円」に改め、同号ル(1)中「六百円」を「五百円」に改め、同号ル(2)中「九百五十円」を「八百円」に改め、同号ル(3)中「千五百円」を「千三百五十円」に、「九百五十円」を「八百円」に改め、同

号ヲ(1)中「五千八百円」を「五千六百円」に、「五千三百五十円」を「五千二百円」に改め、同号ヲ(2)中「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同号ワ中「一万三千三百五十円」を「一万三千二百円」に、「九千二百円」を「九千五十円」に改め、同号に次のように加える。

カ 同法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習

講習一時間につき千九百円

別表第七号の表第十五号イ中「千六百円」を「千五百円」に改め、同号ニ中「五千八百円」を「五千六百円」に、「五千三百五十円」を「五千二百円」に改め、同表第十六号中「八百五十円」を「九百円」に改め、同表第十七号中「千五百五十円」を「千四百五十円」に、「三千百円」を「三千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第七号の表第十四号の改正規定（同号に力を加える部分に限る。）は、同年六月一日から施行する。

規 則

埼玉県青少年総合野外活動センター管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三号

埼玉県青少年総合野外活動センター管理規則を廃止する規則

埼玉県青少年総合野外活動センター管理規則(昭和五十年埼玉県規則第五十七号)
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

規則

埼玉県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四号

埼玉県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則
埼玉県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則（平成十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県第一種フロン類充填回収業者の登録等に関する規則

第一条第一項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第九条第二項（法第十二条第二項）」を「第二十七条第二項（法第三十条第二項）」に、「第十三条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第二項中「第二十一条第二項」を「第四十七条第三項」に改める。

第二条の見出しを「（第一種フロン類充填回収業廃業等届出書）」に改め、同条中「第十五条第一項」を「第三十三条第一項」に、「様式第一号」を「別記様式」に、「第一種フロン類回収業廃業等届出書」を「第一種フロン類充填回収業廃業等届出書」に改める。

第三条を削る。

第四条中「第一種フロン類回収業者登録簿（）」を「第一種フロン類充填回収業者登録簿（）」に、「第一種フロン類回収業者登録簿閲覧所」を「第一種フロン類充填回収業者登録簿閲覧所」に改め、同条を第三条とする。

第五条第一項中「第十四条」を「第三十二条」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第二号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第六条とする。

様式第一号中「第一種フロン類回収業廃業等届出書」を「第一種フロン類充填回収業廃業等届出書」に、「あて先」を「宛先」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第15条第1項」を「フロン類の使用の合

理化及び管理の適正化に関する法律第33条第1項」に、

「第一種フロン類回収
あった者の氏名又

業者で
は名称
「
」
第一種フロン類充填回収業者
であった者の氏名又は名称
「
」
届出者と第一種フロン
類回収業者との関係
」

「
」
届出者と第一種フロン類
充填回収業者との関係
」
「
」
第一種フロン類回収業者の」
「
」
第一種フ

ロン類充填回収業者の」
「
」
回収業者別記様式とする。

様式第二号を証す。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 改正前の様式第一号の規定による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用するにすることができる。

規 則

埼玉県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五号

埼玉県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則

埼玉県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和四十五年埼玉県規則第四十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

規 則

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則（昭和五十四年埼玉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第六号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十三条第六号の改正規定は、同年五月二十九日から施行する。

規 則

歯科技工士試験委員規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七号

歯科技工士試験委員規則を廃止する規則

歯科技工士試験委員規則（平成十七年埼玉県規則第百七十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

規則

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

(告示)

第一条 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年埼玉県条例第十九号。以下「条例」という。)第十一条第四項(条例第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事項を埼玉県報に掲載して行うものとする。

- 一 知事指定薬物
- 二 効力発生の日
- 三 その他必要な事項
(製造等の禁止の特例)

第二条 条例第十三条第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる用途に供する場合とする。

- 一 次に掲げる機関等における学術研究又は試験検査の用途
 - イ 国の機関
 - ロ 地方公共団体及びその機関
 - ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関
 - ニ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人
- 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号。第四号において「法」という。)第六十九条第四項に規定する試験の用途

三 条例第十四条第一項に規定する試験の用途

四 法第七十六条の六第一項に規定する検査の用途

五 犯罪鑑識の用途

六 前各号に掲げる用途のほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

(身分証明書)

第三条 条例第十四条第三項の身分を示す証明書の様式は、様式第一号のとおりとする。

(警告書)

第四条 条例第十五条第三項の規則で定める様式は、様式第二号のとおりとする。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに様式第二号の規定は、同年五月一日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（表面）

第 号	
身 分 証 明 書	
写真	所 属
	職 名
	氏 名
上記の者は、埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定により立入調査等を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
埼玉県知事 印	

8.5cm

5.4
cm

（裏面）

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、知事指定薬物又はこれに該当する疑いがある物（以下この項、次項及び第24条において「知事指定薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等の提出を求めることができる。

2 （略）

3 前2項の規定により立入調査を行う職員は、規則又は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 号
年 月 日

警 告 書
様

埼玉県知事



が行った下記1の行為は、埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例
第13条第1項第 号の規定に違反するので、同条例第15条第 項の規定
により下記2の措置を執るよう警告する。

記

1 違反行為

(1) 日時

(2) 場所

(3) 内容

2 執るべき措置の内容及び期限

規則

埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九号

埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則（平成八年埼玉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則

第一条中「。以下」を「。第二十条において」に、「以下」中小企業高度化資金等」を「次条及び第十条において「中小企業高度化資金」に改める。

第二条第一項中「中小企業高度化資金等」を「中小企業高度化資金」に改め、同条第四項中「一・一パーセント」を「〇・七五パーセント」に改める。

別表第一第六項を削り、同表第七項イ中「（次項イ及び第九項に掲げる事業を除く。）」を削り、同項を同表第六項とし、同表第八項を削り、同表第九項中「組合員等の」を「組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）の」に改め、「（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等）に買取予約付きで賃貸する場合を除く。）」を削り、同項を同表第七項とし、同表第十項イ中「から第六号まで」を「、第五号又は第六号」に改め、同項口中「から第八号まで」を「、第七号又は第八号」に改め、同項を同表第八項とし、同表中第十一項を第九項とし、第十二項から第十六項までを二項ずつ繰り上げる。

別表第二第一項中「すべて」を「全て」に、「、又は」を「又は」に改め、同表第二項から第四項までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同表第五項中「事業協同小組合若しくは協同組合連合会、」を「協同組合連合会若しくは事業協同小組合若しくは事業協同組合、協同組合連合会若しくは事業協同小組合の組合員等である特定中小事業者（政令第二条第一項第三号に規定する特定中小事業者をいう。次項及び第九項において同じ。）、「企業組合若しくは協業組合若しくは」に改め、「及び別表第三第二項イ」を削り、同表第六項を削り、同表第七項中「特定中小企業団体又は」を「特定中小企業団体（政令第二条第一項第二号イに規定する特定中小企業団体をいう。以下同じ。）若しくは特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合又は」に改め、同項を同表第六項とし、同表第

八項を削り、同表第九項中「組合員の」を「組合員等の」に改め、同項を同表第七項とし、同表第十項を同表第八項とし、同表第十一項中「組合員又は所屬員」を「組合員等」に改め、同項を同表第九項とし、同表第十二項中「組合員又は所屬員」を「組合員等」に改め、同項を同表第十項とし、同表中第十三項を第十一項とし、第十四項を第十二項とし、同表第十五項中「地域産業創造基盤整備事業」を「地域産業創造基盤整備活性化事業」に改め、同項を同表第十三項とし、同表第十六項中「商店街整備等支援事業」を「商店街整備等活性化支援事業」に改め、同項を同表第十四項とする。

別表第三第一項中「第十一項又は第十二項」を「第九項又は第十項」に、「。以下」及び「（以下）」の下に「この表において」を加え、同表第二項中「第七項又は第九項から第十一項」を「から第九項」に改め、同表第三項中「第十二項」を「第十項」に、「第十一項」を「第九項」に改める。

別表第四第一号中「事業協同組合等」を「事業協同組合、協同組合連合会」に、「製造業」を「、製造業」に改め、同表第二号中「第七項又は第十一項」を「第六項又は第九項」に改め、同表第三号を削り、同表第四号中「第十一項又は第十二項」を「第九項又は第十項」に改め、同号を同表第三号とし、同表第五号中「第五項まで、第七項、第八項、第十一項又は第十二項」を「第六項まで、第九項又は第十項」に改め、同号を同表第四号とし、同表第六号中「第七項又は第十二項」を「第六項又は第十項」に改め、「以下」の下に「この表において」を加え、同号を同表第五号とし、同表第七号中「第十一項」を「第九項」に改め、同号を同表第六号とし、同表第八号を同表第七号とし、同表第九号及び第十号を削り、同表第十号中「第七項、第十一項又は第十二項」を「第六項、第九項又は第十項」に改め、同号を同表第八号とし、同表第十二号中「事業協同組合若しくは事業協同小組合のみを会員とする」を削り、「に限る。」、第七項、第十項、第十一項又は第十二項を「の行う事業に限る。」、第六項、第八項、第九項又は第十項」に改め、同号を同表第九号とし、同表第十三号を削り、同表第十四号中「第七項、第八項又は第十一項」を「第六項又は第九項」に、「次号」を「以下この号及び次号」に、「第四十一条第二項」を「第四十九条第一項」に、「同法」を「中心市街地活性化法」に、「第九項」を「第十一項」に改め、同号を同表第十号とし、同表第十五号中「第七項（」を「第六項（」に、「第十一項又は第十二項」を「第九項又は第十項」に、「第四十一条第二項」を「第四十九条第一項」に、「同法」を「中心市街地活性化法」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第十六号中「第十一項」を「第九項」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第十七号を同表第十三号とし、同表第十八号中「から第九項又は第十一項」を「、第五項から第七項まで又は第九項」に改め、同号を

同表第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 別表第二第五項、第六項、第九項又は第十項に掲げる事業のうち、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第四条第一項の認定を受けた商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け

別表第四第十九号中「第十三項」を「第十一項」に改め、同号を同表第十六号とし、同表第二十号中「第十四項」を「第十二項」に改め、同号を同表第十七号とし、同表第二十一号を同表第十八号とし、同表第二十二号を同表第十九号とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に貸付けの決定がされた貸付金の貸付利率については、なお従前の例による。

規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「次号及び第五号」を「以下この条」に改め、同条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「次条第二号」を「以下この号及び次条第二号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 住宅品質確保法第六条第一項の設計住宅性能評価書（法第六条第一項第一号に掲げる基準に適合しているものに限る。以下この号において「設計住宅性能評価書」という。）の交付を受けている場合（前号に規定する場合を除く。） 当該設計住宅性能評価書の写し

第二条第一号中「前条第三号」を「前条第四号」に改め、同条第二号中「前条第四号」を「前条第五号」に改める。

第二条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第一条中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により建築基準法第六条第一項の確認の申請書を併せて提出し、同法第六条の三第四項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けている場合 当該通知書又はその写し

第二条第一号中「前条第四号」を「前条第五号」に改め、同条第二号中「前条

第五号」を「前条第六号」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年六月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年三月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人マンションサポートさいたま
- 三 代表者の氏名
小 林 正 孝
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県狭山市入間川二丁目十九番四十一号 四百九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、マンション区分所有者ならびに居住者に対し、専有部の適正な維持管理とマンション居住者間の良好なコミュニティ形成ならびに地域住民との連携を援助することで安心・安全な街づくりに寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第二百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を仮認定したので、同法第六十二条において準用する第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

特定非営利活動法人科学芸術学際研究所ISTA

二 代表者の氏名

高木隆司

三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

イ 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市北原二丁目五番二十八号 鈴木第二ビル二一

ロ その他の事務所の所在地

埼玉県所沢市和ヶ原三丁目三百十九番地の八

四 当該仮認定の有効期間

平成二十七年三月十七日から平成三十年三月十六日まで

告 示

埼玉県告示第二百四十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
青木 悟	肢体不自由	整形外科	青木中央クリニック	川口市柳崎三―七―二十四	平成二十五年二月一日
新井 幸男	肢体不自由、呼吸器機能障害	小児科	医療法人財団聖蹟会埼玉県央病院	桶川市坂田千七百二十六	平成二十六年十二月二十一日
窪田 公一	ぼうこう又は直腸機能障害、肝臓機能障害	外科	医療法人社団全仁会越谷北病院	越谷市千間台西二―四―六	平成二十七年一月一日
鈴木 良夫	肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害	内科	すずかけのき越谷クリニック	越谷市大成町一―二千二百四十七―一	平成二十七年一月十八日
平井 弥夫	肢体不自由	内科	川口さくら病院	川口市神戸二百五十八―一	同
渋谷 雅之	視覚障害	眼科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	平成二十七年二月二十日

城下 哲夫	視覚障害	眼科	医療法人白水会栗原眼科病院	羽生市下岩瀬二百八十九	同
原 雄将	視覚障害	眼科	東松山市立市民病院	東松山市松山二千三百九十二	同
堀田 浩史	視覚障害	眼科	医療法人白水会栗原眼科病院	羽生市下岩瀬二百八十九	同
阿部 一博	平衡機能障害、音声・言語機能障害	脳神経外科	医療法人社団青葉会狭山神経内科病院	狭山市加佐志六十五	同
井谷 茂人	聴覚障害、音声・言語機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町一―十九―三	同
吳 松晃	聴覚障害、音声・言語機能障害、そしてやく機能障害	耳鼻咽喉科	幸手耳鼻咽喉科	幸手市幸手百八十一―二	同
田中 雄也	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしてやく機能障害	耳鼻咽喉科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	同

中村 一博	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町一―十九―三	同
西山 穰	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害、害、肢体不自由	神経内科	医療法人社団青葉会狭山神経内科病院	狭山市加佐志六十五	同
二宮 充喜子	音声・言語機能障害、害	神経内科	国立障害者リハビリテーションセンター病院	所沢市並木四―一	同
馬場 有加	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院	入間郡三芳町藤久保九百七十四―三	同
峯岸 成	聴覚障害、平衡機能障害	耳鼻咽喉科	みねぎし耳鼻咽喉科クリニック	川口市芝宮根町一―十三	同
村上 敦史	聴覚障害	耳鼻咽喉科	村上耳鼻咽喉科医院	狭山市入間川三―二十一―五	同
盛田 恵	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人誠壽会上福岡総合病院	ふじみ野市福岡九百三十一	同

會沢 哲士	肢体不自由	形成外科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	同
飯塚 慎吾	肢体不自由	整形外科	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	和光市諏訪二―一	同
長田 秀夫	肢体不自由	脳神経外科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	同
高尚均	肢体不自由	神経内科	埼玉みさと総合リハビリテ― ション病院	三郷市新和五―二百七	同
坂口 勝信	肢体不自由	整形外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十 八	同
竹島 憲一郎	肢体不自由	整形外科	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	和光市諏訪二―一	同
田中 薫	肢体不自由	内科	社会医療法人壮幸会ハ―トフ ル行田	行田市下忍千百五十七―一	同
永石 雅也	肢体不自由	脳神経外科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五十	同
中尾 晃	肢体不自由	内科	医療法人彩清会清水病院	秩父郡皆野町皆野千三百九十 ―二	同

中野 琢巳	肢体不自由	内科、リハビリテーション科	北上尾クリニック	上尾市上四十四―二	同
羽賀 大輔	肢体不自由	脳神経外科	医療法人社団愛友会三郷中央総合病院	三郷市幸房七百四十五	同
橋本 祐二	肢体不自由	神経内科	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚百四十八―一	同
堀 匠	肢体不自由	リハビリテーション科	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚百四十八―一	同
安西 誠	心臓機能障害	内科	医療法人財団東京勤労者医療会みさと協立病院	三郷市田中新田二百七十三―一	同
加藤 泰之	心臓機能障害	心臓血管外科	社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	狭山市鶴ノ木一―三十三	同
関根 利藏	心臓機能障害	循環器科	医療法人財団明理会春日部中央総合病院	春日部市緑町五―九―四	同
矢嶋 紀幸	心臓機能障害	循環器科	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪二―一	同
米山 暁	心臓機能障害	循環器科	医療法人関越病院	鶴ヶ島市脚折百四十五―一	同

雨宮 伸幸	じん臓機能障害	腎臓内科	社会福祉法人恩賜財団済生会 支部埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門七百十四―六	同
矢澤 聰	じん臓機能障害	内科、泌尿器科	あやめ診療所	北本市北本四―二百―一〇三	同
國方 徹也	呼吸器機能障害	小児科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十 八	同
杉山 公美弥	呼吸器機能障害、 免疫機能障害	呼吸器内科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五十	同
館脇 正充	呼吸器機能障害	呼吸器内科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五十	同
林 伸一	呼吸器機能障害	呼吸器内科	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	和光市諏訪二―一	同
松村 輔二	呼吸器機能障害	呼吸器外科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五十	同
岡田 了祐	ぼうこう又は直腸 機能障害	外科	医療法人社団武蔵野会新座志 木中央総合病院	新座市東北一―七―二	同
北 順二	ぼうこう又は直腸 機能障害	消化器外科	埼玉県厚生農業協同組合連合 会熊谷総合病院	熊谷市中西四―五―一	同

小池 太郎	ぼうこう又は直腸 機能障害	外科	社会福祉法人恩賜財団済生会 支部埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門七百十四―六	同
城武 卓	ぼうこう又は直腸 機能障害	泌尿器科	埼玉医科大学国際医療センタ 	日高市山根千三百九十七―一	同
細田 悟	ぼうこう又は直腸 機能障害	泌尿器科	医療法人社団武蔵野会新座志 木中央総合病院	新座市東北一―七―二	同
森 至弘	ぼうこう又は直腸 機能障害、小腸機 能障害	消化器外科	埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町小室七百八十	同
大木 宇希	小腸機能障害	外科	小川赤十字病院	比企郡小川町小川千五百二十 五	同
高木 正人	肝臓機能障害	内科	医療法人清心会至聖病院	狭山市下奥富千二百二十一	同

告 示

埼玉県告示第二百四十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
坂口 兌	肢体不自由	医療法人社団徳治会川田谷クリニック	桶川市川田谷三千五百六十一	平成二十六年六月十六日
島津 智一	肢体不自由	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町元本郷三十八	平成二十六年十二月一日
笹岡 大史	心臓機能障害	介護老人保健施設ルーエハイム	桶川市川田谷四千九百四十八	平成二十六年十二月十五日
松本 泰	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	埼玉県熊谷赤十字血液センター	熊谷市奈良新田三百九十八	平成二十六年十二月十九日
竹下 恵美子	ぼうこう又は直腸機能障害	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二一―五十	平成二十七年一月一日
古川 浩	じん臓機能障害	医療法人一心会伊奈病院	北足立郡伊奈町小室九千四百十九	平成二十七年一月七日
宮城 淳	肢体不自由	医療法人陽名会宮城内科クリニック	北葛飾郡杉戸町清地四一〇―二 十四	平成二十七年一月八日
村上 てるみ	肢体不自由、呼吸器機能障害	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門七百十四―六	平成二十七年一月十七日

山崎 望人

心臓機能障害、呼吸器
機能障害、ぼうこう又
は直腸機能障害、小腸
機能障害

熊谷外科病院

熊谷市佐谷田三千八百十一

平成二十七年二月六日

告 示

埼玉県告示第二百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ギガモール上福岡店

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ舞二丁目四十番一号、四十一番一号・二号、四十二番一号、四十五番一号・五号・八号

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社鈴藤 代表取締役 鈴木きよ子

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ舞一丁目一番十四号

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十五年九月一日

告 示

埼玉県告示第二百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク北本東間店

埼玉県北本市東間五丁目五十三 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年十月二十八日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千五十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一五一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十七年二月二十七日

二 縦覧期間

平成二十七年三月十七日から平成二十七年七月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月十七日から平成二十七年七月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

細谷ビル

埼玉県北本市二ツ家四丁目百三十三番地一 外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 歩道の設置

新規に商業施設ができることにより大型の配送車が現在より倍になると判断します。

また、両側の商業施設へ入店する為、歩行者及び自転車が両側を走行する時間帯が増えると判断します。

現状の幅では、大型の配送車がすれ違う際には、歩道とされる部分も車道となっており、道路の両側を歩行される歩行者の安全を保つ為、計画地側において、道路幅（歩道）の確保の為、計画地の一部を道路として供出し、歩道を設置していただきたい。

(2) 交通誘導員設置

メイン道路の旧中山道は、まもなく圏央道の工事が終わり、現在よりも交通量が増えることが明らかであります。

旧中山道は、児童、生徒の通学路であり、桶川駅へ向かう方の自転車の通行量が多い道路であります。

このような状況において、安全を確保するため駐車場への入出庫には再三の注意が必要と考えます。

現在、隣接の商業施設では、地元の方の意向に沿って常時交通誘導員を置いております。また、隣接の商業施設との間にあります交差点においても数年前安全対策として信号機が設置されました。

地元の方の安全を守るべく、常時、交通誘導員を設置して頂きたい。

(3) 地元説明会時の対応について

地元説明会当日において、上記2点に対する意見が出ましたが、「説明会の

主旨に合わない」としてその意見を取り上げることがなく、回答も成されなかった。

地元説明会を開催するという主旨に対し、地元の方の意見を聞かない態度に不信感を得ました。

今後、地元の方に対して、再度説明会を開催し、住民よりの意見を聞き、十分な安全対策に配慮した誠意ある回答を頂きたい。

二 縦覧期間

平成二十七年三月十七日から平成二十七年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

告 示

埼玉県告示第二百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マミーマートふじみ野鶴ヶ舞店

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ舞二丁目四十番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年十一月十五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千五百四十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一四九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二〇四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から翌午前〇時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午前九時四十五分

荷さばき施設三 午前六時から午前九時四十五分

荷さばき施設四 午前六時から午前九時四十五分

ト 届出年月日

平成二十七年三月六日

二 縦覧期間

平成二十七年三月十七日から平成二十七年七月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月十七日から平成二十七年七月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

細谷ビル

埼玉県北本市二ツ家四丁目百三十三番地一 外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 建設場所は北本市立東小学校・東中学校の学区内であり、付近は児童・生徒の居住区内である。また、大型車両の通行する道路が学区及び通学路となっていることから、大型車両の出入りについては、小・中学校の児童・生徒の登下校及び休日も含め、誘導員を配置するなど安全確保に十分に配慮すること。
- (2) 工事車両、搬入出車両、来客車両等の交通整理、及び通学路の歩行スペースの確保、注意を呼びかける表示等を設置するとともに、路上駐車させない等、安全確保に十分にする事。
- (3) 開発区域と市道二四三一号線との間の歩道の設置については、市と再度協議すること。また、変更があった場合、理由書を提出するとともに、修正図面を合わせて提出すること。

二 縦覧期間

平成二十七年三月十七日から平成二十七年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

告 示

埼玉県告示第二三五五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）でんきち杉戸店計画

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目五百八十七番一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社でんきち 代表取締役 宮博

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目三番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社でんきち 代表取締役 宮博

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目三番四号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年十一月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百八十一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一九立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前九時から午前十一時、午後四時から午後六時

ト 届出年月日

平成二十七年二月二十七日

二 縦覧期間

平成二十七年三月十七日から平成二十七年七月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月十七日から平成二十七年七月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第二百五十四号

告 示

建設業法（昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十七年三月十二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社コクト 測建	埼玉県草加市稲荷六丁目五番五号	福島 紀生	埼玉県知事許可 （般 二二一） 第四〇六五六号
株式会社創友建 設	埼玉県草加市高砂二丁目二番一八号	星野 拓	埼玉県知事許可 （般 二二一） 第五一六三一号
有限会社鳥谷部 建工	埼玉県草加市青柳八丁目三〇番八	鳥谷部 清一	埼玉県知事許可 （般 二二一） 第四七四一六号
株式会社大和田 設備	埼玉県越谷市東大沢五丁目一一番地一	大金 哲	埼玉県知事許可 （般 二二一） 第六五三六五号
有限会社工藤建 鉄	埼玉県越谷市大沢一六四六番地一一	工藤 忠男	埼玉県知事許可 （般 二二一） 第二八一六四号
有限会社藤紀興 業	埼玉県越谷市東越谷八丁目一八六番地	加藤 晃	埼玉県知事許可 （般 二二三） 第五一六七九号
フジ商事株式会 社	埼玉県越谷市神明町三丁目一七〇番地四	午脇 涌三	埼玉県知事許可 （般 二二三） 第三〇二八一号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社相電気	埼玉県八潮市中央二丁目五番地五	佐藤 仁紀	埼玉県知事許可 (般 二二二) 第六四五〇一号
大和電気工事有限公司	埼玉県八潮市八潮三丁目一番地一	初山 智英	埼玉県知事許可 (般 二二二) 第五〇七五八号
株式会社スぺー スインダストリ ー	埼玉県三郷市下彦川戸 七三七番地の一	南川 達夫	埼玉県知事許可 (般 二二二) 第五五四一六号
岡建ホーム株式 会社	埼玉県吉川市中曾根二 丁目一二番地八	岡田 勝王	埼玉県知事許可 (般 二二三) 第四一四六七号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

平成二十七年埼玉県告示第九十五号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申し出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。

告 示

埼玉県告示第二百五十五号

平成二十六年埼玉県告示第千三百八十八号で公示した公共測量（土地区画整理事業 基準点座標変換測量）は、平成二十六年十月三十一日終了した旨測量計画機関である三郷インターA地区土地区整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第七百五十七号で告示した羽生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

羽生市

二 都市計画事業の種類及び名称

羽生都市計画下水道事業羽生公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十年十二月二十三日から

平成三十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 福島 浩 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 薄小森線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
五番一 地先 まで	秩父郡小 鹿野町 両神小 森字半 淵四七 六八番 二地先 から同 郡	区 間
一七・七〇	二・九七 七・二一	敷地の幅員 (メートル)
八二六・二〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 福 島 浩 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 藤倉吉田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで 藤倉字薬沢二四六九番一 地先	秩父郡小鹿野町藤倉字薬沢二 五三三番一 地先から同郡同町	区 間
二五・二〇 六・四〇 〃	二二・〇〇 三・五〇 〃	敷地の幅員 (メートル)
二六二・四〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人工藤道弘から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 鈴 木 弘

埼玉県監査委員 本 木 茂

平成26年度

埼玉県包括外部監査結果報告書

埼玉県の下水道事業における財務に関する事務の執行について

公益財団法人埼玉県下水道公社の出納その他の事務の執行について

埼玉県包括外部監査人

公認会計士 工藤 道弘

平成27年3月6日

埼玉県県議会議長
埼玉県知事 様
埼玉県監査委員

埼玉県包括外部監査人
公認会計士 工藤 道弘

平成26年4月1日付け包括外部監査契約書第8条に基づき、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出いたします。

埼玉県下水道事業における財務に関する事務の執行について

目 次

I	包括外部監査の概要	6
1.	監査の種類	6
2.	選定した特定の事件（テーマ）	6
3.	特定の事件（テーマ）を選定した理由	6
4.	監査の要点	7
5.	監査の主な手続き	7
6.	監査の対象機関	8
7.	監査の対象年度	8
8.	監査の実施期間	8
9.	監査従事者	9
10.	利害関係	9
11.	表示数値	9
II	埼玉県下水道事業における財務に関する事務の執行について	10
第1	監査対象の概要	10
1.	下水道の役割	10
2.	下水道の種類	11
3.	下水道のしくみ	12
4.	埼玉県下水道事業の歴史	14
5.	公共下水道の普及状況	15
6.	流域下水道の処理能力	17
7.	下水道の建設	19
8.	老朽化設備の更新	22
9.	下水道の管理運営	23
10.	下水道事業の体制	24
第2	監査の結果と意見（総括）	28
第3	監査の結果と意見（個別）	30
1.	埼玉県下水道局中期経営計画	30

(1) 事業計画と実績との対比	30
(2) 老朽化対策	33
(3) 震災対策	40
(4) 合流式下水道の改善	41
(5) 高度処理の推進	42
(6) 流域別計画	44
(7) 財政収支計画	55
2. 下水道事業に係る財務事務の流れ	66
3. 下水道事業に係る決算内容	67
(1) 一般会計の過去4年間の歳出内容	67
(2) 流域下水道事業に係る過去2年間の決算内容	68
(3) 地方公営企業会計制度の見直し	72
4. 民間の経営感覚に基づく効率的な業務運営	74
(1) 地方公営企業法の全部適用	74
(2) 埼玉県における取組み	74
5. 固定資産	76
(1) 固定資産の概要	76
(2) 固定資産の取得価額	87
(3) 固定資産の管理状況	87
(4) 休止固定資産	89
(5) 固定資産の取得取引及び修繕取引の概要	91
6. 下水道事業に係る公債費	92
(1) 県債の発行額、償還額、残高（直近4年間）	92
(2) 利子の支払額（直近4年間）	92
(3) 県債償還金及び利子の影響	92
7. 各流域別維持管理負担金単価算定における収支差の取扱い	93
(1) 維持管理負担金単価の算定方法	93
(2) 維持管理負担金単価算定における累積収支差額の具体的取扱い	94
(3) 累積収支差額の発生	98
(4) 累積収支差額（繰越金）の返金	100
8. 流域下水道の更新費、修繕費	102
(1) 平成22年度～平成25年度の流域別実績	102
(2) 平成26年度～平成35年度の更新費及び修繕費の計画	106
9. 維持管理費・資本費（建設費＋公債利息）の回収	112
(1) 維持管理費の回収	112
(2) 資本費の回収	116

1 0.	放射性物質を含む下水汚泥焼却灰	117
(1)	下水汚泥焼却灰の有効利用（リサイクル）状況	117
(2)	放射性物質を含む下水汚泥焼却灰の保管場所	117
(3)	焼却灰保管量の推移	119
(4)	指定廃棄物に対する埼玉県の方針	120
(5)	下水汚泥焼却灰の処理費用及び人件費	121
1 1.	公益財団法人埼玉県下水道公社への維持管理業務の委託	123
(1)	委託契約の形態	123
(2)	契約	123
(3)	埼玉県と下水道公社との契約手続き	124
(4)	業務委託料	124
(5)	他の都道府県における維持管理業務の委託事例	125
(6)	下水道公社との契約形態の見直しに関する検討	129
(7)	下水道公社との契約期間の見直しに関する検討	132
1 2.	下水道事務所	133
(1)	競争原理について	133
	<荒川左岸南部下水道事務所>	134
	<荒川右岸下水道事務所>	156
	<荒川左岸北部下水道事務所>	167
	<市野川水循環センター（包括的民間委託）>	187
	<中川下水道事務所>	212

公益財団法人埼玉県下水道公社の出納その他の事務の執行について

目 次

Ⅲ 公益財団法人埼玉県下水道公社の出納その他の事務の執行について	219
第1 監査対象の概要	219
1. 公益財団法人埼玉県下水道公社の概要	219
(1) 概要	219
(2) 沿革	220
(3) 組織図	221
(4) 評議員	222
(5) 役員	222
(6) 事業内容	223
2. 業務内容	224
(1) 各事業の業務内容	224
(2) 各事業の損益状況（過去4年間）	228
第2 監査の結果と意見（総括）	230
第3 監査の結果と意見（個別）	231
1. 決算内容	231
(1) 決算書の2年度比較	231
2. 流域下水道維持管理事業	237
(1) 事業流域別維持管理事業収益額の推移	237
3. 委託費	240
(1) 流域別委託費計上額の過去4年間の推移	240
(2) 再委託の業務内容	241
(3) 委託契約の事務フロー	241
(4) 近隣2県との比較（過去4年間）	243
4. 修繕費	244
(1) 修繕項目及び金額の決定	244
(2) 修繕契約の事務フロー	244
(3) 最新の修繕10か年計画（平成26年度～平成35年度）	245
(4) 過去4年間の修繕費計上額	246
5. 薬品費	248
(1) 薬品費計上額（過去4年間）	248

(2) 流域別薬品費計上額（過去4年間）	248
(3) 薬品管理の方法及び責任者	248
6. 人件費	250
7. 未払金	251
(1) 未払金の支払事務手続きの事務フロー	251
(2) 過去5年間の未払金残高の推移	252
8. 下水道公社本社、各支社	253
(1) 競争原理について	253
(2) 予定価格の適切な設定について	253
(3) インハウス検討委員会について	254
(4) 見積りに基づく設計金額の算定について	254
<下水道公社本社>	255
<荒川左岸南部支社>（荒川水循環センター）	271
<荒川左岸北部支社>（元荒川水循環センター）	293
<荒川右岸支社>（新河岸川水循環センター）	303
<中川支社>（中川水循環センター）	322
<さいたま新都心浄化プラント>	340

I 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

- (1) 埼玉県の下水道事業における財務に関する事務の執行について
- (2) 公益財団法人埼玉県下水道公社の出納その他の事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

- (1) 埼玉県の下水道事業における財務に関する事務の執行について

下水道は県民の福祉の増進には不可欠な施設であり、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全等に寄与することを目的として整備されている。その種類は、流域下水道、公共下水道及び都市下水路の 3 つに分けられている。この中で、原則として県が建設し管理するのが流域下水道である。

県は、昭和 41 年度から流域下水道事業に着手し、その整備を進めてきた。その結果、管渠の整備が 95%を超え、ほぼ整備が終了した。また、処理場及びポンプ場については、流入見合いの施設整備が終了している。今後の下水道事業の重点は、老朽化した施設の改築更新と維持管理へと移行する。そのための財源の多くを流域市町の住民に負担していただく関係上、効率的な業務運営が必要となる。

そして、その点を明確にするとともに、計画的に事業を推進していくために、「埼玉県下水道局中期経営計画」を策定した。この計画は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年計画であり、当年度がその最終年度に当たる。したがって、過去 4 年間の実績を計画と対比して検証すること及び残り 1 年間を含めた 5 年間全体の計画達成可能性についても検証吟味することは意義のあることである。

また、県は、下水道事業の効率的運営及び経営状況の明確化という県民への説明責任の向上のため、平成 22 年 4 月 1 日より流域下水道事業に地方公営企業法を全部適用し、下水道事業管理者のもとに「下水道局」を設置した。これにより、平成 21 年度までの地方自治法に基づく「埼玉県流域下水道事業特別会計」から、地方公営企業法に基づく「埼玉県流域下水道事業会計」による運営に変更になっている。

依拠する法律が変更され、会計手法も変更になったことにより、民間の経営感覚に基

づく業務運営が実施されているのかという点、つまり、経済性・効率性・有効性についても検証することは意義のあるものとする。

以上の観点から、当該テーマを選定した。

(2) 公益財団法人埼玉県下水道公社の出納その他の事務の執行について

県は、流域下水道の建設及び改築更新並びに維持管理をしているが、維持管理に関しては、主に公益財団法人埼玉県下水道公社（以下、公社という。）に委託している。したがって、県の下水道事業における維持管理業務の効率的運営を検証するためには、県からの委託内容及び公社の経営状況を検証することは不可避である。

そして、公社の事業内容及び財産・損益状況を細かく確認することで、公社の経営が経済性・効率性・有効性及び合規性を充足したものなのか否かについて検証することは意義のあるものとする。

以上の観点から、当該テーマを選定した。

4. 監査の要点

(1) 埼玉県の下水道事業における財務に関する事務の執行について

- ① 埼玉県下水道局中期経営計画の実施及び進捗状況についての検証
- ② 「埼玉県流域下水道事業会計」による運営の、経済性・効率性・有効性の検証

(2) 公益財団法人埼玉県下水道公社の出納その他の事務の執行について

- ① 県から公社への委託内容の検証
- ② 公社による事業内容の経済性・効率性・有効性及び合規性の検証

5. 監査の主な手続き

- ・ 関係部署への事務執行に関する質問
- ・ 関係書類等の閲覧及び検討
- ・ 下水道事務所及び水循環センターへの現地調査
- ・ 公益財団法人埼玉県下水道公社への現地調査
- ・ 固定資産等の実査及び管理状況の確認
- ・ 関係諸法令等との準拠性の検証

6. 監査の対象機関

(1) 埼玉県の下水道事業における財務に関する事務の執行について

① 下水道局

下水道管理課

荒川左岸南部下水道事務所

荒川右岸下水道事務所

荒川左岸北部下水道事務所

中川下水道事務所

② 包括的民間委託先（市野川水循環センター）

(2) 公益財団法人埼玉県下水道公社の出納その他の事務の執行について

公益財団法人埼玉県下水道公社

本社

荒川左岸南部支社

荒川左岸北部支社

荒川右岸支社

中川支社

7. 監査の対象年度

平成 25 年度の執行分

ただし、必要に応じて平成 26 年度並びに過年度執行分についても監査の対象年度とした。

8. 監査の実施期間

平成 26 年 7 月 8 日から平成 27 年 2 月 28 日まで

9. 監査従事者

包括外部監査人

公認会計士 工藤 道弘

包括外部監査人補助者

公認会計士 江口 俊治

公認会計士 土屋文実男

公認会計士 長内 温子

公認会計士 福菌 健

公認会計士 森山 謙一

公認会計士 金子由里子

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、県と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

11. 表示数値

本報告書の表示数値は、単位未満の端数処理の関係で、内訳数値の総数と合計数値が不一致の場合がある。

Ⅱ 埼玉県の下水道事業における財務に関する事務の執行について

第1 監査対象の概要

1. 下水道の役割

下水道は県民の健康で快適な生活環境を守るための不可欠な施設であって、次のような役割を果たしている。

① 生活環境の改善

下水道の整備により、トイレは水洗化できるようになる。また、街では汚れたドブがなくなり、清潔で快適な生活環境を守る。

② 浸水から街を守る

市街地に降った雨水を集めて河川等へ適切に排除することにより、街を浸水から守る。

③ 河川などの水質保全

家庭や工場などから出る汚れた水をきれいにしてから放流することで、河川などの水質環境を守る。

④ 下水道資源や下水道施設の有効活用

高度処理した下水処理水や下水汚泥を有効利用し、持続的な発展を可能にする循環型社会の実現に貢献する。

下水処理場の上部空間を公園や運動場などに活用したり、光ファイバーの敷設に下水道管渠を使用したりするなど、社会基盤の整備に貢献する。

2. 下水道の種類

下水道は、都市の健全な発展、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全等に寄与することを目的とする施設で、その種類は流域下水道、公共下水道及び都市下水路の3つに分類される。

① 流域下水道

複数市町村の公共下水道を繋いで下水を集めて、終末処理場で一括処理する下水道で、原則として都道府県が建設し、管理を行う。

② 公共下水道

下水道の代表的なタイプで、原則として市町村が建設し管理を行うものである。家庭や工場が直接接続している下水道であり、主として市街地における下水を排除し又は処理する下水道で、終末処理場を有するもの（一般に「単独公共下水道」という。）と、流域下水道に接続するもの（一般に「流域関連公共下水道」という。）がある。

③ 都市下水路

主として市街地における雨水を排除するための施設で、原則として市町村が建設し管理を行うものである。

3. 下水道のしくみ

(1) 下水道の施設

下水道は、管渠、ポンプ場及び終末処理場の3つの施設から成り立っている。

① 管渠

主に道路に埋設しているコンクリート及び塩化ビニール製の管で、汚水管と雨水管に分類される。汚水管は、家庭や工場から発生する下水を終末処理場まで導くための施設で、雨水管は、道路等の公共施設に降った雨水を近くの河川へ流すための施設である。

② 中継ポンプ場

下水は管渠中を自然流下により流下させるために徐々に深くなる。このため、下水を地表面近くまでくみ上げるための施設である。

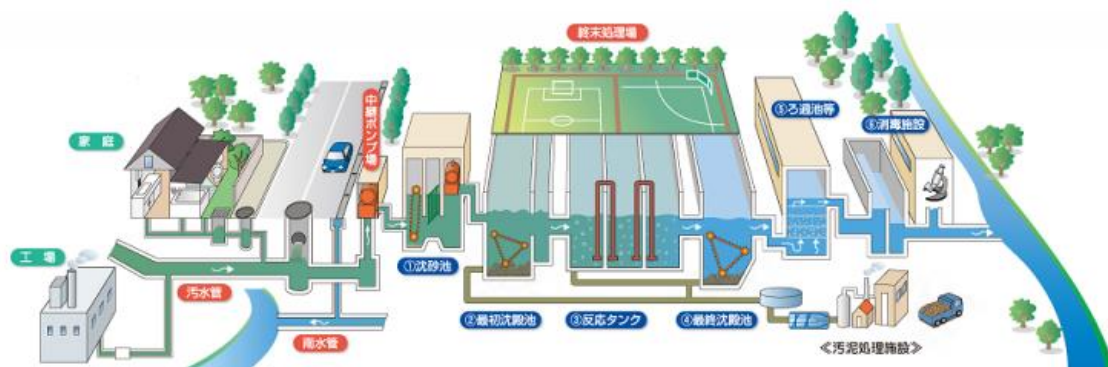
③ 終末処理場

管渠により集められた下水を河川等に戻す前にきれいにするための施設である。主に水処理施設と汚泥処理施設とにより成り立っている。水処理施設では、沈殿作用と微生物による汚れの吸収作用等により汚れた水をきれいにする。汚泥処理施設では、水処理過程において発生した汚泥を固体と液体に分離して、固体分を脱水した後に焼却して灰にし、セメント材料等に再利用（注）するなどの適正処分を行っている。

（注）福島第一原子力発電所の事故に伴い、平成23年5月に埼玉県内の5つの水循環センターで発生する下水汚泥焼却灰から放射性セシウム等が検出された。そのため、現在は従来のような下水汚泥焼却灰のリサイクルができない状況である。

(2) 下水道のしくみ

下水道のしくみを図で表すと、以下のようなになる。



出典：埼玉県ホームページ

図でも分かるように、終末処理場における水処理施設は、沈砂池、最初沈殿池、反応タンク、最終沈殿池、ろ過池等及び消毒施設からなる。

① 沈砂池

汚水管から流れてきた汚水は、最初にこの池に流れ込む。ここで、大きなゴミはスクリーン（くし状の柵）で取り除き、土砂類は沈殿させる。

② 最初沈殿池

沈砂池からポンプでくみ上げた汚水から、沈みやすい汚れを沈殿させ取り除く。

③ 反応タンク

汚水に空気を吹き込みながらかき回す。これにより水中の微生物が汚れを栄養として吸収・繁殖して沈殿しやすい塊（活性汚泥）になる。

④ 最終沈殿池

⑤ ろ過池（高度処理の場合の施設）

⑥ 消毒施設

最終沈殿池では、反応タンクでできた活性汚泥を沈殿させる。これできれいになった水はさらにろ過で細かいゴミを取り除き、消毒して河川に放流する。

最終沈殿池で沈殿した活性汚泥は反応タンクに戻し、残りの汚泥は汚泥処理施設に送り処理する。

4. 埼玉県の下水道事業の歴史

我が国における流域下水道の最初の実施箇所は、大阪府の寝屋川流域下水道（昭和 40 年度）である。埼玉県においては、昭和 41 年度に荒川左岸流域下水道の事業に着手しており、全国で 2 番目の歴史を持っている。処理開始年においても、大阪府の昭和 46 年が最初で、埼玉県は荒川処理センターが昭和 47 年度から供用開始しており、全国で 2 番目という歴史を誇っている。

主な事項についてまとめたのが、以下の年表である。

年度	事業着手	処理開始
昭和 41 年度	荒川左岸流域下水道	
昭和 46 年度	荒川左岸北部流域下水道 荒川右岸流域下水道	
昭和 47 年度	中川流域下水道	荒川処理センター
昭和 52 年度	古利根川流域下水道	
昭和 56 年度		元荒川処理センター 新河岸川処理センター
昭和 58 年度		中川処理センター 古利根川処理センター
昭和 60 年度	荒川上流流域下水道	
平成元年度	市野川流域下水道	
平成 4 年度		荒川上流浄化センター
平成 6 年度		市野川上流浄化センター
平成 16 年度	利根川右岸流域下水道	
平成 21 年度		小山川水循環センター

出典：下水道局資料に基づき作成

5. 公共下水道の普及状況

(1) 都道府県別普及状況

平成 25 年度末における全国の下水道普及率は 77.0% (注) であり、各都道府県別の普及率は下表のとおりである。

(注) 下水道普及率＝下水道利用人口÷総人口

福島県は東日本大震災の影響で調査できない市町村があったため、調査対象から外れている。

(単位：%)

都道府県名	下水道普及率	都道府県名	下水道普及率	都道府県名	下水道普及率
北海道	90.2	新潟県	71.5	岡山県	63.7
青森県	57.0	富山県	82.2	広島県	71.2
岩手県	55.4	石川県	81.7	山口県	62.8
宮城県	78.9	岐阜県	73.4	徳島県	16.8
秋田県	61.6	静岡県	61.0	香川県	43.5
山形県	74.6	愛知県	74.7	愛媛県	50.7
福島県	—	三重県	49.6	高知県	35.4
茨城県	59.2	福井県	75.6	福岡県	79.1
栃木県	62.9	滋賀県	87.9	佐賀県	55.9
群馬県	51.1	京都府	92.8	長崎県	60.2
埼玉県	78.6	大阪府	94.7	熊本県	65.6
千葉県	71.4	兵庫県	92.1	大分県	47.7
東京都	99.4	奈良県	77.0	宮崎県	56.1
神奈川県	96.3	和歌山県	23.5	鹿児島県	40.7
山梨県	63.6	鳥取県	66.9	沖縄県	69.9
長野県	81.5	島根県	44.7		

出典：公益社団法人日本下水道協会資料

埼玉県の下水道普及率は 78.6%であり、都道府県別の普及率で比較すると第 13 位とかなり上位に位置している。しかし、さらに上位では普及率が 90%を超えるところが 6 都道府県もあり、普及率のみに注目すると、埼玉県は全国平均を若干上回っているという現状である。

また、県が平成 37 年度までに達成目標として掲げている普及率は 86.3%である

が、平成 25 年度末において既にこの率をクリアーしている都道府県が 7 つあるのが実態である。

(2) 埼玉県の各流域別普及状況

平成 25 年度末における流域関連下水道普及率は 82.4% (注) であり、各流域別の普及率は、下表のとおりである。

(注) 流域関連下水道普及率 = 下水道利用人口 ÷ 流域市町の人口

(単位：%)

流域名	普及率	流域名	普及率
荒川左岸南部	91.4	古利根川	66.1
荒川左岸北部	62.4	荒川上流	27.8
荒川右岸	90.7	市野川	52.6
中川	77.4	利根川右岸	38.8

出典：埼玉県ホームページ

各流域の普及率を見ると、県南部流域（荒川左岸南部、荒川右岸及び中川）の普及率が高いことが分かる。よって、県全体の普及率をアップさせるためには、県北部流域の普及率及び市町単独実施の普及率（平成 25 年度末で 54.2%）を上げることが必要となる。

6. 流域下水道の処理能力

(1) 都道府県別処理能力

平成 23 年度末における各都道府県の流域下水道処理場の処理能力は下表のとおりであり、埼玉県の下水处理能力は全国で第 1 位である。

(単位：m³/日)

都道府県名	現有処理能力	都道府県名	現有処理能力	都道府県名	現有処理能力
北海道	239,720	新潟県	306,960	岡山県	275,600
青森県	120,100	富山県	166,125	広島県	340,180
岩手県	252,360	石川県	130,215	山口県	39,200
宮城県	449,000	岐阜県	201,000	徳島県	5,900
秋田県	172,800	静岡県	432,000	香川県	98,350
山形県	154,200	愛知県	812,750	愛媛県	※ —
福島県	223,140	三重県	311,860	高知県	28,260
茨城県	455,805	福井県	66,300	福岡県	484,350
栃木県	263,331	滋賀県	432,150	佐賀県	※ —
群馬県	333,600	京都府	420,050	長崎県	26,917
埼玉県	2,500,650	大阪府	2,414,515	熊本県	132,870
千葉県	1,409,450	兵庫県	832,225	大分県	※ —
東京都	1,423,200	奈良県	485,635	宮崎県	※ —
神奈川県	1,085,200	和歌山県	29,580	鹿児島県	※ —
山梨県	176,700	鳥取県	32,000	沖縄県	335,300
長野県	306,200	島根県	108,000		

出典：公益社団法人日本下水道協会資料

※：流域下水道が存在しないため、データが無い。

(2) 下水処理場別処理能力

平成 23 年度末における全国の各流域下水処理場の処理能力を順位付けして、第 1 位から第 10 位までまとめたのが下表である。

(単位：m³/日)

順位	都道府県	流域	処理場	現有処理能力
1	埼玉県	荒川左岸流域	荒川水循環センター	935,000
2	埼玉県	荒川右岸流域	新河岸川水循環センター	651,000
3	埼玉県	中川流域	中川水循環センター	549,580
4	神奈川県	相模川流域	柳島管理センター	539,100
5	千葉県	江戸川左岸流域	江戸川第二終末処理場	464,000
6	神奈川県	相模川流域	四之宮管理センター	394,100
7	大阪府	猪名川流域	原田処理場	390,500
8	大阪府	寝屋川流域	川俣水みらいセンター	385,000
9	東京都	荒川右岸・東京流域	清瀬水再生センター	373,950
10	千葉県	印旛沼流域	花見川終末処理場	369,800

出典：公益社団法人日本下水道協会資料

上表のとおり、第 1 位から第 3 位までを埼玉県の処理場が占めており、県南部の 3 つの水循環センターの規模の大きさが明確に分かる指標である。

また、埼玉県の処理場の処理能力はその後アップしたところがあり、県南部の 3 つの水循環センターの処理能力は、平成 25 年度末現在は下表のような数値となっている。

(単位：m³/日)

流域	処理場	現有処理能力	変更時期
荒川左岸流域	荒川水循環センター	1,070,400	H26.3 月～
荒川右岸流域	新河岸川水循環センター	700,860	H25.4 月～
中川流域	中川水循環センター	549,580	変更なし

出典：下水道局より

7. 下水道の建設

(1) 補助制度

流域下水道事業は、国庫補助対象事業、交付金事業及び県単独事業に大別される。この内、補助制度による下水道建設に係る財源は、国庫補助金、県費（企業債を含む）及び流域の市町負担金となる。

それらの負担を下水道の種類により分類すると、下表のとおりである。

種類		国費率及び負担区分	
		国	県又は市町
流域下水道	管渠等	1/2	1/2
	処理場	処理施設	1/3
		用地等	1/2

出典：下水道局資料

(2) 事業費

流域下水道の建設に係る事業費（管渠、処理施設、用地等）は、昭和41年度から平成25年度までの総額で1兆1,791億円である。それらを年度別及び施設等別に分けて示したのが下表である。

（単位：億円）

年度	流域下水道				
	管渠	ポンプ場	処理場	計	累計
昭和41年度	3	0	2	5	5
昭和42年度	14	0	3	17	21
昭和43年度	12	0	2	14	35
昭和44年度	5	0	8	14	49
昭和45年度	8	0	21	30	79
昭和46年度	14	1	46	61	140
昭和47年度	49	9	30	88	228
昭和48年度	42	26	16	84	312
昭和49年度	41	12	14	67	378
昭和50年度	45	9	54	108	487
昭和51年度	33	14	76	124	610
昭和52年度	86	3	144	233	843
昭和53年度	147	14	160	320	1,163

年度	流域下水道				
	管渠	ポンプ場	処理場	計	累計
昭和 54 年度	136	28	199	364	1,527
昭和 55 年度	117	26	261	403	1,931
昭和 56 年度	172	24	182	379	2,309
昭和 57 年度	182	27	100	310	2,619
昭和 58 年度	125	12	117	254	2,873
昭和 59 年度	147	9	91	247	3,120
昭和 60 年度	177	7	79	263	3,383
昭和 61 年度	144	13	122	279	3,663
昭和 62 年度	127	13	184	324	3,986
昭和 63 年度	170	14	182	365	4351
平成元年度	165	8	192	365	4,717
平成 2 年度	145	10	216	372	5,088
平成 3 年度	126	18	224	368	5,457
平成 4 年度	141	14	298	452	5,909
平成 5 年度	84	31	398	513	6,422
平成 6 年度	78	33	268	380	6,801
平成 7 年度	99	37	310	445	7,246
平成 8 年度	101	27	270	399	7,645
平成 9 年度	96	36	261	394	8,039
平成 10 年度	102	57	402	562	8,601
平成 11 年度	74	48	289	411	9,012
平成 12 年度	39	25	199	262	9,274
平成 13 年度	17	28	174	219	9,493
平成 14 年度	8	38	191	236	9,729
平成 15 年度	12	12	170	194	9,924
平成 16 年度	7	14	182	202	10,126
平成 17 年度	28	18	166	212	10,338
平成 18 年度	32	14	152	197	10,535
平成 19 年度	33	11	158	202	10,737
平成 20 年度	26	5	175	206	10,943
平成 21 年度	5	6	85	97	11,040
平成 22 年度	4	6	175	185	11,225
平成 23 年度	7	8	182	197	11,421

年度	流域下水道				
	管渠	ポンプ場	処理場	計	累計
平成 24 年度	5	4	174	184	11,605
平成 25 年度	10	3	174	186	11,791
計	3,440	772	7,578	11,791	

出典：下水道局資料

県は、平成 25 年度分から建設事業費として新設・増設及び改築を区分して集計しているが、それ以前は区分集計をしていなかったため、上表の数値にも改築費用が入り込んでいる。したがって、県が流域下水道を建設するためだけに要した費用を集計することはできない。

しかし、事業スタートから現在までに流域下水道事業として約 1 兆 1,800 億円もの巨額の費用を要したことは事実である。

県の管渠の整備計画では、全体の総延長距離 452 km に対して、既に 438 km が整備済みであり、その整備率は 96.9% に達している。それを裏付けるように、最近の管渠に関する建設事業費は少額で推移している。つまり、県の流域下水道事業は成熟期に入ったことを示している。

成熟期に入ったということは、事業の次の展開としては改築更新がメインになってくる。管渠、ポンプ場の躯体及び処理場の躯体の耐用年数は 50 年である。県の下水道事業は昭和 47 年以降に順次供用開始しているため、供用開始の早い流域に関しては、そろそろ耐用年数の 50 年が到来する時期である。

(3) 長寿命化計画

下水道事業に関する管渠及び処理施設等を単純に更新したのでは、これから再度約 1 兆 1,800 億円もの巨額の資金を要することになってしまう。そうなれば、県の財政に多大な影響を及ぼすことは必至である。そのため、巨額資金負担に備えて、県は長寿命化計画を策定し、更新及び修繕費用負担の抑制及び支出の平準化を図っている。

8. 老朽化施設の更新

(1) 設備更新費用

下水道局を設置した平成 22 年度以降の設備更新に要した費用の額は、下表のとおりである。ここでの設備とは機器のことであり、躯体及び管渠についてはまだ更新の時期ではないため、その実績はない。

(単位：百万円)

年度	更新費用	累計
平成 22 年度	4,432	4,432
平成 23 年度	3,466	7,898
平成 24 年度	2,647	10,545
平成 25 年度	6,550	17,095

出典：下水道局資料

(2) 設備更新に要する費用の計画及びその財源

Ⅱ 第 3 8. 9. を参照のこと。

(3) 躯体、管渠の更新

下水道事業に関する躯体及び管渠については耐用年数が 50 年であり、まだその更新時期でない。ただし、最初の流域下水道の整備開始から既に 47 年を経過していること、最初の水処理施設の供用開始から 42 年を経過していることを考えると、その更新時期は近い将来に到来する。

そこで考えられているのが、延命策である。

躯体については主に防食対策であり、管渠については布設替え工法と更生工法がある。布設替え工法は新しい管と交換する方法であり、更生工法は既設管の内面をコーティング補強するものである。県は基本的に更生工法を採用する方針であり、この工法により、耐用年数を 50 年から 100 年まで伸ばすのが目標である。

【意見 1】更新計画の作成について

管渠及び躯体については、その延命策により耐用年数の 50 年を 1.5 倍ないし 2 倍まで伸ばすことを考えている。実際に、東京都では供用開始後 80 年経過した土木施設が稼働している実績がある。このような他の自治体の事例を参考にしながら、より低コストの更新に努めることを希望する。

そして、その更新計画の作成は今後 10 年以内に作成する予定であるが、下水道事業の今後の根幹部分であり、県民の福祉向上に重要な役割を果たす不可欠の事業であることから、より早いタイミングでの計画作成の準備に入るべきである。

9. 下水道の管理運営

(1) 処理経費

① 汚水処理に要する費用

下水道管理費 29,586,919 千円に対して、汚水処理に要する費用は 28,197,553 千円となり、管理費全体の 95.30%である。(平成 23 年度下水道統計より)

② 高度処理費の負担関係

高度処理の維持管理に係る費用に関しては、その 2 分の 1 を維持管理負担金で、残りの 2 分の 1 を県の一般会計で負担(地方交付税措置あり)している。

処理施設の建設費用は、通常の建設事業と同じ負担割合で、国が 3 分の 2 で県と市町の合計で 3 分の 1 を負担している。

③ 汚水処理経費

流域下水道における市町の汚水処理負担金単価について、埼玉県 averages 単価は 45.1 円/m³で、各都道府県における負担金単価の平均は 84.06 円/m³である。(平成 23 年度下水道統計より)

県の負担金単価は全国の約半額であるが、各流域別にみると下表(平成 24 年 4 月 1 日現在)のとおり幅があり、1 日当たりの処理水量が多い流域ほど負担金単価が低くなっているのが分かる。

流域下水道	負担金単価 (円/m ³)	処理水量 (千m ³ /日)
荒川右岸	32.0	710
中川	32.0	550
荒川左岸南部	33.0	935
荒川左岸北部	40.0	197
利根川右岸	63.0	30
古利根川	76.0	75
市野川	83.0	18
荒川上流	85.0	6

出典：下水道局資料より作成

10. 下水道事業の体制

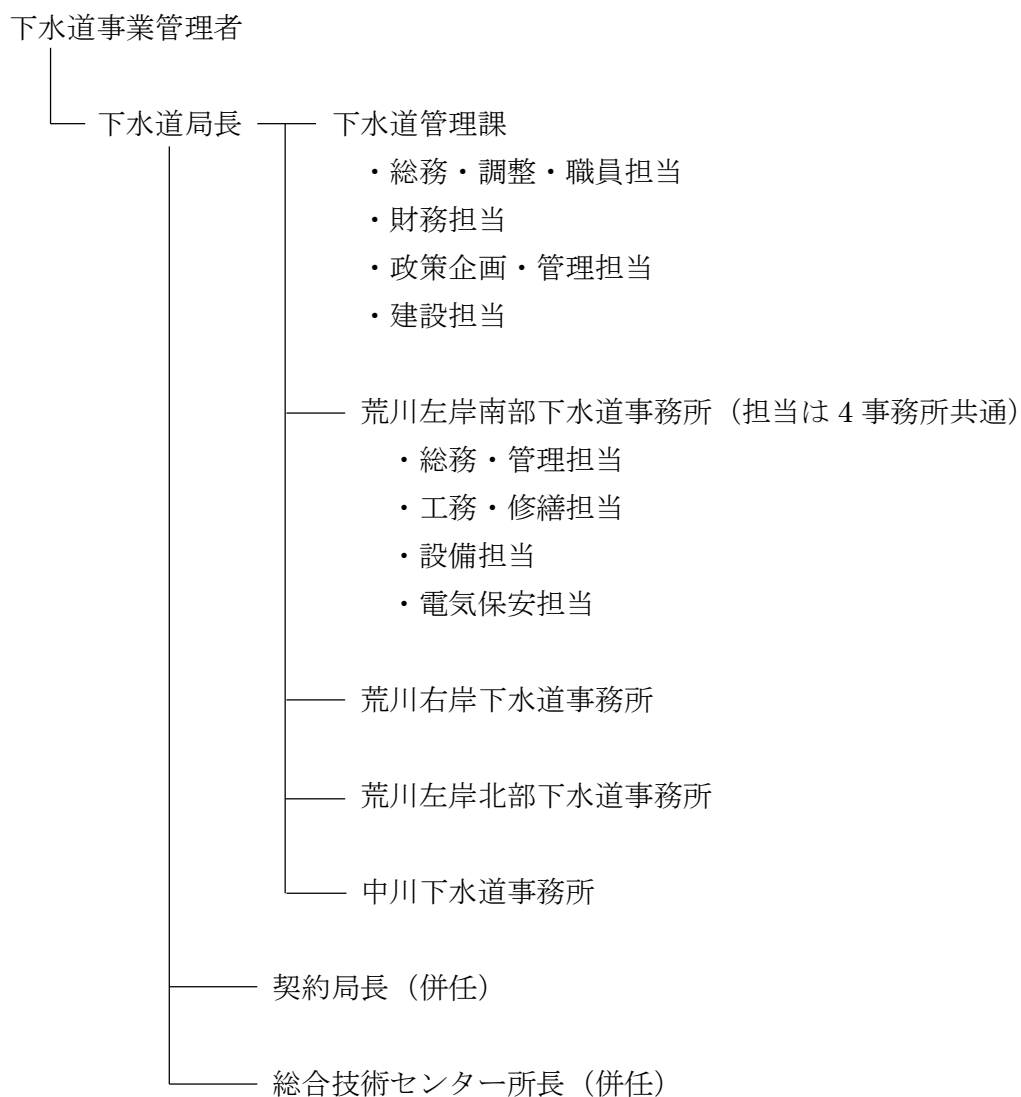
(1) 下水道局の発足

埼玉県は流域下水道事業は、平成 21 年度以前は都市整備部下水道課で実施しており、事業に係る会計は県の特別会計として収支を集計していた。

しかし、流域下水道事業の財源の多くを流域の市町を通じて県民が負担していることから、県民に対して事業の経営状況を分かりやすく伝えるべきであり、さらに民間の経営感覚に基づく効率的な業務運営を行う必要が生じてきた。

そのため、平成 22 年 4 月 1 日付けの県の組織改正により、流域下水道事業に地方公営企業法を全部適用し、新たに下水道局を発足させた。

(2) 機構図（平成 26 年 4 月 1 日現在）



(3) 職員数

平成 26 年 4 月 1 日現在の職員数は、下表のとおりである。

所属名	定数				現員				備考
	定数	再任用	計	非常勤	職員	再任用	計	非常勤	
下水道局	1	0	1	0	1	0	1	0	※1
下水道管理課	24	0	24	7	24	0	24	7	※2
荒川左岸南部	16	2	18	0	16	2	18	0	
荒川右岸	19	2	21	0	19	2	21	0	
荒川左岸北部	18	2	20	0	18	2	20	0	
中川	17	0	17	0	17	0	17	0	
計	95	6	101	7	95	6	101	7	

出典：下水道局資料

※1 定数外：局付 7（下水道公社へ派遣）

※2 定数外：課付 12（下水道公社へ派遣）

平成 26 年 4 月 1 日現在の職種別現員数は、下表のとおりである。

所属名	一般事務	土木	総合土木	電気	機械	設備(電)	設備(機)	化学	計
下水道局	0	1	0	0	0	0	0	0	1
下水道管理課	11	6	1	3	1	0	1	1	24
荒川左岸南部	3	8	0	3	1	1	1	1	18
荒川右岸	3	7	2	4	1	2	1	1	21
荒川左岸北部	3	5	2	4	2	1	1	2	20
中川	2	5	3	2	1	1	2	1	17
計	22	32	8	16	6	5	6	6	101

出典：下水道局資料

(4) 予算

下水道局における過去5年間の予算は、下表のとおりである。

(単位：百万円)

	H22	H23	H24	H25	H26
収益的収入	32,413	33,880	31,549	33,767	49,836
営業収益	29,759	31,690	29,082	30,837	29,493
営業外収益	2,654	2,190	2,467	2,930	20,343
特別利益	0	0	0	0	0
収益的支出	31,291	33,705	31,428	33,671	50,690
営業費用	28,309	31,272	28,702	30,461	48,279
営業外費用	2,889	2,372	2,665	3,149	2,279
特別損失	32	0	0	0	71
予備費	61	61	61	61	61
収支差	1,122	175	121	96	△854
資本的収入	20,195	27,513	21,628	23,543	20,512
国庫補助金	11,840	14,567	12,382	13,175	10,860
工事負担金	3,641	4,759	3,835	4,394	4,046
企業債	4,411	6,726	4,507	5,056	4,663
一般会計出資金		688	693	750	774
一般会計補助金	303	255	211	168	169
その他		518	0	0	0
資本的支出	26,092	31,970	26,577	28,425	25,402
建設改良費	19,347	24,341	20,342	22,187	19,161
企業債償還費	6,387	7,629	6,235	6,238	6,241
過年度国庫返還	358				
不足分	△5,897	△4,457	△4,949	△4,882	△4,890

出典：下水道局資料

① 予算の主な内容は以下のとおりである。

1) 平成 24 年度

・合流式下水道の改善による「川の再生」の推進	2,238 百万円
・下水道施設の温暖化対策の推進	4,590 百万円
・下水道施設の震災対策の推進	1,803 百万円

2) 平成 25 年度

・下水道施設の震災対策の推進	8,760 百万円
・下水道事業による「川の再生」の推進	7,049 百万円
・下水道施設の温暖化対策の推進	2,676 百万円
・下水汚泥の固形燃料化の推進	1,866 百万円

3) 平成 26 年度

・下水道施設の震災対策・老朽化対策の推進	9,942 百万円
・下水道施設の温暖化対策の推進	1,901 百万円

② 予算の著増加項目

平成 26 年度の営業外収益の予算が、前年度比で 17,413 百万円増加している。また、平成 26 年度の営業費用の予算が、前年度比で 17,818 百万円増加している。これは、平成 26 年度以降の地方公営企業会計制度改正に対応した「みなし償却の廃止」によるものである。

内容的には、資産の取得に伴い交付された補助金等に対応する資産については、従前は減価償却計算を実施していなかったが、この部分についても減価償却計算を実施し費用計上するように変更となった。また、これに対応して、従前は資本剰余金に計上されていた国庫補助金等を長期前受金として負債の部へ移動し、減価償却見合い分を毎年度取崩して収益として計上することになった。

第2 監査の結果と意見（総括）

「埼玉県の下水道事業における財務に関する事務の執行について」に関する監査の結果と意見は、以下のとおりである。

なお、以降の指摘及び意見は通し番号で記載している。

監査の結果及び意見	掲載頁数
【指摘 1】 棚卸資産の計上漏れ	70
【指摘 2】 固定資産台帳と現物の不一致	88
【指摘 3】 より精度の高い見込額の設定	100
【指摘 4】 工事完成通知書の適正な作成及び受領	145
【指摘 5】 処理水量の検証	197
【指摘 6】 落札者の提出書類	214
【意見 1】 更新計画の作成について	22
【意見 2】 事業実態を反映した事業計画の建設予算策定について	32
【意見 3】 当初計画の適正な策定について	39
【意見 4】 県北2流域の収支差（マイナス）の収支改善について	57
【意見 5】 再生水事業の収支改善について	60
【意見 6】 さいたま市内用地の早期売却について	65
【意見 7】 公社との業務委託料の精算方法について	71
【意見 8】 実態を反映した固定資産の科目表示について	87
【意見 9】 固定資産の一意性のある登録及び管理について	88
【意見 10】 個々の固定資産の明確な区別管理について	88
【意見 11】 固定資産の実査について	89
【意見 12】 固定資産台帳における休止資産の取扱いについて	90
【意見 13】 覚書の締結時期について	101
【意見 14】 事後修繕の導入検討について	104
【意見 15】 荒川上流及び利根川右岸の収支状況について	116
【意見 16】 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰に関する情報提供について	121
【意見 17】 包括的民間委託、指定管理者制度、PFI 導入の柔軟な検討	131
【意見 18】 複数年契約の検討について	132
【意見 19】 競争原理について	133
【意見 20】 適切な工期に基づく契約締結について	138
【意見 21】 工事進捗に関する工夫について	140

監査の結果及び意見	掲載頁数
【意見 22】 契約書の仕様に基づく性能検査について	142
【意見 23】 下水道公社に委託する修繕工事の範囲の明確化について	144
【意見 24】 実現可能な工期の設定について	149
【意見 25】 工期の延期について	161
【意見 26】 事業計画策定済みの工事について	183
【意見 27】 1 者入札不調の後の随意契約について	196
【意見 28】 受託業者の硬直化について	196
【意見 29】 固定資産台帳における土地の取得日について	210

第3 監査の結果と意見（個別）

1. 埼玉県下水道局中期経営計画

（1）事業計画と実績との対比

① 建設計画と建設実績の年度別推移

（単位：億円）

年度	建設計画	建設実績	差額
平成 22 年度	184	185	△1
平成 23.年度	227	197	30
平成 24 年度	266	183	83
平成 25 年度	286	186	100

出典：下水道局資料より作成

将来の建設事業費の計画

（単位：億円）

年度	流域下水道			
	管 渠	ポンプ場	処理場	計
平成 26 年度	7	11	168	185
平成 27 年度	23	26	170	219
平成 28 年度	22	28	184	233
平成 29 年度	39	24	161	225

出典：下水道局資料より作成

② 整備スケジュール

種別	流域名	内容	H22	H23	H24	H25	H26
改築	古利根川	中央監視設備		■	■	■	■
地震対策	全流域	水処理施設耐震化・マンホール浮上対策	■	■	■	■	■
水処理施設の整備等	南部	7号水処理	■	■	■	■	■
	右岸(和光)	5号水処理	■	■	■	■	■
	中川	9号水処理	■	■	■	■	■
		第2沈砂池ポンプ棟			■	■	■
		放流ポンプ棟	■	■	■	■	■
合流改善	南部	雨水沈殿池高度化、遮集バイパス管	■	■	■	■	■
	北部	雨水滞水池、管内貯留計装置	■	■	■	■	■
	右岸(川越)	雨水滞水池	■	■	■	■	■
資源エネルギー対策	南部	5号汚泥焼却炉	■	■	■	■	■
	右岸	固形燃料化施設	■	■	■	■	■

出典：下水道局資料より作成

■ : 計画
□ : 実績

③ 事業計画と実績の事業費乖離理由

1) 荒川左岸南部流域

7号水処理施設に付帯する高速ろ過施設の新設(約70億円)を後年度施工とした。当面は付帯施設がなくとも目標水質が達成される見込みである。

2) 荒川左岸北部流域

既設の管渠を有効利用した貯留（6万t）により雨水滞水池の貯留量を削減した。

3) 荒川右岸流域

段階的高度処理の実証実験と整備計画の再検討を行い、6号水処理施設の増設を後年度施工とした。当初は、平成24年度工事開始で平成30年度完成予定となり約110億円（県と関係市町の負担は約37億円）の見積りであった。

また、高度技術提案型総合評価方式の一般競争入札を実施した結果、低落札率となったことにより固形燃料化施設の建設費が削減できた。

4) 中川流域

長寿命化計画の策定に伴う健全度評価により春日部中継ポンプ場の機械設備の改築（約8億円）を後年度施工とした。

また、当面は付帯施設がなくても目標水質が達成される見込みとなったため、9号水処理施設に付帯する高速ろ過施設の新設（約40億円）を後年度施工とした。

5) 古利根川流域

長寿命化計画の策定に伴う健全度評価により、一部施設の改築（ポンプ場約17億円）を後年度施工とした。

6) 荒川上流流域

発生汚泥量が見込みより少ないため、2号水処理関連施設（汚泥濃縮設備）の増設を後年度施工とした。

7) 市野川流域

主要な変更はない。

8) 利根川右岸流域

長寿命化計画の策定に伴う健全度評価により、汚泥濃縮設備の改築（約2億円）を追加実施した。

【意見 2】 事業実態を反映した事業計画の建設予算策定について

上記①から解かるように、平成23年度より建設計画の金額と建設実績の金額との差が年々大きくなっており、その原因は上記③のとおりである。建設計画と

建設実績の金額との乖離は予算の未消化を原因とするものではなく、長寿命化計画による後年度施工等の決定等事業実態を正確に建設予算に反映させていないからである。

中期経営計画で予定した主要な事業は概ね達成したとの説明を受けたが、平成 23 年度より当初の建設予算を大幅に削減した事業実態となっているのであるから、予算を削減させることが可能となった長寿命化計画や目標水質達成度合い等を建設予算に適時に織り込んで予算策定を検討すべきである。

中期経営計画の事業計画については、事業実態に合わせて建設予算を適切に見込む必要がある。

(2) 老朽化対策

① 現状と課題

埼玉県は昭和 41 年度に流域下水道事業に着手してから施設整備を進めてきた結果、流域下水道による処理人口は平成 24 年度末現在で約 519 万人、管路延長約 438 km、処理場数は 9 箇所に達した。

最初に供用を開始した荒川左岸南部流域は、供用開始から 42 年が経過し、また、荒川左岸北部及び荒川右岸流域は、ともに 33 年が経過するなど、施設の老朽化が進んでいることから、老朽化に起因する道路陥没などの重大事故や、下水道施設の機能停止が懸念されるだけでなく、今後の改修・修繕コストの増大も予想される。

② 長寿命化計画の策定

このような状況のもと、事故の未然防止及び施設のライフサイクルコスト（施設における新規設備・維持修繕・改築・処分を含めた生涯費用の総計）の削減を図るため、平成 23 年度に県内の 8 流域全てにおいて、比較的耐用年数の短い処理場・ポンプ場の電気・機械設備について、長寿命化対策を実施している。

長寿命化対策とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条の規定に基づき、国土交通大臣が定める処分制限期間を経過した施設に対し、対策実施時点から考えて処分制限期間（設備 7 年）以上の使用年数を期待できるとともに、原則として当初の設置時点から数えて標準耐用年数以上の使用年数を期待でき、長寿命化対策を実施した場合において、同対策を実施しない場合よりも年平均費用が安価になる対策をいう。

具体的には平成 24 年度～28 年度の 5 箇年を計画期間とする「長寿命化計画」を策定、実施している。長寿命化計画とは、計画的に予防保全を行い、個別施設のライフサイクルコストの最小化を図るための短期改築計画をいう。

1) 長寿命化計画の策定フロー

長寿命化計画の策定手続きは、次のとおりである。

①保全区分の設定

基礎調査表（設備リスト）を策定し、法定点検の必要性、劣化予兆予測、予算影響、設備の重要度から保全区分を設定し、状態監視保全、時間計画保全、事後保全に分類する。

↓

②長寿命化計画検討対象設備の選定

状態監視保全、時間計画保全に区分された設備で、経過年数が耐用年数の2倍以下で、主要部品の入手が可能なものを長寿命化の検討対象とする。

↓

③健全度の評価

ア) 長寿命化の検討対象となった設備は、詳細点検を実施し、主要構成部品の健全度評価を行う。いずれかの部品の計画期間最終年度の健全度が2以下になる設備は、「④最適アクション」にて長寿命化または更新の選定対象となる。健全度は、設置時の健全度を5、設備としての機能が発揮できない状態（精密点検や更新等の大きな措置が必要）を2とする。

状態監視保全設備については、主要構成部品ごとに、劣化状態の目視などによる健全度及び時間経過による健全度を算出する。

時間経過による健全度は、目標耐用年数に至る時点で健全度が2になると想定し、構成部品ごとの目標耐用年数（機械：耐用年数の3倍、電気：耐用年数の2倍）と経過年数から算出する。

例えば、経過年数12年、目標耐用年数21年の場合を想定する。時間経過健全度については目標耐用年数の21年目に健全度が2となり、21年で健全度が3下がることになるので、毎年 0.143 ($3 \div 21 \doteq 0.143$) ずつ劣化する。よって、経過年数12年の時点では、 $12 \times 0.143 \doteq 1.7$ 健全度が減少することになり、健全度は 3.3 ($5 - 1.7 = 3.3$) となる。

それぞれの部品の健全度は、劣化状態健全度と時間経過健全度のうち低い値のものを採用する。劣化状態健全度が調査時に3である場合、時間経過健全度 3.3 より低いことからその部品の健全度は3となる。12年で健全度が2低下したことになるので、毎年 0.167 ($2 \div 12 \doteq 0.167$) ずつ劣化する。よって、その部品の健全度が2以下となるのは、18年目 ($1 \div 0.167 \doteq 5.99$ $12 + 5.99 \doteq 17.99$) となる。

時間計画保全設備については、時間経過のみから健全度を算出する。

イ) 長寿命化の検討対象外となった設備については、設備ごとの通常点検を行い、設備ごとの健全度を算出する。状態監視保全設備と時間計画保全設備のそれぞれでの健全度の考え方は、長寿命化検討対象設備と同様である。

↓

④最適アクションの選定

ア) 長寿命化検討対象設備については、対象機器に対して、更新をした場合と、長寿命化対策として一部部品交換による延命化を図った場合におけるライフサイクルコストを比較し、更新と長寿命化のどちらのアクションを採用するかを判定する。

具体的には、構成部品のどれか一つでも健全度が 2 以下になった時点で、全て更新（全部改築）する場合のライフサイクルコストを算出する。

一方、長寿命化対策として一部部品交換による延命化を図った場合、すなわち、構成部品の健全度が 2 以下になった時点で、その部品を交換し、健全度が 2 以下でない部品は継続使用をする（ただし、重要部品の健全度が 2 以下になったときは更新を実施）場合のライフサイクルコストを算出する。

両者のライフサイクルコストを比較し、コスト縮減が図れるアクションを選定する。

イ) 長寿命化対象外設備については、計画最終年度までに健全度が 2 を下回るものは、2 を下回った時点で更新する。

↓

⑤長寿命化計画の策定

ライフサイクルコスト縮減（上記④）のほか、省エネや再構築工事範囲などのシステムとしての評価を考慮して、長寿命化計画を策定する。

2) 全ての流域における長寿命化計画の内容

流域別の長寿命化計画の主な内容は次のとおりである。

流域	主な改築内容
荒川左岸南部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場汚泥処理中央監視設備 ・ 処理場 3 号汚泥焼却炉
荒川左岸北部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元荒川中継ポンプ場脱臭設備 ・ 処理場 1、2 号污水ポンプ設備
荒川右岸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場污水処理系中央監視設備 ・ 処理場水処理受変電設備
中川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場 2 号汚泥焼却炉
古利根川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場水処理監視制御設備 ・ 処理場汚泥処理監視制御設備
荒川上流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 花園第一幹線流量計
市野川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場水処理散気装置設備
利根川右岸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場 1 系水処理水質計器 ・ 処理場高圧受変電設備

出典：下水道局資料

3) 計画に基づく改築工事の実施状況

i) 年度別の事業費及び実施状況

長寿命化計画の年度別の計画事業費及び実施状況は次のとおりである。

ア) 年度別の計画事業費

(単位：百万円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	合計
計画 事業費	3,462.3	11,390.5	12,056.0	10,094.8	7,843.8	44,847.6

出典：下水道局資料

イ) 改築工事の年度別の実施状況

(単位：億円)

年度	主な改築内容	事業費
H24 年度	・ 荒川右岸 汚泥処理系中央監視	6.3
	・ 荒川左岸北部 元荒川中継ポンプ脱臭設備	0.8
		(全体 26.5)
H25 年度	・ 荒川左岸南部 汚水処理中央監視設備	6.5
	・ 荒川右岸 3系ポンプ電動機設備	1.8
		(全体 65.5)
H26 年度 (予定)	・ 荒川左岸南部 3号焼却炉設備	6.3
	・ 荒川右岸 水処理受変電設備	2.5
		(全体 75.2)
H27 年度 (予定)	・ 荒川左岸南部 4号汚泥焼却炉設備	5.5
	・ 古利根川 最初沈殿池搔寄機設備	0.5
		(全体 85.0)
H28 年度 (予定)	・ 荒川左岸南部 3、4号遠心濃縮機設備	2.0
	・ 荒川左岸北部 最初沈殿池搔寄機設備	2.0
		(全体 90.0)

出典：下水道局資料

ii) 長寿命化対策の効果

長寿命化計画を実施することにより縮減が見込まれるコスト額の試算結果について説明を求めたところ、計画全体で約 26 億 6,200 万円縮減されるとの回答を得た。

なお、長寿命化計画策定前と実施後の更新費及び修繕費を比較することで、本計画実施により実際にどれだけコスト縮減が達成できたのかを把握しようとしたところ、実際のコスト縮減額を検証するためには、設置時期と機種が同一の設備で長寿命化計画実施したものと更新したものとで実績額を比較する必要があること、また、少なくとも一般的な設備の使用年数である 20～30 年間にわたりライフサイクルコストを比較する必要があることから、その検証は困難とのことであった。

③ 改築更新の円滑化

1) 処理場間ネットワーク化の内容

水処理施設や汚泥処理施設の改築・更新を実施すると、その工事期間は当該処理施設の運転ができなくなり、汚水処理能力が低下し、能力不足が生じるおそれがある。水処理施設の改築・更新工事を円滑に実施するためには、改築・更新工事の際に生じる能力不足を解消しなくてはならない。

そのため、処理場間のネットワーク化の検討を行った。処理場間のネットワーク化が進めば、工事による能力不足分を他の処理場で補うことができるうえ、地震発生時の被災リスクを分散できるメリットもある。

2) ネットワーク化の可能性の調査検討

荒川水循環センターと新河岸川水循環センターのネットワーク化を検討したところ、荒川水循環センターの処理場再構築計画にあたり、利用者1人あたりの排水量の減少を踏まえると、改築更新時に処理能力を維持できることが判明した。また、平成24年度及び平成25年度埼玉県地震被害想定調査で、東京湾北部地震においては、荒川水循環センター及び新河岸川水循環センターはともに震度6強の領域内で、液状化する可能性が高い地域に所在しており、いずれも被害を受ける可能性があることが判明した。

よって、各処理場において被災しても1系列は稼働が可能となるように耐震工事を進めるとともに、両水循環センターのネットワーク化についてはその計画を中止したところである。

④ 監査で把握した問題点等

長寿命化計画策定時の年度別の計画事業費と実施状況を比較した結果は、次のとおりである。

(単位：億円)

	計画事業費	実施額	差異
平成24年度	34.6	26.5	8.1
平成25年度	113.9	65.5	48.4
平成26年度	120.5	75.2 (予定)	45.3
平成27年度	100.9	85.0 (予定)	15.9
平成28年度	78.4	90.0 (予定)	△11.6
合計	448.4	342.2	106.2

出典：下水道局資料

当初の計画事業費と実施額には、毎年度多額の乖離が生じており、その額は5年間合計で106.2億円に達している。

⑤ 指摘又は意見

【意見 3】 当初計画の適正な策定について

長寿命化計画は、当初の計画事業費と実施額とで、5年間合計106.2億円の乖離が生じている。直近の点検結果を踏まえて実施時期を決定していること、計画策定時の見積額より工事費が低下していること、新技術の導入によりコスト低減している設備があること等により、計画事業費と実施額にある程度の乖離が生じるのはやむを得ないものの、乖離額が多額にならないよう適正な計画策定が望まれる。

(3) 震災対策

① 現状と課題

埼玉県が有する下水道施設は、耐震に関する基準が強化された平成9年以前に建設された施設がほとんどであり、地震に対する施設の脆弱性が懸念される。そこで、平成10年3月に埼玉県下水道震災対策計画を策定し、主要な建築物の耐震補強や管渠の耐震診断を実施してきた。

下水道が被災した場合、公衆衛生や生活環境等へ甚大な影響を及ぼすことから、これらを回避するために、下水道が最低限有すべき機能の確保を図るため、「防災」と「減災」の観点から総合的な地震対策の推進が求められているところである。

埼玉県内の下水道処理の利用人口約573万人のうち流域下水道の利用人口は約525万人、単独公共下水道利用人口は約48万人と埼玉県内下水道処理人口の約9割は流域下水道を利用している。このように流域下水道は、複数の公共下水道を受けて処理を行う重要な役割を担っている。また、今後30年以内に南関東地域でマグニチュード7級の地震が発生する確率は70%と予測されており、関東地方に大規模地震はいつ発生してもおかしくない状況にある。そこで、流域下水道の総合地震対策については、下水道が有すべき機能の優先度等を踏まえて、計画的に対策を行っていく必要がある。

② 埼玉県流域下水道総合地震対策計画

平成21年12月に、平成25年度末までに実施する緊急的な対策として「埼玉県流域下水道総合地震対策計画」を策定した。この計画の目標は、水処理施設の継手部の可とう化や緊急輸送道路下のマンホールの浮上防止対策等を実施し、震災時の水処理機能の確保及び緊急輸送道路の交通確保を図ることである。

平成25年度までの実施予定として、当初は13系列の水処理施設対策及び216箇所のマンホール浮上防止対策を計画していた。その後、水処理施設対策としては、各流域各1系列を確保する趣旨で計8系列の対策へ変更となり、マンホール浮上防止対策としては、診断の結果56箇所の対策へ変更となった。

③ 進捗状況

これら対策が、平成25年度までに各々実施された。ただし、この内のマンホール浮上防止対策の一部が、平成26年度に完了予定である。

(4) 合流式下水道の改善

① 現状と課題

下水道の流下システムには合流式下水道と分流式下水道がある。合流式下水道は雨水と汚水を同一管渠によって排除するシステムであり、建設費を抑えることができる点や浸水対策にも効果があることから、早くから下水道事業に取り組んできた大都市を中心に全国 191 の都市で採用されている。埼玉県ではさいたま市をはじめ川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、東松山市、上尾市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市（現在は川口市）、久喜市の 14 都市（現在は 13 都市）が該当する。

しかし、合流式下水道においては、雨天時に一時的ではあるが、水量が急激に増加することがある。そのため、管渠や水循環センター（下水処理場）の処理能力を超えた未処理下水を放流することになり、水質汚濁や悪臭、公衆衛生上等の観点から大きな問題となっており、早急な改善対策が必要である。そこで、国土交通省は平成 15 年に下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)を改正し、分流式下水道なみの汚濁負荷とすること、未処理放流水の回数半減、夾雑物の流出防止を目標として、一定期間内（原則は平成 25 年度まで、処理区域面積が大きい場合には平成 35 年度まで）の改善対策の完了を義務づけている。これを受けて、県では関連市の対策と並行し、流域下水道の改善対策（雨水滞水池やバイパス管などの整備）を講じている。

② 改善対策

合流式下水道の改善方法は、貯留施設の整備（下水を一時的に貯めて後で処理する）、浸透施設の設置（雨水を下水道に入れない）、スクリーンの設置（下水中のゴミを取り除き流出させない）、下水管の能力アップと雨水吐の堰高の改良（処理場へ送る下水量を増やす）がある。

県は、荒川左岸南部、荒川左岸北部及び荒川右岸の 3 つの流域下水道において、次のような緊急改善対策を計画し、平成 25 年度までの完了を目標とした。

荒川左岸南部流域では、雨水沈殿池の高度化と遮集バイパス管の設置であり、荒川左岸北部流域では、雨水滞水池の整備及び流域管渠の一部を貯留管として活用することであり、荒川右岸流域では、雨水滞水池の整備である。

また、未処理下水の平均放流回数の減少も目標に掲げた。平成 20 年度には未処理下水の平均放流回数が 1 年に 48 回であったが、平成 25 年度には 24 回にまで減少させることを目標にした。（しかし現段階では、国による成果の検証が未済である。）

③ 合流改善工事の進捗状況

国土交通省の下水道法施行令の改正により、荒川左岸南部、荒川左岸北部及び荒川右岸の3つの流域下水道では、平成25年度までに改善対策の完了を義務付けられている。

当該義務付けを受けて、県では平成25年度までに緊急改善対策の完了を目標に計画を策定した。荒川左岸北部流域は平成25年度までに工事が完了したが、荒川左岸南部流域及び荒川右岸流域では工事の一部が平成25年度までに完了しなかったため、平成26年度に一部の工事を供用し、工事完成までは暫定的な対策で対応している。

(5) 高度処理の推進

高度処理とは水質環境基準の達成等公共用水域の水質保全上の要請や処理水の再利用のために、活性汚泥法等の通常の二次処理による処理水の水質をさらに向上させるための処理である。通常の処理対象水質の向上だけでなく、二次処理では十分に除去することが難しいリンや窒素、浮遊物質等の除去率の向上を目的とするものである。

① 現状と課題

現在、東京湾、伊勢湾及び大阪湾の三大湾をはじめ、指定湖沼や河川で富栄養化に伴う水質汚濁が深刻な状況にあり、これらの流域に位置する関連地方自治体は、流域別下水道整備総合計画のもと、富栄養化の原因となる窒素、リンの除去を目的に下水処理場の高度処理施設の導入を図っている。

埼玉県内の処理水は、そのほとんどが荒川及び中川を經由して東京湾に放流されており、富栄養化の原因となる窒素、リン等の除去が課題となっている。そのため、河川浄化（川の再生）や公共用水域の水質保全を目的として、今後増設又は改築される県内の水処理施設について、高度処理への対応が求められている。

埼玉県においては、下水処理水の一層の水質向上に向け、平成9年3月から9か所全ての処理場を対象に下水の高度処理化を計画的に進めている。ただし、高度処理化には、新たな施設の増設や大規模な改造が必要となり、完成までに多大な費用と長期の時間が必要となる。このため、施設の大規模な改造をせず、運転方法や処理時間の工夫により水質をより向上させることが期待される段階的の導入に向けて、全国に先駆けて実証実験を国と共同で平成25年8月から開始している。この実験は、新河岸川水循環センターと中川水循環センターの2か所において実施しており、概ね1年をかけて、運転方法や水質の改善状況などの検証を行うものである。当該実証実験は、下水道法における高度処理と同等

の扱いができるかどうかを確認するための実験であり、最終的には事業計画への位置づけを目標としている。

② 高度処理施設の建設及び供用

1) 高度処理整備計画（平成 29 年まで）

下水道高度処理の推進	系列		供用開始 (予定)	処理能力 (m ³ /日)	処理方式
荒川水循環センター	7		H26 年 3 月	135,400	担体投入凝集剤添加循環式硝化脱窒法(+高速ろ過)
元荒川水循環センター	6	1/2	H24 年 4 月	26,500	凝集剤加速嫌気無酸素好気法(+高速ろ過)
新河岸川水循環センター	5	1/2	H18 年 4 月	56,900	凝集剤添加循環式硝化脱窒法+高速ろ過法
		2/2	H24 年 4 月	56,900	
新河岸川上流水循環センター	3	1/2	H23 年 6 月	17,100	担体投入凝集剤添加循環式硝化脱窒法
		2/2	H22 年 8 月	17,100	
中川水循環センター	7		H14 年 4 月	79,190	凝集剤添加循環式硝化脱窒法+高速ろ過
	8		H19 年 4 月	79,190	
	9		H26 年 10 月	79,190	
古利根川水循環センター	3	1/2	H28 年 4 月	11,900	ステップ流入式多段硝化脱窒法 (+高速ろ過)
		2/2	H29 年 4 月	11,900	

平成 26 年 4 月現在導入系列数	5.5 系列
平成 28 年度までの導入予定系列数	2 系列

出典：下水道局資料

2) 高度処理整備計画の進捗状況

平成 22 年 4 月において高度処理整備計画における高度処理実施率は 8.66% であり、高度処理能力は 215,280 m³/日であったが、平成 25 年 3 月には高度処理実施率 12.84%、高度処理能力 332,880 m³/日、平成 26 年 3 月には高度処理実施率 17.16%、高度処理能力 468,280 m³/日に推移している。今後の計画としては平成 29 年 4 月には高度処理実施率 20.76%、高度処理能力 571,270 m³/日まで引き上げる見通しとなっている。

(6) 流域別計画

① 全8流域下水道事業の事業計画及び成果目標

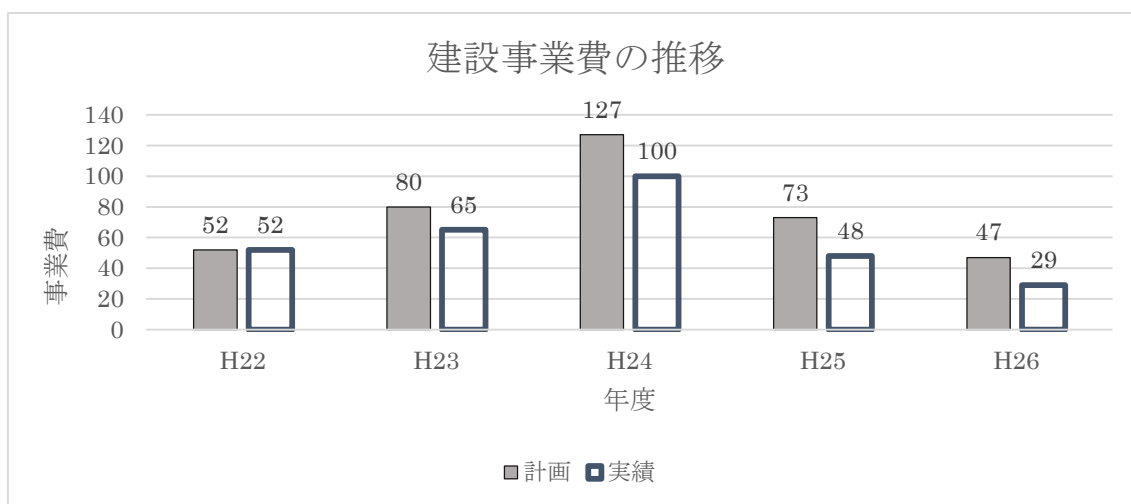
埼玉県下水道局中期経営計画（平成22年度から平成26年度まで）による流域別計画は以下の通りである。

1) 荒川左岸南部流域下水道事業

平成22年度から平成26年度までの5か年の事業計画における全体事業費は379億円（実績は294億円）であり、年度別事業計画は以下の通りである。

i) 事業計画

(単位：億円)



(整備スケジュール)

種別	事業	内容	H22	H23	H24	H25	H26
管渠	地震対策	マンホール浮上対策等				→	→
	合流対策	遮集バイパス管	→	→	→	→	→
ポンプ場	地震対策	南部中継ポンプ場外	→			→	→
処理場	新設・増設	7号水処理施設、5号汚泥焼却炉等	→	→	→	→	→
	改築	汚泥処理中央監視設備等	→		→	→	→
	地震対策	可とう継手、バイパス管等	→	→		→	→
	温暖化対策	3号汚泥焼却炉改築	→	→			
	合流改善	雨水沈殿池高度化	→	→	→	→	→

実線 (計画) 点線 (実績)

出典：下水道局資料に基づき作成

ii) 成果目標

主な事業内容の定量的成果

ア) 7号水処理の完成

平成 25 年度において、1 日当たりの下水処理能力が 935,000 m³から 1,070,400 m³へ増加した。

イ) 焼却炉の改築による温室効果ガス削減

温室効果ガス排出削減量はゼロだったが、平成 24 年度末時点において 20,600 m³となった。

ウ) 高度処理の推進

高度処理は未実施だったが、平成 25 年度において高度処理実施率が 13%となった。

エ) 長寿命化計画の策定

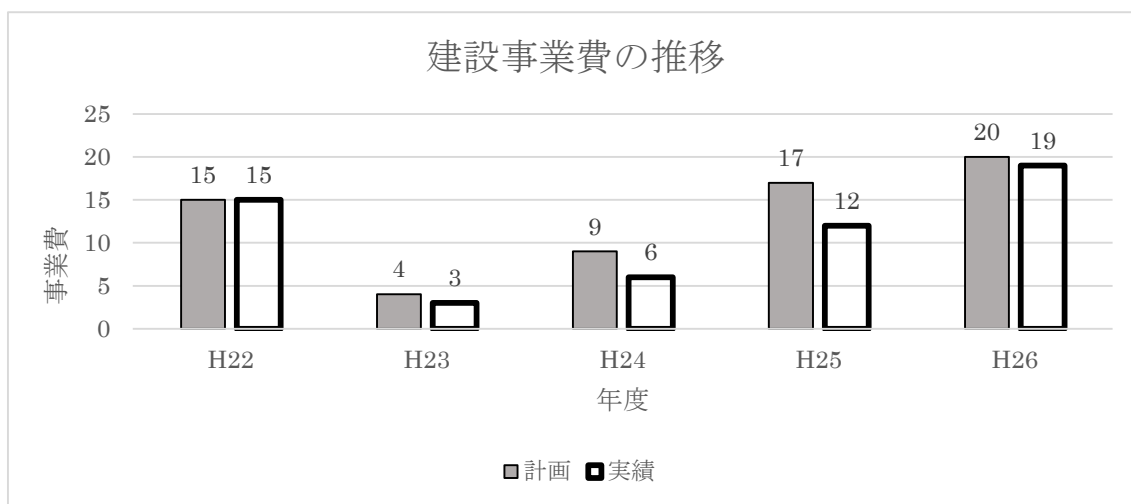
下水処理場の長寿命化計画がなかったが、平成 23 年度末時点において長寿命化計画の策定が完了した。

2) 荒川左岸北部流域下水道事業

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年の事業計画における全体事業費は 66 億円（実績は 55 億円）であり、年度別事業計画は以下の通りである。

i) 事業計画

(単位：億円)



(整備スケジュール)

種別	事業	内容	H22	H23	H24	H25	H26
管渠	地震対策	マンホール浮上対策等	→				
ポンプ場	地震対策	鴻巣中継ポンプ場	→				
	地震対策	桶川中継ポンプ場外		→			
	改築	鴻巣中継ポンプ場		→			
処理場	新設・増設	6-1 水処理施設	→				
	改築	特高電気設備、自動制御設備等	→				→
	地震対策	可とう継手、バイパス管等	→				→
	合流改善	雨水滞水池、管内貯留計装装置	→				→

実線（計画） 点線（実績）

出典：下水道局資料に基づき作成

ii) 成果目標

主な事業内容の定量的成果

ア) 6号水処理の完成

平成23年度末時点において、1日当たりの下水処理能力が197,250 m³から223,750 m³へ増加した。

イ) 合流式下水道の改善対策に寄与する貯留量の確保

雨水滞水池の設置等により計画前の貯留量はゼロだったが、平成25年度末時点において70,000 m³となった。

ウ) 高度処理の推進

高度処理は未実施だったが、平成23年度末時点において高度処理実施率が12%となった。

エ) 長寿命化計画の策定

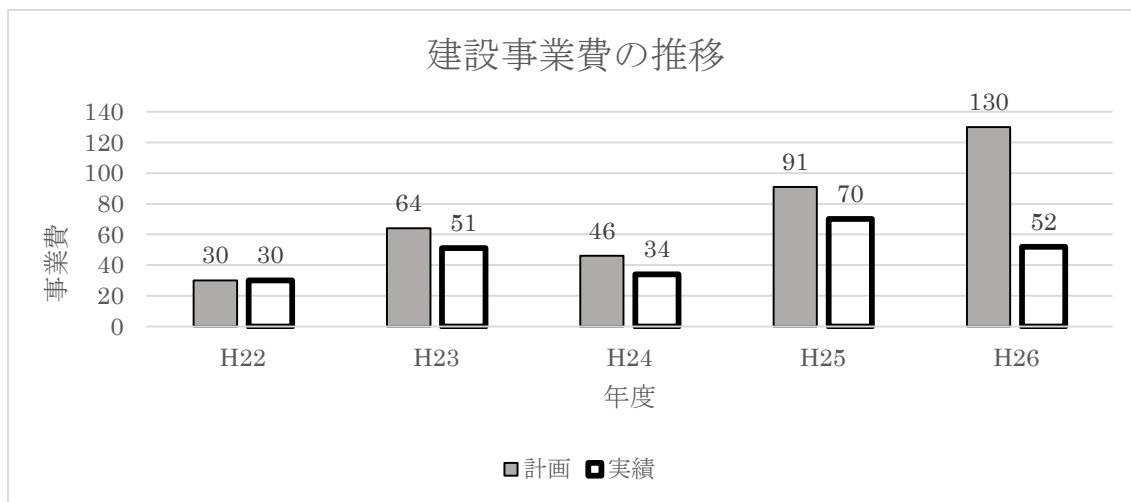
下水処理場の長寿命化計画がなかったが、平成23年度末時点において長寿命化計画の策定が完了した。

3) 荒川右岸流域下水道事業

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年の事業計画における全体事業費は 360 億円（実績は 237 億円）であり、年度別事業計画は以下の通りである。

i) 事業計画

(単位：億円)



(整備スケジュール)

種別	事業	内容	H22	H23	H24	H25	H26
管渠	地震対策	マンホール浮上対策等	→		→	→	→
	新設・増設	流量計設置	→	→			
ポンプ場	新設・増設	しさ・沈砂搬出設備等	→	→			
	改築	受変電設備等	→		→		→
	地震対策	富士見中継ポンプ場外	→		→	→	
処理場 (川越)	改築	3号水処理施設、雨水ポンプ設備	→	→	→	→	→
	地震対策	可とう継手、バイパス管等	→		→	→	→
	合流改善	雨水滞水池	→	→	→	→	
処理場 (和光)	新設・増設	5号水処理、6号水処理施設等	→	→	→	→	→
	改築	高圧受変電設備、中央監視設備	→	→	→	→	→
	地震対策	可とう継手、バイパス管等	→	→	→	→	→
	温暖化対策	固形燃料化施設	→	→	→	→	→

実線 (計画) 点線 (実績)

出典：下水道局資料に基づき作成

ii) 成果目標

主な事業内容の定量的成果

ア) 5号水処理の完成

平成23年度末時点において、1日当たりの下水処理能力が642,760 m³から699,660 m³へ増加した。

イ) 合流式下水道の改善対策に寄与する貯留量の確保

雨水滞水池の設置等により計画前の貯留量はゼロだったが、平成25年度末時点において8,300 m³となった。

ウ) 高度処理の推進

計画前は高度処理の実施率が8%だったが、平成23年度末時点において高度処理実施率が20%となった。

エ) 長寿命化計画の策定

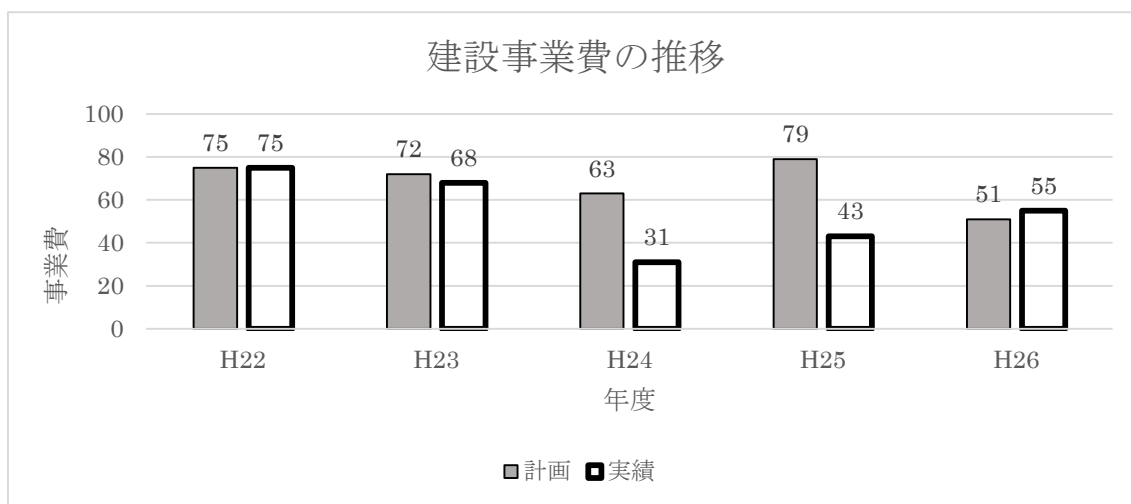
下水処理場の長寿命化計画がなかったが、平成23年度末時点において長寿命化計画の策定が完了した。

4) 中川流域下水道事業

平成22年度から平成26年度までの5か年の事業計画における全体事業費は342億円(実績は272億円)であり、年度別事業計画は以下の通りである。

i) 事業計画

(単位：億円)



(整備スケジュール)

種別	事業	内容	H22	H23	H24	H25	H26
管渠	地震対策	マンホール浮上対策等			→		
	新設・増設	中央西幹線	→				
ポンプ場	改築	沈砂池機械設備			→		
処理場	新設・増設	9号水処理、第2沈砂池ポンプ棟 放流ポンプ棟等	→				
	改築	中央監視設備等	→				
	地震対策	可とう継手、耐震補強等	→				
	温暖化対策	4号汚泥焼却炉、2・3号汚泥焼却炉 改築	→				

実線（計画） 点線（実績）

出典：下水道局資料に基づき作成

ii) 成果目標

主な事業内容の定量的成果

ア) 9号水処理の完成

平成26年度末時点において、1日当たりの下水処理能力が549,580 m³から628,770 m³へ増加予定である。

イ) 焼却炉の改築による温室効果ガス削減

平成26年度末に温室効果ガス排出削減量として二酸化炭素を36,000 t削減予定である。

ウ) 高度処理の推進

計画前は高度処理の実施率が29%だったが、平成26年度末時点において高度処理実施率が38%となる予定である。

エ) 長寿命化計画の策定

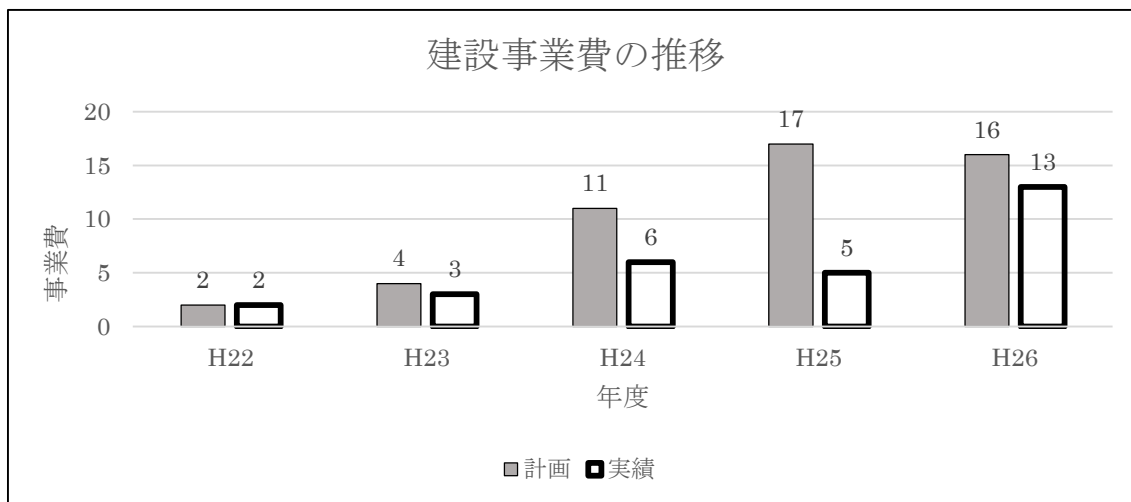
下水処理場の長寿命化計画がなかったが、平成23年度末時点において長寿命化計画の策定が完了した。

5) 古利根川流域下水道事業

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年の事業計画における全体事業費は 51 億円（実績は 29 億円）であり、年度別事業計画は以下の通りである。

i) 事業計画

(単位：億円)



(整備スケジュール)

種別	事業	内容	H22	H23	H24	H25	H26
管渠	地震対策	マンホール浮上対策等	[実線]				
ポンプ場	改築	栗橋大利根第 1 中継ポンプ場	[実線]				
	地震対策	栗橋大利根第 1 中継ポンプ場外	[実線]				
処理場	改築	中央監視設備、3 号水処理	[実線]				
	地震対策	可とう継手、耐震補強等	[実線]				

実線 (計画) 点線 (実績)

出典：下水道局資料に基づき作成

ii) 成果目標

主な事業内容の定量的成果

ア) 長寿命化計画の策定

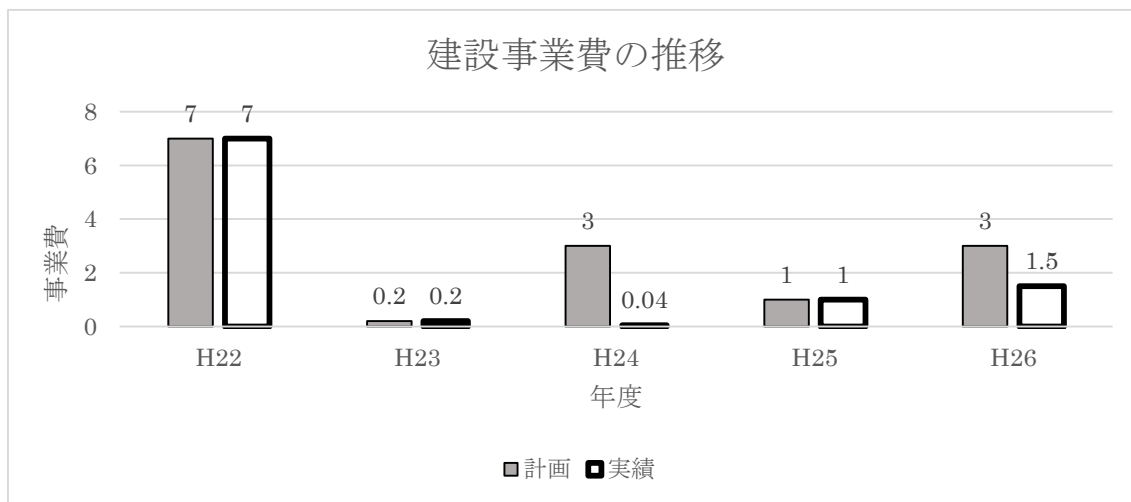
下水処理場の長寿命化計画がなかったが、平成 23 年度末時点において長寿命化計画の策定が完了した。

6) 荒川上流流域下水道事業

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年の事業計画における全体事業費は 14 億円（実績は 10 億円）であり、年度別事業計画は以下の通りである。

i) 事業計画

(単位：億円)



(整備スケジュール)

種別	事業	内容	H22	H23	H24	H25	H26
管渠	地震対策	マンホール浮上対策等	実線	点線	点線	点線	点線
処理場	新設・増設	2号水処理	実線	実線	実線	実線	実線
	改築	長寿命化計画策定	実線	点線	点線	点線	点線
	地震対策	可とう継手、耐震補強等	実線	実線	実線	点線	点線

実線 (計画) 点線 (実績)

出典：下水道局資料に基づき作成

ii) 成果目標

主な事業内容の定量的成果

ア) 2号水処理の完成

平成 26 年度末時点において、1 日当たりの下水処理能力が 6,200 m³から 10,100 m³へ増加予定である。

イ) 長寿命化計画の策定

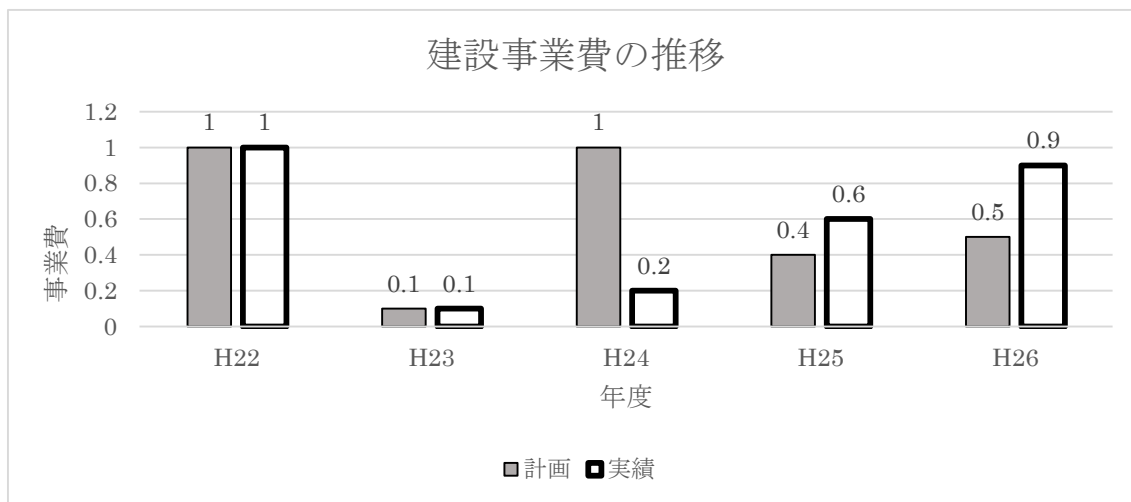
下水処理場の長寿命化計画がなかったが、平成 23 年度末時点において長寿命化計画の策定が完了した。

7) 市野川流域下水道事業

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年の事業計画における全体事業費は 3 億円（実績は 3 億円）であり、年度別事業計画は以下の通りである。

i) 事業計画

(単位：億円)



(整備スケジュール)

種別	事業	内容	H22	H23	H24	H25	H26
管渠	地震対策	マンホール浮上対策等	実線	点線	点線		
処理場	地震対策	可とう継手、バイパス管等	実線	実線	実線	実線	実線

実線（計画） 点線（実績）

出典：下水道局資料に基づき作成

ii) 成果目標

主な事業内容の定量的成果

ア) 長寿命化計画の策定

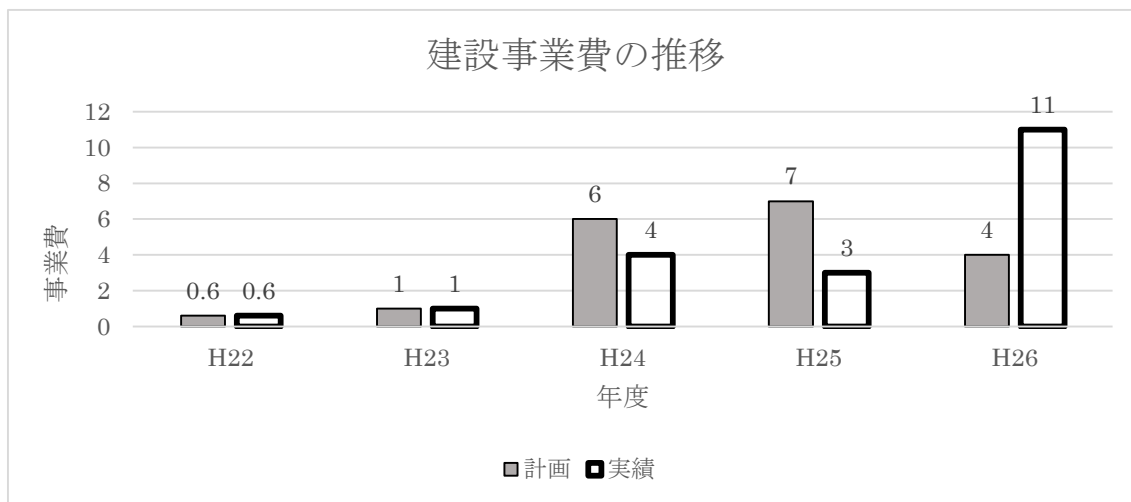
下水処理場の長寿命化計画がなかったが、平成 23 年度末時点において長寿命化計画の策定が完了した。

8) 利根川右岸流域下水道事業

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年の事業計画における全体事業費は 19 億円（実績は 20 億円）であり、年度別事業計画は以下の通りである。

i) 事業計画

(単位：億円)



(整備スケジュール)

種別	事業	内容	H22	H23	H24	H25	H26	
管渠	新設・増設	神川幹線外	[実線: H22-H23, 点線: H24]					
	新設・増設	美里幹線					[実線]	
処理場	新設・増設	機械濃縮槽、自家発電設備					[実線]	
	改築	高圧受変電設備、沈砂池設備等		[実線]				
	地震対策	可とう継手、バイパス管等	[実線]					

実線（計画） 点線（実績）

出典：下水道局資料に基づき作成

ii) 成果目標

主な事業内容の定量的成果

ア) 幹線整備の推進

平成 23 年度末時点において、315m の神川幹線が整備された。

イ) 長寿命化計画の策定

下水処理場の長寿命化計画がなかったが、平成 23 年度末時点において長寿命化計画の策定が完了した。

② 全8流域下水道事業の計画・目標と実績との比較

荒川左岸北部流域において、下水処理場の6-1水処理施設の増設に伴い、事業計画になかった関連施設の汚泥濃縮予備受槽設備の増設を、平成26年度に実施している。

中川流域では、当初の事業計画においてポンプ場の改築が予定されていたが、長寿命化計画の策定に伴う健全度評価により工事が先送りとなった。

利根川右岸流域では、事業計画における全体事業費は19億円であったが、汚泥濃縮設備の改築を追加実施したことにより、全体事業費の実績は20億円と計画予算を超過している。これは長寿命化計画の策定に伴う健全度評価により追加となったことによる。

(7) 財政収支計画

昭和 47 年の事業開始から平成 21 年度までは地方自治法に基づく「埼玉県流域下水道事業特別会計」により運営してきたが、平成 22 年度からは地方公営企業法に基づく「埼玉県流域下水道事業会計」により運営している。

① 収支状況

1) 各流域別及び再生水事業の平成 21 年度末収支状況

(単位：百万円)

流域名	累積収支 (H21 年度末)
荒川左岸南部	11,562
荒川左岸北部	△882
荒川右岸	7,425
中川	4,728
古利根川	△467
荒川上流	△643
市野川	△175
利根川右岸	△436
計	21,112
再生水事業	△394

出典：下水道局資料（中期経営計画）

2) 今後の対応

i) 県南 3 流域

荒川左岸南部、荒川右岸及び中川の県南 3 流域は、全国のトップ 3 の大規模な処理施設であることから、そのスケールメリットにより多額の累積収支差が発生した。この繰越金は、県南 3 流域の市町の住民が負担した下水道使用料等であることから、これらを順次返還していくことにする。ただし、大規模災害の発生を想定し、その応急修繕等の財源として、繰越金の一部を県に留保する。

さらに、平成 22 年度以降発生した余剰金は、会計運営上必要な一定額を

超える額は翌年度に返還するなど、多額の繰越金が累積しない仕組みをつくる。

ii) 県北 5 流域の黒字化に向けた収支改善

荒川左岸北部、古利根川、荒川上流、市野川及び利根川右岸の県北 5 流域の処理施設は、県南 3 流域に比べて規模が小さいことから、その累積収支差（マイナス）が課題である。

収支改善を徹底し、計画的に黒字化を実現する。

3) 繰越金の返還等

県南 3 流域の平成 22 年度以降における繰越金の返還等は、下表のとおりである。

(単位：千円)

流域名	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	計
荒川左岸南部	5,535,916	2,511,903	0	0	8,047,819
荒川右岸	3,275,190	1,123,499	200,000	158,493	4,757,183
中川	0	526,315	562,457	899,570	1,988,342
計	8,811,106	4,161,718	762,457	1,058,063	14,793,344

出典：下水道局資料に基づき作成

(注) 中川流域の返還等の金額は現金返還ではなく、赤字補填額である。

平成 22 年度から平成 24 年度に発生した余剰金は、毎年度の返還ではないが、平成 25 年度にまとめて返還しており、その返還金額は下表のとおりである。

(単位：千円)

流域名	H25 年度
荒川左岸南部	1,206,159
荒川右岸	2,037,601
中川	0
計	3,243,760

出典：下水道局資料に基づき作成

繰越金の返還に関しては、別項目にも記載しており、II 第 3 7. (4) を参照のこと。

4) 平成 22 年度以降における県北 5 流域の収支

県北 5 流域の平成 22 年度以降における収支は、下表のとおりである。

(単位：百万円)

流域名	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
荒川左岸北部	113	550	401	456
古利根川	158	294	107	79
荒川上流	△55	△41	△27	△16
市野川	2	22	59	49
利根川右岸	△276	△72	△61	△77

出典：下水道局資料に基づき作成

県北 5 流域の収支差（マイナス）が課題であったが、その後の収支改善に努めた結果、荒川左岸北部、古利根川及び市野川の 3 流域は、単年度黒字化を実現している。しかし、荒川上流及び利根川右岸の 2 流域は、収支差（マイナス）のままである。

【意見 4】 県北 2 流域の収支差（マイナス）の収支改善について

荒川上流の収支改善の目標は、計画期間内における単年度黒字化である。しかし、4 年経過後においても黒字化は実現していない。平成 26 年度は進行年度であるため、残り 1 年で黒字化を達成できるかは不明であるが、当初の目標達成に向けて収支改善に努めるべきである。

利根川右岸の収支改善の目標は、計画期間内における単年度赤字の縮減である。平成 22 年度から平成 24 年度にかけて順調に赤字額が減少していたが、平成 25 年度は赤字額が前年度比較で増加している。赤字額の減少傾向が継続するように、引き続き収支改善に努めるべきである。

② 再生水事業のあり方の見直し

1) 再生水事業の課題

さいたま新都心地区では、水の循環型リサイクルの形成を推進し、高度処理した下水処理水をトイレ洗浄水として再利用している。県は平成12年度より再生水の送水を開始しているが、事業の収支は事業開始以降赤字が継続しており、中期経営計画を作成した時点で393,763千円の累積赤字となっていた。

2) 再生水事業の収支状況

再生水事業のスタートからの収支状況をまとめると、下表のとおりである。

(単位：千円)

年度	有収水量 (m ³)	収入 ①	管理費 ②	収支差 ①－②	資本費 ③	収支差 ①－②－③	累積 収支
H11					14,628	△14,628	△14,628
H12	195,688	49,313	29,216	20,096	27,879	△7,782	△22,411
H13	230,729	58,143	40,163	17,979	29,423	△11,443	△33,854
H14	200,029	50,407	52,083	△1,675	29,199	△30,874	△64,729
H15	185,492	46,743	49,651	△2,907	36,073	△38,980	△103,710
H16	228,435	57,565	71,319	△13,753	43,278	△57,031	△160,742
H17	234,686	59,140	64,454	△5,313	46,443	△51,757	△212,499
H18	235,301	64,237	66,444	△2,207	46,924	△49,131	△261,631
H19	247,946	67,689	66,849	839	46,747	△45,907	△307,539
H20	246,531	67,302	68,706	△1,403	46,085	△47,488	△355,027
H21	256,332	69,978	64,598	5,380	44,116	△38,736	△393,763
H22	250,897	64,218	60,344	3,873	27,618	△23,745	△417,508
H23	262,667	68,293	65,507	2,785	26,470	△23,685	△441,193
H24	268,019	69,684	64,122	5,562	27,969	△22,406	△463,600
H25	265,738	71,933	76,509	△4,576	29,545	△34,121	△497,721
H26	356,240	92,622	138,321	△45,699	30,428	△76,127	△573,848
H27	370,219	96,256	110,000	△13,743	30,428	△44,172	△618,020
H28	442,024	114,926	114,835	90	30,393	△30,303	△648,323
H29	460,264	119,668	81,809	37,858	30,749	7,108	△641,215
H30	463,924	120,620	80,759	39,860	30,928	8,931	△632,284

出典：下水道局資料に基づき作成

(注) 平成 11 年度から平成 25 年度までは実績値である。

平成 26 年度は予算で、平成 27 年度以降は見込み値である。

平成 26 年度から平成 28 年度までの管理費の増加は、修繕費の増加による。

資本費：施設の建設費用及び用地費であって、一般会計への返還額及び企業債元利償還金である。

事業開始から平成 25 年度までの資本費までを含めた収支差では、一度も黒字になっていない。平成 26 年度以降の見込み計算の段階で、平成 29 年度に初めて黒字になる予定である。ただし、平成 22 年度以降は資本費の内の一般会計への返還 (14,192 千円) を停止しており、それを含めて計算すると、平成 29 年度及び平成 30 年度においても、やはり赤字である。

ちなみに、平成 21 年度末時点での一般会計への返還額の残高は 284 百万円であり、平成 30 年度末時点での企業債残高は 242 百万円である。

3) 当初の計画との乖離

再生水事業の計画段階では、トイレに使用される 1 日平均水量を 6,130 m³ と計算していた。さいたま新都心地区にはオフィスもあるため、年間使用日を 250 日と仮定すると、1 年間の計画使用水量は 1,532,500 m³ である。

これに対して実際の使用水量は、平成 25 年度において 265,738 m³ であり、計画量の 20%にも満たない。平成 26 年度以降、オフィスや商業施設さらに医療機関等の新設も計画されており、これらの使用量増加を見込んだうえで、ようやく平成 29 年度及び平成 30 年度の収支は約 39 百万円の黒字となる。

4) 将来の見込み

平成 30 年度末時点の累積収支差が△632 百万円であり、これに一般会計への返還額の残高 284 百万円と企業債残高 242 百万円を加えると、1,158 百万円となる。この金額が、回収されるべき金額である。

この要回収額 (1,158 百万円) を平成 29 年度及び 30 年度の黒字 (39 百万円) で単純に除すると、その回収期間は 30 年と計算される。この計算を表形式で表すと、下表のとおりである。

(単位：百万円)

項目	金額		備考
要回収額	1,158	①	
H30 年度末累積収支差	632		
一般会計への返還額残高	284		
企業債残高	242		
年間収支 (H29、H30 年度)	39	②	修繕費 7 百万円
回収期間 (年)	30	①÷②	

出典：下水道局資料に基づき作成

しかし、ここで留意すべき点は、平成 29 年度及び平成 30 年度の管理費における修繕費の平均が約 7 百万円であることである。その直前 3 年間の平成 26 年度から平成 28 年度までの平均修繕費は 46 百万円である。ただし、この 3 年間の修繕費は、まだ長寿命化計画が入る前の予算及び見込みに基づくものである。

平成 29 年度以降長寿命化計画を導入することで修繕費が抑制される見込みであり、その結果としての修繕費 7 百万円であるとはいえ、設備の老朽化が進むことを考慮に入れると、将来的に修繕費はやはり増加傾向を示すことになるはずである。そうなれば、回収期間は 30 年よりも確実に長くなる。

【意見 5】再生水事業の収支改善について

再生水事業において事業スタートから損失が多額に累積した原因は、使用される水量が計画水量と比べて大幅にかい離した点である。これは、さいたま新都心の計画そのものが、当初の想定と違ってきている点に起因している。

それでも、最近におけるオフィスや商業施設さらに医療機関等の新設計画の影響で、収支が改善される見込みであることは望ましいことである。しかし、資金回収に今後 30 年超を要することや、設備の老朽化対策等で修繕費が増加することも予想されるため、再生水事業が厳しい状況にあることは間違いない。

新たな供給先の開拓等によりさらに収支の改善に努めるべきであり、事業そのものについて、引き続き検討していくべきである。

5) 再生水事業の処理能力と供給量とのアンバランスについて

次に、再生水事業を処理能力の面から検討する。

平成 22 年から平成 25 年の供給量の推移は、下記のとおりであるが、3) で既述したように、今後、商業施設及び医療機関等の新設が予定されているため、それらの効果によって、1 日あたり 200 m³の増加が見込まれる。

しかし、現状設備における 1 日あたりの最大処理能力である 4,000 m³/日、さらに全体計画における処理能力 8,000 m³/日と比べても、過去の供給量は 600 m³/日～700 m³/日で推移し、1,000 m³を超える日も月に数日であることを考えると、1 日あたり 200 m³が増加したとしても、処理能力が過多となっている事実には変わらない。

<再生水事業供給量の推移>

平成 22 年度

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
供給量							
総量 (m ³)	19,104	19,232	20,453	21,938	25,353	18,461	20,226
日数平均 (m ³)	(637)	(620)	(682)	(708)	(818)	(615)	(652)
1,000 m ³ を超える 日数 (日)	0	1	1	3	6	1	1
月間最大値 (m ³)	910	1,062	1,010	1,036	1,485	1,007	1,304

	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計	平均
供給量							
総量 (m ³)	21,317	20,675	23,469	19,923	18,583	248,734	20,728
日数平均 (m ³)	(711)	(667)	(757)	(712)	(599)		(682)
1,000 m ³ を超える 日数 (日)	2	3	9	2	4	33	
月間最大値 (m ³)	1,047	1,078	1,238	1,048	1,090		

平成 23 年度

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
供給量							
総量 (m ³)	19,389	17,828	20,154	22,710	23,970	18,554	23,674
日数平均 (m ²)	(646)	(575)	(672)	(733)	(773)	(618)	(764)
1,000 m ³ 超える 日数 (日)	0	1	0	1	7	0	5
月間最大値 (m ³)	929	1,084	962	1,026	1,427	911	1,351

	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計	平均
供給量							
総量 (m ³)	24,790	23,948	21,961	21,149	21,924	260,051	21,671
日数平均 (m ²)	(826)	(773)	(708)	(729)	(707)		(710)
1,000 m ³ 超える 日数 (日)	4	5	3	3	3	32	
月間最大値 (m ³)	1,267	1,383	1,243	1,018	1,219		

平成 24 年度

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
供給量							
総量 (m ³)	20,943	22,141	20,928	20,056	25,339	18,862	21,613
日数平均 (m ²)	(698)	(714)	(698)	(647)	(817)	(629)	(697)
1,000 m ³ 超える 日数 (日)	1	1	0	2	6	0	0
月間最大値 (m ³)	1,205	1,068	989	1,123	1,736	924	999

	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計	平均
供給量							
総量 (m ³)	23,832	25,382	21,707	21,701	22,841	265,345	22,112
日数平均 (m ²)	(794)	(819)	(700)	(775)	(737)		(727)
1,000 m ³ 超える 日数 (日)	6	5	5	1	2	29	
月間最大値 (m ³)	1,420	1,362	1,228	1,045	1,313		

平成 25 年度

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
供給量							
総量 (m ³)	20,761	24,467	18,829	24,766	25,256	18,034	20,862
日数平均 (m ²)	(692)	(789)	(628)	(799)	(815)	(601)	(673)
1,000 m ³ 超える 日数 (日)	2	6	11	11	7	1	2
月間最大値 (m ³)	1,078	1,279	1,284	1,175	1,625	1,008	1,217

	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計	平均
供給量							
総量 (m ³)	24,269	24,383	21,100	14,245	27,416	264,388	22,032
日数平均 (m ²)	(809)	(787)	(681)	(509)	(884)		(722)
1,000 m ³ 超える 日数 (日)	2	4	2	0	7	54	
月間最大値 (m ³)	1,277	1,198	1,033	968	1,774		

③ 焼却灰仮置場用地取得に係る国庫補助金返還後の補てん

1) 用地取得の概要

県は、焼却灰の仮置き場用地として、昭和 54 年 3 月にさいたま市内の土地 26,133.7 m²を、517,871 千円で購入している。この内、国庫補助金として 345,240 千円を受入れている。また、同様に昭和 53 年 3 月に桶川市内の土地 1,913.08 m²を、19,130 千円で購入している。この内、国庫補助金として 12,753 千円を受入れている。

2) その後の状況

これらの用地は、その後の事業環境の変化等により、本来の取得目的に沿った利用がなされていない。特に桶川市内の用地は、河川改修の予定と都市計画道路整備の予定の対象用地となっており、河川の管理道路以外に進入路も確保されていない状況である。

3) 国庫補助金の返還

用地取得のためにその費用の一部として国庫補助金を受入れたにもかかわらず、その本来の目的に沿った使用状況になかったことから、県は国に対して国庫補助金を返還している。

返還額は、さいたま市内の用地分として 360,875 千円、桶川市内の用地分として 12,753 千円である。

4) 国庫補助金返還後の補てん

国庫補助金の返還資金に関して、中期経営計画ではさいたま市内の用地を売却し、その売却収入により補てんする方針であった。この計画に沿って、さいたま市への用地売却を検討し交渉を重ねているが、現状では同市における当該地の利用計画が定まっていないことなどから、契約締結までには至っていない。

【意見 6】さいたま市内用地の早期売却について

さいたま市への売却が進まない状況にあるため、用地を有効活用する意味で、平成 25 年度の途中より当該用地をさいたま市へ有償貸付している。しかし、その賃貸料年額は約 550 万円であり、この金額で国庫補助金返還額の合計額（373,628 千円）を回収する場合、約 70 年を要する。さらに、焼却灰仮置場用地取得に関して支出された総額を回収するとなると、約 100 年を要することになる。

(単位：千円)

	さいたま市	桶川市	計	摘要
用地取得費用	517,871	19,130	537,001	
国庫補助金	△345,240	△12,753	△357,993	
国庫補助金返還額	360,875	12,753	373,628	①
計	533,506	19,130	552,636	②
有償賃貸料	5,500		5,500	③
回収期間	66 年		68 年	①÷③
回収期間	97 年		100 年	②÷③

出典：下水道局資料に基づき作成

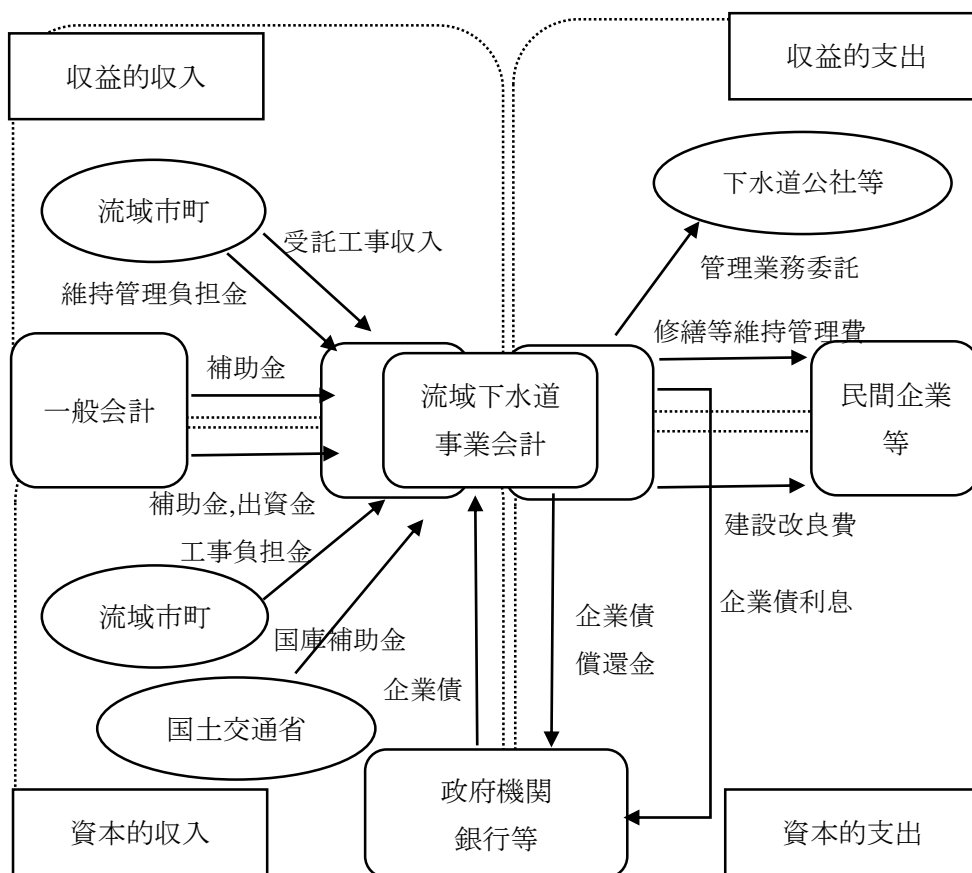
有効活用の一環としてさいたま市へ用地を貸付けているのだが、現在の貸付け条件から判断する限りにおいて、県の財政にとっては有効活用とは言い難い状況である。したがって、当面は用地の有償貸付を継続して資金の回収を進めつつ、やはり当初の計画通り、用地の売却による資金回収が必要と考える。

しかし、さいたま市への売却が進まない理由は、当該用地がさいたま市の基本構想等に位置づけができていないためである。そのため、価格交渉まで至っていない。そうであれば、売却先を広く一般に求めるなど売却先を限定することなく、早期の資金回収を図るべきである。

次に桶川市内の用地であるが、東京湾北部地震等への対応を踏まえて、北部流域では流域下水道の防災拠点化を検討しており、この中で当該用地も防災基地としての位置づけを行い、活用を図っていく予定である。このような活用が実現すれば、その分の資金回収という問題もなくなり、さいたま市内の用地資金回収のみであれば、回収期間も若干短くなる。

2. 下水道事業に係る財務事務の流れ

一般会計、地方公営企業会計、下水道公社を含む全体の財務の流れを収益的収入、収益的支出、資本的収入、資本的支出の観点から区分すると以下の通りとなる。



3. 下水道事業に係る決算内容

(1) 一般会計の過去4年間の歳出内容

(単位：千円)

	22年度	23年度	24年度	25年度
流域下水道管理費	107,329	188,808	191,882	170,633
公衆浴場	3,259	3,736	2,783	2,594
不老川事業	46,921	52,529	58,320	65,989
高度処理事業	57,149	132,543	130,779	102,050
建設費（県単）	32,139	27,655	2,484	6,979
建設費（公共）	53,768	22,985	22,131	23,381
既存事業分	11,768	3,985	3,131	4,381
人件費分	42,000	19,000	19,000	19,000
公債費	8,122,486	7,777,965	7,499,538	7,323,241
元金	5,442,579	5,507,778	5,422,953	5,367,113
利子	2,673,242	2,262,440	2,067,258	1,951,472
公債諸費	6,665	7,747	9,327	4,656
児童手当	5,163	5,683	4,128	4,994
合計	8,320,885	8,023,096	7,720,163	7,529,228

出典：下水道局資料

(2) 流域下水道事業に係る過去2年間の決算内容

① 埼玉県流域下水道事業 損益計算書

(単位：百万円)

区分	金額		
	H24 年度	H25 年度	増減
1 営業収益			
(1) 維持管理負担金他	26,340	27,652	1,312
	26,340	27,652	1,312
2 営業費用			
(1) 管渠費	823	866	43
(2) ポンプ場費	1,917	2,125	208
(3) 処理場費	15,495	17,849	2,354
(4) 減価償却費	4,610	4,504	△106
(5) その他	1,507	1,484	△23
	24,352	26,828	2,476
営業利益	1,987	823	△1,164
3 営業外収益	2,207	2,427	220
4 営業外費用	2,413	2,641	228
経常利益	1,781	610	△1,171
5 特別利益	90	239	149
6 特別損失	—	3,384	3,384
当期純利益	1,872	△2,534	△4,406
前年度繰越利益剰余金	5,045	3,580	△1,465
積立金取崩額		3,243	3,243
当年度未処分利益剰余金	6,918	4,290	△2,628

平成 25 年度決算で留意すべき点は、平成 22 年度～平成 24 年度の 3 年間で発生した累積収支差額（約 32 億円）を、関係流域市町に返還したことである。この分の支出額は、特別損失に計上されている。

② 埼玉県流域下水道事業 貸借対照表

(単位：百万円)

区分	金額		
	H24 年度末	H25 年度末	増減
資産の部			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地	65,742	65,742	—
ロ 建物	41,337	41,150	△187
ハ 構築物	346,686	347,724	1,038
ニ 機械及び装置	109,265	108,134	△1,131
ホ 車両運搬具	33	39	6
ヘ 工具、器具及び備品	41	53	12
ト 建設仮勘定	43,790	58,768	14,978
有形固定資産合計	606,897	621,611	14,714
(2) 無形固定資産	1	1	—
(3) 投資	84	84	—
固定資産合計	606,983	621,698	14,714
2 流動資産	21,526	23,422	1,896
資産合計	628,510	645,120	16,610
負債の部			
3 固定負債			
(1) 企業債	12,108	11,988	△120
(2) 引当金	3,250	4,136	886
固定負債合計	15,358	16,125	767
4 流動負債	9,277	12,591	3,314
負債合計	24,636	28,716	4,080

区分	金額		
	H24 年度末	H25 年度末	増減
資本の部			
5 資本金			
(1) 自己資本金	2,815	3,866	1,051
(2) 借入資本金	83,017	81,654	△1,363
資本金合計	85,833	85,521	△312
6 剰余金			
(1) 資本剰余金	511,122	526,591	15,469
(2) 利益剰余金	6,918	4,290	△2,628
剰余金合計	518,040	530,882	12,842
資本合計	603,873	616,403	12,530
負債資本合計	628,510	645,120	16,610

(注) 棚卸資産

貸借対照表の資産の部の流動資産の内訳は、現金預金及び未収入金である。つまり、決算書には棚卸資産が計上されていない。

県は、流域下水道事業の維持管理業務を下水道公社に委託している。業務遂行のために、公社は委託料の中から薬品を購入しているが、年度末で使い切らずに残ってしまった分を、委託料の精算に合わせて県に返品している。この返品処理は、現物の返品を伴わない伝票処理のみによるものであり、県に返品の旨を通知していなかった。

【指摘 1】 棚卸資産の計上漏れ

県は、公社から薬品の返品について知らされていなかったために、その返品の実態を認識していなかった。そのため、期末時における返品薬品が棚卸資産として計上されていない。つまり、公社にも県にも計上されておらず、宙に浮いた状態であった。

ちなみに、平成 25 年度末における薬品の棚卸資産計上漏れは、約 76 百万円である。

【意見 7】 公社との業務委託料の精算方法について

県と公社とは、年度末において業務委託料の精算をしており、公社に残った資金は県に返金している。そのために、残った薬品も返品する必要がある。

現在の精算方法であれば薬品の返品は必然であるため、在庫計上漏れとならないように、年度末に預り証等を発行し、県に在庫金額を伝えるよう公社を指導する必要がある。

別の方法としては、精算の際に、購入した分の薬品費で精算するのではなく、使用した分だけの薬品費で精算するという方法もある。この方法であれば、残った薬品は公社の在庫となり、県の決算で計上漏れという心配もなくなる。

どちらかの方法が実務として合理的かを判断し、よりよい方法にするよう検討すべきと思料する。

(3) 地方公営企業会計制度の見直し

① 見直しの背景及び基本的考え方

地方公営企業会計制度等の見直しの背景
1. 公営企業を取り巻く環境の変化
2. 公営企業の抜本改革の推進
3. 地方分権改革の推進
4. 民間の企業会計の見直しの進展
5. 他の公的セクターの会計改革の推進

見直しにあたっての基本的考え方
1. 現行の民間企業会計原則の考え方を最大限に取り入れたものとする
2. 地方公営企業の特性等を適切に勘案すべきこと
3. 地方分権改革に沿ったものとする

② 会計基準の見直し

会計基準の見直しは、平成 26 年度決算から適用となるため、平成 25 年度決算には反映していない。

見直しの具体的内容は、以下のとおりである。

No.	項目	内容	下水道局の対応
1	借入資本金	借入資本金は負債に計上し、ワンイヤールールに基づき固定負債・流動負債に区分する。	建設改良のための企業債（借入資本金）を、資本の部から負債の部に計上区分を変更する。
2	補助金等により取得した固定資産の償却制度（みなし償却制度の廃止）	資産の取得に伴い交付された補助金等は「長期前受金」として、負債の部へ計上する。	償却資産取得に係る国庫補助金、建設負担金等を、資本剰余金から負債（長期前受金）へ計上区分を変更する。減価償却見合い額を毎年収益化する。
3	引当金の計上	引当金の要件を満たした退職給付引当金や貸倒引当金、賞与引当金等の計上を義務化する。	【退職給付引当金】過年度より引き続き毎年度不足額を算定して計上している。

No.	項目	内容	下水道局の対応
			<p>【修繕引当金】計上している地震対策の引当金(38億円)を引き続き計上している。</p> <p>【賞与引当金】基準に従って計上を行っている。</p>
4	減損会計	民間企業で導入している減損会計を導入する。	現時点では対象はないが、将来の施設使用計画を考慮しながら、必要な場合には減損処理を行う。
5	リース会計	民間企業で導入しているリース会計を導入する。	現時点では、対象はない。
6	セグメント情報	セグメント情報の開示を導入して、事業の特徴などによる区分した単位での情報開示を行う。	現行は全流域を一つの単位(単一セグメント)としており、区分開示は行わない。
7	キャッシュ・フロー計算書	キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付ける。	企業局、病院局と同様に「間接法」で作成している。
8	勘定科目	貸借対照表、損益計算書等の表記を必要に応じて変更する。	「長期前受金」、「長期前受金戻入」等の新たな科目を設定している。

上表の会計基準の見直しの中で注目すべきは、No.2「みなし償却制度の廃止」である。

従来は、資産の取得に伴い交付された補助金等に相当する分は、資産に計上していても減価償却計算をする必要がなかった。つまり、その分だけ毎年度の減価償却費が過少に計上されていたことになる。

この「みなし償却制度の廃止」は、資産の取得原資のいかんによらず、全ての資産について減価償却計算をするということである。

これに対応して、従来は、資産の取得に伴い交付された補助金等は「資本剰余金(=資本の部)」に計上されていたが、それを「長期前受金(=負債の部)」に移動して、減価償却見合い分を取崩して、毎年度収益化することになる。

費用も収益も同額計上されることから、最終損益に与える影響はないが、適用初年度の平成26年度は、前期との比較で収益も費用も大きく膨らむので、注意が必要である。

4. 民間の経営感覚に基づく効率的な業務運営

(1) 地方公営企業法の全部適用

都道府県の流域下水道事業において、地方公営企業法の全部適用をしている自治体は全国で2団体のみであり、その内の1団体が埼玉県である。もう1団体は東京都であり、その概要は以下のとおりである。

① 都道府県での導入事例（都道府県名、導入時期）

東京都（昭和27年全面適用、43年流域下水道導入）

② 平成25年度における東京都の流域下水道事業予算

収益的収入 192億2,700万円

資本的収入 221億8,700万円

収入合計 414億1,400万円

収益的支出 212億6,900万円

資本的支出 221億8,700万円

支出合計 434億5,600万円

(2) 埼玉県における取組み

① 地方公営企業法の全部適用

埼玉県は、平成22年度から地方公営企業法の全部適用を実施しており、新たに設置された下水道局において、民間企業に準じた企業会計に基づく決算を実施している。そのため、平成21年度末をもって、特別会計より切り離された。

② 説明責任

流域下水道事業は、国の補助金及び県の歳出、さらに、流域市町からの負担金により成り立っている。また、流域市町の負担金は、流域住民からの使用料徴収等に基づいている。そのため、流域市町及び流域住民に対して当該事業による収支を明確に示す説明責任を負っている。

そのための会計手法としては、企業会計に基づく決算は有効といえる。

③ 資産及び負債の計上

公会計では、収支による決算が主であり、資産及び負債を把握することはない。これに対して、企業会計では貸借対照表を作成し、資産及び負債を計上すること

で減価償却計算を実施している。減価償却費を計上することで、収支では把握できなかった本来の事業損益を計算することが可能となった。

このことで、事業の採算性を検証することが可能となった。

④ 包括的民間委託

国土交通省は、「公共サービス改革基本方針」（平成 19 年 10 月 26 日閣議決定）に基づき、下水道施設の維持管理における包括的民間委託を推進している。

（出典：性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン 国土交通省）
この趣旨は、民間の創意工夫を生かした効率的な業務運営により、維持管理コストの削減を図るものである。

県は現在、9 か所ある水循環センターのうち 3 か所の水循環センターで、維持管理業務において包括的民間委託を実施している。県が入札により、民間業者に直接的に発注するものであり、一定の要求水準を達成できれば、施設の運転方法については民間業者の自由裁量に任せる「性能発注方式」としている。

県の計画では、大規模な県南部の 3 流域及び防災拠点としての県中央部の 1 流域を除いて、順次包括的民間委託に移行する予定である。さらなる効率的な業務運営を目指している。

（3）埼玉県における課題

県は、流域下水道事業における水循環センター等の維持管理業務を公益財団法人埼玉県下水道公社に業務委託している。

県と公社との業務委託については、包括的民間委託及び指定管理者制度の導入等について検討の余地があると認識している。これについては、Ⅱ 第 3 1 1. に詳述している。

5. 固定資産

(1) 固定資産の概要

流域下水道に関する主要な資産（管渠、処理施設、処理場用地等）の概要

① 主要な資産の概要

流域下水道に関して保有・使用されている施設としては、管渠（幹線管渠）、処理施設、処理場用地及び中継ポンプ場等がある。

上記諸施設において使用されている、固定資産の種類別に集計した金額は以下の通りである。

平成 25 年度（総額）

（単位：千円）

資産の種類		年度末現在高 （取得価額）	減価償却 累計額	年度末 未償却残高
土地	施設用地	3,472,048	0	3,472,048
	処理場用地等	61,752,417	0	61,752,417
	その他用地	517,871	0	517,871
	計	65,742,337	0	65,742,337
建物	事務所用建物	182,799	5,561	177,237
	施設用建物	41,759,180	1,603,538	40,155,642
	その他建物	848,054	30,720	817,334
	計	42,790,035	1,639,821	41,150,213
構築物	管路施設	217,445,847	5,834,764	211,611,082
	ポンプ場施設	5,999,501	163,207	5,836,294
	処理場施設	129,816,469	2,534,870	127,281,598
	その他構築物	3,370,577	375,280	2,995,297
	計	356,632,397	8,908,123	347,724,273
機械及び装置	管路機械設備	90,996	10,392	80,604
	ポンプ場機械設備	4,497,905	430,909	4,066,995
	処理場機械設備	60,987,381	4,361,459	56,625,921
	その他機械設備	976,268	56,015	920,252
	管路電気設備	446,370	44,093	402,277
	ポンプ場電気設備	6,430,557	600,314	5,830,242
	処理場電気設備	42,776,509	2,577,634	40,198,874

	その他電気設備	9,422	477	8,945
	計	116,215,411	8,081,297	108,134,113
車両運搬具		46,271	7,005	39,266
工具、器具及び備品		53,392	65	53,327
建設仮勘定		58,768,421	0	58,768,421
合 計		640,248,266	18,636,313	621,611,953

出典：下水道局資料に基づき作成

② 各資産の概要

1) 管渠の概要

詳細は、Ⅱ 第1 3. (1) ① を参照のこと。

2) 処理施設の概要

詳細は、Ⅱ 第1 3. (1) ③ を参照のこと。

3) 処理場用地の概要

処理場用地とは、主に水循環センター用地と浄化プラント用地として用いている土地である。

4) 中継ポンプ場の概要

詳細は、Ⅱ 第1 3. (1) ② を参照のこと。

5) 備品

備品は県が所有する資産であるが、公社に貸与されているものについては、管理を公社が行っている。

公社において、平成 25 年度に固定資産台帳と備品現物の突合せを実施している。その結果を受けて、現物の実態に合わせて固定資産台帳及び備品現物についても除却処理を実施している。

③ 各流域別の資産区分毎の資産名称の取得価額及び帳簿価額

1) 平成 25 年度（荒川左岸南部）

（単位：千円）

資産の種類		年度末現在高 (取得価額)	減価償却 累計額	年度末 未償却残高
土地	施設用地	5,001	0	5,001
	処理場用地等	4,762,139	0	4,762,139
	その他用地	517,871	0	517,871
	計	5,285,013	0	5,285,013
建物	事務所用建物	138,653	4,024	134,629
	施設用建物	12,579,808	503,637	12,076,171
	その他建物	106,799	7,803	98,996
	計	12,825,261	515,464	12,309,797
構築物	管路施設	43,250,680	1,249,659	42,001,020
	ポンプ場施設	784,565	33,746	750,819
	処理場施設	31,925,093	686,046	31,239,047
	その他構築物	529,470	59,908	469,562
	計	76,489,810	2,029,360	74,460,449
機械及び装置	管路機械設備	246	0	246
	ポンプ場機械設備	1,753,930	200,705	1,553,225
	処理場機械設備	11,847,716	969,657	10,878,059
	その他機械設備	323,282	20,870	302,412
	管路電気設備	208,031	29,626	178,404
	ポンプ場電気設備	3,283,532	352,351	2,931,181
	処理場電気設備	9,679,136	545,243	9,133,892
	その他電気設備	0	0	0
	計	27,095,876	2,118,454	24,977,422
車両運搬具	10,981	1,362	9,619	
工具、器具及び備品	9,491	0	9,491	
合計	121,716,434	4,664,641	117,051,792	

出典：下水道局資料に基づき作成

2) 平成 25 年度 (荒川左岸北部)

(単位：千円)

資産の種類		年度末現在高 (取得価額)	減価償却 累計額	年度末 未償却残高
土地	施設用地	51,381	0	51,381
	処理場用地等	4,226,257	0	4,226,257
	その他用地	0	0	0
	計	4,277,638	0	4,277,638
建物	事務所用建物	0	0	0
	施設用建物	3,820,939	152,705	3,668,234
	その他建物	245,628	9,001	236,626
	計	4,066,568	161,707	3,904,860
構築物	管路施設	14,785,492	456,617	14,328,875
	ポンプ場施設	857,436	24,261	833,174
	処理場施設	7,537,092	93,022	7,444,069
	その他構築物	474,234	50,970	423,264
	計	23,654,256	624,872	23,029,383
機械及び装置	管路機械設備	0	0	0
	ポンプ場機械設備	231,181	7,224	223,957
	処理場機械設備	5,012,840	443,198	4,569,641
	その他機械設備	0	0	0
	管路電気設備	0	0	0
	ポンプ場電気設備	810,262	57,044	753,218
	処理場電気設備	5,258,953	304,672	4,954,280
	その他電気設備	6,442	300	6,141
計	11,319,680	812,440	10,507,239	
車両運搬具	11,686	976	10,710	
工具、器具及び備品	12,665	0	12,665	
合計	43,342,495	1,599,996	41,742,499	

出典：下水道局資料に基づき作成

3) 平成 25 年度 (荒川右岸)

(単位：千円)

資産の種類		年度末現在高 (取得価額)	減価償却 累計額	年度末 未償却残高
土地	施設用地	3,294,101	0	3,294,101
	処理場用地等	12,582,850	0	12,582,850
	その他用地	0	0	0
	計	15,876,952	0	15,876,952
建物	事務所用建物	26,951	946	26,005
	施設用建物	7,822,718	323,976	7,498,742
	その他建物	136,717	5,855	130,862
	計	7,986,387	330,778	7,655,609
構築物	管路施設	60,162,039	1,681,964	58,480,074
	ポンプ場施設	2,756,011	70,125	2,685,886
	処理場施設	38,459,994	802,544	37,657,450
	その他構築物	426,129	59,785	366,344
	計	101,804,174	2,614,419	99,189,755
機械及び装置	管路機械設備	2,364	0	2,364
	ポンプ場機械設備	1,328,377	121,035	1,207,341
	処理場機械設備	17,353,234	1,015,600	16,337,634
	その他機械設備	9,574	68	9,506
	管路電気設備	57,862	2,581	55,280
	ポンプ場電気設備	585,602	22,890	562,711
	処理場電気設備	13,124,754	837,784	12,286,969
	その他電気設備	0	0	0
計	32,461,770	1,999,962	30,461,808	
車両運搬具	11,132	1,676	9,455	
工具、器具及び備品	8,393	0	8,393	
合計	158,148,811	4,946,835	153,201,975	

出典：下水道局資料に基づき作成

4) 平成 25 年度 (中川)

(単位：千円)

資産の種類		年度末現在高 (取得価額)	減価償却 累計額	年度末 未償却残高
土地	施設用地	105,491	0	105,491
	処理場用地等	33,871,999	0	33,871,999
	その他用地	0	0	0
	計	33,977,491	0	33,977,491
建物	事務所用建物	3,126	0	3,126
	施設用建物	13,233,925	465,364	12,768,561
	その他建物	74,051	3,768	70,283
	計	13,311,103	469,132	12,841,971
構築物	管路施設	79,092,095	2,000,662	77,091,433
	ポンプ場施設	2,628	167	2,461
	処理場施設	45,589,400	849,163	44,740,236
	その他構築物	930,596	110,905	819,690
	計	125,614,721	2,960,898	122,653,822
機械及び装置	管路機械設備	88,061	10,392	77,669
	ポンプ場機械設備	434,706	38,028	396,677
	処理場機械設備	20,415,344	1,342,427	19,072,916
	その他機械設備	640,908	35,035	605,873
	管路電気設備	54,709	3,265	51,444
	ポンプ場電気設備	459,474	65,199	394,275
	処理場電気設備	9,607,644	515,484	9,092,160
	その他電気設備	2,979	176	2,803
計	31,703,830	2,010,009	29,693,821	
車両運搬具		2,350	544	1,805
工具、器具及び備品		8,753	65	8,688
合計		204,618,250	5,440,650	199,177,600

出典：下水道局資料に基づき作成

5) 平成 25 年度 (古利根川)

(単位：千円)

資産の種類		年度末現在高 (取得価額)	減価償却 累計額	年度末 未償却残高
土地	施設用地	15,296	0	15,296
	処理場用地等	2,645,751	0	2,645,751
	その他用地	0	0	0
	計	2,661,047	0	2,661,047
建物	事務所用建物	0	0	0
	施設用建物	1,376,334	47,286	1,329,048
	その他建物	61,784	4,092	57,691
	計	1,438,118	51,379	1,386,739
構築物	管路施設	4,570,794	105,428	4,465,365
	ポンプ場施設	857,396	18,382	839,013
	処理場施設	2,145,284	22,977	2,122,307
	その他構築物	596,677	43,450	553,227
	計	8,170,152	190,238	7,979,914
機械及び装置	管路機械設備	323	0	323
	ポンプ場機械設備	566,631	48,780	517,851
	処理場機械設備	3,127,045	326,398	2,800,647
	その他機械設備	1,898	0	1,898
	管路電気設備	5,046	467	4,578
	ポンプ場電気設備	942,189	69,800	872,389
	処理場電気設備	1,832,605	131,228	1,701,377
	その他電気設備	0	0	0
計	6,475,740	576,674	5,899,065	
車両運搬具		4,272	448	3,824
工具、器具及び備品		5,591	0	5,591
合計		18,754,924	818,740	17,936,183

出典：下水道局資料に基づき作成

6) 平成 25 年度 (荒川上流)

(単位：千円)

資産の種類		年度末現在高 (取得価額)	減価償却 累計額	年度末 未償却残高
土地	施設用地	449	0	449
	処理場用地等	672,190	0	672,190
	その他用地	0	0	0
	計	672,640	0	672,640
建物	事務所用建物	9,423	263	9,160
	施設用建物	647,153	20,037	627,115
	その他建物	513	199	314
	計	657,090	20,500	636,589
構築物	管路施設	1,636,753	44,979	1,591,774
	ポンプ場施設	205,038	4,527	200,510
	処理場施設	1,225,444	28,645	1,196,798
	その他構築物	203,070	15,073	187,997
	計	3,270,307	93,226	3,177,080
機械及び装置	管路機械設備	0	0	0
	ポンプ場機械設備	79,454	5,340	74,113
	処理場機械設備	1,307,929	61,875	1,246,054
	その他機械設備	603	41	561
	管路電気設備	4,918	0	4,918
	ポンプ場電気設備	209,902	13,948	195,953
	処理場電気設備	1,086,328	56,544	1,029,784
	その他電気設備	0	0	0
	計	2,689,136	137,750	2,551,385
車両運搬具	0	0	0	
工具、器具及び備品	3,118	0	3,118	
合計	7,292,293	251,477	7,040,815	

出典：下水道局資料に基づき作成

7) 平成 25 年度 (市野川)

(単位：千円)

資産の種類		年度末現在高 (取得価額)	減価償却 累計額	年度末 未償却残高
土地	施設用地	326	0	326
	処理場用地等	1,415,200	0	1,415,200
	その他用地	0	0	0
	計	1,415,526	0	1,415,526
建物	事務所用建物	4,644	327	4,316
	施設用建物	817,508	34,997	782,511
	その他建物	0	0	0
	計	822,152	35,324	786,827
構築物	管路施設	3,696,073	97,550	3,598,522
	ポンプ場施設	536,425	11,996	524,429
	処理場施設	2,291,801	37,903	2,253,897
	その他構築物	184,234	31,172	153,062
	計	6,708,534	178,622	6,529,912
機械及び装 置	管路機械設備	0	0	0
	ポンプ場機械設備	46,328	6,282	40,045
	処理場機械設備	979,112	77,674	901,438
	その他機械設備	0	0	0
	管路電気設備	7,477	1,035	6,442
	ポンプ場電気設備	139,593	19,080	120,512
	処理場電気設備	572,875	48,133	524,741
	その他電気設備	0	0	0
	計	1,745,386	152,206	1,593,180
車両運搬具	41	0	41	
工具、器具及び備品	2,118	0	2,118	
合計	10,693,760	366,153	10,327,607	

出典：下水道局資料に基づき作成

8) 平成 25 年度 (利根川右岸)

(単位：千円)

資産の種類		年度末現在高 (取得価額)	減価償却 累計額	年度末 未償却残高
土地	施設用地	0	0	0
	処理場用地等	1,025,558	0	1,025,558
	その他用地	0	0	0
	計	1,025,558	0	1,025,558
建物	事務所用建物	0	0	0
	施設用建物	878,806	219	878,587
	その他建物	222,559	0	222,559
	計	1,101,366	219	1,101,147
構築物	管路施設	9,561,400	165,260	9,396,139
	ポンプ場施設	0	0	0
	処理場施設	339,734	1,336	338,397
	その他構築物	12,301	147	12,154
	計	9,913,435	166,744	9,746,691
機械及び装置	管路機械設備	0	0	0
	ポンプ場機械設備	57,296	3,512	53,783
	処理場機械設備	659,586	25,462	634,124
	その他機械設備	0	0	0
	管路電気設備	108,325	7,116	101,208
	ポンプ場電気設備	0	0	0
	処理場電気設備	1,383,603	90,104	1,293,499
	その他電気設備	0	0	0
計	2,208,811	126,195	2,082,616	
車両運搬具		5,806	1,997	3,808
工具、器具及び備品		3,260	0	3,260
合計		14,258,239	295,157	13,963,082

出典：下水道局資料に基づき作成

9) 平成 25 年度 (再生水事業)

(単位：千円)

資産の種類		年度末現在高 (取得価額)	減価償却 累計額	年度末 未償却残高
土地	施設用地	0	0	0
	処理場用地等	550,467	0	550,467
	その他用地	0	0	0
	計	550,467	0	550,467
建物	事務所用建物	0	0	0
	施設用建物	581,985	55,315	526,670
	その他建物	0	0	0
	計	581,985	55,315	526,670
構築物	管路施設	690,517	32,641	657,876
	ポンプ場施設	0	0	0
	処理場施設	302,624	13,231	289,393
	その他構築物	13,861	3,867	9,993
	計	1,007,004	49,740	957,263
機械及び装置	管路機械設備	0	0	0
	ポンプ場機械設備	0	0	0
	処理場機械設備	284,569	99,165	185,404
	その他機械設備	0	0	0
	管路電気設備	0	0	0
	ポンプ場電気設備	0	0	0
	処理場電気設備	230,697	48,437	182,169
	その他電気設備	0	0	0
計	515,176	147,603	367,573	
車両運搬具		0	0	0
工具、器具及び備品		0	0	0
合計		2,654,634	252,659	2,401,975

出典：下水道局資料に基づき作成

上記拠点のうち、利根川右岸においては、本庄市より受贈を受けた施設がある。また、資産を保有しているが減価償却がなされていないものがある。

高い処理能力をもつ荒川左岸南部、荒川右岸及び中川の3流域のうち、中川における資産計上額が他の2流域と比較して多額となっているのは、施設を建設した時期が比較的新しく、また高度処理施設も多いためである。

(2) 固定資産の取得価額

固定資産の取得価額は、各固定資産の建設費のみならず、事務費、設計委託費及び建中利子を含めたものである。

したがって、最終的な合計金額が計算されるのは、年間における全工事費が把握可能となり、この各工事費等をもとに事務費、設計委託費及び建中利子の按分計算が終了した時点である。つまり、決算処理手続き以降においてとなる。

例えば、固定資産が期中において稼働していたとしても決算時点までは、固定資産の取得費が判明し得ないことになる。また、按分計算が決算処理手続きまでに実施できない場合は、固定資産が未完成の段階であることを示す「建設仮勘定」で表示されている。

このように計算上のタイムラグが原因で固定資産の科目表示が、実態を反映していないことになる。

【意見 8】 実態を反映した固定資産の科目表示について

固定資産に含めるべき事務費、設計委託費及び建中利子の按分計算は、現時点では、一部の按分計算を外部の事業者へ依頼せざるを得ないこともあり、建設仮勘定に表示せざるを得ない理由は理解できるが、決算表示上、実態を反映していない科目表示は問題である。

現在において、按分計算を外部の事業者へ依頼している業務を、県職員が実施できるような措置を講じるなど、可能な限り固定資産の実態を反映した科目表示を行うよう努力すべきである。

(3) 固定資産の管理状況

① 公有財産台帳による管理

③にて後述する地方公営企業会計として保有している固定資産台帳については、当該台帳をもって、公有財産台帳を兼ねている。

② 下水道台帳による管理

下水道台帳とは流域下水道の各施設に関して、その固定資産の管理状況をまとめているものであり、管渠等に限らずポンプや機械設備等も対象に含まれている。埼玉県流域下水道維持管理事業概要、流域管内図、幹線管渠の敷設状況を記載している路線台帳（管渠台帳）等を管理しており、特に管渠については状況を図面として表現したものも作成している。

主要設備については概要を作成しており、設備の構造や能力、稼働年月日を管

理しており、加えて使用を休止している資産についてはその旨も記載している。

今後は、維持管理情報を含めた固定資産管理の新システムの導入を予定している。当該新システムには、過去の膨大なデータの全てを入れることはせず、現時点から将来に渡る情報を入力する予定である。

③ 地方公営企業会計として保有している固定資産台帳の管理

当該固定資産台帳は公有財産台帳も兼ねているものであるため、下水道管理課において入力・管理を行っている。

【指摘 2】固定資産台帳と現物の不一致

新設工事が開始されたことにより、対応する旧設備自体は撤去されたが、新設工事の完成に合わせて旧設備の除却報告書を提出していた。そのため、現物は撤去済みにもかかわらず台帳上は資産が存在していることになっており、実態と処理が不一致となるなどのケースがあった。

また、一体として稼働している施設を除却する際に、部分的な除却がなされても、全ての施設が除却されるまでは除却報告書を提出していない。これも、実態と処理が不一致となるケースである。

固定資産台帳上の資産と現物の資産は常に一致させるべきである。そのために、適切な時期に除却の報告書が提出されるような業務フローの改善や、定期的な実査の実施など、固定資産管理に関する事務処理を改善していく必要がある。

【意見 9】固定資産の一意性のある登録及び管理について

固定資産台帳上の固定資産と現品は、1対1で照合可能であるべきである。そのためには、一意性をもって登録し管理する方法を構築する必要がある。

具体的には、一体として機能する固定資産は、その設備一体を一つの資産として登録する必要があり、固定資産台帳上の名称と現品の名称は同一でなければならない。

【意見 10】個々の固定資産の明確な区別管理について

固定資産を管理するうえでは、個々の固定資産を明確に区別管理することが重要となる。そのためには、各固定資産に資産番号を付し、かつその資産番号に一定の規則をもたせる等の工夫が必要である。

また、固定資産の現品に資産番号や固定資産名称を記した管理プレートを貼付するか、貼付が困難な資産であれば、近くの壁面等に貼付するなど、管理担当者以外の者でも容易に固定資産一覧表等の固定資産台帳と現品とを確認することが可能な管理方法を構築する必要がある。

【意見 11】 固定資産の実査について

平成 24 年度、25 年度において事業所単位で順次固定資産の実査を実施しているが、実査実施要領等の指示書が作成されておらず、統一的な実査方法等も周知徹底されていないため、実査が有効に実施されていない可能性が高い状況であった。また、実査の際に使用されたリストやチェック資料等の書類なども、担当者によっては実査実施後に処分しており保管されていないため、実施状況を確認することができない場合があった。

1) 固定資産実査実施要領の作成

適切な実査を実施するためには、実際に実査を実施する際の方法、実施時期、対象範囲などや、実施の際に使用した書類等の承認や保管方法等を詳細に定めた適切な実施要領を作成する必要がある。また、当該実施要領に基づき各事務所等の実情に合わせたマニュアル等も整備し、適切な実査を実施するためのルールを作成するべきと思料する。

2) 実施要領等のルールに基づく実査の実施

実施要領やマニュアル等に基づき、実査を定期的・計画的に実施するべきである。また、その際に使用したリスト等の資料についても、担当者毎に処理するのではなく、適任者による承認ののち正式書類として保管することで、適切に実施されたことを確認できる体制を整備するべきと思料する。

(4) 休止固定資産

① 休止設備の概要

既に設備として導入されている固定資産のうち、老朽化や効率性、更新等を考慮して使用を休止している資産である。

ただし、処理水量等のキャパシティの関係により一時的に使用を停止している設備や、非常時におけるバックアップ等として使用する目的で導入しているが、現時点では稼働実績のない設備など、使用を停止してはいるがメンテナンスや保守は継続的に行っており、いつでも稼働できる状況にある設備は休止設備には含まれない。

② 休止設備の明細（各流域別）

1) 荒川左岸南部

i) 1、2号汚泥濃縮槽

他の大規模施設が稼働したことから、汚泥処理の効率性を考慮し使用を停止している設備である。非常時のバックアップ施設として活用することを予定している。ただし、これまで稼働した事例はない。

ii) 5～8号横型加圧脱水機

老朽化に伴い使用停止した設備であり、平成25年度中に除却処分済み。

2) 中川

i) 消化施設

汚泥を発酵させ減量化させるための施設である。現在は汚泥については焼却処分とする方法を採用しており、汚泥の処分地確保の困難性や、汚泥処理の効率性を踏まえ、使用を停止している。

非常時のバックアップ施設として活用することを予定している。また、今後、汚泥から発生するガスを有効利用する計画も進められているため、実用化の際には再利用される可能性がある。

3) 古利根川

i) 消化施設

上記中川の消化施設と同様である。

③ 休止固定資産の台帳（公有財産台帳、下水道台帳）による管理

現状において、休止固定資産については、台帳等は作成されていない。また既存の固定資産台帳についても休止固定資産である旨の記載や入力はされていないため、台帳による管理は網羅的には実施されていない。

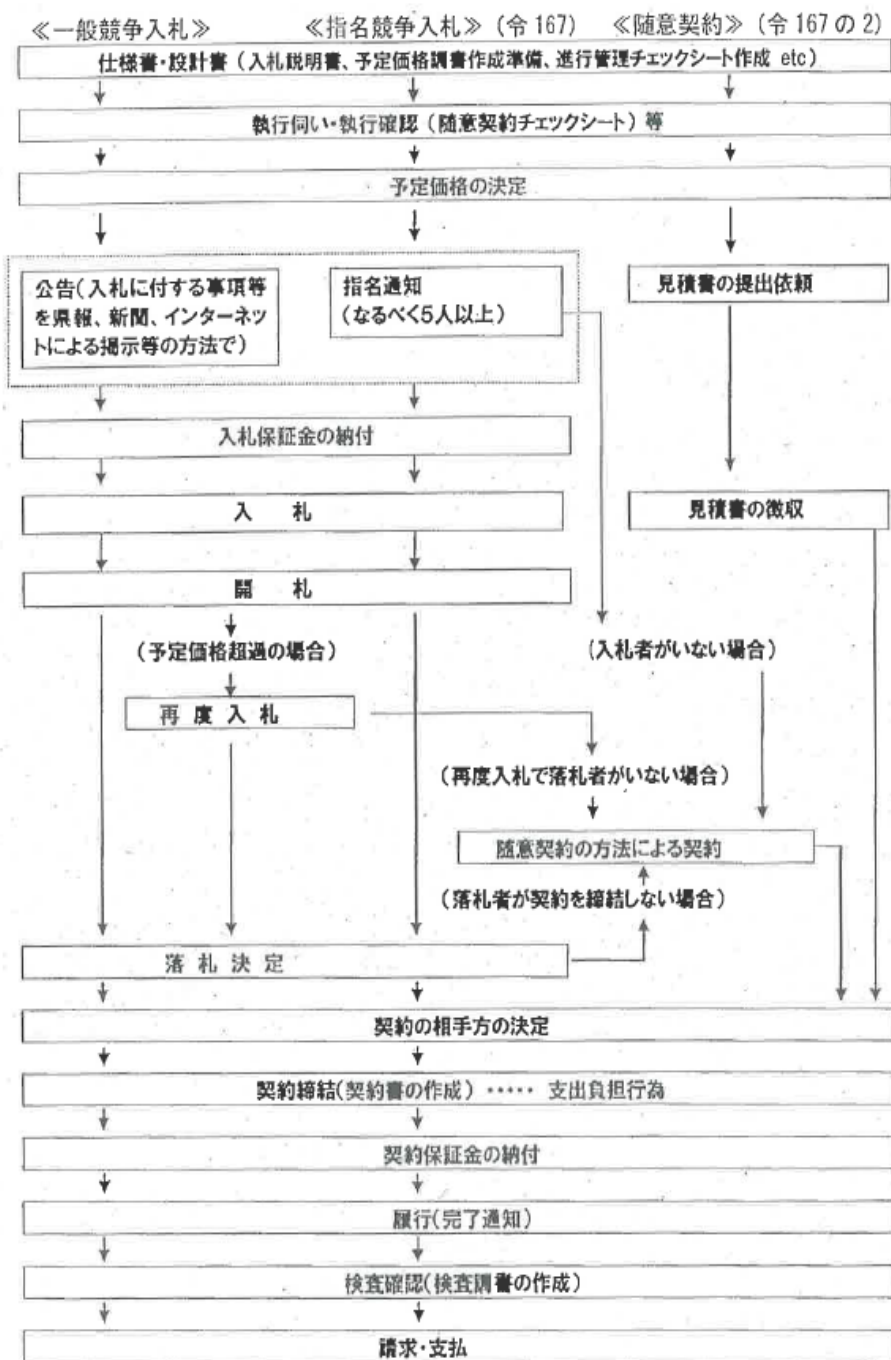
【意見 12】 固定資産台帳における休止資産の取扱いについて

固定資産台帳システムでは、休止資産であるか否かの入力がされていないため、台帳データのみでは判断がつかない資産が存在する。

このことは、現在の地方公営企業法のもとでは休止固定資産に関する会計処理等が明確化されていないことに起因する。しかし、現に稼働中の固定資産と区別して管理する必要があるため、現状における特記事項欄への手書き情報だけでは不十分である。よって、台帳システムへデータ入力するためのルールの整備とその運用を徹底する必要があると思料する。

(5) 固定資産の取得取引及び修繕取引の概要
 執行伺から支払いまでの一連の業務フロー

契約事務の基本的な流れ(概略)



6. 下水道事業に係る公債費

(1) 県債の発行額、償還額、残高（直近4年間）

（単位：千円）

		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
資本費平準化債 災害復旧事業債	発行	835,000	622,000	692,000	663,000
	償還	675,000	716,750	747,600	782,200
	残高	12,258,400	12,163,650	12,108,050	11,988,850
建設事業債等	発行	7,271,600	5,661,000	2,495,000	4,092,000
	償還	10,203,315	6,931,201	5,487,859	5,455,268
	残高	87,280,813	86,010,611	83,017,752	81,654,484
合計	発行	8,106,600	6,283,000	3,187,000	4,755,000
	償還	10,878,315	7,647,951	6,235,459	6,237,468
	残高	99,539,213	98,174,261	95,125,802	93,643,334

出典：下水道局資料

(2) 利子の支払額（直近4年間）

（単位：千円）

	H22	H23	H24	H25
利子の支払額	2,827,753	2,443,863	2,267,041	2,156,173
累計額	2,827,753	5,271,616	7,538,657	9,694,830

出典：下水道局資料

(3) 県債償還金及び利子の影響

県債の平成25年度末残高は約936億円である。この県債残高は、毎年の償還により平成55年度には完済する。その一方で、流域下水道事業は今後も継続していくわけであるから、必然的に今後も新たな県債は発行されることになる。

しかし、県による流域下水道事業の主たる部分が建設から維持・修繕に移行していることから、県債の発行も以前のような増加傾向を示さない可能性もある。そのことは、上表(1)及び(2)でも分かるように、毎年の償還額及び利子支払額が減少していることにも表れているものと推察できる。

ただし、毎年の利子支払額が約20億円超で推移している状況を考えれば、県の財政に与える影響は少なくない。

県は、全庁をあげて施設の老朽化対策を講じている。アセットマネジメントによる取組みは、今後の県財政にとって最重要項目の一つといえる。

7. 各流域別維持管理負担金単価算定における収支差の取扱い

(1) 維持管理負担金単価の算定方法

① 累積収支差額を次期単価に反映

維持管理負担金単価は、原則的に5年単位で算定される。その際に、累積収支差額は次期の単価改定において、市町の負担額から控除することになる。具体的な計算方法は以下のとおりである。

1) 計算の項目

- a : 次期5年間の維持管理費
- b : 次期5年間の資本費
- c : 負担金以外の収入額
- d : 直前年度末時点の累積収支差額
- e : 次期5年間の負担金対象処理水量

2) 負担金単価計算式

$$\text{負担金単価} = (a + b - c - d) \div e$$

② 累積収支差額を市町へ返還

累積収支差額を次期の単価改定において、市町の負担額から控除せず、市町へ返還する。具体的な計算方法は以下のとおりである。

1) 計算の項目

- a : 次期5年間の維持管理費
- b : 次期5年間の資本費
- c : 負担金以外の収入額
- e : 次期5年間の負担金対象処理水量

2) 負担金単価計算式

$$\text{負担金単価} = (a + b - c) \div e$$

(2) 維持管理負担金単価算定における累積収支差額の具体的取扱い

実際の単価計算において、その累積収支額が、どのような取扱いとなっているかを、具体的に確認する。

① 荒川左岸南部及び荒川右岸

1) 単価算定期間：H16～H20 年度

(単位：千円)

年度収支	荒川左岸南部	荒川右岸	摘要
H10 年度累積	2,351,259	1,701,590	
H11 年度	957,277	60,351	
H12 年度	1,195,781	△103,693	
H13 年度	903,853	529,056	
H14 年度	1,050,552	410,022	
H15 年度(見込)	948,010	△502,332	
H15 年度累積	7,406,732	2,094,994	単価計算に反映

出典：下水道局資料に基づき作成

2) 単価算定期間：H22～H26 年度

(単位：千円)

年度収支	荒川左岸南部	荒川右岸	摘要
H15 年度累積	8,246,744	3,069,608	
H16 年度	409,967	757,473	
H17 年度	447,775	217,023	
H18 年度	293,050	906,280	
H19 年度	559,747	792,609	
H20 年度	1,047,260	1,273,334	
H20 年度累積	11,004,543	7,016,327	単価計算に非反映

出典：下水道局資料に基づき作成

荒川左岸南部及び荒川右岸に関しては、平成 22 年度から平成 26 年度の単価計算において、平成 21 年度までの累積収支差額を単価計算に反映させずに、一部の留保分を除き現金で返還している。

当該返還金額の総額は、約 128 億円である。各流域別及び年度別の返還金額は、Ⅱ 第 3 1. (7) ① 3) に記載している。

② 中川及び荒川左岸北部

1) 単価算定期間：H15～H19年度

(単位：千円)

年度収支	中川	荒川左岸北部	摘要
H09年度累積	2,214,931	1,160,003	
H10年度	356,808	△91,017	
H11年度	285,229	△155,372	
H12年度	465,651	△199,225	
H13年度	437,175	△218,924	
H14年度(見込)	△903,027	△418,214	
H14年度累積	2,856,767	77,253	単価計算に反映

出典：下水道局資料に基づき作成

2) 単価算定期間：H20～H24年度

(単位：千円)

年度収支	中川	荒川左岸北部	摘要
H14年度累積	3,551,197	197,851	
H15年度	△30,276	△46,560	
H16年度	535,286	55,215	
H17年度	197,595	△120,264	
H18年度	566,135	△55,623	
H19年度(見込)	△276,588	84,336	
H19年度累積	4,543,350	114,954	単価計算に反映

出典：下水道局資料に基づき作成

3) 単価算定期間：H26～H30 年度

(単位：千円)

年度収支	中川	荒川左岸北部	摘要
H20 年度累積	4,944,255	△444,504	
H21 年度	△297,906	△473,501	
H22 年度	561,260	113,336	
H23 年度	△514,302	549,567	
H24 年度	△562,311	401,144	
H25 年度（見込）	△2,098,991	207,886	
H25 年度累積	2,032,005	353,928	
流域間貸借分	△247,549	△9,758	
留保分	△573,419	△136,284	
差引 H25 年度累積	1,211,037	207,886	単価計算に反映

出典：下水道局資料に基づき作成

③ 古利根川及び市野川

1) 単価算定期間：H19～H23 年度

(単位：千円)

年度収支	古利根川	市野川	摘要
H13 年度累積	△482,479	△86,088	
H14 年度	71,075	△22,395	
H15 年度	11,185	△5,003	
H16 年度	△119,808	△3,352	
H17 年度	80,454	△31,612	
H18 年度（見込）	94,401	△38,759	
H18 年度累積	△345,173	△187,209	単価計算に反映

出典：下水道局資料に基づき作成

2) 単価算定期間：H24～H28年度

(単位：千円)

年度収支	古利根川	市野川	
H18年度累積	△318,776	△169,913	
H19年度	13,964	4,439	
H20年度	△115,402	24,413	
H21年度	△46,766	△34,544	
H22年度	84,820	4,398	
H23年度（見込）	197,663	△27,719	
H23年度累積	△184,497	△198,926	単価計算に反映

出典：下水道局資料に基づき作成

④ 利根川右岸

単価算定期間：H26～H30年度

(単位：千円)

年度収支	利根川右岸	摘要
H20年度累積	△82,822	
H21年度	△372,460	
H22年度	△263,875	
H23年度	△65,294	
H24年度	△45,651	
H25年度（見込）	△91,514	
H25年度累積	△956,625	単価計算に反映

出典：下水道局資料に基づき作成

⑤ 荒川上流

1) 単価算定期間：H19～H23 年度

(単位：千円)

年度収支	荒川上流	摘要
H13 年度累積	△418,396	
H14 年度	△27,548	
H15 年度	△32,308	
H16 年度	△30,426	
H17 年度	△35,506	
H18 年度（見込）	△42,118	
H18 年度累積	△586,302	単価計算に反映

出典：下水道局資料に基づき作成

2) 単価算定期間：H24～H28 年度

(単位：千円)

年度収支	荒川上流	摘要
H18 年度累積	△584,956	
H19 年度	△4,479	
H20 年度	25,036	
H21 年度	△78,447	
H22 年度	△50,265	
H23 年度（見込）	△52,844	
H23 年度累積	△745,955	単価計算に反映

出典：下水道局資料に基づき作成

(3) 累積収支差額の発生

① 次期 5 年間の解消

維持管理負担金単価算定において累積収支差額を次期単価に反映させる方法で計算した場合、本来は次期 5 年間で累積収支差額は解消されるはずである。しかし、荒川左岸南部及び荒川右岸においては、解消されるのではなく累積収支差額が拡大している。(参照：Ⅱ 第 3 7. (2) ① 2))

② 累積収支差額拡大の原因

累積収支差額拡大の原因を探るため、単価算定の重要項目である維持管理費の見込額と実績額を比較検討した。この比較検討は、現時点で入手できる最新の情報に基づいて実施した。

1) 荒川左岸南部

(単位：千円)

	見込額 a	実績額 b	差額 c (a-b)	差額割合 c÷a
H16年度	7,705,668	6,348,843	1,356,825	
H17年度	8,268,015	6,304,987	1,963,028	
H18年度	8,459,749	6,843,112	1,616,637	
H19年度	8,892,611	6,287,030	2,605,581	
H20年度	9,068,292	6,010,022	3,058,270	
計	42,394,334	31,793,994	10,600,341	25.0%

下水道局資料に基づき作成

2) 荒川右岸

(単位：千円)

	見込額 a	実績額 b	差額 c (a-b)	差額割合 c÷a
H16年度	5,535,929	4,586,795	949,134	
H17年度	5,310,936	5,052,737	258,199	
H18年度	5,696,715	5,250,487	446,228	
H19年度	5,234,835	5,059,804	175,031	
H20年度	5,256,142	5,069,065	187,077	
計	27,034,557	25,018,888	2,015,669	7.5%

下水道局資料に基づき作成

③ 見込額と実績額との差額

累積収支差額が拡大する原因は、上表を見ると分かるように、次期5年間の維持管理費の見込額が実績額と比較して過大だということである。荒川左岸南部では、約106億円の差額が生じており、荒川右岸では約20億円の差額が生じている。

将来を予測することゆえ、そこに差が生じるのは当然であるが、上記2流域における差額は巨額と言わざるをえない。

【指摘 3】より精度の高い見込額の設定

見込額と実績額を一致させることは当然に不可能であるが、その差額を少しでも小さくするのが県の責務と考える。流域下水道の維持管理費を流域の市町を通じて県民に負担していただいているわけであるから、結果的に精算するとはいえ、前払い的に過大に徴収することは県民の大きな負担となる。また、流域の市町にとっても、累積収支差額を精算する際に、それを次期 5 年間の負担金単価の計算に反映させるのか、あるいは現金で返還してもらうのかの判断をする必要に迫られ、その判断のいかんによっては、次期 5 年間の行政運営にも多大な影響を及ぼすことになってしまう。

よって、過剰な累積収支差額が発生しないようにすることは、流域下水道事業を継続していくうえで非常に重要な事項といえる。全国で 2 番目に長い歴史を持つ埼玉県の流域下水道事業のノウハウを駆使して、より精度の高い見込額を設定するよう努めるべきである。

(4) 累積収支差額（繰越金）の返金

① 流域関係市町との覚書

上述のとおり、維持管理負担金単価の算定方法が 2 通りあり、その算定方法は、累積収支差額を次期単価に反映させる場合と、累積収支差額を市町へ返還する場合とで違ってくる。

累積収支差額を市町へ返還しているのは荒川左岸南部流域及び荒川右岸流域のみである。この 2 つの流域に関しては関係市町と覚書を締結し、平成 21 年度以前分の累積収支差額については、「必要最小限の資金を留保し、残額を平成 22 年度以降、関係市町へ返還する」ことを締結したためである。ちなみに、この覚書の締結日は、荒川左岸南部流域は平成 22 年 6 月 22 日であり、荒川右岸流域は平成 22 年 8 月 12 日である。

② 従来 of 覚書

上述の覚書には、「平成 21 年 3 月 31 日に締結した覚書の 3 に係る累計収支差額の取扱いは、これに替えるものとする。」とも記載されている。そのため、従来の取扱いについては、当該覚書により確認した。

③ 従来 of 取扱い

平成 21 年 3 月 31 日締結の覚書 3 を確認したところ、両方の流域ともに、「累計収支差額については、次期改定時において市町負担額に算入する。」と記載されていた。したがって、平成 22 年 6 月及び 8 月に新しい覚書が締結されるまで

は、累積収支差額を市町へ返還する取扱いは無かったことになる。

④ 単価算定期間における市町との実質的合意

荒川左岸南部流域及び荒川右岸流域において、累積収支差額を市町へ返還する方法で維持管理負担金単価の算定を行ったのは、平成 22 年 1 月及び平成 22 年 2 月であった。この時期は、新しい覚書が締結される前であるため、このタイミングでは、累積収支差額を次期単価に反映させる方法しかなかったことになる。

しかし、この点についての県の説明は、単価計算時点では、累積収支差額を次期単価に反映させないということで、県と市町（一部の市を除き）の間では合意ができていたということであった。

一部の市が単価反映を希望していたが、単価反映となれば流域の全部の市町にも影響してしまうため、一部の市の希望のみではそれが実現することはない。よって、実質的に合意されていたことになるとの説明であった。

【意見 13】 覚書の締結時期について

荒川左岸南部流域及び荒川右岸流域において、累積収支差額を市町へ返還したことは、平成 22 年度より地方公営企業法の全部適用により下水道局が発足することになったため、それ以前の平成 21 年度までの繰越金を精算するという意図があった。

そのこと自体は理解できるし、県と市町との間の協議資料も確認した。それでも、総額約 128 億円を返還する前提となる市町との覚書であるため、形式的にもその締結が次期負担金単価算定のタイミングよりも早くあるべきだったと思料する。

8. 流域下水道の更新費、修繕費

(1) 平成 22 年度～平成 25 年度の流域別実績

① 更新費

流域別の更新費は次のとおりである（新築及び改築（耐震補強を含む）の合計額）。

（単位：千円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	累計
荒川左 岸南部	4,757,246	5,468,544	6,724,147	7,637,298	24,587,237
荒川左 岸北部	2,122,080	1,196,126	347,320	1,107,875	4,773,403
荒川右 岸	2,565,638	6,031,540	2,858,747	6,135,736	17,591,663
中川	8,157,559	5,086,599	3,246,224	4,194,915	20,685,299
古利根 川	128,274	304,151	210,925	836,380	1,479,732
荒川上 流	614,765	380,341	46,978	14,745	1,056,829
市野川	35,270	65,582	48,586	66,754	216,193
利根川 右岸	716,317	295,288	106,120	547,016	1,664,741
流域 合計	19,097,152	18,828,175	13,589,050	20,540,722	72,055,101

出典：下水道局資料

② 修繕費

1) 下水道事務所における流域別の修繕費は、次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	累計
荒川左岸 南部	251,863	196,156	204,074	121,233	773,328
荒川左岸 北部	54,588	49,006	29,703	17,928	151,226
荒川右岸	344,589	220,365	146,251	71,360	782,566
中川	112,658	356,853	170,973	210,494	850,980
古利根川	77,838	11,296	49,000	36,977	175,113
荒川上流	0	1,058	723	224	2,005
市野川	4,751	655	610	1,844	7,861
利根川右岸	2,964	5,012	1,023	0	8,999
流域合計	849,255	840,403	602,359	460,062	2,752,080

出典：下水道局資料

2) 下水道公社の維持管理事業における流域別の修繕費は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	累計
荒川左岸 南部	2,238,938	2,280,336	2,124,845	2,637,318	9,281,439
荒川左岸 北部	655,630	179,188	239,214	236,430	1,310,464
荒川右岸	1,575,006	1,694,716	1,769,153	1,828,003	6,866,879
中川	1,546,739	2,007,980	1,946,124	2,106,688	7,607,532
古利根川	177,873	129,639	185,782	202,044	695,339
荒川上流	0	0	0	0	0
市野川	0	0	0	0	0
利根川右 岸	255,874	100,704	41,324	32,657	430,560
流域合計	6,450,062	6,392,565	6,306,444	7,043,142	26,192,215

出典：下水道局資料

3) 下水道事務所の修繕費及び下水道公社の維持管理事業における修繕費を合算すると、その金額は次のとおりとなる。

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	累計
荒川左岸 南部	2,490,802	2,476,492	2,328,920	2,758,552	10,054,767
荒川左岸 北部	710,219	228,195	268,918	254,358	1,461,691
荒川右岸	1,919,595	1,915,081	1,915,405	1,899,363	7,649,446
中川	1,659,397	2,364,834	2,117,097	2,317,182	8,458,512
古利根川	255,712	140,936	234,782	239,021	870,452
荒川上流	0	1,058	723	224	2,005
市野川	4,751	655	610	1,844	7,861
利根川右 岸	258,839	105,716	42,347	32,657	439,560
流域合計	7,299,317	7,232,969	6,908,803	7,503,204	28,944,296

出典：下水道局資料

4) 監査で把握した問題点等

荒川左岸北部流域の修繕費が平成 23 年度以降に激減している理由について質問したところ、修繕工事の一部を長寿命化計画に基づく改築に移行したこと及び事後修繕が可能なものについて修繕方針を予防修繕から事後修繕へ変更したことで修繕費を抑制できたことによる、との回答を得た。

予防修繕とは、寿命を予測し異常や故障に至る前に対策を実施する管理方法であり、事後修繕とは、異常の兆候や故障の発生後に対策を行う管理方法である。

なお、一部の修繕費について予防修繕から事後修繕へと修繕方針の変更が行われたのは、荒川左岸北部流域のみであり、他の流域では行われていない。

【意見 14】事後修繕の導入検討について

荒川左岸北部流域では、事後修繕が可能なものについて修繕方針を予防修繕から事後修繕へ変更したことで修繕費の抑制に成功した。他の流域でも水処理施設の継続的・安定的な運転に支障が生じない範囲で、事後修繕の導入を検討すべきである。

③ 負担金水量

流域別の負担金水量は次のとおりである。

(単位：千 m^3)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	累計
荒川左岸 南部	212,514	214,861	210,745	212,934	851,055
荒川左岸 北部	49,570	49,364	47,644	49,658	196,237
荒川右岸	189,787	189,434	199,027	201,558	779,808
中川	149,837	144,047	140,722	144,008	578,616
古利根川	16,100	16,365	15,265	15,580	63,311
荒川上流	1,345	1,415	1,454	1,618	5,833
市野川	3,705	3,898	3,839	3,880	15,324
利根川右 岸	4,931	5,192	4,782	4,942	19,849
流域合計	627,793	624,580	623,481	634,181	2,510,036

出典：下水道局資料

④ 負担金水量 1 m^3 あたりの更新費

負担金水量 1 m^3 あたりの更新費は、次のとおりである。

平成 22 年度及び平成 23 年度の荒川上流流域の金額は、他の流域に比べ極めて高くなっている。これは、荒川上流流域の負担金水量の伸びが鈍く 130~140 万 m^3 しかない一方で、更新費は負担金水量が少ないからといって発生額を抑制することが困難だったことによる。

(単位：円/ m^3)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	累計
荒川左岸 南部	22.39	25.45	31.91	35.87	115.62
荒川左岸 北部	42.81	24.23	7.29	22.31	96.64
荒川右岸	13.52	31.84	14.36	30.44	90.16
中川	54.44	35.31	23.07	29.13	141.95
古利根川	7.97	18.59	13.82	53.68	94.06

荒川上流	456.98	268.69	32.30	9.11	767.08
市野川	9.52	16.82	12.65	17.20	56.19
利根川右岸	145.25	56.87	22.19	110.67	334.98
流域合計	30.42	30.15	21.80	32.39	114.76

出典：下水道局資料

⑤ 負担金水量 1 m³あたりの修繕費

負担金水量 1 m³あたりの修繕費（下水道公社分を含む）は、次のとおりである。

（単位：円/m³）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	累計
荒川左岸 南部	11.72	11.53	11.05	12.95	47.25
荒川左岸 北部	14.33	4.62	5.64	5.12	29.71
荒川右岸	10.11	10.11	9.62	9.42	39.26
中川	11.07	16.42	15.04	16.09	58.62
古利根川	15.88	8.61	15.38	15.34	55.21
荒川上流	0	0.75	0.5	0.14	1.39
市野川	1.28	0.17	0.16	0.48	2.09
利根川右 岸	52.49	20.36	8.85	6.61	88.31
流域合計	11.63	11.58	11.08	11.83	46.12

出典：下水道局資料

（2）平成 26 年度～平成 35 年度の更新費及び修繕費の計画

① 更新費

流域別の更新費及びその財源の計画は次のとおりである。

算出の際に必要な目標耐用年数は、国土交通省水管理・国土保全局下水道部が作成した「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）平成 25 年 9 月」の設定事例を準用し、標準耐用年数の 1.5 倍とした。

財源については、平成 25 年度及び平成 26 年度予算における、高率、低率実

績割合を使用して算定している。

なお、各年度の予定額は、平成 22 年度～25 年度の更新費実績額と比較して、概ね半額に減少している。これは、平成 22 年度～25 年度の更新費実績額は、新築も含めた金額であるのに対し、平成 26 年度～平成 35 年度の更新費計画額は、新築を含めない改築のみの計画額であることによる。

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
荒川左岸 南部	1,601	2,696	2,696	2,870	3,035	2,859
荒川左岸 北部	1,239	1,195	1,195	1,128	1,907	995
荒川右岸	1,542	2,204	2,204	3,537	2,992	2,811
中川	569	2,389	2,748	2,072	3,467	3,376
古利根川	358	15	82	107	107	107
荒川上流	31	445	445	445	445	0
市野川	46	0	0	458	458	458
利根川 右岸	839	623	623	623	368	368
流域計	6,224	9,566	9,993	11,240	12,779	10,974
補助金	3,740	5,854	6,115	6,879	7,821	6,716
市町建設 負担金	1,242	1,856	1,939	2,181	2,479	2,129
企業債	1,242	1,856	1,939	2,181	2,479	2,129
財源計	6,224	9,566	9,993	11,240	12,779	10,974

	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	累計
荒川左岸 南部	2,859	4,016	4,918	3,644	31,194
荒川左岸 北部	995	995	0	0	9,649
荒川右岸	2,811	1,604	2,662	1,229	23,596
中川	4,174	3,425	1,908	3,016	27,144
古利根川	40	587	621	621	2,645

荒川上流	74	74	74	74	2,107
市野川	458	0	97	111	2,086
利根川 右岸	0	0	0	0	3,444
流域計	11,411	10,700	10,279	8,696	101,862
補助金	6,984	6,549	6,291	5,322	62,271
市町建設 負担金	2,214	2,076	1,994	1,687	19,797
企業債	2,214	2,076	1,994	1,687	19,797
財源計	11,411	10,700	10,279	8,696	101,862

出典：下水道局資料

② 修繕費

下水道公社分の流域別の修繕費及びその財源の計画は次のとおりである。下水道事務所の計画が作成されていないため、公社分のみの数値となっている。

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
荒川左岸 南部	4,038	2,451	2,657	2,559	2,942	2,131
荒川左岸 北部	311	361	263	210	417	262
荒川右岸	1,807	1,807	1,964	1,343	1,660	1,797
中川	2,404	3,036	2,093	2,048	2,100	1,798
古利根川	206	573	277	313	270	263
荒川上流	7	83	38	46	45	28
市野川	32	77	91	80	74	76
利根川 右岸	32	38	42	86	87	101
流域計	8,837	8,428	7,425	6,684	7,594	6,455
市町維持管 理負担金	8,837	8,428	7,425	6,684	7,594	6,455
財源計	8,837	8,428	7,425	6,684	7,594	6,455

	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	累計
荒川左岸 南部	2,223	2,628	2,312	1,679	25,620
荒川左岸 北部	243	392	295	33	2,787
荒川右岸	1,653	1,570	1,669	465	15,735
中川	1,798	1,553	1,527	1,694	20,051
古利根川	258	315	226	136	2,837
荒川上流	88	48	48	48	479
市野川	50	69	69	69	687
利根川 右岸	96	101	57	87	727
流域計	6,408	6,675	6,203	4,211	68,920
市町維持管 理負担金	6,408	6,675	6,203	4,211	68,920
財源計	6,408	6,675	6,203	4,211	68,920

出典：下水道局資料

③ 負担金水量 1 m³あたりの更新費

負担金水量 1 m³あたりの更新費は、次のとおりである。算出に際し必要となる負担金水量は、過去 4 年間の平均値を使用している。

(単位：円/m³)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
荒川左岸 南部	7.52	12.67	12.67	13.49	14.27	13.44
荒川左岸 北部	25.26	24.36	24.36	23.00	38.88	20.28
荒川右岸	7.91	11.31	11.31	18.15	15.35	14.42
中川	3.93	16.51	19.00	14.32	23.97	23.34
古利根川	22.59	0.92	5.15	6.78	6.78	6.78
荒川上流	20.91	304.80	304.80	304.80	304.80	0.00
市野川	11.88	0.00	0.00	119.43	119.43	119.43

利根川 右岸	169.16	125.58	125.58	125.58	74.15	74.15
流域計	9.92	15.24	15.92	17.91	20.37	17.49

	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	累計
荒川左岸 南部	13.44	18.87	23.11	17.13	146.61
荒川左岸 北部	20.28	20.28	0.00	0.00	196.70
荒川右岸	14.42	8.23	13.65	6.31	121.06
中川	28.86	23.68	13.19	20.85	187.65
古利根川	2.54	37.06	39.25	39.25	167.10
荒川上流	50.57	50.57	50.57	50.57	1,442.39
市野川	119.43	0.00	25.43	28.89	543.92
利根川 右岸	0.00	0.00	0.00	0.00	694.20
流域計	18.18	17.05	16.38	13.86	3,499.63

出典：下水道局資料

④ 負担金水量 1 m³あたりの修繕費

負担金水量 1 m³あたりの修繕費は、次のとおりである。算出に際し必要となる負担金水量は、過去 4 年間の平均値を使用している。

(単位：円/m³)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
荒川左岸 南部	18.98	11.52	12.49	12.03	13.83	10.02
荒川左岸 北部	6.33	7.36	5.36	4.27	8.49	5.34
荒川右岸	9.27	9.27	10.07	6.89	8.52	9.22
中川	16.62	20.99	14.47	14.15	14.51	12.43
古利根川	13.02	36.19	17.51	19.76	17.03	16.60
荒川上流	4.71	57.23	26.07	31.55	31.06	18.92

市野川	8.46	20.18	23.69	20.95	19.27	19.87
利根川 右岸	6.40	7.60	8.44	17.38	17.48	20.37
流域計	14.08	13.43	11.83	10.65	12.10	10.29

	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	累計
荒川左岸 南部	10.45	12.35	10.87	7.89	120.43
荒川左岸 北部	4.94	7.99	6.00	0.68	56.76
荒川右岸	8.48	8.05	8.56	2.39	80.72
中川	12.43	10.73	10.56	11.71	138.60
古利根川	16.28	19.88	14.30	8.61	179.18
荒川上流	60.09	32.80	32.80	32.80	328.03
市野川	12.92	17.91	17.9	17.91	179.06
利根川 右岸	19.27	20.37	11.46	17.54	146.31
流域計	10.21	10.64	9.88	6.71	1,229.09

出典：下水道局資料

9. 維持管理費・資本費（建設費＋公債利息）の回収

（1）維持管理費の回収

① 流域別の関係市町が負担すべき維持管理費の金額及び回収率

流域別の関係市町が負担すべき維持管理費の金額と回収率は、次のとおりである。

（上段：金額（千円）、下段：回収率）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
荒川左岸南部	6,109,395 100%	5,960,559 100%	6,183,490 100%	7,092,325 95.7%
荒川左岸北部	1,923,059 100%	1,338,015 100%	1,447,025 100%	1,460,659 100%
荒川右岸	5,082,885 100%	5,021,427 100%	5,669,035 100%	6,145,517 100%
中川	4,273,203 100%	5,025,129 100%	4,958,529 100%	5,448,846 100%
古利根川	1,092,859 100%	897,327 100%	1,003,987 100%	1,104,636 100%
荒川上流	173,081 66.3%	159,161 72.0%	144,835 81.3%	147,558 88.8%
市野川	305,213 100%	287,551 100%	245,033 100%	258,057 100%
利根川右岸	606,343 51.5%	388,217 80.3%	348,843 82.4%	374,237 79.4%

出典：下水道局資料

② 流域下水道維持管理負担金単価

関係市町が負担する平成 21 年度～平成 26 年度の流域下水道維持管理負担金単価（税込）は、次のとおりである。

（単位：円／ m^3 ）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
荒川左岸南部	33	33	33	33	33	33
荒川左岸北部	40	40	40	40	40	38
荒川右岸	32	32	32	32	32	32

中川	32	32	32	32	32	32
古利根川	76	76	76	76	76	76
荒川上流	85	85	85	85	85	85
市野川	83	83	83	83	83	83
利根川右岸	63	63	63	63	63	72

出典：下水道局資料

③ 他の都道府県と比較した流域別の維持管理負担金単価

平成24年4月1日現在における全国151流域の維持管理費負担金単価を比較した資料によれば、埼玉県内の8流域の維持管理費負担金単価の状況は、次のとおりである。

単価順	都道府県	流域下水道名	処理区名	処理水量 (千m ³)	単価 (円/ m ³)
1	兵庫	武庫川	下流	357	26.2
2	兵庫	加古川	下流	153	27.0
3	新潟	信濃川下流	新潟	78	31.0
4	埼玉	荒川右岸	荒川右岸	710	32.0
4	埼玉	中川	中川	550	32.0
6	宮城	仙塩	仙塩中央	222	33.0
6	秋田	秋田湾雄物川	臨海	120	33.0
6	埼玉	荒川左岸	南部	935	33.0
21	茨城	霞ヶ浦常南	常南	200	40.0
21	埼玉	荒川左岸	北部	197	40.0
75	茨城	霞ヶ浦湖北	湖北	89	63.0
75	富山	小矢部川	小矢部川	100	63.0
75	栃木	渡良瀬川下流	思川	15	63.0
75	埼玉	利根川右岸	利根川右岸	30	63.0
75	静岡	狩野川	東部	54	63.0
75	静岡	天竜川左岸	磐南	55	63.0
75	群馬	利根川上流	県央	240	63.0

92	埼玉	古利根川	古利根川	75	76.0
101	埼玉	市野川	市野川	18	83.0
102	山形	最上川	置賜	6	85.0
103	埼玉	荒川上流	荒川上流	6	85.0
103	愛知	矢作川・境川	衣浦東部	31	85.0
151	新潟	国府川	国府川	11	189.0

出典：下水道局資料

④ 流域別の累積収支

平成 25 年度末における流域別の累積収支は、次のとおりである。

(単位：千円)

	累積収支額
荒川左岸南部	2,230,612
荒川左岸北部	601,912
荒川右岸	2,505,744
中川	2,431,497
古利根川	98,917
荒川上流	△782,854
市野川	△41,691
利根川右岸	△942,114
合計	6,102,024

出典：下水道局資料より作成

⑤ 監査で把握した問題点

累積収支が赤字の流域においては、維持管理費の回収率が 100%でなければ累積赤字を解消することができないため、回収率が 100%未満の場合、関係市町から受領する維持管理負担金の単価を値上げすることにより、回収率 100%を目指している。

回収率が 100%未満の流域は、荒川左岸南部（平成 25 年度）、荒川上流及び利根川右岸である。

荒川左岸南部は、平成 25 年度の回収率が 95.7%と 100%を下回っている。これは、施設の老朽化により更新費及び修繕費が増加したこと及び、放射性物質を含む汚泥焼却灰の最終処分が進み処分費が増加したことによる。

これに対し、荒川上流及び利根川右岸の両流域は、累積収支が赤字であるにもかかわらず回収率が 100%に達しておらず、累積収支の赤字解消が大きな課題となっている。

荒川上流及び利根川右岸の平成 22 年度～平成 25 年度の収支の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

	荒川上流	利根川右岸
平成 21 年度繰越金残高	△643,492	△455,282
平成 22 年度収支差	△54,979	△276,295
平成 23 年度収支差	△40,845	△72,275
平成 24 年度収支差	△27,046	△61,258
平成 25 年度収支差	△16,490	△77,003
収支累計	△782,854	△942,114

出典：下水道局資料より作成

荒川上流及び利根川右岸の収支の状況を、その絶対額で判断すると、次のような傾向にあるといえる。

荒川上流については、年々回収率は上昇し、依然として赤字ではあるものの赤字額が減少しており、収支状況の改善が見られる。

一方、利根川右岸については、平成 21 年度との比較ではそれ以降の 3 年間で大幅に赤字額を減少させたが、平成 25 年度において前年度比で赤字額を増加させたというように、まだまだ収支改善は進んでいない状況である。

下水道管理課が作成した平成 26 年度以降の利根川右岸の収支試算によれば、約 10 年後の平成 35 年度に単年度収支が黒字化し、約 20 年後の平成 45 年度には累積収支も黒字に転換する見通しとなっている。

この試算にあたり、その処理水量について、平成 26 年度～平成 30 年度は関係市町の整備計画に基づいた処理水量を使用し、平成 31 年度以降は平成 26 年度～平成 30 年度の処理水量伸び率 2.397%を基に予測した処理水量を使用しているが、その結果、平成 45 年度の処理水量は平成 25 年度の約 1.7 倍に達している。

しかし、利根川右岸の処理水量は、平成 22 年度 4,931 千 m^3 、平成 25 年度 4,942 千 m^3 であり、処理水量の現状を見る限りにおいては、処理水量が本試算の想定どおりの伸びを実現できる可能性は低いものと思料される。

【意見 15】 荒川上流及び利根川右岸の収支状況について

荒川上流については、年々赤字額が減少しており、累積収支が解消し黒字に転換する時期も近いと思料される。今後の収支状況の推移を見守りたい。

一方、利根川右岸については、平成 45 年度に累積赤字が解消する計画となっているものの、伸び率が 2.397%で、絶対量で平成 25 年度比約 1.7 倍という処理水量の増大予測を前提とした計画であり、その実現性には疑問が残る。回収率を 100%とし、できるだけ早い時期に累積赤字を解消できるよう、維持管理負担金単価の値上げを含め、計画を再検討すべきである。

(2) 資本費の回収

① 流域別の関係市町が負担すべき資本費の金額及び回収率

(上段：金額 (千円)、下段：回収率)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
荒川左岸南 部	1,085,986 100%	774,147 100%	1,196,369 100%	1,407,415 100%
荒川左岸北 部	393,522 100%	117,122 100%	85,598 100%	262,054 100%
荒川右岸	694,250 100%	918,974 100%	686,344 100%	1,196,966 100%
中川	1,535,417 100%	856,341 100%	562,100 100%	766,877 100%
古利根川	38,098 100%	90,210 100%	44,009 100%	165,824 100%
荒川上流	112,880 100%	69,382 100%	9,103 100%	2,876 100%
市野川	12,502 100%	13,340 100%	15,349 100%	11,512 100%
利根川右岸	120,410 100%	122,248 100%	30,310 100%	112,620 100%
流域合計	4,020,065 100%	2,961,765 100%	2,629,181 100%	3,926,144 100%

出典：下水道局資料

回収率は、全流域で全年度 100%となっているが、市町は資本費の資金を起債により調達できるためである。

10. 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰

(1) 下水汚泥焼却灰の有効利用（リサイクル）状況

下水汚泥焼却灰はセメントの原料などに再利用され、循環型社会づくりに貢献してきた。しかし、現在はまったく有効利用されておらず、リサイクル率は0%である。

このことは、東日本大震災の影響による福島第一原子力発電所の事故に伴い下水汚泥焼却灰から放射性物質が検出されたことによるもので、リサイクルできなくなってしまった。

(2) 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰の保管場所

当該下水汚泥焼却灰は、現在県が管理する4つの水循環センター内に保管されている。具体的には、フレコンバッグに詰めて、含まれる放射性物質の濃度に応じて、屋外の舗装した場所、水処理施設内の通路及び分離独立した建屋内に保管されている。それらの保管状態は、環境省のガイドラインに沿ったものである。



屋外における保管状況

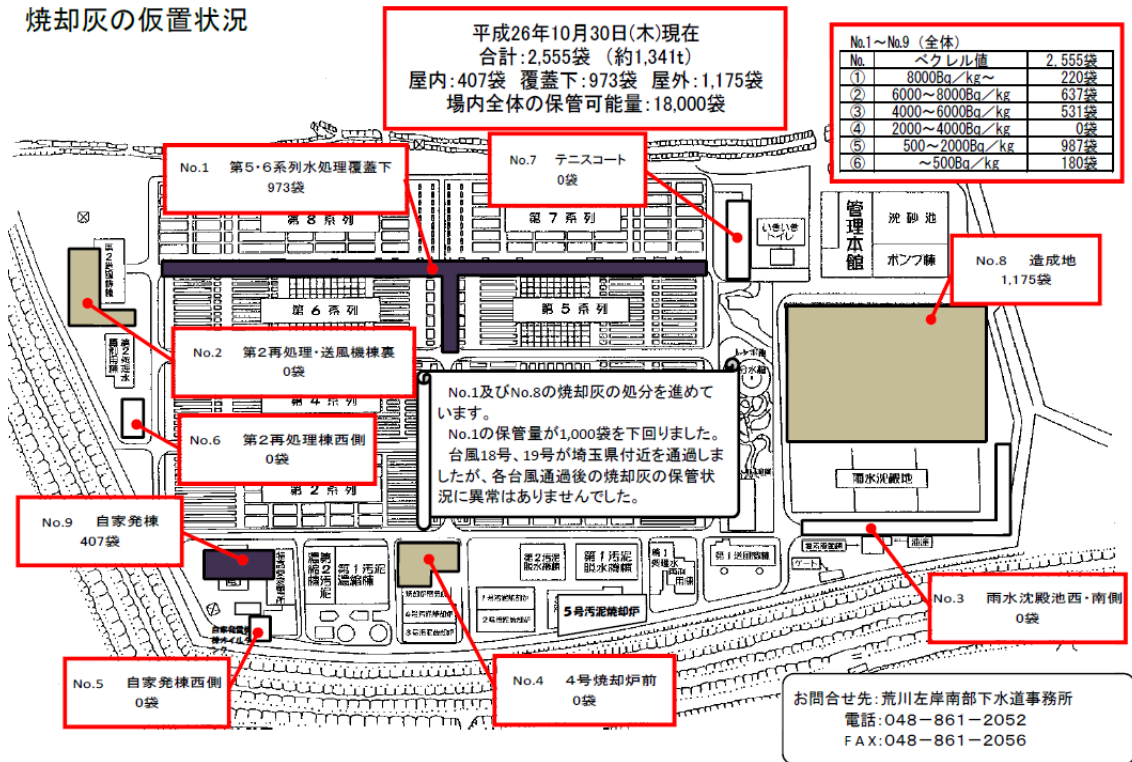


水処理施設内通路における保管状況



分離独立した建屋内における保管状況

焼却灰の仮置状況



出典：下水道局資料

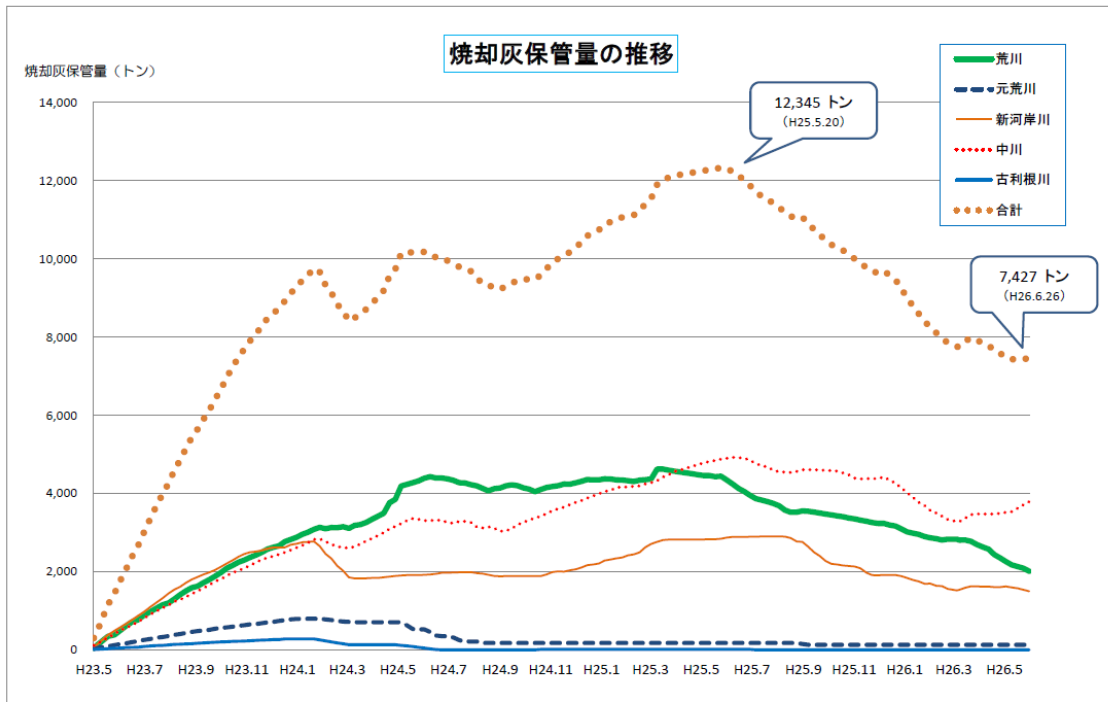
※ 荒川水循環センターにおける仮置状況

(3) 焼却灰保管量の推移

平成23年5月から平成26年5月までの焼却灰保管量の推移は次頁のとおりである。

この図で示している保管量は、県が保管している放射性物質を含むすべての下水汚泥焼却灰である。平成26年6月26日における焼却灰の保管量は7,427トンであるが、その内指定廃棄物（注）に相当するものは113トンである。

（注）指定廃棄物とは、1kg当たり8,000ベクレルを超える放射性物質を含み、環境大臣が指定したもの。



出典：下水道局資料

(4) 指定廃棄物に対する埼玉県の方針

埼玉県は、指定廃棄物に相当する焼却灰を保管しているが、それを国に申請していない。したがって、環境大臣の指定を受けることはないため、埼玉県には指定廃棄物が存在していないことになる。

この理由は、指定廃棄物の指定を受けた段階からその管理は国に移管され、県は自由に処分することができなくなってしまうため、それを避けるために国に申請をしていないのである。

放射性物質は、時間が経過するにつれて減少していく性質のもので、半減期が約30年のもの（Cs-137）もあれば、半減期が約2年のもの（Cs-134）もある。2年の半減期を経過したものは、その濃度が減少していくことになり、1 kg当たり 8,000 ベクレルを下回れば、一般の産業廃棄物として処分可能となる。実際に県はこの方針のもとに、処分可能となった焼却灰の処分を進めている。なお、県が処分をしている基準は、1 kg当たり 4,000 ベクレルを下回ったものである。その結果、焼却灰保管量の推移によれば、平成 25 年 5 月 20 日には 12,345 トンあったのが、平成 26 年 6 月 26 日には 7,427 トンまで減少しているように、約 40%も減少しているのである。

ところが、いったん国に申請して指定廃棄物の指定を受けてしまうと、放射性物質が 1 kg当たり 8,000 ベクレルを下回っても、勝手に処分できないことになってし

まうのである。

【意見 16】 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰に関する情報提供について

テレビ等の媒体を通して報道される情報では、埼玉県には指定廃棄物が存在しない。実際に国に申請をしていないため指定廃棄物は存在しないのであるが、一般の県民はそのことをもって、埼玉県には放射性物質を含む下水汚泥焼却灰が存在しないと受け止める人もいるのではないか。

県は、下水汚泥焼却灰のみならず、大気や水道及び食品等の放射線等の測定結果を月1回の頻度で埼玉県のホームページで公開している。しかし、指定廃棄物に相当する下水汚泥焼却灰を保管していること、その保管量及びその放射線量の数値等についての継続的な情報提供はない。

県はそれらについて追跡調査をしデータを収集しているのであるから、一般の県民が誤解しないためにも、より積極的に情報公開すべきと思料する。

(5) 下水汚泥焼却灰の処理費用及び人件費

① 平成23年5月以降の処理費用は下表のとおりである。

(単位：千円)

年度	処理費用	東京電力に 請求すべき額	東京電力への 請求額	東京電力から の入金額
H23年度	90,217	47,008	47,008	47,008
H24年度	270,248	126,453	126,453	126,453
H25年度	585,043	260,361	—	—
計	945,508	433,822	173,461	173,461

出典：下水道局資料

ここでの処理費用は、処分費及び運搬費である。従来もこれら費用は処分に伴い負担していたが、東京電力に請求すべき金額とは、従来の処理費用を超える分であり、つまり放射性物質の影響で超過的に発生した費用である。

平成25年度分に関してはまだ東京電力に請求していないが、これは東京電力側から請求を止められているためである。そのため、現時点の回収率は本来入金されるべき額の約40%にとどまっている。

② 平成 23 年 5 月以降の person 費は下表のとおりである。

(単位：千円)

年度	person 費	東京電力に 請求すべき額	東京電力への 請求額	東京電力から の入金額
H23 年度	1,130	1,130	1,130	—
H24 年度	169	169	169	—
H25 年度	38	38	—	—
計	1,337	1,337	1,299	—

出典：下水道局資料

放射性物質を含む下水汚泥焼却灰の処分のために、当然に person 費が発生している。処分に係った県職員の person 費についても東京電力に請求しているが、現時点で入金的事实はない。

1 1. 公益財団法人埼玉県下水道公社への維持管理業務の委託

(1) 委託契約の形態

業務委託契約による。

(2) 契約

① 契約の方法

- ・ 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に基づく随意契約
- ・ 埼玉県流域下水道財務規程第 185 条第 2 項第 4 号に基づく 1 者見積徴取

② 契約書の内容

埼玉県と（公財）埼玉県下水道公社は、埼玉県荒川左岸南部流域下水道、荒川左岸北部流域下水道、荒川右岸流域下水道（砂川堀雨水幹線を除く。以下同じ。）、中川流域下水道、古利根川流域下水道及び利根川右岸流域下水道並びに荒川上流流域下水道及び市野川流域下水道の維持管理等の委託に関して流域下水道維持管理業務委託契約を締結している。

上記契約における委託業務内容は以下のとおりである。

1) 荒川左岸南部流域下水道等における次に掲げる業務（ただし、荒川右岸流域下水道のうち新河岸川上流循環センターにおける業務については、平成 26 年 4 月 1 日から 4 月 30 日まで）

- ・ 中央管理室の運転操作等を行うこと。
- ・ 電子計算機の操作及び管理を行うこと。
- ・ 下水の処理状況の日常点検を行うこと。
- ・ 下水道処理施設等の保守点検及び補修等を行うこと。
- ・ 汚泥処理施設の運転、保守点検及び補修等を行うこと。
- ・ 汚泥の処理及び処分に係る補助作業を行うこと。
- ・ 中継ポンプ場の運転、保守点検及び補修等を行うこと。
- ・ 流入下水、処理過程水、放流水その他の水質分析を行うこと。
- ・ 汚泥の成分分析を行うこと。
- ・ 管渠の保守管理を行うこと。
- ・ 流量計の維持管理を行うこと。
- ・ 流入下水量等の計測・記録等を行うこと。
- ・ 下水処理に係る水質管理及び汚泥管理を行うこと。
- ・ 水処理及び汚泥処理に関する調査等を行うこと。

- ・エネルギーの使用の合理化及び地球温暖化対策の推進に必要な措置をとること。
- ・上記に掲げるもののほか、荒川左岸南部流域下水道等の施設を維持管理する上で必要とする業務を行うこと。

2) 荒川上流流域下水道及び市野川流域下水道における次に掲げる業務

- ・汚泥焼却業務を行うこと。
- ・流入下水及び放流水並びに汚泥に係る試料の運搬及び検査を行うこと。
- ・降雨情報システムの保守点検を行うこと。

3) 荒川右岸流域下水道のうち新河岸川上流センターにおける次に掲げる業務

- ・流入下水及び放流水の検査を行うこと。
- ・降雨情報システムの保守点検を行うこと。

(3) 埼玉県と下水道公社との契約手続き

起案（執行伺）→予定価格調書作成→見積依頼→起案（支出負担行為）→契約締結→概算払→検査→精算（完成払 or 戻入調定→収納）

(4) 業務委託料

① 委託料の予算と実績の比較（過去5年間）

単位：千円

	H21	H22	H23	H24	H25
予算 A	19,275,311	17,785,579	18,531,612	19,287,410	21,025,909
決算 B	18,020,850	16,861,030	17,343,604	17,985,332	19,694,960
差額 C (A-B)	1,254,461	924,549	1,188,008	1,302,078	1,330,949
乖離率 C/A	6.5%	5.2%	6.4%	6.8%	6.3%

出典：下水道局資料

*消費税を含む。再生水事業の委託料は含まない。

② 予算算定の方法

予算編成方針等の通知（本課→事務所）→予想流入量等の通知（事務所→公社）→執行見積額の提出（公社→本課・事務所）→ヒアリング調査→予算調製→議会上程

③ 下水道公社への委託料（金額）の他都道府県との比較

平成 25 年度	委託料	年間総流入量	委託料（円／m ³ ）
埼玉県	19,694,960 千円	657,101,558 m ³	29.97 円
東京都	12,288,471 千円	412,606,161 m ³	31.24 円
神奈川県	7,623,281 千円	268,988,320 m ³	28.34 円

出典：下水道局資料

上記表は、埼玉県を含む近郊 1 都 2 県の業務委託料であり、平成 25 年度について東京都下水道局事業年報及び各県の下水道公社等のホームページを参考にした数値である。（東京都は東京都下水道サービス(株)が業務委託先である。）

委託料の内容も、埼玉県の委託料に比較できるように流域下水道維持管理事業費（汚泥処理を含む）のみ抜き出し（東京都は、市町村のみ）、再生水事業費、建設受託費等は含めていない。

上表から理解できるように、埼玉県は、近郊 1 都 2 県で比較して年間総流入量が一番多いこともあり委託料が最高金額になっている。しかし、流入量 1 m³当たりの委託料で比較すると、ほぼ同程度である。

(5) 他の都道府県における維持管理業務の委託事例

包括的民間委託導入は、13 府県（30 処理場）で、指定管理者制度導入は 11 道県（44 処理場）（*平成 23 年度資料による。）である。

包括的民間委託導入の状況

平成 23 年度末現在

順位	処理水量 (万 m ³ /日)	府県	流域	処理場
1	37.0	千葉県	印旛沼流域	花見川終末処理場
2	35.7	兵庫県	武庫川流域	武庫川下流浄化センター
3	29.2	千葉県	手賀沼流域	手賀沼終末処理場
4	28.4	千葉県	印旛沼流域	花見川第二終末処理場
5	24.0	群馬県	利根川上流流域	県央水質浄化センター
6	17.6	京都府	木津川流域	洛南浄化センター
7	15.3	兵庫県	加古川流域	加古川下流浄化センター
8	10.7	兵庫県	揖保川流域	揖保川浄化センター
9	10.3	兵庫県	加古川流域	加古川上流浄化センター
10	10.0	兵庫県	武庫川流域	武庫川上流浄化センター
11	6.4	長野県	千曲川流域	下流処理区終末処理場

順位	処理水量 (万m ³ /日)	府県	流域	処理場
12	6.3	長野県	千曲川流域	下流処理区終末処理場
13	5.3	滋賀県	琵琶湖流域	湖西浄化センター
14	4.6	山梨県	峡東流域	峡東浄化センター
15	4.2	長野県	犀川安曇野流域	安曇野終末処理場
16	3.6	群馬県	利根・渡良瀬流域	桐生水質浄化センター
17	3.1	長崎県	大村湾南部流域	大村湾南部浄化センター
18	2.8	高知県	浦戸湾東部流域	高須浄化センター
19	2.7	京都府	木津川流域	木津川浄化センター
20	2.1	群馬県	利根川上流流域	奥利根水質浄化センター
21	1.8	埼玉県	市野川流域	市野川水循環センター
22	1.6	滋賀県	琵琶湖流域	高島浄化センター
23	1.5	栃木県	渡良瀬川下流流域	思川浄化センター
23	1.5	京都府	宮津湾流域	宮津湾浄化センター
25	1.3	岩手県	磐井川流域	一関浄化センター
25	1.3	群馬県	利根川左岸流域	西邑楽水質浄化センター
27	1.2	栃木県	渡良瀬川下流流域	大岩藤浄化センター
28	1.1	京都府	桂川中流流域	南丹浄化センター
29	0.7	香川県	鴨部川流域	鴨部川浄化センター
30	0.6	埼玉県	荒川上流流域	荒川上流水循環センター
平均	9.1			

出典：下水道局資料

包括的民間委託導入済みの大規模施設の概要

順位	処理水量(万 m ³ /日)	県	処理場	合流/ 分流	処理方法	汚泥処理
1	37.0	千葉県	花見川終末処理場	分流	標準法	有
2	35.7	兵庫県	武庫川下流浄化センター	合流	標準法・高度処理	無
3	29.2	千葉県	手賀沼終末処理場	分流	標準法	有
4	28.4	千葉県	花見川第二終末処理場	分流	標準法・高度処理	有

順位	処理水量(万 m ³ /日)	県	処理場	合流/ 分流	処理方法	汚泥処理
5	24.0	群馬県	県中水質浄化センター	分流	標準法	無

出典：下水道局資料

指定管理者制度導入の状況

平成23年度末現在

都道府県	流域	処理場	実施年月 (当初)	実施年月 (最新)
北海道	石狩川流域	奈井江浄化センター		H22.4
北海道	十勝川流域	十勝川流域下水道浄化センター		H22.4
北海道	函館湾流域	函館湾浄化センター	H18.4	H22.4
青森県	岩木川流域	岩木川浄化センター	H18.4	H23.4
青森県	馬淵川流域	馬淵川浄化センター	H18.4	H23.4
宮城県	仙塩流域	仙塩浄化センター	H18.4	H21.4
宮城県	阿武隈川下流流域	県南浄化センター	H18.4	H21.4
宮城県	鳴瀬川流域	鹿島台浄化センター	H18.4	H21.4
宮城県	吉田川流域	大和浄化センター	H18.4	H21.4
宮城県	北上川下流流域	石巻浄化センター	H18.4	H21.4
宮城県	北上川下流東部流域	石巻東部浄化センター	H18.4	H21.4
宮城県	追川流域	石越浄化センター	H18.4	H21.4
秋田県	秋田湾・雄物川流域	秋田臨海浄化センター	H21.4	
秋田県	秋田湾・雄物川流域	大曲処理センター	H21.4	
秋田県	秋田湾・雄物川流域	横手処理センター	H21.4	
秋田県	米代川流域	大館処理センター	H21.4	
秋田県	米代川流域	角野処理センター	H21.4	
富山県	小矢部川流域	二上浄化センター	H18.4	H21.4
富山県	神通川左岸流域	神通川左岸浄化センター	H18.4	H21.4
石川県	犀川左岸流域	犀川左岸浄化センター		H21.4

都道府県	流域	処理場	実施年月 (当初)	実施年月 (最新)
石川県	加賀沿岸流域	翠ヶ丘浄化センター	H18.4	H21.4
石川県	加賀沿岸流域	大聖寺浄化センター	H18.4	H21.4
愛知県	矢作川・境川流域	矢作川浄化センター		H18.4
愛知県	矢作川・境川流域	境川浄化センター		H18.4
愛知県	矢作川・境川流域	衣浦西部浄化センター		H18.4
愛知県	矢作川・境川流域	衣浦東部浄化センター	H18.4	H18.4
愛知県	豊川流域	豊川浄化センター	H18.4	H18.4
愛知県	五条川左岸流域	五条川左岸浄化センター	H18.4	H18.4
愛知県	日光川上流流域	日光川上流浄化センター	H18.4	H18.4
愛知県	五条川右岸流域	五条川右岸浄化センター	H18.4	H18.4
愛知県	新川流域	新川東部浄化センター	H20.4	H20.4
愛知県	日光川下流流域	日光川下流浄化センター	H22.4	H22.4
三重県	北勢沿岸流域	北部浄化センター		H21.4
三重県	北勢沿岸流域	南部浄化センター		H21.4
三重県	中勢沿岸流域	雲出川左岸浄化センター		H21.4
三重県	中勢沿岸流域	松坂浄化センター		H21.4
三重県	宮川流域	宮川浄化センター		H21.4
滋賀県	琵琶湖流域	潮南中部浄化センター	H18.4	H23.4
滋賀県	琵琶湖流域	東北部浄化センター	H18.4	H23.4
山口県	周南流域	周南浄化センター	H18.4	H23.4
山口県	田布施川流域	田布施川流域浄化センター	H18.4	H23.4
熊本県	熊本北部流域	熊本北部浄化センター	H18.4	H22.4
熊本県	球磨川上流流域	球磨川上流浄化センター	H18.4	
熊本県	矢代北部流域	矢代北部浄化センター	H18.4	

出典：下水道局資料

(6) 下水道公社との契約形態の見直しに関する検討

① 包括的民間委託について県の見解

9か所ある水循環センターのうち、3か所の水循環センターで、維持管理のため包括的民間委託を実施している。県が民間事業者に直接発注するものであり、一定の要求水準を達成できれば、施設の運転方法については一定の範囲で民間事業者の自由裁量に任せる「性能発注方式」としており、民間の創意工夫を生かした効率的な維持管理を行うことで、維持管理コストの削減を図っている。

県南の3流域は、全国で1、2、3位の大規模処理場である。処理人口は、合計で457万人であり、県人口723万人の約63%にあたり、重要性の高い処理場である。また、荒川左岸北部流域については、発生確率が高い東京湾北部地震への対応など危機管理上の防災拠点となる処理場である。これらの理由により、包括的民間委託にはなじまないと考えている。

大規模処理場の維持管理については、そもそも、変化を予測し、迅速に対処できる熟練された技術力が必要不可欠である。災害発生時などの危機管理対応時には、なおさらにそうした技術力が必要となる。よって、包括的民間委託は、全国的に見ても大規模な処理場には導入されていない。全国181処理場のうち、包括的民間委託を導入しているのは30処理場であるが、導入処理場の規模は、処理能力37万 m^3 /日が最大であり、9.1万 m^3 /日が平均となっている。大規模処理場の維持管理には、高い管理技術が必要とされているため、包括的民間委託には適していないためである。

また、包括的民間委託については、災害時には「迅速な対応に難がある」、「契約が流域単位であるため応急復旧における流域間連携が困難である」、「応急復旧における市町との連携が困難である」などの課題がある。

したがって、包括的民間委託を導入する体制については、以上のような検討を経て、「県南の大規模3処理場及び防災拠点となる荒川左岸北部流域の処理場は下水道公社による維持管理」、「その他の小規模5処理場は包括的民間委託による維持管理」という結論に至ったものである。

包括的民間委託を導入していない流域（利根川右岸、古利根川）については、今後、管理技術を平易にするため、合流改善や老朽化対策の完了後、公社の技術職員数に応じて、包括的民間委託の導入を検討していく。

② 指定管理者制度について県の見解

指定管理者制度は、地方自治法第244条の2に基づき、地方自治体が指定する法人（指定管理者）に公の施設の管理を行わせる制度である。

流域下水道事業では、指定管理者が施設の利用許可などの行政処分や利用料金

を自らの収入に出来ず、指定管理者制度のメリットが生かせないため、その導入を見送っている。

③ 包括的民間委託の検証

県では、荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託評価委員会が、平成22年3月に、平成18年度から平成20年度の3年間について包括的民間委託の検証を行った。

検証内容は、包括的民間委託導入により導入前と比べてどの程度コストが削減されたか、平成17年度実績額と平成18年度から平成20年度支払い実績（試行3年間）の平均額との比較により検証を実施した。

削減相当額

(単位：円)

		H17年度実績	H18年度～H20年度実績平均	削減額
荒川上流流域	北部事務所	7,528,810	7,521,301	7,410,956
	下水道公社	100,216,387	31,572,801	
	包括的民間委託	—	61,240,139	
	合計	107,745,197	100,334,241	
市野川流域	北部事務所	7,531,504	7,528,625	10,921,737
	下水道公社	227,125,301	57,155,001	
	包括的民間委託	—	159,051,442	
	合計	234,656,805	223,735,068	
2流域合計	北部事務所	15,060,314	15,049,926	18,332,693
	下水道公社	327,341,688	88,727,802	
	包括的民間委託	—	220,291,581	
	合計	342,402,002	324,069,309	

出典：下水道局資料

なお、包括的民間委託の実施により新たに発生した履行監視業務に係る人件費（公社から県に派遣されている現地駐在1名分）は、公社経費の中に含まれている。

また、本委託の監視員は北部事務所職員が務めており、他の北部事務所職員も少なからず関係業務を行っているため、北部事務所人件費及び旅費も比較対象としている。

平成17年度実績と試行3年間支払い実績の平均額を比較すると、削減相当額は、1年あたり約1,833万円となり、当初より約5.4%の削減となった。

【意見 17】 包括的民間委託、指定管理者制度、PFI 導入の柔軟な検討

1) 包括的民間委託

県では、大規模処理場の維持管理には高い管理技術が必要とされているため、包括的民間委託には適していないとしている。しかし、既に下水道処理施設（水処理・汚泥処理・中継ポンプ場）の維持操作業務は、公社から民間業者に再委託されており、民間事業者にも平常時における管理技術が十分備わっていると考える。

また、民間事業者では、災害発生時に十分な対応ができないとしているが、現在の災害等の危機管理時組織体制においても、最終的には、維持管理業務に携わる再委託事業者に情報が伝達されており、再委託事業者がある程度重要な役割を担っている。さらに、防災訓練も実施していることから民間事業者では、災害発生時に十分な対応ができないとは考えられない。

以上の点から考えて、大規模及び防災拠点となる処理場においても、包括的民間委託を実施する可能性について検討すべきと思料する。

2) 指定管理者制度

指定管理者制度については、確かに県の見解のように流域下水道事業では、指定管理者が施設の利用許可などの行政処分や利用料金を自らの収入にできず、指定管理者制度のメリットが生かせない欠点がある。ただし、指定管理者報酬は契約により決定され、精算することはない。これに対して、事業費や管理費は、指定管理者の経営管理努力により削減可能になるので、指定管理者の創意工夫と事業の効率化により指定管理者にとってもメリットが生じる。

また、現に全国において 44 処理場で指定管理者制度が導入されている事実を考慮すれば、県においても指定管理者制度の導入事例を詳細に検討するべきと思料する。

3) PFI

PFI は、公共施設等の整備等（建設、維持管理若しくは運営またはこれらに関する企画）を特定事業として選定し、民間事業者に実施させるものである。

神奈川県寒川浄水場排水処理施設更新等事業は、運転開始から 30 年余りが経過し老朽化が進んでいる寒川浄水場排水処理施設の脱水施設の更新等を行う事業であり、この事業に PFI を導入した実例がある。この PFI の導入により、事業コストの削減が可能になり、かつ、民間の創意工夫やノウハウの発揮を期待することができるとしている。

近県に導入の事例があることから、埼玉県においても、汚泥処理事業や再生

水事業等における導入の可能性について、検討すべきと思料する。

(7) 下水道公社との契約期間の見直しに関する検討

県と公社との契約形態の見直しについての検討はあるにしても、現状では単年度による業務委託契約を毎年締結している事実がある。その単年度契約について、問題点が生じている。

公社と県との業務委託契約は単年度契約のため、公社が発注する修繕工事も、年度内に終了する工期として契約を締結している。

修繕工事は、降雨量が少ない冬季から年度末近くに施工する必要があるため、原則的に2月末までの工期で契約を締結している。しかし、変更契約により、工期を3月末までに延長する場合もある。

よって、特に工事期間を年度末ぎりぎりまで延長している場合においては、施工業者が余裕のないスケジュールのもとで作業を行わなければならない、結果として、今後の設備の運転に支障が生じかねない事態に陥るおそれがあるのではないかと危惧するところである。

【意見 18】 複数年契約の検討について

県と下水道公社との業務委託は単年度契約であるため、公社が締結する契約も単年度契約である。そのため、公社発注の修繕工事で年度末ぎりぎりまで作業が及んでしまった工事においては、現場に過大な負担を強いるデメリットがある。そのため、県は公社との業務委託契約年数を複数年にすることも検討すべきであると思料する。

県と公社との契約が複数年契約となれば、公社が締結する契約も複数年契約が可能となり、修繕業務における工期を余裕をもって設定することが可能となる。さらに、複数年契約の場合、一般的には契約金額が下がる傾向にあることから、公社が発注する再委託契約の契約金額が下がり、コスト面でメリットがあるものと思料する。

1 2. 下水道事務所

現地調査として、荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、中川下水道事務所及び荒川左岸北部下水道事務所を往査した。

各往査先における調査内容は下記に示すとおりであるが、共通的な内容の指摘及び意見については、総括的にまとめて記載する。

(1) 競争原理について

【意見 19】 競争原理について

契約形態としては一般競争入札を採用しており、手続き的には全く問題がないが、その実質面に注目した場合に、本来求められる効果が得られていない例が散見された。

つまり、一般競争入札を実施した場合に期待されるのは、手続きの透明性確保と競争原理に基づく支出削減効果である。ところが、設置された機械設備等の増改築工事及び移設工事では、技術的な関係でその機械設備等を製造したメーカー系列の業者のみが受注していることや、長年同一業者が受託しているような委託業務などのように、その実態は1者による随意契約と同様の契約がある。

県は、全庁を挙げて一般競争入札に取り組んでいるわけであるから、形式のみならず実質面でも効果が期待できるような何らかの工夫を検討すべきと思料する。

<荒川左岸南部下水道事務所>

南 1. 概要

(1) 所在地等

さいたま市南区辻 8-27-20

TEL 048-861-2051

FAX 048-861-2056

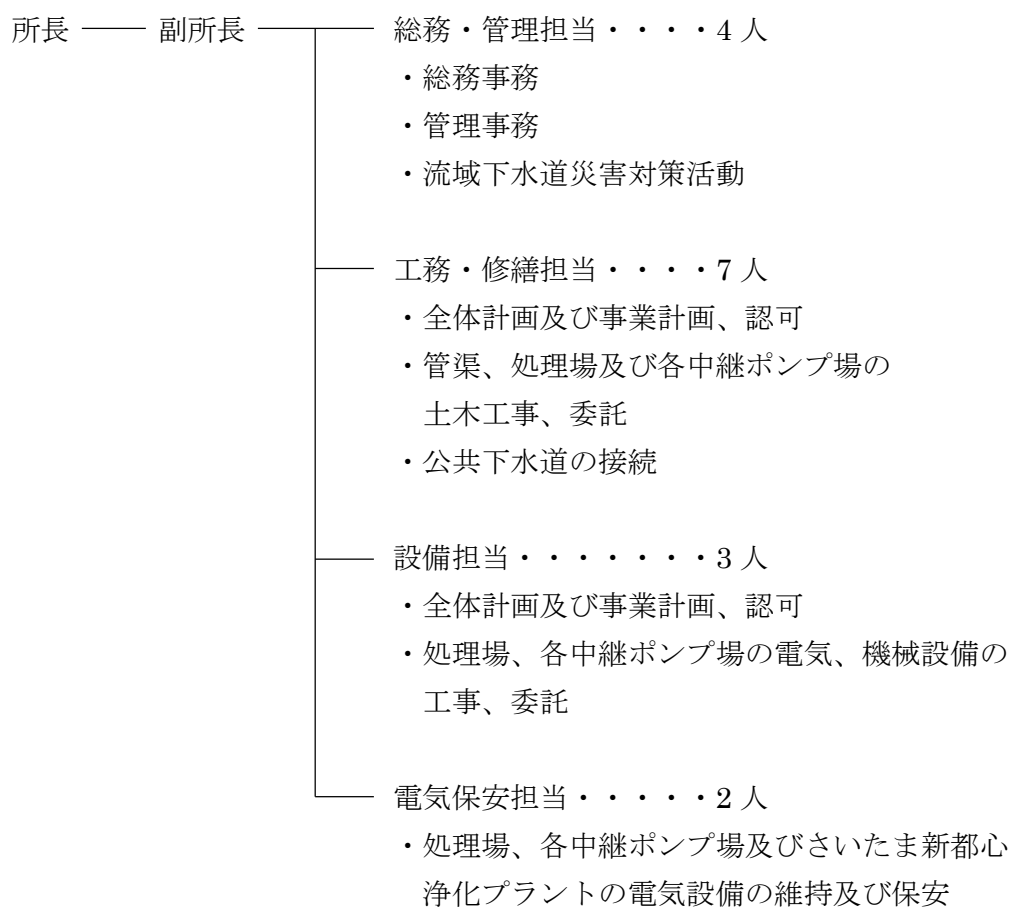
(2) 沿革

昭和 40 年 3 月 荒川左岸流域下水道事業基本計画策定

昭和 44 年 12 月 荒川左岸流域下水道終末処理場起工

昭和 47 年 10 月 荒川左岸流域下水道一部完成 供用及び処理開始

(3) 組織



計 18 人

南 2. 事業概要

荒川左岸南部流域下水道は、県南中央部の荒川左岸に位置するさいたま市、川口市、上尾市、蕨市及び戸田市の 5 市を対象とする下水道で、昭和 41 年 3 月に事業着手し、昭和 47 年 10 月に供用を開始した。

項目	全体計画	平成 25 年度末
処理面積	22,356ha	17,087ha
処理人口	1,764,500 人	1,821,344 人
下水道普及率	—	91.4%
汚水量（日最大）	895,400 m ³ /日	1,070,400 m ³ /日
管渠施設延長	95,480m	95km
中継ポンプ場	7 か所	7 か所
終末処理場	8 系列	8 系列
さいたま新都心 再生水利用施設	処理能力 8,000 m ³ /日	4,000 m ³ /日
	放流幹線 4,830m	4,830m

南 3. 現場視察



荒川左岸南部下水道事務所入口



荒川左岸南部下水道事務所外観

南4. 建設・設備工事に関する書類調査

(1) 件名：南部流域南部第二準幹線合流改善遮集バイパス管渠造工事

① 契約概要

- 1) 箇所：戸田市川岸2丁目地内ほか
- 2) 請負業者：W業者
- 3) 契約日：(当初)平成25年12月27日
(変更後)平成26年3月27日
- 4) 契約期間：(当初)平成25年12月27日~平成26年3月31日
(変更後)平成25年12月27日~平成27年3月31日
- 5) 設計金額：1,146,644千円(税抜)
- 6) 予定価格：1,146,644,000円(税抜)
- 7) 契約金額：(当初)1,013,914,000円(税抜)
1,064,609,700円(税込)
(変更後)1,013,914,000円(税抜)
1,095,027,120円(税込)

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：地方自治法第 234 条第 1 項
- 3) 変更契約の理由：
 - ・歩行者等の安全対策について、小学校や警察などの関係機関との調整に不測の日数を要し、工期内の完成が不可能になったため。
 - ・工期延長に伴い、消費税法改正に基づく消費税増税分を変更増額するため。

③ 入札状況

- 1) 入札日：平成 25 年 12 月 19 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
A 業者		辞退
B 業者		辞退
C 業者		辞退
D 業者	799,900,000	
E 業者	989,000,000	
F 業者	1,002,000,000	
G 業者	1,003,900,000	
W 業者	1,013,914,000	落札
H 業者	1,024,000,000	
I 業者	1,038,000,000	
J 業者	1,047,400,000	
K 業者	1,050,000,000	
L 業者	1,060,500,000	
M 業者	1,062,000,000	
N 業者	1,098,000,000	

④ 監査で把握した問題点等

本工事のバイパス管渠造工事の総延長は 861.52m であり、その内、泥濃式推進工法の部分が 191.97m で、泥土圧式ミニシールド工法の部分が 658.65m である。当初契約の工期は、平成 25 年 12 月 27 日から平成 26 年 3 月 31 日までであることから、これだけの工事を約 3 か月で完了する予定であった。

さらに詳しく見ていくと、当初の工事工程表では、泥土圧式ミニシールド工法による工事に要する期間が 20 日間ほどであった。しかし、当該工法を用いて掘

削した場合、1日で掘削できる距離は、3.5～7mであるため、仮に1日で7m進んだ場合でも最短で約94日（約3か月）を要することになる。

当然のごとく当初の工期では完了せず、平成26年3月17日に変更の執行伺いが起案され、平成26年3月27日に変更契約が締結されて、工期は平成25年12月27日から平成27年3月31日までに変更された。

⑤ 指摘又は意見

【意見 20】 適切な工期に基づく契約締結について

起案の段階で契約期間内に完了しないことが当然に想定されながら、その工期で契約を締結している。その理由は、国の合流式下水道の改善事業支援制度が平成25年度に終了することから、平成25年度までの交付金で契約する必要があったためである。県の説明では、平成25年度内に完了できないことについては国に対して口頭及び書面で報告しているとのことであった。

さらに、本工事の一般競争入札における公告（平成25年11月26日）を確認したところ、工事期間として「契約確定の日から平成26年3月31日まで」と記載されていた。公告には工事概要が明示されているため、その工事期間では完了しないことは当然に想定されるにもかかわらず、その内容に基づいて入札が実施されていた。

上述の理由及び経緯があるにしても、原則論として、契約は適切な工期により締結すべきである。

(2) 件名：荒川左岸南部流域下水道終末処理場5号汚泥焼却炉機械設備工事

① 契約概要

- 1) 箇所：戸田市大字美女木地内
- 2) 請負業者：M業者
- 3) 契約日：(当初)平成22年8月9日
(変更1)平成25年3月22日
(変更2)平成26年3月31日
(変更3)平成26年9月30日
- 4) 契約期間：(当初)平成22年8月9日～平成25年3月29日
(変更1)平成22年8月9日～平成26年3月31日
(変更2)平成22年8月9日～平成26年9月30日
(変更3)平成22年8月9日～平成27年3月31日
- 5) 設計金額：4,778,600,000円（税抜）

- 6) 予定価格：4,778,600,000 円（税抜）
- 7) 契約金額：（当 初）4,610,000,000 円（税抜）
（変更後）従前のおり

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：地方自治法第 234 条第 1 項
- 3) 変更契約の理由：

（変更 1）

本工事は、5 号汚泥焼却炉土木工事の完了後に焼却設備を設置する工事であるが、土木工事の完了の遅れによるもの。

（変更 2）

本工事は場内外周道路上での施工のため、施工エリアを迂回する仮設道路が不可欠であったが、河川管理者との協議・調整等に時間を要したため。

（変更 3）

設備の一部である煙突の建築確認に対する協議に不測の日数を要したため。また、局地的な集中豪雨による作業中止や施工エリアからの雨水排水作業等に時間を要したため。

③ 入札状況

- 1) 入札日：平成 22 年 8 月 6 日
- 2) 入札結果

（単位：円）

業者名	1 回目	摘要
M 業者	4,610,000,000	落札
A 業者	5,000,000,000	

④ 監査で把握した問題点等

下水道処理施設の中でも、汚泥焼却炉は重要な設備の一つである。その設備工事の工期が、当初の契約より 2 年も延長しており、現地調査時点でも完成していなかった。この 2 年間という時間的ロス、効率性の面において問題である。

⑤ 指摘又は意見

【意見 21】 工事進捗に関する工夫について

1 回目の変更契約における変更理由は、その前段階の土木工事（躯体築造工事）が遅れたことである。そして、その躯体築造工事が遅れた理由は、基礎工事を進めるうえで残置杭が障害となったためである。これによって、土木工事は、当初の平成 24 年 11 月 7 日から平成 25 年 3 月 29 日の 5 か月という工期が、平成 25 年 11 月 29 日までの 13 か月へと 8 か月も延長になっている。

土の下ゆえ、何が埋まっているか分からないということは経験上熟知しているはずであるから、以前の工事に関する資料等を確認する等の周知な準備をしておくべきだったと思料する。

また、2 回目及び 3 回目の変更契約における変更理由は、どちらも外部機関（公的機関）との協議に不測の時間を要したということである。この外部機関との協議は、工事を進めるうえで不可欠なもの、あるいは工事そのものについての協議であり、突発的に発生した協議でないため、早い段階から協議を進めるべきであったと思料する。

(3) 件名：南部流域処理場汚泥処理系中央監視設備改築工事

① 契約概要

- 1) 箇所：戸田市大字美女木地内
- 2) 請負業者：M 業者
- 3) 契約日：(当初) 平成 25 年 9 月 10 日
(変更後) 平成 26 年 3 月 12 日
- 4) 契約期間：(当初) 平成 25 年 9 月 10 日～平成 28 年 2 月 19 日
(変更後) 従前のおり
- 5) 設計金額：1,167,000,000 円（税抜）
- 6) 予定価格：1,167,000,000 円（税抜）
- 7) 契約金額：(当初) 1,150,000,000 円（税抜）
(変更後) 従前のおり

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：地方自治法第 234 条第 1 項
- 3) 変更契約の理由：(変更内容は、分割支払い金額の変更)
平成 25 年度補正予算が計上されことで、本工事の分割支

払い金を前倒し執行するため。

③ 入札状況

- 1) 入札日：平成 25 年 8 月 28 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
M 業者	1,150,000,000	落札

④ 監査で把握した問題点等

- 1) 一般競争入札により落札者を決定しているが、一者入札であったため、競争原理が働いていない状況である。落札率は 98.54%であった。
ただし、本工事は中央監視設備の改築工事であるため、当初に設備機器を導入した業者以外は、入札に応じ難いという状況がある。

- 2) 本改築工事を実施する設備の経過年数を確認したところ、標準的耐用年数の 2 倍以上が経過しており、長寿命化計画に沿ったものであった。しかし、監視制御設備全体の更新計画を見ると、同じ分類の中で経過年数が標準的耐用年数の 2 倍以上経過していないために更新の対象にならなかった設備があった。

このことが設備全体の効率性の観点から判断した場合、適切な対応なのか否かについて再確認したところ、県はコスト面のみに焦点を当てた更新をしているのではなく、効率性の面にも配慮しながら更新をしているとの説明を受け、さらにそのような対応をしている他の実例を確認した。

⑤ 指摘又は意見

該当なし。

(4) 件名：荒川左岸南部流域下水道終末処理場

合流改善 1 号雨水沈殿池高度化機械設備工事

① 契約概要

- 1) 箇所：戸田市大字美女木地内
- 2) 請負業者：M 業者
- 3) 契約日：平成 25 年 1 月 11 日
- 4) 契約期間：平成 25 年 1 月 11 日～平成 26 年 3 月 31 日

- 5) 設計金額：2,532,300,000 円（税抜）
- 6) 予定価格：2,532,300,000 円（税抜）
- 7) 契約金額：2,400,000,000 円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：地方自治法第 234 条第 1 項

③ 入札状況

- 1) 入札日：平成 25 年 1 月 10 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
M 業者	2,400,000,000	落札
A 業者	2,850,000,000	

④ 監査で把握した問題点等

本工事の仕様におけるポイントは、処理水量と水質である。特記仕様書によると、処理水量は 510,000 m³/日であり、水質は BOD 除去率 63%であった。

この特記仕様で求められている基準が達成されたか否かについて確認したところ、提示された書類は、受注会社が作成した水質分析報告書であった。つまり、工事を受注した会社が、工事の完了後に自らその性能検査をして、その結果を県に報告しているという状況であった。その報告書によれば、仕様基準に基づく水質検定は合格であった。

⑤ 指摘又は意見

【意見 22】 契約書の仕様に基づく性能検査について

上述したとおり、現状では、性能検査を受託者が自ら実施して、その結果を発注者に報告している。もちろん厳格な検査を実施しているはずであるが、外観上は自己検査であるため、その信憑性を疑問視されるおそれがある。

第三者に不必要な疑念を抱かせないためにも、受託者による自己検査ではなく、委託者の責任によって検査すべきである。もしも委託者による検査を実施することが困難である場合には、外部の第三者に委託して実施することも検討すべきであると考ええる。

南5. 修繕費に関する書類調査

(1) 件名：総簡加) 南部流域鴨川中継建屋改修工事

① 契約概要

- 1) 箇所：さいたま市大宮区三橋2丁目地内
- 2) 請負業者：K業者
- 3) 契約日：(当初) 平成25年10月17日
(変更後) 平成26年3月17日
- 4) 契約期間：(当初)：平成25年10月17日~平成26年3月28日
(変更後)：変更なし
- 5) 設計金額：52,160,000円(税抜)
- 6) 予定価格：52,160,000円(税抜)
- 7) 契約金額：(当初) 51,900,000円(税抜)
(変更後) 52,410,000円(税抜)

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：地方自治法第234条第1項
- 3) 変更契約の理由：
現場精査の結果、フラックなどの劣化数量に差異が生じ、沈砂池排水溝の勾配が適切でないことが判明し、また、消音室照明器具を変更したため。

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成25年度10月7日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1回目	摘要
K業者	51,900,000	落札
A業者	54,500,000	予定価格超過

④ 監査で把握した問題点等

修繕工事は、下水道事務所と下水道公社ともに実施していることから、下水道事務所と下水道公社との修繕工事の範囲の区分けについて質問したところ、工事範囲についての規程等はなく、土木及び建築に関する修繕工事は下水道事務所で行い、機械設備及び電気設備に関する修繕工事は、委託している維持管理業務と

密接な関係があることから下水道公社に委託しているとの回答を得た。

⑤ 指摘又は意見

【意見 23】 下水道公社に委託する修繕工事の範囲の明確化について

下水道公社に委託する修繕工事の範囲について、契約書等に記載するなどの方法により明確にしておくことが望ましい。

(2) 件名：南部流域処理場第1汚泥脱水機棟防水外改修工事

① 契約概要

- 1) 箇所：戸田市大字美女木地内
- 2) 請負業者：N業者
- 3) 契約日：平成26年1月8日
- 4) 契約期間：平成26年1月8日～平成26年3月28日
- 5) 設計金額：30,280,000円（税抜）
- 6) 予定価格：30,280,000円（税抜）
- 7) 最低制限価格：27,138,000円（税抜）
- 8) 契約金額：29,800,000円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：地方自治法第234条第1項

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成25年12月10日、13日、27日
- 2) 入札結果

1回目

業者名	1回目	摘要
N業者		応札1者の場合は中止の条件を付しており、応札1者のため中止

2回目

(単位：円)

業者名	1回目	摘要
N業者	26,800,000	最低制限価格未満のため取止め

3 回目

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
N 業者	29,800,000	予定価格の 98.4%で落札

④ 監査で把握した問題点等

本工事は、N 業者作成の工事完成通知書が平成 26 年 3 月 20 日に下水道事務所へ提出されており、これに基づき県の検査が工期内である 3 月 26 日に実施され、同日付で工事検査調書が作成されている。

N 業者作成の作業日報及び写真台帳を確認したところ、工事完成通知書の日付である 3 月 20 日より後の 21 日から 25 日まで各所の是正塗装作業が行われており、写真台帳の最終作業日付は 3 月 25 日となっていた。

よって、業者の工事完成通知書は、実際の工事完成より早い段階で提出されていたことになるが、これは工事完成通知書の受領後に業者から是正塗装をしたい旨の連絡があり、内容が工事完成検査日までに全て完了できる軽微なものであったことから改めて工事完成通知書の徴求は行わなかったためとのことである。

なお、N 業者の請求書は年度末の 3 月 31 日付で下水道事務所へ提出されている。

⑤ 指摘又は意見

【指摘 4】工事完成通知書の適正な作成及び受領

工事完成通知書は、現場の作業終了後に受領する書類である。本工事の場合は、業者から是正塗装の申し出を受けた時点で工事完成通知書をいったん返却し、是正塗装終了後に改めて受領すべきであった。

工事完成通知書は、理由のいかんにかかわらず現場作業終了後に受領するよう徹底すべきである。

(3) 件名：南部流域鴨川幹線管渠維持工事

① 契約概要

1) 箇所：さいたま市大宮区三橋 2 丁目地内

2) 請負業者：N 業者

3) 契約日：(当初) 平成 24 年 7 月 24 日

(変更後) 平成 24 年 9 月 7 日

4) 契約期間：(当初)：平成 24 年 7 月 24 日～平成 24 年 9 月 28 日

(変更後)：平成 24 年 7 月 24 日～平成 24 年 10 月 31 日

- 5) 設計金額：17,820,000 円 (税抜)
- 6) 予定価格：17,820,000 円 (税抜)
- 7) 最低制限価格：15,219,000 円 (税抜)
- 8) 契約金額：(当初) 15,252,000 円 (税抜)
(変更後) 15,312,000 円 (税抜)

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：地方自治法第 234 条第 1 項
- 3) 契約変更の理由：

隣接する河川工事の工程変更により、本工事の施工ヤードの一部で掘削埋戻しが行われた影響で地盤が軟弱となっており、敷鉄板設置工を増工するため。

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成 24 年 7 月 23 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
A 業者	15,448,000	
B 業者	15,145,000	最低制限価格以下
C 業者	15,316,000	
D 業者	15,360,000	
E 業者	15,685,000	
N 業者	15,252,000	落札
F 業者	15,331,000	
G 業者	16,000,000	入札保証金未納無効
H 業者	16,900,000	入札保証金未納無効
I 業者	15,305,000	
J 業者	15,371,000	入札保証金未納無効
K 業者	16,700,000	
L 業者	15,729,000	

④ 監査で把握した問題点等

本契約は事後審査型の入札を実施し、3者は入札保証金未納により無効となっている。

⑤ 指摘又は意見

該当なし。

(4) 件名：南部流域鴨川幹線管渠補修工事

① 契約概要

- 1) 箇所：さいたま市中央区上峰3丁目地内ほか
- 2) 請負業者：M業者
- 3) 契約日：(当初)平成23年12月20日
(変更1)平成24年3月28日
(変更2)平成24年7月25日
- 4) 契約期間：(当初)平成23年12月20日~平成24年3月30日
(変更1)平成23年12月20日~平成24年7月27日
(変更2)平成23年12月20日~平成24年12月26日
- 5) 設計金額：25,500,000円(税抜)
- 6) 予定価格：25,500,000円(税抜)
- 7) 最低制限価格：21,298,000円(税抜)
- 8) 契約金額：(当初)22,280,000円(税抜)
(変更1)変更なし
(変更2)変更なし

② 契約方法

- 1) 契約形態：2回目まで一般競争入札、3回目指名競争入札
- 2) 契約の根拠：地方自治法第234条第1項
地方自治法第234条第2項
- 3) 変更契約の理由：
 - 1回目：大震災の復興作業の影響で作業する施工者がいないため、及び国土交通省の指導で国道17号は年度末の工事規制により3月中の施工ができないため。
 - 2回目：当初想定した施工可能な水位に下がらず、多くの施工日数を費やしたため。

③ 入札状況

1) 入札日 1回目 平成23年10月26日

(総合評価方式での公募であり、公告に参加者1人のときは執行しない条件を付したところ、参加者が1者だったため中止となった。)

2回目 平成23年11月24日 (参加者が全者辞退のため取止め)

3回目 平成23年12月19日

2) 入札結果

2回目

業者名	1回目	摘要
A業者		辞退
B業者		辞退
C業者		辞退
D業者		辞退
E業者		辞退
F業者		辞退
G業者		辞退
H業者		辞退

3回目

業者名	1回目	摘要
I業者	21,286,000	失格 (最低制限価格以下)
M業者	22,800,000	落札
J業者	36,300,000	予定価格超過

このほか、9社が辞退した。

④ 監査で把握した問題点等

本工事は、一般競争入札を2回実施したものの成立せず、契約形態を指名競争入札に変更して、受託者が決まったものであり、入札の開札日が12月19日と当初の予定より2か月近く遅れ、それに伴い契約も年末に近い12月20日に締結された。また、工事計画書は、平成24年2月上旬に作成されており、当初計画では実質的に約1か月半の間に工事を完了しなければならない工事であった。

当初契約では年度内に完了予定であったが、震災後の労働者不足等の理由により、年度末直前の3月28日に期間を翌年度7月27日まで延長する変更契約を締結し、その後季節的要因により水位が下がらず、7月25日に再度12月26日までの期間延長契約を締結した。これにより工期は当初契約では3か月10日であったが、結果として約1年かかったことになる。

⑤ 指摘又は意見

【意見 24】 実現可能な工期の設定について

当時は震災の影響による労働者不足が全国的な問題となっていたことから、年度内に工事を完了させる当初計画は見通しが甘かったと言わざるを得ない。工期設定に際しては、その妥当性を十分に検討し、実現可能な期間を設定すべきである。

南 6. 固定資産

(1) 固定資産の実査

平成 25 年 6 月 14 日に、下水道局長から下水道管理課長及び各下水道事務所長宛に以下の内容の通知が出された。

<p>1. 概要</p> <p>財務規程に基づく固定資産の実地照合の徹底を図るとともに、備品についての実地照合の実施、結果報告等も合わせて行うこととする。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 固定資産の実査照合について</p> <p>財務規程第 149 条に定められている固定資産の実地照合を実施し、別紙により報告してください。</p> <p>(2) 備品の実査照合について</p> <p>財務規程第 99 条第 1 号に定められている「備品」についても実地照合を実施し、別紙により報告してください。</p> <p>(3) 備品（資産）に関する新たな仕組みづくりについて</p> <p>平成 25 年 6 月 11 日付け監査第 73 号「監査の結果に関する報告について」における下記の意見に関して、現場の実態を踏まえた改善の提案等があれば提供いただくようお願い致します。[自由様式]</p> <ul style="list-style-type: none">・事業目的を達した備品（資産）について、簡易に処分（再利用・売却・廃棄等）できる仕組みを構築すること・備品の廃棄に当たっては、まとめて廃棄するなど、コスト削減が図れるような仕組みづくりを検討すること <p>3. 報告書の期限</p> <p>平成 25 年 8 月 30 日（金）[提出先：下水道管理課財務担当]</p>

① 実地照合（平成 25 年）

この通知に基づき、以下の要領で固定資産に関する実地照合を実施した。

項目	内容
実施日	平成 25 年 8 月 12 日、14 日、16 日、23 日、28 日
実施方法	固定資産台帳、公社管理台帳に基づく現物確認等と精査を行った
立合者氏名	下水道公社南部支社副支社長以下 4 名 荒川左岸南部下水道事務所副所長以下 4 名
照合結果	相違あり

機械設備及び工具器具备品の実地照合の結果、相違があった。
相違内容は、下表のとおりである。

1) 機械設備

場所	資産名	簿価	状況
処理場計	処理場機械設備等 319 項目	126,938,896	台帳上には存在するが現物はない。
鴨川ポンプ計	ポンプ場電気設備	97,987	〃
幹線等計	ポンプ類等 9 項目	497,525	〃
合計		127,534,408	

2) 工具器具备品

資産番号	資産名称	取得価額	状況	備考
14901100	水中ポンプ	153,500	台帳上には存在するが現物がない	撤去時の台帳反映なし
14901200	〃	153,500	〃	〃
14901300	〃	225,000	〃	〃
14902700	〃	166,000	〃	〃
14902800	〃	166,000	〃	〃
15001200	〃	187,000	〃	〃
15001300	〃	187,000	〃	〃
15236400	〃	146,000	〃	〃
15310100	〃	148,000	〃	〃
15310200	〃	148,000	〃	〃
15310300	〃	130,000	〃	〃
計		1,810,000		

資産番号	資産名称	取得価額	状況	備考
1	水量メータ ー	123,900	現物は存在するが固定資産台帳上にない	事務所台帳には記載があった
2	〃	407,400	〃	〃
3	〃	407,400	〃	〃
4	〃	509,250	〃	〃
5	〃	450,450	〃	〃
計		1,898,400		

② 実地照合（平成 26 年）

平成 26 年にも以下の要領で実地照合が行なわれ、照合の結果相違はなかった。

項目	内容
実施日	平成 26 年 8 月 22 日、28 日
実施方法	固定資産一覧表、公有財産台帳に基づく現物確認等と精査を行った。
立合者氏名	荒川左岸南部下水道事務所部長以下 2 名
照合結果	相違なし

③ 現地調査時の実査

1) 機械設備

取得価額 2,000 万円以上の物件について、現物及び稼働状況について確認を行った。実査の結果、現物確認及び稼働状況に問題はないものと判断した。

資産名称	施工業者	取得日	取得価額	実査結果	稼働状況
補助リレー盤	F 業者	H18.3.29	19,037,048	○	○
同上	同上	同上	23,882,843	○	○
同上	同上	同上	24,402,035	○	○
同上	同上	同上	23,882,843	○	○
遠心濃縮機	H 業者	同上	348,126,936	○	○
活性炭吸着装置	T 業者	同上	20,421,697	○	○
処理場重力濃縮脱臭設備生物装置	T 業者	H22.2.19	299,495,790	○	○
CRT 操作卓	その他	H22.9.1	61,293,270	○	○
CRT 操作卓	M 業者	H23.3.31	24,408,896	○	○

2) 工具器具備品

物品供用簿に掲載されている以下の備品について実査を行った。実査の結果、現物確認及び使用状態に問題はないことを確認した。

備品 管理番号	品目名	購入金額	供用開始年月日	実査結果
22200300	クランプ電力計	370,050	H23.3.8	○
22300100	サーバイメーター	370,000	H23.5.25	○
22300200	イオンクロマトグラフ	3,390,000	H24.2.8	○
22300300	電気マッフル炉	439,000	H24.2.21	○
22400200	紫外線可視分光光度計	1,548,000	H25.2.21	○

3) 車両運搬具その他

下記の固定資産について実査を行った。実査の結果、現物確認及び使用状態に問題はないことを確認した。

資産番号	固定資産名称	取得 年月日	設置場所	実査 結果
22401100	衛星携帯電話	H25.3.29	2階事務室	○
20604800	コンクリートテストハンマー	H7.2.1	1階階段下	○
22401700	図面複写機	H10.3.24	2階事務室	○
15900700	製図台	H19.11.1	3階303会議室	○
21752100	プロジェクター	H18.3.1	3階301会議室	○
16014400	レベル	S61.2.1	1階階段下	○
22200100	車両：ホンダインサイト 大宮 502 ぬ 7852	H22.9.6	駐車場	○
22200200	車両：ホンダインサイト 大宮 502 ぬ 7853	H22.9.6	駐車場	○
22300600	車両：ホンダフィットシャトル 大宮 502 ひ 3191	H23.12.28	駐車場	○
22400100	車両：ホンダフィットシャトル 大宮 502 ほ 2868	H24.8.24	駐車場	○
20603300	車両：日産 VY30 大宮 46 ち 1413	H8.11.22	駐車場	○

(2) 固定資産の取得

財務規程第 122 条（様式第 53 号）を根拠として、土地建物、車両運搬具、工具器具及び備品又は無形固定資産で購入したものについては、固定資産名称、取得年月日、取得価額、構造規格、納入業者について、「固定資産取得報告書」を作成して、提出するものとしている。

関連資料を閲覧したところ、平成 25 年度において「固定資産取得報告書」は、漏れなく作成され、提出されていることを確認した。

(3) 固定資産の売却

財務規程第 144 条（様式第 55 号）を根拠として、改築工事の起工に伴い用途を廃止する場合以外で用途廃止などをしたものについて、「固定資産売却等報告書」を作成して、提出するものとしている。

関連資料を閲覧したところ、平成 25 年度において下記の固定資産について「固定資産売却等報告書」は、漏れなく作成され、提出されていることを確認した。

起案年月日	決算年月日	根拠規程	資産番号	固定資産名称	取得年月日
H26.8.25	H26.8.25	財務規程第 126 条	20401700	車両：トヨタ GS136 大宮 46 さ 3825	H5.11.8
H25.11.15	H25.11.18	財務規程第 143 条	21752200	プリンター	H18.3.1
H25.11.15	H25.11.18	〃	21401100	パソコン	H14.8.1
H25.11.15	H25.11.18	〃	21401200	パソコン	H14.8.1

(4) 除却処理

5～8 号横型加圧脱水機は、老朽化による使用休止に伴い、平成 25 年度中に除却を行っているが、すべての施設が除却済となった平成 26 年度に、固定資産台帳上の除却を行っている。

【指摘】固定資産台帳と現物の不一致

詳細は、Ⅱ 第 3 5. (3) 参照のこと。

南 7. 備品

荒川左岸南部下水道事務所では、備品一覧表にて、備品の管理を行っている。
往査時に、下記の備品について実査を行った。

No.	備品一覧表より抜粋					
	品目	標示番号	数量	取得年月日	簿価	実査結果
(11) -25	写真機	6	1	H7.3.24	76,529	○
(11) -25	写真機	8	1	H11.3.29	53,380	○
(11) -25	写真機	9	1	H15.7.31	84,210	○
(11) -25	写真機	11	1	H18.3.24	55,125	○
(2) -8	ソファー	14	1	H1.3.27	—	○
(2) -8	ソファー	15	1	H1.3.27	—	○
(2) -8	ソファー	16	1	H1.3.27	—	○
	ナビゲーション	1	1	H20.2.22	89,040	○
	ナビゲーション	2	1	H20.3.25	89,040	○
(3) -28	保管庫	25	1	H11.3.10	70,000	○

南 8. 消耗品

埼玉県流域下水道事業財務規程に従って物品は区分されている。

荒川左岸南部下水道事務所における消耗品である切手及び収入印紙の管理状況を、確認するために受払い簿の通査を行った。

対象消耗品	最終受払日	帳簿数	実査	受払簿記帳	所長印	備考
切手						
2 円	H26.4.1	40	40	○	○	
5 円	H26.10.29	133	133	○	○	
10 円	H26.11.7	135	135	○	○	
50 円	H26.10.29	97	97	○	○	
80 円	H26.5.19	0	0	○	○	
82 円	H26.11.7	218	218	○	○	
120 円	H26.11.7	15	15	○	○	
140 円	H26.10.29	272	272	○	○	
175 円	H26.7.15	0	0	○	○	

対象消耗品	最終受払日	帳簿数	実査	受払簿記帳	所長印	備考
印紙						
200 円	H26.4.21	13	13	○	○	
その他						
乗車証	H26.4.1	4	4	○	○	未使用分前期繰越

<荒川右岸下水道事務所>

右1. 概要

(1) 所在地等

和光市新倉 6—1—1

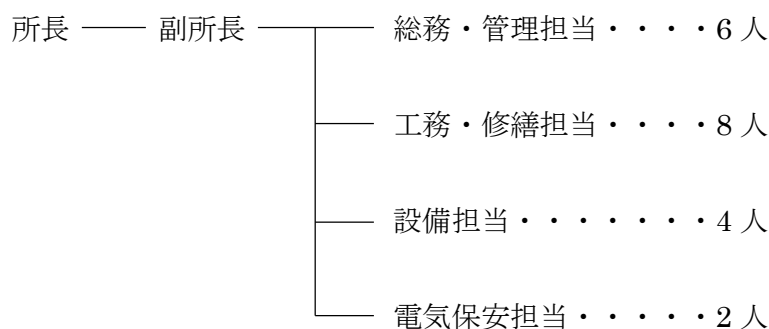
TEL 048-466-9410

FAX 048-466-9418

(2) 沿革

昭和46年	5月	荒川右岸下水道事務所設置
昭和46年	11月	荒川右岸下水道の計画決定及び事業認可
昭和49年	12月	荒川右岸終末処理場起工
昭和56年	4月	荒川右岸終末処理場一部供用開始
平成13年	4月	川越浄化プラント高度処理施設供用開始
平成18年	4月	処理場の名称が「水循環センター」へと変更 川越市滝ノ下終末処理場を荒川右岸流域下水道へ移管 (新河岸川上流水循環センター) 新河岸川水循環センターにて高度処理運転開始
平成26年	5月	新河岸川上流水循環センターに包括的民間業務委託導入

(3) 組織



計 22 人

各担当の業務内容は、荒川左岸南部下水道事務所と同様である。
以下、各下水道事務所においても同様である。

右 2. 事業概要

荒川右岸流域下水道は、川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、新座市、和光市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町及び吉見町の 10 市 3 町を対象とする下水道である。

既存水処理施設において、水処理を効率的に行うための方策を検討するため、新河岸川水循環センター3 系列及び 4 系沈殿池を使用して平成 25 年 9 月から 1 年間、段階的高度処理実証実験を実施している。

項目	全体計画	平成 25 年度末
処理面積	30,726ha	16,909.8ha
処理人口	1,574,000 人	1,586,779 人
下水道普及率	—	90.7%
汚水量（日最大）	789,900 m ³	751,810 m ³
管渠施設延長	102,400m	99km
中継ポンプ場	4 か所	4 か所
終末処理場	11 系列	7 系列
不老川水質環境保全施設	処理能力 39,000 m ³ /日	39,000 m ³ /日
	放流幹線 12,460m	12,432.51m

右 3. 現場視察

Ⅲ 第 3 8. <荒川右岸支社>（新河岸川水循環センター）
右支 3. 現場視察 参照

右 4. 建設・設備工事に関する書類調査

（1）件名：荒川右岸流域下水道終末処理場下水汚泥固形燃料化施設建設工事

① 契約概要

- 1) 箇所：和光市新倉 7 丁目地内
- 2) 請負業者：T 業者
- 3) 契約日：(当初) 平成 23 年 12 月 2 日
(変更後) 平成 25 年 3 月 28 日
- 4) 契約期間：平成 23 年 12 月 2 日～平成 27 年 2 月 28 日

- 5) 設計金額：なし
- 6) 予定価格：4,399,000,000 円（税抜）
- 7) 契約金額：3,300,000,000 円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：地方自治法第 234 条第 1 項
- 3) 変更契約の理由：年次割の変更及びスライド条項適用のため。

③ 入札状況

- 1) 委員会開催日：平成 23 年 11 月 29 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	技術評価点	入札価格	総合評価	摘要
T 業者	46.432 点	3,300,000,000	91.415 点	落札
A 業者	38.275 点	4,490,000,000	—	
B 業者	38.217 点	4,378,300,000	58.688 点	
C 業者	40.810 点	3,369,000,000	84.224 点	

④ 監査で把握した問題点等

当初の予算額は、7,000,000,000 円で決裁（平成 23 年 5 月 20 日）を受けていたが、落札額は、3,465,000,000 円となり、この金額で実際に契約している。

⑤ 指摘又は意見

該当なし。

(2) 件名：右岸流域処理場 5～8 号汚泥脱水機機械設備改築工事

① 契約概要

- 1) 箇所：新河岸川水循環センター 和光市新倉 7 丁目地内
- 2) 請負業者：T 業者
- 3) 契約日：平成 23 年 11 月 18 日
- 4) 契約期間：平成 23 年 11 月 18 日～平成 25 年 3 月 29 日
- 5) 設計金額：758,000,000 円（税抜）
- 6) 予定価格：747,800,000 円（税抜）
- 7) 契約金額：720,000,000 円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：地方自治法第 234 条第 1 項

③ 入札状況

- 1) 入札日：平成 23 年 11 月 16 日
- 2) 入札結果：

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
T 業者	720,000,000	落札
A 業者	739,000,000	

④ 監査で把握した問題点等

1) 見積りについて

本契約は「見積提案方式」による一般競争入札により実施されている。入札希望者は入札参加者見積書を提出し、その見積書の内容についてヒアリングによりその妥当性を確認されることになる。ヒアリングにより提出された見積金額は予定価格に反映されることとなる。

2) 工事目的物の部分使用について

本契約の工事については、旧設備の撤去作業も契約の中に含まれているため、目的物としての設備が完成していても、工事は継続されている。しかし、新設備は完成しているため、契約期間中ではあるが部分使用として、全体についての完了報告や検査完了の前に運転を開始している。

3) 工事の完了について

本契約の工事は平成 25 年 3 月 25 日に完了し、工事完成通知書が提出されている。通知書の提出を受けて、工事検査が実施されており、平成 25 年 3 月 28 日に完成検査が完了している。

⑤ 指摘又は意見

該当なし。

(3) 件名：右岸流域処理場 5－3・4号水処理付帯工事

① 契約概要

- 1) 箇所：新河岸川水循環センター 和光市新倉 6 丁目地内
- 2) 請負業者：K 業者
- 3) 契約日：(当初) 平成 24 年 1 月 18 日
(変更後) 平成 24 年 6 月 25 日
- 4) 契約期間：(当初)：平成 24 年 1 月 18 日～平成 24 年 3 月 30 日
(変更後)：平成 24 年 1 月 18 日～平成 24 年 7 月 31 日
- 5) 設計金額：70,038,000 円 (税抜)
- 6) 予定価格：70,038,000 円 (税抜)
- 7) 契約金額：(当初) 60,713,000 円 (税抜)
(変更後) 金額の変更なし。

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：地方自治法第 234 条第 1 項
- 3) 変更契約の理由：
関連設備工事との工程調整により施工可能時期が平成 24 年 4 月上旬からの予定となってしまう、当初の工期内に竣工することができなくなったため。

③ 入札状況

- 1) 入札日：平成 24 年 1 月 13 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
A 業者	56,976,000	最低制限価格未滿
B 業者	59,340,000	最低制限価格未滿
K 業者	60,713,000	落札
C 業者	67,046,000	
D 業者	67,537,000	
E 業者	69,900,000	

④ 監査で把握した問題点等

1) 工期の延期について

関連設備工事との工程調整により、現場施工時期が延期となってしまったため建設改良繰越を行っている。

2) 工事内容の変更について

関連設備工事との調整の結果、不要となった作業があり、また現場着手後に必要となった作業があったため、請負金額を変更しない範囲で作業内容を変更している。

⑤指摘又は意見

【意見 25】 工期の延期について

関連設備工事との調整により、建設改良繰越を実施しているが、作業日程については事前に、より詳細に他の工事と調整の必要があったと思料される。今後は、他の工事の当初日程や作業方法、工期の延期の可能性なども十分に考慮し、調整を綿密に行うことが望まれる。

右 5. 固定資産

(1) 取得

① 内容

- ・ 工事名：右岸流域処理場 5～8 号汚泥 脱水機機械設備改築工事
- ・ 工期：平成 23 年 11 月 18 日～平成 25 年 3 月 29 日
- ・ 工事価額：720,000,000 円（税抜）

上記工事について、以下の固定資産種類別に区分され平成 25 年 4 月 1 日取得として、固定資産台帳に登録されている。

(単位：円)

資産番号	資産種別		取得価額
22502500	432 処理場機械設備 (ポンプ設備)	47 ポンプ類 (床排水ポンプ)	4,038,170
22500100	435 処理場機械設備 (汚泥脱水機)	49 汚泥脱水設備 (汚泥脱水機)	203,461,618
22500200	435 処理場機械設備	34 汚泥貯留設備	5,311,746

資産番号	資産種別		取得価額
	(汚泥処理設備)	(機械式攪拌機)	
22500300	435 処理場機械設備 (汚泥処理設備)	55 汚泥脱水設備 (脱水汚泥移送ポンプ)	9,287,790
22500400	435 処理場機械設備 (汚泥処理設備)	55 汚泥脱水設備 (脱水汚泥移送ポンプ)	4,659,426
22500500	435 処理場機械設備 (その他設備)	30 クレーン (クレーン)	3,944,981
22500600	435 処理場機械設備 (汚泥処理設備)	39 調質設備 (有機凝集剤注入装置)	2,112,273
22500700	435 処理場機械設備 (汚泥処理設備)	34 汚泥貯留設備 (機械式攪拌機)	1,988,022
22500800	435 処理場機械設備 (汚泥処理設備)	54 汚泥脱水設備 (ベルトコンベヤー)	21,743,990
22500900	435 処理場機械設備 (汚泥処理設備)	54 汚泥脱水設備 (ベルトコンベヤー)	50,632,433
22501000	435 処理場機械設備 (汚泥処理設備)	55 汚泥脱水設備 (脱水汚泥移送ポンプ)	183,270,771
22501100	435 処理場機械設備 (汚泥処理設備)	55 汚泥脱水設備 (脱水汚泥移送ポンプ)	183,270,771
22501200	435 処理場機械設備 (汚泥処理設備)	55 汚泥脱水設備 (脱水汚泥移送ポンプ)	6,631,917
22501300	435 処理場機械設備 (汚泥処理設備)	55 汚泥脱水設備 (脱水汚泥移送ポンプ)	6,631,917
22501400	435 処理場機械設備 (汚泥処理設備)	52 汚泥脱水設備 (空気圧縮機)	1,599,736
22501500	435 処理場機械設備 (汚泥処理設備)	52 汚泥脱水設備 (空気圧縮機)	1,599,736
22501600	435 処理場機械設備 (汚泥処理設備)	55 汚泥脱水設備 (脱水汚泥移送ポンプ)	4,674,958
22501700	435 処理場機械設備 (汚泥処理設備)	55 汚泥脱水設備 (脱水汚泥移送ポンプ)	4,674,958
22501800	435 処理場機械設備 (汚泥処理設備)	55 汚泥脱水設備 (脱水汚泥移送ポンプ)	4,674,958
22501900	435 処理場機械設備	55 汚泥脱水設備	4,674,958

資産番号	資産種別		取得価額
	(汚泥処理設備)	(脱水汚泥移送ポンプ)	
22502000	435 処理場機械設備 (汚泥処理設備)	55 汚泥脱水設備 (脱水汚泥移送ポンプ)	4,674,958
22502100	435 処理場機械設備 (汚泥処理設備)	55 汚泥脱水設備 (脱水汚泥移送ポンプ)	4,674,958
22502200	435 処理場機械設備 (汚泥処理設備)	55 汚泥脱水設備 (脱水汚泥移送ポンプ)	10,328,395
22502300	435 処理場機械設備 (汚泥処理設備)	55 汚泥脱水設備 (脱水汚泥移送ポンプ)	10,328,395
22502400	435 処理場機械設備 (汚泥処理設備)	55 汚泥脱水設備 (脱水汚泥移送ポンプ)	10,328,395
		合計	749,220,230

出典：下水道局資料

上記、固定資産取得価額 749,220,230 円は、工事費 720,000,000 円（税抜）、事務費 17,341,307 円、設計委託費 3,944,159 円、建設公債の支払利息（建中利子）7,934,764 円を、決算処理手続きにおいて平成 24 年度における下水道局全ての建設費等から按分計算した合計金額であり、各固定資産の内訳は、以下の表である。

（単位：円）

資産番号	工事費	事務費	設計委託費	建中利子	取得価額
22502500	3,879,824	93,973	21,374	42,999	4,038,170
22500100	195,483,445	4,734,802	1,076,894	2,166,477	203,461,618
22500200	5,103,461	123,611	28,114	56,560	5,311,746
22500300	8,923,596	216,138	49,159	98,897	9,287,790
22500400	4,476,719	108,431	24,662	49,614	4,659,426
22500500	3,790,289	91,805	20,880	42,007	3,944,981
22500600	2,029,446	49,155	11,180	22,492	2,112,273
22500700	1,910,067	46,264	10,522	21,169	1,988,022
22500800	20,891,361	506,009	115,088	231,532	21,743,990
22500900	48,647,024	1,178,279	267,991	539,139	50,632,433

資産番号	工事費	事務費	設計委託費	建中利子	取得価額
22501000	176,084,321	4,264,937	970,030	1,951,483	183,270,771
22501100	176,084,321	4,264,937	970,030	1,951,483	183,270,771
22501200	6,371,865	154,333	35,102	70,617	6,631,917
22501300	6,371,865	154,333	35,102	70,617	6,631,917
22501400	1,537,007	37,228	8,467	17,034	1,599,736
22501500	1,537,007	37,228	8,467	17,034	1,599,736
22501600	4,491,643	108,792	24,744	49,779	4,674,958
22501700	4,491,643	108,792	24,744	49,779	4,674,958
22501800	4,491,643	108,792	24,744	49,779	4,674,958
22501900	4,491,643	108,792	24,744	49,779	4,674,958
22502000	4,491,643	108,792	24,744	49,779	4,674,958
22502100	4,491,643	108,792	24,744	49,779	4,674,958
22502200	9,923,395	240,355	54,667	109,978	10,328,395
22502300	9,923,395	240,355	54,667	109,978	10,328,395
22502400	9,923,395	240,355	54,667	109,978	10,328,395
合計	720,000,000	17,341,307	3,944,159	7,934,764	749,220,230

出典：下水道局資料

*事務費とは、設計監督等に係る下水道局（下水道管理課建設担当者及び各下水道事務所担当者）の人件費及びその消耗品費等である。

② 問題点

固定資産の取得価額及び固定資産の表示科目について、問題あり。

詳細は、Ⅱ 第3 5.（2）を参照のこと。

③ 指摘又は意見

【意見】実態を反映した固定資産の科目表示について

詳細は、Ⅱ 第3 5.（2）を参照のこと。

(2) 廃棄

廃棄予定の固定資産については、不用決定の理由を記載した「物品不用決定伺」を作成して決裁を受けている。

廃棄予定のパソコンを確認したところ、他の使用中のパソコンとは区分して廃棄予定の張り紙を添付して適切に保管していた。「物品不用決定伺」を確認したところ問題は無かった。

(3) 固定資産台帳等の検証

① 検証内容

固定資産台帳に記載のある複数の同一資産名称の固定資産につき、特に注意して確認した。固定資産に関する実査の実施状況について確認する。

1) 荒川右岸下水道事務所による固定資産実査の実施状況

- i) 実施日時：平成 26 年 8 月 1 日～9 月 5 日
- ii) 実施方法：固定資産台帳に基づく現物確認等を実施
- iii) 照合結果：相違なし

平成 25 年度にも実査を実施しており、その際に固定資産台帳と現物との間で発生していた相違について台帳修正などの対応を実施している。そのため、直近の平成 26 年度における固定資産実査では相違は発生していない。

2) 監査人による固定資産実査実施状況に関する確認

i) 書面による確認

「固定資産の実地照合等について（通知）」として実地照合についての通知書は作成されている。しかし、実査実施要領等は作成されていない。

ii) 現地における実査実施

平成 26 年度に事業供用された固定資産のうち、取得価額が 1 億円を超える資産について、現物と証憑を確認する。

(単位：円)

資産名称	所在地	工事名	取得価額
汚泥脱水機	和光市新倉 7 丁目	汚泥脱水設備	203,461,618
脱水汚泥移送ポンプ	和光市新倉 7 丁目	汚泥脱水設備	183,270,771
脱水汚泥移送ポンプ	和光市新倉 7 丁目	汚泥脱水設備	183,270,771

② 監査で把握した問題点等

監視制御設備（シーケンスコントローラ）は、その設備の物理的な大きさから固定資産台帳上に２つに区分して登録されていたが、一体として機能しているものであった。

固定資産台帳上は、補助リレー盤の名称で登録されているが、現品に貼付してあるプレートには、高速ろ過設備（共通）補助継電器と記載されており、固定資産台帳に登録してある名称が必ずしも現品の名称を省略することなく容易に現品の確認が出来るようになっていなかった。

固定資産台帳にクレーンは６台あったが、固定資産台帳上の特定の資産番号のクレーンを現物のクレーンと特定することが出来なかった。

書面による確認を実施したところ、実査実施要領等は作成されておらず、通知の記載内容だけでは作業指示としては不十分である。

また、確認の証跡についても平成 25 年度の備品、車両、土地については残っているものも一部にはあるが、他の資産（建物、構築物、機械装置）については証跡がほとんど残っておらず、適切に実施されているかを確認することはできなかった。さらに平成 26 年度については、土地、備品等の一部を除き、ほとんど証跡が残されていないかった。

これは、実査に関する実施要領等が作成されていないため、手続の詳細な指示がなされていないためであり、実際の手順や証跡を残すこと、上司の承認、作業完了資料の保管などが定められておらず、徹底されていない状況である。

③ 指摘又は意見

【意見】 固定資産の一意性のある登録及び管理について

詳細は、Ⅱ 第 3 5. (3) を参照のこと。

<荒川左岸北部下水道事務所>

北1. 概要

(1) 所在地等

行田市長野 952-1

TEL 048-564-0018

FAX 048-564-0012

(2) 沿革

昭和40年 3月 荒川左岸流域下水道事業基本計画策定

① 荒川左岸北部流域下水道（熊谷市、行田市、鴻巣市、桶川市、北本市）

昭和46年度 事業着手

昭和56年 4月 処理開始

② 古利根川流域下水道（久喜市、加須市）

昭和49年 7月 処理開始

昭和52年度 事業着手

昭和58年 4月 流域開始

③ 荒川上流流域下水道（深谷市、寄居町）

昭和60年度 事業着手

平成 4年 4月 処理開始

④ 市野川流域下水道（滑川町、嵐山町、小川町）

平成 元年度 事業着手

平成 6年 4月 処理開始

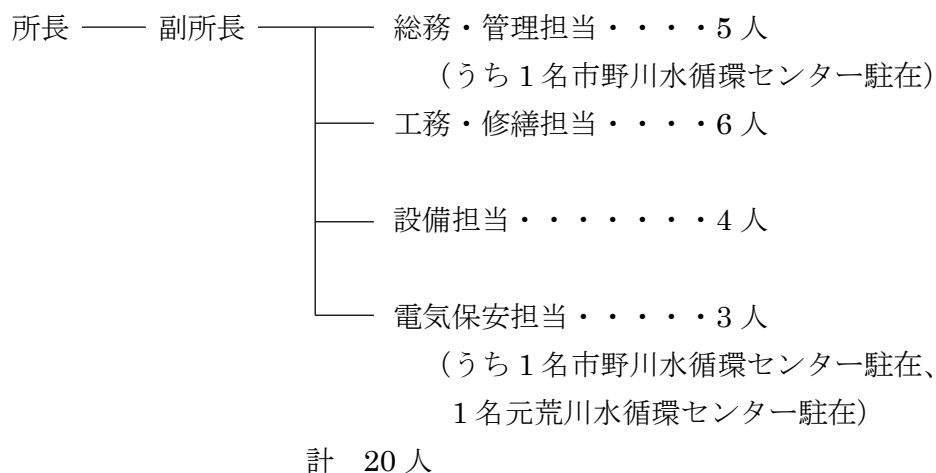
⑤ 利根川右岸流域下水道（本庄市、美里町、神川町、上里町）

昭和61年 4月 処理開始

平成16年度 事業着手

平成21年 4月 流域開始

(3) 組織



北2. 事業概要

当事務所は、埼玉県にある8流域下水道のうち、県北部に位置する、荒川左岸北部流域、古利根川流域、荒川上流流域、市野川流域及び利根川右岸流域の、5つの流域下水道事業の建設と管理を行っている。

荒川左岸北部流域

項目	全体計画	平成25年度末
処理面積	15,768ha	5,195.6ha
処理人口	434,300人	327,085人
下水道普及率	—	62.4%
汚水量(日最大)	233,100 m ³	233,750 m ³
管渠施設延長	53,600m	54km
中継ポンプ場	3か所	2か所
終末処理場	5系列	3.5系列

古利根川流域

項目	全体計画	平成25年度末
処理面積	4,154ha	1,893.6ha
処理人口	131,600人	111,841人
下水道普及率	—	66.1%
汚水量(日最大)	89,500 m ³ /日	75,000 m ³ /日
管渠施設延長	28,620m	26km
中継ポンプ場	6か所	6か所
終末処理場	4系列	3系列

荒川上流流域

項目	全体計画	平成 25 年度末
処理面積	1,768ha	637.2ha
処理人口	25,600 人	16,971 人
下水道普及率	—	27.8%
汚水量（日最大）	15,900 m ³ /日	10,152 m ³ /日
管渠施設延長	8,560m	9km
中継ポンプ場	1 か所	1 か所
終末処理場	3 系列	1.5 系列

市野川流域

項目	全体計画	平成 25 年度末
処理面積	1,674ha	942.4ha
処理人口	42,200 人	36,025 人
下水道普及率	—	52.6%
汚水量（日最大）	22,800 m ³ /日	17,600 m ³ /日
管渠施設延長	11,700m	12km
中継ポンプ場	1 か所	1 か所
終末処理場	4 系列	3 系列

利根川右岸流域

項目	全体計画	平成 25 年度末
処理面積	4,360ha	1,157.2ha
処理人口	120,800 人	48,054 人
下水道普及率	—	38.8%
汚水量（日最大）	77,700 m ³ /日	30,000 m ³ /日
管渠施設延長	28,722m	22km
中継ポンプ場	0 か所	0 か所
終末処理場	5 系列	2 系列

北3. 現地視察



荒川左岸北部下水道事務所外観

北4. 建設・設備工事に関する書類調査

(1) 件名：平成23年度荒川左岸北部流域下水道外2箇所施設改築工事施工業務委託

① 契約概要

- 1) 箇所：荒川左岸北部流域下水道外2箇所
- 2) 受託者：財団法人埼玉県下水道公社
- 3) 契約日：(当初)平成23年6月22日
(変更後)平成24年2月28日
- 4) 契約期間：(当初)平成23年6月22日~平成24年3月31日
(変更後)同上
- 5) 設計金額：511,249,000円(税抜)
- 6) 予定価格：511,249,000円(税抜)
- 7) 契約金額：(当初)511,248,000円(税抜)
(変更後)266,364,000円(税抜)

② 契約方法

- 1) 契約形態：随意契約
- 2) 契約の根拠：地方自治法第 234 条第 2 項
- 3) 変更契約の理由

平成 24 年 3 月 31 日完了を目指し業務を進めてきたが、業務委託内容を再度検討した結果「平成 24 年度から始まる長寿命化計画に基づき執行することが最善と考えられる」ため、一部業務委託を順延することとしたため。

③ 監査で把握した問題点等

件名は、「施設改築工事施工業務委託」となっているが、その実態は水循環センターの水処理機械設備、汚泥処理棟設備等の修繕であるため、下水道公社との水循環センター等維持管理業務委託契約に含まれるべき内容である。

また、本契約は変更契約により、契約金額を変更しているが、変更後の契約金額が 266,364,000 円（税抜）であり、当初契約 511,248,000 円（税抜）の約半額という大幅な減額となっている。当初契約の予定工事及び実施された工事の内容は次のとおりである。

（単位：円）

流域名	工事名	当初契約 経費配分額	変更契約 経費配分額
荒川左岸北部	改築 沈砂池ゲート整備	33,333,000	22,000,000
	改築 5 系水処理機械等設備	56,630,000	実施せず (30 年度実施予定)
	改築 沈砂池等簡易覆蓋	7,440,000	6,800,000
	改築 水処理施設現場操作盤	42,857,000	実施せず (27 年度実施予定)
	改築 混合汚泥受槽破砕機	23,143,000	7,100,000
	改築 汚泥処理設備計装設備	64,371,000	35,110,000
	改築 汚泥等電気室監視装置	53,530,000	実施せず (26 年度実施)
	改築 計装用無停電電源装置		実施せず (26 年度一部終了・残りは 30 年度実施予定)

	改築 発電機始動用直流電源装置	10,886,000	実施せず (一部 25 年度実施・残りは現時点実施予定なし)
	小計	292,190,000	71,010,000
古利根川	改築 脱水機設備	30,095,000	29,000,000
	小計	30,095,000	29,000,000
利根川右岸	改築 汚水ポンプ流量計	31,973,000	117,000,000
	改築 計装設備	88,316,000	
	改築 構内監視カメラ設備	21,809,000	10,140,000
	改築 消泡水ポンプ	16,303,000	14,714,000
	改築 水処理覆蓋	30,562,000	24,500,000
	小計	188,963,000	166,354,000
合計		511,248,000	266,364,000

出典：下水道局資料より作成

本委託契約が、下水道公社との水処理センター等維持管理業務委託契約に含まれず別契約となった理由については、下水道管理課より、従来修繕として対応していた工事の一部を長寿命化計画に基づく改築に移行した分であるとの説明を受けた。そこで、当該委託契約に基づいて改築を実施した施設が固定資産として計上されているかについて確認したところ、固定資産台帳への記載は行われており、事務処理上の問題点は認められなかった。

- ④ 指摘又は意見
該当なし。

(2) 件名：平成 25 年度北部流域処理場合流改善 雨水滞水池電気設備工事

① 契約概要

- 1) 箇所：処理場
- 2) 請負業者：H 業者
- 3) 契約日：平成 25 年 3 月 1 日
- 4) 契約期間：平成 25 年 3 月 1 日～平成 26 年 2 月 14 日
- 5) 設計金額：181,900,000 円（税抜）
- 6) 予定価格：175,000,000 円（税抜）
- 7) 契約金額：175,000,000 円（税抜）

② 契約方法

1) 契約形態：入札参加意思確認型一般競争入札不調による随意契約

本工事は、既存の電気設備の施工会社がH業者であり、施工できる者がH業者（特定者）しかいない可能性の高い電気設備工事であることから、入札参加意思確認型契約方式を実施した。

入札参加意思確認型契約は、特定者に対して見積書提出の依頼を行い、設計金額との乖離がある場合には交渉を行い、最終的な見積金額を契約予定価格とする。契約予定価格決定後に特定者以外の入札参加意思を確認するため一般競争入札を実施するが、ここで他業者の参加がなければ、特定者と契約予定価格で契約を実施する。

2) 契約の根拠：地方自治法第 234 条第 1 項

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号

③ 入札状況

競争参加資格確認申請書提出締切日平成 25 年 1 月 24 日において、他者の申請はなく、随意契約に移行した。

④ 監査で把握した問題点等

本工事は、特定の請負者が想定されるものであるが、競争原理の確保を期待して参加意思確認型一般競争入札を採用したものの、結局入札が不調に至り随意契約に移行している。

⑤ 指摘又は意見

【意見】競争原理について

詳細は、Ⅱ 第 3 1 2. (1) を参照のこと。

(3) 件名：平成 25 年度北部流域処理場元荒川幹線第 1 号流量計盤外 1 箇所移設工事

① 契約概要

1) 箇所：管渠

2) 請負業者：Y 業者

3) 契約日：(当初)平成 25 年 9 月 25 日
(変更後)平成 26 年 1 月 10 日

4) 契約期間：(当初)平成 25 年 9 月 25 日～平成 26 年 1 月 31 日

(変更後) 変更なし

- 5) 設計金額：4,750,000 円 (税抜)
- 6) 予定価格：4,750,000 円 (税抜)
- 7) 最低制限価格：3,896,000 円 (税抜)
- 8) 契約金額：(当初) 4,750,000 円 (税抜)
(変更後) 5,300,000 円 (税抜)

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：地方自治法第 234 条第 1 項

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成 25 年 9 月 20 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
Y 業者	4,750,000	予定価格の 100% で落札

④ 監査で把握した問題点等

Y 業者系列メーカー製の流量計の移設工事であり、移設の際には製造メーカーが持つノウハウが必要となるため、下水道事務所は Y 業者以外実施できる業者がない工事との認識を持ちながら、一般競争入札を実施した。入札結果は予想どおり Y 業者の 1 者入札であった。

⑤ 指摘又は意見

【意見】競争原理について

詳細は、Ⅱ 第 3 12. (1) 参照のこと。

(4) 件名：北部流域処理場 1 系水処理 設備改築実施設計業務委託

① 契約概要

- 1) 箇所：桶川市大字小針領家地内
- 2) 受託者：A 業者
- 3) 契約日：平成 25 年 8 月 13 日
- 4) 契約期間：平成 25 年 8 月 13 日～平成 26 年 2 月 14 日

- 5) 設計金額：8,910,000 円（税抜）
- 6) 予定価格：8,910,000 円（税抜）
- 7) 契約金額：8,000,000 円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約形態：指名競争入札
- 2) 契約の根拠：地方自治法第 234 条第 2 項

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成 25 年 8 月 8 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
A 業者	8,000,000	落札
B 業者	8,900,000	
C 業者	9,500,000	予定価格超過
D 業者	9,500,000	予定価格超過
E 業者	9,500,000	予定価格超過
F 業者	9,500,000	予定価格超過
G 業者	9,530,000	予定価格超過
H 業者	9,530,000	予定価格超過
I 業者	9,620,000	予定価格超過
J 業者	9,700,000	予定価格超過
K 業者	10,800,000	予定価格超過
L 業者	22,700,000	予定価格超過

④ 監査で把握した問題点等

指名入札参加者は、下水道処理施設における受注希望者 114 社の中から過去の施工実績及び指名実績を加味して基準に従って必要業者数が選定されている。平成 25 年度は震災の復興支援により、指名入札通知を受けた業者の辞退が散見された。

<指名競争参加者の選定について>

指名競争参加者は以下のように選定されている旨の説明を受けた。

下水道処理場の計画、設計などにおいては、過去に当該処理場の計画、設計内容を基に計画及び設計が行われることから、指名競争参加者の選定に当たって

は、過去の業務の履行実績や技術者の数などから技術的適性を評価している。なお、荒川左岸北部下水道事務所が管轄する 5 流域下水道における指名競争参加者の選定において、埼玉県下水道局建設工事業者選定要領を準用し、総合的に勘案し、特定の者に過度に偏しないよう選定している。すなわち、埼玉県下水道局建設工事指名業者選定要領（平成 22 年 4 月 1 日制定）を準用し、第 5 条（選定の方法）の「（1）経営状況、（2）技術・設備状況、（3）工事成績の状況、（4）当該工事に対する地理的条件、（5）手持ち工事からみた施工能力、（6）当該工事の施工に対する技術的適性など」を総合的に勘案し、選定している。また同条第 2 項では、「前項の選定を行うに当たっては、特定の者に過度に偏しないようにするものとする。」となっている。

しかしながら、設計委託に関して現地で 4 件の物件を確認したが、以下の様な状況であった。検証の結果、一部の業者が選定率 75%又は 100%となっていることが確認された。

業者名	件名 (4)	件名 (5)	件名 (6)	件名 (7)	合計	選定 確率
a 業者	1			1	2	50%
b 業者	1	1	1	1	4	100%
c 業者	1	1	1		3	75%
d 業者	1	1	1		3	75%
e 業者	1				1	25%
f 業者	1	1			2	50%
g 業者	1				1	25%
h 業者	1	1	1	1	4	100%
i 業者	1				1	25%
j 業者	1				1	25%
k 業者	1				1	25%
l 業者	1				1	25%
m 業者		1			1	25%
n 業者		1	1		2	50%
o 業者		1	1		2	50%
p 業者		1	1		2	50%
q 業者		1		1	2	50%
r 業者		1	1		2	50%
s 業者			1	1	2	50%

t 業者			1		1	25%
u 業者			1	1	2	50%
v 業者				1	1	25%
w 業者				1	1	25%
x 業者				1	1	25%
y 業者				1	1	25%
z 業者				1	1	25%
aa 業者				1	1	25%

この状況について、以下の説明を受けた。

今回の検証は、工種（土木工事か、設備工事かの別）の区分をせずに、しかも4件での抽出比較に留まっている。県は、特定の者に過度に偏するような選定は行っていない。

また、平成26年2月7日付け下管第673-2号で「競争入札における業者選定の基本的な手法等について」が通知されており、平成26年4月1日から通知内容が運用されている。その通知内容は以下の1)～4)の内容となっている。

- 1) 「業者選定の基本的な手法」
- 2) 「入札参加者選定委員会の標準要綱」
- 3) 「入札参加者選定又は入札参加条件設定の理由書」の例
- 4) 「入札参加者選定委員会の議事録の公表又は情報提供と業者選定資料の保存方針」

平成26年4月1日以降はこの通知に基づき、業者選定を行い、入札参加条件設定の理由書を添付した議事録を作成し、事務所に閲覧できるようにしている。

- ⑤ 指摘又は意見
該当なし。

(5) 件名：荒川左岸北流域下水道事業 総合地震対策計画策定業務委託

① 契約概要

- 1) 箇所：桶川市大字小針領家地内ほか
- 2) 受託者：C業者
- 3) 契約日：平成25年8月23日
- 4) 契約期間：平成25年8月23日～平成26年2月28日
- 5) 設計金額：7,933,000円（税抜）
- 6) 予定価格：7,933,000円（税抜）

7) 契約金額：7,277,000 円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約形態：指名競争入札
- 2) 契約の根拠：地方自治法第 234 条第 2 項

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成 25 年 8 月 22 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
A 業者		辞退
B 業者	5,700,000	最低制限価格以下
C 業者	7,277,000	落札
D 業者	8,700,000	予定価格超過
E 業者	9,110,000	予定価格超過
F 業者	9,500,000	予定価格超過
G 業者	9,520,000	予定価格超過
H 業者	9,600,000	予定価格超過
I 業者	10,000,000	予定価格超過
J 業者	12,830,000	予定価格超過
K 業者	21,000,000	予定価格超過

④ 監査で把握した問題点等

前述（4）と同様の問題点等あり。

⑤ 指摘又は意見

該当なし。

(6) 件名：荒川左岸北流域下水道 地震減災検討業務委託

① 契約概要

- 1) 箇所：桶川市大字小針領家地内
- 2) 受託者：B 業者
- 3) 契約日：平成 25 年 10 月 1 日

- 4) 契約期間：平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 3 月 28 日
- 5) 設計金額：5,308,000 円（税抜）
- 6) 予定価格：5,308,000 円（税抜）
- 7) 契約金額：5,100,000 円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約形態：指名競争入札
- 2) 契約の根拠：地方自治法第 234 条第 2 項

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成 25 年 9 月 30 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
A 業者		辞退
B 業者	5,100,000	落札
C 業者	5,700,000	予定価格超過
D 業者	9,400,000	予定価格超過
E 業者	9,527,000	予定価格超過
F 業者	9,600,000	予定価格超過
G 業者	9,600,000	予定価格超過
H 業者	9,900,000	予定価格超過
I 業者	10,500,000	予定価格超過
J 業者	11,000,000	予定価格超過
K 業者	12,000,000	予定価格超過

④ 監査で把握した問題点等

前述（4）と同様の問題点等あり。

⑤ 指摘又は意見

該当なし。

(7) 件名：北部流域処理場汚泥脱水機ほか改築設計業務委託

① 契約概要

- 1) 箇所：桶川市大字小針領家地内
- 2) 受託者：C業者
- 3) 契約日：平成25年11月5日
- 4) 契約期間：平成25年11月5日～平成26年2月28日
- 5) 設計金額：9,200,000円（税抜）
- 6) 予定価格：9,200,000円（税抜）
- 7) 契約金額：7,210,000円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約形態：指名競争入札
- 2) 契約の根拠：地方自治法第234条第2項

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成25年11月1日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1回目	摘要
A業者		辞退
B業者		辞退
C業者	7,210,000	落札
D業者	8,400,000	
E業者	9,600,000	予定価格超過
F業者	9,880,000	予定価格超過
G業者	9,900,000	予定価格超過
H業者	12,000,000	予定価格超過
I業者	12,500,000	予定価格超過
J業者	13,500,000	予定価格超過
K業者	15,315,000	予定価格超過
L業者	17,000,000	予定価格超過

④ 監査で把握した問題点等

前述(4)と同様の問題点等あり。

- ⑤ 指摘又は意見
該当なし。

(8) 北部流域処理場 1 号水処理 1/2 系列耐震補強工事

① 契約概要

- 1) 箇所：桶川市大字小針領家地内
- 2) 請負業者：B 業者
- 3) 契約日：(当初) 平成 25 年 2 月 7 日
- 4) 契約期間：(当初) 平成 25 年 2 月 7 日~平成 25 年 3 月 29 日
(変更 1) 平成 25 年 2 月 7 日~平成 25 年 8 月 30 日
(変更 2) 平成 25 年 2 月 7 日~平成 25 年 12 月 27 日
- 5) 設計金額：43,343,000 円 (税抜)
- 6) 予定価格：(当初) 43,343,000 円 (税抜)
- 7) 契約金額：(当初) 41,191,000 円 (税抜)
(変更 3) 49,059,000 円 (税抜)

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：地方自治法第 234 条第 1 項
- 3) 変更契約の理由
 - (変更 1) 工期内完成を目指して鋭意努力していたが、水処理施設の停止、水抜き作業等、公社との工程調整に不足の日数を要し、工期内完成が困難となったため。
 - (変更 2) 工期完成に鋭意努力してきたが、反応槽での漏水対応に不測の日数を要し工期内完成が困難となったため。
 - (変更 3) 工事着手後、水処理施設内の水抜きについて下水道公社との協議を行ったところ一定量の汚泥が残ることが判明したため汚泥の吸引、躯体面の清掃工及び仮設工を追加したため。また、鉄筋補強の現場調査を行ったところ汚泥掻寄機に支障があったため撤去復旧工を追加したため。

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成 25 年 2 月 4 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1回目	摘要
A業者		辞退
B業者	41,191,000	落札
C業者	42,500,000	
D業者	43,400,000	予定価格超

④ 監査で把握した問題点等

<工事内容の見積りについて>

当該案件は、当初、2か月弱予定の工事でありながら、10か月超の工事となった。水処理施設の耐震補強工事は、埼玉県8下水道流域の中で初めてということもあり、ある程度いたしかたない面もある。

また、上記契約金額の増額(変更3)は、変更契約の理由(変更1)に対応するものである。しかし、契約額の増額が、契約期間の変更(変更1)の時に確定していなかったため、変更の時期が同時期ではない。

このことについて、以下の説明を受けた。

建設工事の施工においては、当初想定していないことが発生した場合、随時その対応をしながら工事を進めていくことになる。水処理施設は公社による運転管理中の施設であり、建設工事の施工により運転管理に影響が出ないように、随時公社と調整しながら工事を進めたものであり、公社との事前打合せが不十分だったわけではない。

しかし、本件の工期は当初から2か月以上要すことを認識していたが、既に事業計画されていたため工事を実行した。

また、建設工事契約の変更については、全ての変更項目ごとに契約変更をするものではなく、変更すべき項目が生じた場合には、事前に決裁権者の承認を受け、当該変更の内容をあらかじめ請負業者に指示し、変更内容及び変更額が確定した段階で契約変更を行うものであり、今回の契約変更の手続きについても上記の手続きに沿って執行したものである。

⑤ 指摘又は意見

【意見 26】 事業計画策定済みの工事について

既に事業計画が策定されていた工事であっても、その工事を発注した場合に、年度内に完了するの可否について関係機関と綿密な調整をするべきである。その見極めいかんによっては、発注を控える等の検討が必要であると思料する。

北5. 固定資産

(1) 固定資産の実査

平成 25 年 6 月 14 日に、下水道局長から下水道管理課長及び各下水道事務所長宛に以下の内容の通知が出された。詳細は、南 6. (1) 参照のこと。

固定資産の実地照合の結果、相違なしが確認された。

① 問題点

固定資産一覧表に記載されている固定資産名称と現品に貼付されているプレート等と名称が異なるため、担当者でなければ確認できない設備が多く存在した。また、同一設置場所の同一施設を構成する設備であるにも関わらず、資産番号に関連性がないため、固定資産一覧表に記載されている固定資産と突合することが困難で、やはり担当者に質問するしか確認する方法がない設備が多く存在した。

② 指摘又は意見

【意見】 固定資産の一意性のある登録及び管理について

詳細は、Ⅱ 第 3 5. (3) 参照のこと。

(2) 固定資産の取得について

財務規程第 122 条（様式第 53 号）を根拠として、土地建物、車両運搬具、工具器具及び備品又は無形固定資産で購入したものについては、固定資産名称、取得年月日、取得価額、構造規格、納入業者について、「固定資産取得報告書」を作成して、提出するものとしている。

関連資料を閲覧したところ、平成 25 年度において「固定資産取得報告書」は、漏れなく作成され、提出されていることを確認した。

(3) 固定資産の売却について

財務規程第 144 条（様式第 55 号）を根拠として、改築工事の起工に伴い用途を廃止する場合以外で用途廃止などをしたものについて、「固定資産売却等報告書」を作成して、提出するものとしている。

関連資料を閲覧したところ、平成 25 年度において「固定資産売却等報告書」は、漏れなく作成され、提出されていることを確認した。

北 6. 備品

(1) 備品の実地照合

① 平成 25 年度

備品の実地照合の結果、相違ありだった。

荒川左岸北部下水道事務所流域別相違一覧表によって、以下の相違を把握し訂正処理を行っている。

1) 固定資産台帳に登録されていないが、現物あり。

(単位：円)

流域	件数	金額	備考
荒川左岸北部	63	90,769,783	当初の登録漏れなど
古利根川	12	22,043,670	同上
荒川上流	1	1,029,000	同上
市野川	3	7,452,191	同上
利根右岸	43	14,371,732	同上
合計		135,666,376	

2) 固定資産台帳に登録のままだが、現物のないもの。

(単位：円)

流域	件数	金額	備考
荒川左岸北部	6	1,000,133	
荒川上流	3	1,176,466	
合計		2,176,599	

② 平成 26 年度

実地照合の結果、相違なしだった。

(2) 備品の実査

北部事務所では固定資産管理台帳は存在しないが、固定資産を品目別に書き出して管理を行っている。北部事務所において、管理している庁用器具及び機械器具は以下の通りである。

現地調査時に、備品の実査を実施した。その結果、現物確認及び使用状況に問題点はなかった。

庁用器具				
No.	品目	数量	実査結果	備考
1	片そで机	20	○	
2	回転いす	30	○	
3	両そで机	13	○	
4	長椅子	1	○	
5	所長印	1	○	
6	発電機 (1セット)	1	○	
7	シュレッダー	1	○	
8	ノートパソコン	4	○	
9	デスクトップパソコン	1	○	
10	デジタルカメラ	1	○	シールあり
11	スキャナー	1	○	
12	プリンター	1	○	
13	下水道事業管理者印	1	○	
14	企業出納員印	1	○	
15	金庫	1	○	
16	冷蔵庫	1	○	
機械器具類				
No.	品目	数量	実査結果	備考
1	トランシット	2	○	
2	レベル (ティルティング)	1	○	
3	オートレベル	3	○	
4	コンクリートテストハンマー	3	○	
5	プラニメーター	1	○	
6	衛星携帯電話	1	○	

北7. 消耗品

切手及び収入印紙等の管理状況を確認するために、受払簿の通査を行った。

消耗品	最終払日	帳簿数	実査	記帳	課長印	備考
切手						
1円	H26.10.7	231	231	○	○	増税対応で多めに保有
10円	H26.11.7	127	127	○	○	
50円	H26.11.12	111	111	○	○	
90円	H26.9.19	48	48	○	○	
100円	H26.11.12	40	40	○	○	
120円	H26.11.13	63	63	○	○	
140円	H26.11.12	53	53	○	○	
はがき						
50円	H26.4.1	30	30	○	○	前期繰越
82円	H26.11.18	111	111	○	○	
印紙						
200円	H26.4.1	5	5	○	○	前期繰越
5,000円	H26.4.1	4	4	○	○	前期繰越
10,000円	H26.4.1	1	1	○	○	前期繰越
その他						
乗車証	H26.6.10	5	5	○	○	
原符	H26.10.27	48	48	○	○	情報提供による公文書写し交付費用等

<市野川水循環センター（包括的民間委託）>

市1. 概要

(1) 所在地等

比企郡滑川町大字月輪字窪田 5 2 1 - 6

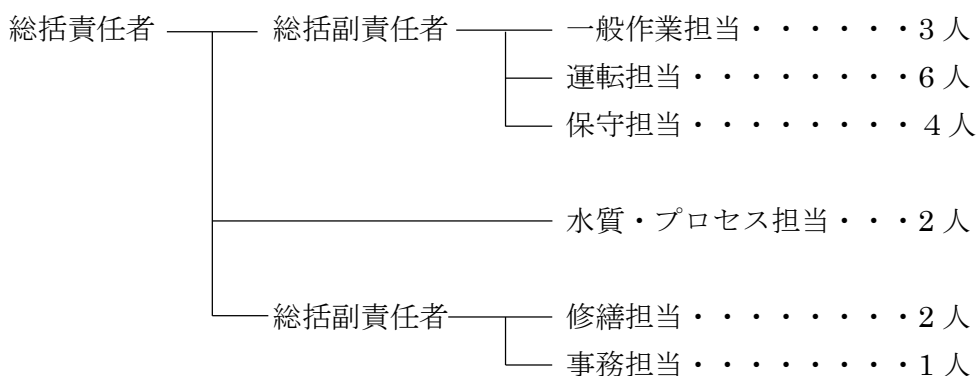
TEL 0493-62-0410

FAX 0493-62-0411

(2) 沿革

平成	元年	2月	市野川流域下水道の計画決定
		10月	市野川流域下水道の事業認可、事業着手
平成	4年	10月	市野川流域下水道計画決定変更 (小川町及び小川幹線の追加)
平成	5年	3月	市野川流域下水道事業変更認可
平成	6年	4月	市野川流域下水道供用開始 維持管理業務を埼玉県下水道公社が受注
平成	11年	3月	第1系水処理施設稼働、小川町供用開始
平成	15年	4月	第2系水処理施設稼働
平成	18年	4月	市野川上流浄化センターを市野川水循環センターに名称変更 包括的民間委託試行開始
平成	23年	3月	第3系水処理施設稼働

(3) 組織



計 21 人

市 2. 事業概要

市野川流域下水道は、埼玉県北西部を流れる一級河川市野川流域の滑川町・嵐山町・小川町の3町（行政人口 68,491 人）の下水を市野川水循環センターに集め、その処理水を市野川に放流している。

項目	全体計画	平成 25 年度末
処理面積	1,674ha	933ha
処理人口	42,200 人	36,025 人
下水道普及率	—	52.6%
汚水量（日最大）	22,800 m ³ /日	17,600 m ³ /日
管渠施設延長	11,700m	11,700m
中継ポンプ場	1 か所	1 か所
終末処理場	4 系列	3 系列

市 3. 現場視察



水処理センター 管理本館外観



沈砂池ポンプ



反応タンク内 (2 系列)



最終沈殿池



市野川へ放流

市4. 包括的民間委託に関する書類調査

(1) 委託業務名：荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託

① 契約概要

- 1) 箇所：
 - ・荒川上流水循環センター
埼玉県深谷市大字菅沼字古淵984番
 - ・寄居中継ポンプ場
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字宮ノ前311番1
 - ・市野川水循環センター
埼玉県比企郡滑川町大字月輪字窪田521番6
 - ・小川中継ポンプ場
埼玉県比企郡小川町大字上里字上田中1004番2
 - ・その他（流域内の場外管渠流量計、荒川上流流域伏越部、マンホール）
- 2) 受託者：V業者
- 3) 契約日：(当初)平成24年4月27日
(変更1)平成24年12月20日
(変更2)平成26年4月1日
- 4) 履行期間：(当初)平成24年5月1日～平成27年2月28日
(変更1)従前のおり
(変更2)従前のおり
- 5) 設計金額：838,869,430円（税抜）
- 6) 予定価格：838,869,430円（税抜）
- 7) 契約金額：
 - i) 荒川上流流域
 - (当初) 固定費に係る委託料 245,771,251円（税抜）
変動費に係る委託料 平成24年度8.85円/m³（税抜）
平成25年度8.69円/m³（税抜）
平成26年度8.62円/m³（税抜）
(処理水量1m³当たりの単価)
 - (変更1) 固定費に係る委託料 従前のおり
変動費に係る委託料 (処理水量1m³当たりの単価)
平成24年5月1日～平成25年2月28日 8.85円/m³(税抜)
平成25年3月1日～平成25年3月31日 10.44円/m³(税抜)
平成25年度 10.25円/m³（税抜）

平成 26 年度 10.17 円/m³ (税抜)
 (変更 2) 固定費に係る委託料 増 2,384,437 円 (消費税増税分)
 変更費に係る委託料
 平成 26 年度 増 消費税増税分 (本体価格は同額)
 (処理水量 1 m³当たりの単価)

ii) 市野川流域

(当初) 固定費に係る委託料 414,542,237 円 (税抜)
 変動費に係る委託料 平成 24 年度 10.09 円/m³ (税抜)
 平成 25 年度 10.01 円/m³ (税抜)
 平成 26 年度 9.95 円/m³ (税抜)
 (変更 1) 固定費に係る委託料 減 2,146,000 円 (税抜)
 変更費に係る委託料 (処理水量 1 m³当たりの単価)
 平成 24 年 5 月 1 日～同年 12 月 31 日 10.09 円/m³ (税抜)
 平成 25 年 1 月 1 日～同年 3 月 31 日 11.66 円/m³ (税抜)
 平成 25 年 4 月 1 日～同年 4 月 30 日 11.57 円/m³ (税抜)
 平成 25 年 5 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 11.81 円/m³ (税抜)
 平成 26 年度 11.73 円/m³ (税抜)
 (変更 2) 固定費に係る委託料 増 4,294,244 円 (消費税増税分)
 変更費に係る委託料
 平成 26 年度 増 消費税増税分 (本体価格は同額)

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札不調による随意契約
- 2) 契約の根拠：地方自治法第 234 条第 1 項
 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 8 号
- 3) 変更契約の理由：(変更 1) 平成 24 年 9 月 1 日からの電力料引上げのため。
 (注) 引上時期が、施設ごとに異なる
 (変更 2) 消費税率が 5%から 8%に引上げられたため。

③ 入札状況

- 1) 入札日：平成 24 年 3 月 7 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	2 回目	摘要
V 業者	1,050,000,000	1,045,000,000	入札不調

一般競争入札における 1 者入札において、入札不調による随意契約。

(単位：円)

業者名	見積回数	随意契約に係る見積額	摘要
V 業者	1 回目	1,030,000,000	
	2 回目	995,000,000	
	3 回目	990,000,000	
	4 回目	980,000,000	
	5 回目	970,000,000	
	6 回目	960,000,000	
	7 回目	950,000,000	
	8 回目	890,000,000	
	9 回目	880,000,000	
	10 回目	870,000,000	
	11 回目	860,000,000	
	12 回目	850,000,000	
	13 回目	840,000,000	
	14 回目	830,000,000	決定

④ 監査で把握した問題点等

1) 1 者入札の後の随意契約

一般競争入札において、2 回の入札において不調に終わった場合には、次に随意契約に移行することができる（一般競争入札執行要領 第 22 条）。そのため、1 者入札の後の随意契約の場合には当該業者は何度でも見積書を提出することが可能となるため、限りなく予定価格に近い価格で契約することが可能となる。

ちなみに、本契約の決定見積額と予定価格との割合は 98.9%である。

2) 受託業者の硬直化

包括的民間委託は平成 18 年度より開始している。受託業者の過去の変遷をまとめると下表のとおりである。

期	期間	受託業者	業務委託料	
第1期	H18.4.1 ～H21.3.31	S業者	固定費 (全期間)	379,472,100円
			変動費 (円/m ³)	H18年度=10.35 H19年度=9.81 H20年度=9.22
第2期	H21.4.1 ～H24.3.31	V業者	固定費 (全期間)	649,388,250円
			変動費 (円/m ³)	H21年度=10.88 H22年度=10.40 H23年度=11.00
つなぎ	H24.4.1 ～H24.4.30	V業者	固定費 (全期間)	11,062,800円
			変動費 (円/m ³)	H24年度=11.00
第3期	H24.5.1 ～H27.2.28	V業者	固定費 (全期間)	435,269,348円 減額2,253,300円
			変動費 (円/m ³)	H24年度=10.59 (注1)12.24 H25年度=10.51 (注2)12.14 (注3)12.40 H26年度=10.44 (注4)12.31

(注1) H25.1.1～H25.3.31における単価(変更契約による)

(注2) H25.4.1～H25.4.30における単価(変更契約による)

(注3) H25.5.1～H26.3.31における単価(変更契約による)

(注4) H26.4.1～H27.2.28における単価(変更契約による)

上表で分かるとおり、平成21年4月1日から同一の共同企業体に対して維持管理業務を委託している。さらに、当該共同企業体の構成員の内の1社が、平成18年4月1日からの3年間における共同企業体においても、その構成員に名前を連ねている。

このように、受託業者が硬直化している事実が見て取れる。

3) 要求水準（水質）の検証

包括的民間委託は、下水処理場等の維持管理における性能発注を基本としたもので、当該性能の確保を条件として受託事業者に自由度が許容される契約である。

要求される性能は、契約締結時に業務要求水準書により提示され、かつ契約書にも別紙として盛り込まれる。

i) 法定基準

名称	項目	範囲
市野川水循環センター	pH	5.8 以上 8.6 以下
	BOD (mg/l)	20 以下
	SS (mg/l)	40 以下
	大腸菌群数 (個/l)	3,000 以下

ii) 契約基準 I（各回測定値が満足すべき基準）

名称	項目	範囲
市野川水循環センター	pH	5.8 以上 8.6 以下
	BOD (mg/l)	8 以下
	SS (mg/l)	9 以下
	T-N (mg/l)	9 以下
	T-P (mg/l)	4 以下

iii) 契約基準 II（年平均値が満足すべき基準）

名称	項目	範囲
市野川水循環センター	BOD (mg/l)	3 以下
	SS (mg/l)	4 以下
	T-N (mg/l)	5 以下
	T-P (mg/l)	2 以下

上表のとおり、契約基準 I 及び II は法定基準に比較しても厳しいものである。したがって、この要求水準をクリアーしているか否かを確認することは、包括的民間委託においては必須といえる。

現地調査の際に、受託者が作成した年間業務報告書により契約基準 I 及び II をクリアーしているか否かを確認したところ、平成 24 年度及び平成 25 年度における測定値は、全ての項目において要求水準をクリアーしていた。

また、委託者である県としても要求水準の検証をしており、その検証は公

社の荒川左岸北部支社・水質調査センターに委託して実施している。その検証結果の例として、水質分析結果報告（平成 26 年 4 月分）及び計量証明書（平成 25 年 3 月分）が後日提出された。

4) 処理水量の検証

変動費の契約金額は、処理水量当たりの単価契約となっていることから、委託料を算定するためには処理水量を測定することは重要な確認事項となる。実際に処理水量を確認したところ、受注者が作成している水量月報という報告書があり、この報告書に記載されている水量に基づいて算定されていた。

県による処理水量の確認方法としては、水処理日報の検査と水量月報の確認とのことであるが、その事実を示す記録は存在しなかった。

⑤ 指摘又は意見

【意見 27】 1 者入札不調の後の随意契約について

県は、8 流域下水道の内、荒川上流流域下水道及び市野川流域下水道を平成 18 年度より包括的民間委託している。さらに平成 26 年度より、荒川右岸流域下水道の内の新河岸川上流水循環センターを新たに包括的民間委託している。

県が包括的民間委託する場合の基本方針として、建設時期が新しく、分流式下水道であり、規模が小さい処理場を選択している。これは、維持管理業務を遂行するうえで高度なノウハウを伴う場所を避け、比較的容易に包括的民間委託に移行できる場所を選択しているものと推察する。

そうであるからこそ、公告で告示することにより広く一般の業者が応札できる条件は整備されている。しかし、結果的に 1 者入札となりかつ入札不調により随意契約に移行した場合には、当該業者は何度でも見積書を提出することが可能となる。そのため、限りなく予定価格に近い価格で契約することが可能となることから、より多くの民間業者が入札参加するような何らかの工夫を検討すべきと思料する。

【意見 28】 受託業者の硬直化について

上述の監査で把握した問題点等で指摘したとおり、包括的民間委託における受託業者は硬直化している状態である。国が、包括的民間委託を積極的に推進するよう求めている理由は、民間業者の創意工夫を活かし、事業の効率化を進めるためである。

同一の受託業者に継続して業務を委託するとノウハウが蓄積し、効率的な業務

運営が可能になるというメリットがある。その反面、マンネリ化することにより、創意工夫が生まれにくい状況に陥る可能性がある。

メリット及びデメリット両方の観点から検討することで、次の委託契約締結の際の参考とするよう求める。

【指摘 5】 処理水量の検証

業務委託料の変動費は単価契約であるため、委託料は単価に処理水量を乗じて計算することになる。したがって、処理水量を測定することは、委託料の支払額を決定するうえで非常に重要な事項である。

県による実際の処理水量の検証として、受託者が作成した水処理日報及び水量月報の検証及び確認をしているが、その事実を示す記録は存在しない。本来であれば、支払い金額を決定する最重要事項であることから、客観的資料に基づいた支払額算定という点を明確にするためにも、委託者である県の検証結果を記録として残すべきである。

市 5. 維持管理包括委託契約の修繕業務に関する書類調査

(1) 修繕業務の概要

修繕業務に係る委託費は、定期修繕と突発的な 100 万円未満の小修繕に区分される。

定期修繕の項目と費用内訳は、業務委託契約書に記載されているため、受託者は、業務委託契約期間内に各修繕工事を完了させることになる。業務委託契約における履行期間は概ね 3 年間であることから、各修繕項目を約 3 年に渡り計画的に実施する。

一方、小修繕は、突発的で少額な修繕を想定しているため、修繕項目と費用内訳は業務委託契約書に記載されず、年間金額のみ記載されている。受託者は、必要に応じて小修繕を実施し、下水道事務所に報告を行う。

当初契約である平成 21 年 2 月 27 日付け維持管理包括委託契約（履行期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）及び平成 24 年 4 月 27 日付け維持管理包括委託契約（履行期間：平成 24 年 5 月 1 日～平成 27 年 2 月 28 日）に含まれる定期修繕及び小修繕の具体的内容は次のとおりである。

このうち、平成 23 年度～平成 25 年度分を中心に書類調査を実施した。

① 定期修繕に係る費用内訳

当初の業務委託契約に示された定期修繕の内容は、次のとおりである。

1) 荒川上流流域下水道（平成 21 年度～平成 23 年度）

（単位：円）

名称	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
沈砂池ポンプ棟脱臭ファン	350,000		
2号主ポンプ	1,400,000		
3号初期ポンプ		1,300,000	
1-2号散気装置		3,500,000	
1-2号散気装置用駆動装置		2,800,000	
1-3号散気装置用駆動装置			2,800,000
1-4号散気装置用駆動装置			2,800,000
汚泥供給ポンプ（余剰汚泥ポンプ）		1,200,000	
No.1 水中プロペラ			2,200,000
No.2 水中プロペラ			2,200,000
No.3 水中プロペラ			2,200,000
No.4 水中プロペラ			2,200,000
2-1号返送汚泥ポンプ		1,485,000	
2-2号返送汚泥ポンプ		1,485,000	
汚泥棟1号脱臭ファン	350,000		
受電盤 H-2	4,321,000		
P.TNo.1 動力 Tr 盤 H-3	410,000		
動力変圧器盤 H-5	360,000		
動力主幹盤 L-1		4,210,000	
直流電源装置 DC-1、BT-1			4,261,000
VVVF 設備		4,550,000	
計装設備	12,396,000	18,859,000	5,500,000
幹線流量計 寄居第1		2,000,000	
幹線流量計 花園第2	2,000,000		
幹線流量計 川本第2			2,000,000
合計	21,587,000	41,389,000	26,161,000

出典：下水道局資料

2) 市野川流域下水道（平成 21 年度～平成 23 年度）

（単位：円）

名称	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
No.1 細目自動除塵器	852,000		
No.1 しさ搬出機	3,466,000		
No.2 しさ搬出機	3,466,000		
No.3 しさ搬出機	3,466,000		
揚砂ポンプ	1,338,000		
沈砂・しさ洗浄装置	2,432,000		
しさ脱水機	2,231,000		
ポンプ井攪拌機	3,794,000		
沈砂池脱臭ファン	200,000		
No.1 散気装置用駆動装置			3,100,000
No.3 散気装置用駆動装置			3,100,000
No.4 散気装置用駆動装置			3,100,000
No.5 散気装置用駆動装置			3,100,000
No.1 汚泥掻寄機用駆動装置			4,800,000
No.2 汚泥掻寄機用駆動装置			4,800,000
No.3 返送汚泥ポンプ		1,100,000	
No.4 返送汚泥ポンプ		1,100,000	
No.2 余剰汚泥引抜機	500,000		
2-1 散気装置(テフューザ等)		6,500,000	
2-2 散気装置(テフューザ等)		6,500,000	
No.1 消泡水ポンプ		550,000	
No.1 消泡水ストレーナ		450,000	
2号送風機		3,500,000	
砂ろ過器用No.1 空気圧縮機			300,000
砂ろ過器用No.2 空気圧縮機			300,000
No.1 次亜塩注入ポンプ		350,000	
No.2 次亜塩注入ポンプ		350,000	
No.1 遠心濃縮機		4,000,000	
No.2 遠心濃縮機		4,000,000	
No.1 余剰汚泥供給ポンプ		900,000	
No.2 余剰汚泥供給ポンプ		900,000	
No.2 返流水ポンプ		1,200,000	

名称	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
No.1 上水供給ポンプ	400,000		
No.2 上水供給ポンプ	400,000		
汚泥棟No.1 床排水ポンプ	600,000		
汚泥棟No.2 床排水ポンプ	600,000		
汚泥棟脱臭ファン	250,000		
No.1 滑川マンホールポンプ			1,400,000
小川中継ポンプ 場揚水ポンプ			800,000
小川中継ポンプ 場脱臭ファン		310,000	
小川中継ポンプ 場No.1 空気圧縮機		410,000	
小川中継ポンプ 場No.2 空気圧縮機		410,000	
区分開閉器	2,200,000		
管理棟電気室	3,700,000	1,800,000	
非常用自家発電設備			6,000,000
電子計算機設備	7,000,000	7,000,000	7,000,000
計装設備	7,500,000		
幹線流量計 滑川幹線			1,700,000
幹線流量計 嵐山幹線		1,700,000	
幹線流量計 嵐山第 1	1,700,000		
合計	46,095,000	43,030,000	39,500,000

出典：下水道局資料

3) 荒川上流域下水道（平成 24 年度～平成 26 年度）

（単位：円）

名称	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
沈砂池脱臭ファン	286,000		
1-1 散気装置	2,575,000		
1-1 散気装置用駆動装置	2,003,000		
汚泥棟 2 号空気圧縮機	286,000		
汚泥棟 1 号脱臭ファン	286,000		
幹線流量計 川本第 1	858,000		
1 号濃縮汚泥移送ポンプ		895,000	
1 号汚泥供給ポンプ		884,000	

名称	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 号排水ポンプ		930,000	
2 号主ポンプ用 VVVF 装置		2,719,000	
幹線流量計 花園第 1		858,000	
2 号送風機			2,505,000
1-2 返送汚泥ポンプ VVVF 装置			1,360,000
1-1 散気装置 VVVF 装置			1,502,000
1-2 酸気装置 VVVF 装置			1,502,000
合計	6,294,000	6,286,000	6,869,000

出典：下水道局資料

4) 市野川流域下水道（平成 24 年度～平成 26 年度）

（単位：円）

名称	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
No.1 流入ゲート	357,000		
沈砂池脱臭ファン	243,000		
汚泥棟脱臭ファン	250,000		
小川中継No.1 流入ゲート	357,000		
中央 CRT コントローラ(1) 〈CRTC-1〉	1,073,000		
中央 CRT コントローラ(3) 〈SQC-1C〉	1,073,000		
No.1 散気装置 VVVF 装置	1,288,000		
No.2 散気装置 VVVF 装置	1,288,000		
No.3 散気装置 VVVF 装置	1,288,000		
No.4 散気装置 VVVF 装置	1,288,000		
No. 1 汚泥供給ポンプ VVVF 装置	1,073,000		
管理本館無停電電源装置	10,733,000		
2-1OD 池溶存酸素計	1,360,000		
No.1 次亜塩注入量	1,646,000		
No.6 散気装置用駆動装置		2,218,000	
No.1 洗浄水ポンプ		297,000	
小川中継No.3 汚水ポンプ		2,575,000	
小川中継脱臭ファン		272,000	

名称	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
No.2 滑川マンホールポンプ		1,145,000	
沈砂池・ポンプ設備シーケンス コントローラ〈S-SQC〉		6,082,000	
No.1 汚水ポンプ VVVF 装置		2,290,000	
No.2 汚水ポンプ VVVF 装置		2,290,000	
No.2 汚泥供給ポンプ VVVF 装置		1,073,000	
No.1 余剰汚泥ポンプ			1,137,000
No.1 余剰汚泥引抜弁			608,000
No.1 ろ過水供給ポンプ			530,000
No.1 滑川マンホールポンプ			1,145,000
2~4 号 OD 池シーケンス コントローラ〈W2-SQC〉			5,367,000
汚泥処理設備シーケンスコ ントローラ〈O-SQC-1A〉			8,944,000
No.1 送風機 VVVF 装置			3,720,000
No.2 送風機 VVVF 装置			3,720,000
No.1 薬品供給ポンプ VVVF 装置			215,000
No.2 薬品供給ポンプ VVVF 装置			215,000
アクティブフィルタ			3,578,000
TM/TC【親局・子局】			3,220,000
合計	23,317,000	18,242,000	32,399,000

出典：下水道局資料

② 小修繕に係る年間費用内訳

当初の業務委託契約に示された小修繕の内容は、次のとおりである。

1) 平成 21 年度～平成 23 年度

(単位：円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
荒川上流流域下水道	800,000	800,000	800,000
市野川流域下水道	1,200,000	1,200,000	1,200,000
合計	2,000,000	2,000,000	2,000,000

出典：下水道局資料

2) 平成 24 年度～平成 26 年度

(単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
荒川上流流域下水道	1,238,000	1,260,000	1,171,000
市野川流域下水道	2,132,000	2,316,000	2,321,000
合計	3,370,000	3,576,000	3,492,000

出典：下水道局資料

(2) 定期修繕実施の手続き

定期修繕業務に関する荒川左岸北部下水道事務所における手続きは次のとおりである。

- ・維持管理包括委託契約の受託者から、修繕施工計画書を受領し、その内容を確認する。
- ・受託者は修繕工事を実施し、下水道事務所は、工事完了後に受託者が作成した「定期修繕完了通知書」及び「定期修繕実施報告書」を受託者より受領する。
- ・下水道事務所の検査員は、当該修繕工事の書類及び現場の状況を検査し、検査調書及び検査成績表を作成する。

(3) 件名：平成 25 年度沈砂池ポンプ設備シーケンスコントローラ

① 修繕概要

- 1) 箇所：市野川水循環センター
- 2) 請負業者：V 業者
- 3) 委託契約書における費用額：6,082,000 円
- 4) 施工業者：N 業者

5) 工 期：平成 25 年 10 月 31 日～平成 26 年 2 月 14 日

6) 実施金額：6,920,000 円（税抜）

② 監査で把握した問題点等

本修繕工事の委託契約書における費用額が 6,082,000 円であるが、工事実施金額は 6,920,000 円（税抜き）であり、委託契約時の予定金額を 838,000 円（税抜き）オーバーしている。

入札時に包括民間委託契約の応札者からは修繕金額の見積内訳書の提出を受けるが、下水道事務所はその金額の妥当性を事前に確認できない。このことが委託契約書の費用額と実際の実施額にかい離が生じる原因の一つとなっている。

③ 指摘又は意見

該当なし。

(4) 件名：平成 24 年度

中央 CRT コントローラ(1) 〈CTR-1〉

中央 CRT コントローラ(2) 〈SQC-1C〉

① 修繕概要

1) 箇 所：市野川水循環センター

2) 請負業者：V 業者

3) 委託契約書における費用額：各 1,073,000 円、合計 2,146,000 円

② 監査で把握した問題点等

本修繕工事は、当初の委託契約書には記載されているが、修繕工事が行われず、委託契約の変更（減額）が行われた。

その理由は、当該装置は、設置後 11 年を経過することから部品交換等の定期修繕を実施する予定であったが、電子保守点検業務において異常が見られず、修繕を実施しなくても維持管理に問題がないことが認められたためである。

③ 指摘又は意見

該当なし。

(5) 件名：平成 23 年度 幹線流量計滑川幹線

① 修繕概要

- 1) 箇所：市野川水循環センター
- 2) 請負業者：V 業者
- 3) 委託契約書における費用額：幹線流量計滑川幹線 1,700,000 円

② 監査で把握した問題点等

本修繕工事は、当初の委託契約書には記載されているが、修繕工事が行われず、委託契約の変更（減額）が行われた。

当該幹線流量計は、下水道維持管理負担金の算定に用いる流量の測定に使用していたが、平成 21 年 5 月に市町と協議を行い、下水道維持管理負担金の算定を幹線流量計による流量から有取水量へと変更した。このため、当該幹線流量計は定期修繕の必要がなくなり、修繕は中止されたものである。

③ 指摘又は意見

該当なし。

(6) 委託契約書における費用額と実際の実施金額との乖離について

定期修繕工事が実施されたものについて、委託契約書の費用額と実際の実施金額について調査した結果は次のとおりである。

① 荒川上流流域下水道

1) 平成 23 年度

(単位：円)

	費用額	実施金額	差異
1-3 号散気装置用駆動装置	2,800,000	5,634,100	34,100
1-4 号散気装置用駆動装置	2,800,000		
No.1 水中プロペラ	2,200,000	8,910,000	110,000
No.2 水中プロペラ	2,200,000		
No.3 水中プロペラ	2,200,000		
No.4 水中プロペラ	2,200,000		
直流電源装置 DC-1、BT-1	4,261,000	4,065,000	△196,000
計装設備	5,500,000	4,837,000	△663,000
幹線流量計 川本第 2	2,000,000	1,900,000	△100,000
合計	26,161,000	25,346,100	△814,900

出典：下水道局資料より作成

2) 平成 24 年度

(単位：円)

	費用額	実施金額	差異
沈砂池脱臭ファン	286,000	350,950	64,950
1-1 散気装置	2,575,000	5,100,000	522,000
1-1 散気装置用駆動装置	2,003,000		
汚泥棟 2 号空気圧縮機	286,000	380,000	94,000
汚泥棟 1 号脱臭ファン	286,000	391,000	105,000
幹線流量計 川本第 1	858,000	1,100,000	242,000
合計	6,294,000	7,321,950	1,027,950

出典：下水道局資料より作成

3) 平成 25 年度

(単位：円)

	費用額	実施金額	差異
1 号濃縮汚泥移送ポンプ	895,000	1,067,200	172,200
1 号汚泥供給ポンプ	884,000	3,000,000	2,116,000
1 号排水ポンプ	930,000	1,435,000	505,000
2 号主ポンプ用 VVVF 装置	2,719,000	3,630,000	911,000
幹線流量計 花園第 1	858,000	1,100,000	242,000
合計	6,286,000	10,232,200	3,946,200

出典：下水道局資料より作成

② 市野川流域下水道

1) 平成 23 年度

(単位：円)

	費用額	実施金額	差異
No.1 散気装置用駆動装置	3,100,000	10,796,000	△1,604,000
No.3 散気装置用駆動装置	3,100,000		
No.4 散気装置用駆動装置	3,100,000		
No.5 散気装置用駆動装置	3,100,000		
No.1 汚泥搔寄機用駆動装置	4,800,000	19,500,000	9,900,000
No.2 汚泥搔寄機用駆動装置	4,800,000		
砂ろ過器用No.1 空気圧縮機	300,000	585,600	△14,400
砂ろ過器用No.2 空気圧縮機	300,000		

	費用額	実施金額	差異
No.1 滑川マンホールポンプ	1,400,000	1,400,000	0
小川中継ポンプ 場揚水ポンプ	800,000	850,000	50,000
非常用自家発電設備	6,000,000	8,788,700	2,788,700
電子計算機設備	7,000,000	6,280,000	△720,000
合計	37,800,000	48,200,300	10,400,300

出典：下水道局資料より作成

2) 平成 24 年度

(単位：円)

	費用額	実施金額	差異
No.1 流入ゲート	357,000	927,281	570,281
沈砂池脱臭ファン	243,000	350,400	107,400
汚泥棟脱臭ファン	250,000	305,900	55,900
小川中継No.1 流入ゲート	357,000	937,381	580,381
No.1 散気装置 VVVF 装置	1,288,000	4,500,000	△1,725,000
No.2 散気装置 VVVF 装置	1,288,000		
No.3 散気装置 VVVF 装置	1,288,000		
No.4 散気装置 VVVF 装置	1,288,000		
No.1 汚泥供給ポンプ VVVF 装置	1,073,000		
管理本館無停電電源装置	10,733,000	10,800,000	67,000
2-1OD 池溶存酸素計	1,360,000	760,000	△600,000
No.1 次亜塩注入量	1,646,000	500,000	△1,146,000
合計	21,171,000	19,080,962	△2,090,038

出典：下水道局資料より作成

3) 平成 25 年度

(単位：円)

	費用額	実施金額	差異
No.6 散気装置用駆動装置	2,218,000	2,039,000	△179,000
No.1 洗浄水ポンプ	297,000	350,000	53,000
小川中継No.3 汚水ポンプ	2,575,000	2,550,000	△25,000
小川中継脱臭ファン	272,000	235,100	△36,900
No.2 滑川マンホールポンプ	1,145,000	1,400,000	255,000

	費用額	実施金額	差異
沈砂池・ポンプ設備シケス コントローラ〈S-SQC〉	6,082,000	6,920,000	838,000
No.1 汚水ポンプ VVVF 装置	2,290,000	5,900,000	247,000
No.2 汚水ポンプ VVVF 装置	2,290,000		
No.2 汚泥供給ポンプ VVVF 装置	1,073,000		
合計	18,242,000	19,394,100	1,152,100

出典：下水道局資料より作成

③ 荒川上流流域下水道及び市野川流域下水道合計

(単位：円)

	費用額	実施金額	差異
平成 23 年度	63,961,000	73,546,400	9,585,400
平成 24 年度	27,465,000	26,402,912	△1,062,088
平成 25 年度	24,528,000	29,626,300	5,098,300
合計	115,954,000	129,575,612	13,621,612

出典：下水道局資料より作成

④ 監査で把握した問題点等

平成 23 年度は、実際の実施金額が委託契約書における費用を約 960 万円上回っており、年度によっては、委託契約書の費用額と実際の実施金額とが大きくかい離している状況が認められる。

入札時に包括民間委託契約の応札者からは修繕金額の見積内訳書の提出を受けるが、下水道事務所はその金額の妥当性を事前に確認できない。このことが委託契約書の費用額と実際の実施額に乖離が生じる原因の一つとなっている。

⑤ 指摘又は意見

該当なし。

(7) 小修繕における委託契約書における費用額と実際の実施金額との乖離について

小修繕について、委託契約書の費用額と実際の実施金額について調査した結果は次のとおりである。

① 平成 23 年度から平成 25 年度における委託契約書の費用額及び実施金額

(単位:円)

	費用額	実施金額	差異
平成 23 年度	2,000,000	4,471,490	2,471,490
平成 24 年度	3,370,000	1,812,400	△1,557,600
平成 25 年度	3,576,000	5,537,200	1,961,200
合計	8,946,000	11,821,090	2,875,090

出典：下水道局資料より作成

② 各年度における小修繕の件数

平成 23 年度から平成 25 年度の小修繕の件数及び比較的多額な 50 万円以上の小修繕件数は次のとおりである。

年度	件数	うち 50 万円以上	50 万円以上の実施金額
平成 23 年度	13 件	4 件	930,000
			507,000
			547,600
			945,600
	小計		2,930,200
平成 24 年度	11 件	1 件	945,000
平成 25 年度	20 件	5 件	650,000
			650,000
			800,000
			900,000
			810,000
	小計		3,810,000
合計	44 件	10 件	7,685,200

出典：下水道局資料より作成

業務委託契約書では、100 万円以上の突発的な修繕が発生した場合の費用負担について県及び事業者と協議する旨を定めているが、平成 23～25 年度においては 100 万円以上の突発的な修繕は発生していない。

③ 監査で把握した問題点等
該当なし。

④ 指摘又は意見
該当なし。

市6. 固定資産

(1) 実査

① 実査内容

固定資産実査の内容は、平成25年8月30日付「固定資産に関する実地照合の結果（報告）」における市野川流域固定資産台帳・実地確認表（以下、確認表という）により確認した。

- 1) 視察した物件は確認表及び固定資産台帳に計上されていることを確認した。
- 2) 土地は確認表の筆数が固定資産台帳と一致していることを確認した。また、土地は、サンプルで住宅地図と一致していることを確認した。
- 3) 確認表の以下の件数は固定資産台帳の数と一致していることを確認した。
 - ・建物 管理棟 3件、
 - ・汚泥処理棟 1件
 - ・沈砂地ポンプ棟 2件、
 - ・管渠 163件
 - ・マンホール 163件、
 - ・反応タンク 9件

② 監査で把握した問題点等

1) 固定資産台帳における土地の取得日について

土地の取得日はすべて4月1日となっている。土地は、減価償却が必要ないので、便宜上の処置と思われる。

③ 指摘又は意見

【意見 29】 固定資産台帳における土地の取得日について

他の下水道事務所においても同様であるが、土地の取得日を4月1日として固定資産台帳に記載している。資産管理上の観点から、土地の取得日は実際の取得日を記載すべきである。

(2) 休止固定資産

該当なし。

(3) 取得及び廃棄

検証内容

固定資産の取得について、「固定資産取得報告書」が提出されていることを確認した。

固定資産の廃棄について、「固定資産売却等報告書」が提出されていることを確認した。

市7. 備品

(1) 実査

<実査内容>

固定資産実査の内容は、平成25年8月30日付「備品に関する実地照合の結果（報告）」における備品一覧表（以下、備品一覧表という）により確認した。

(2) 管理状況の検証

<検証内容>

備品一覧表には、備品一点ごとに、保管場所が記載されていることを確認した。

<中川下水道事務所>

中 1. 概要

(1) 所在地等

三郷市番匠免 3-2-2

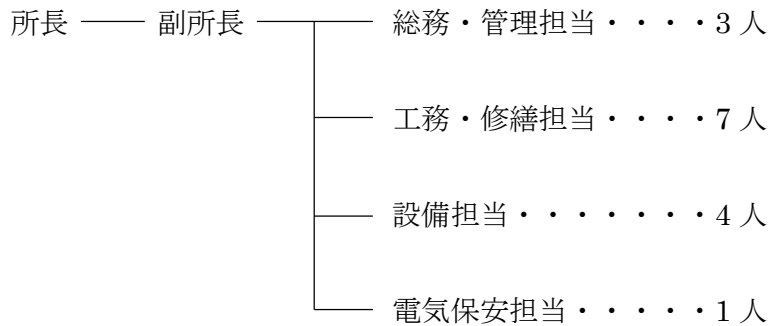
TEL 048-952-9080

FAX 048-952-9234

(2) 沿革

昭和 48 年 3 月 29 日	中川流域下水道事業着手
昭和 48 年 7 月 1 日	中川流域下水道建設事務所設置
昭和 58 年 4 月 1 日	中川下水道事務所に名称変更
	中川流域下水道一部完成 供用及び処理開始
平成 22 年 4 月 1 日	中川下水道事務所が中川水循環センター内に移転

(3) 組織



計 17 人

中 2. 事業概要

中川流域下水道は、県東部のさいたま市（一部）、川口市（一部）、越谷市、草加市、三郷市、八潮市、春日部市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町の 11 市 4 町の下水を三郷市内の終末処理場で処理しており、昭和 47 年に事業着手し、昭和 58 年 4 月に処理を開始した。

項目	全体計画	平成 25 年度末
処理面積	30,639ha	15,254.4ha
処理人口	1,454,000 人	1,301,503 人
下水道普及率	—	77.4%
汚水量（日最大）	765,000 m ³	549,580 m ³ /日
管渠施設延長	120,940m	121km
中継ポンプ場	1 か所	1 か所
終末処理場	14 系列	8 系列

中 3. 現場視察

Ⅲ 第 3 8. <中川支社>（中川水循環センター）中支 3. 現場視察 参照

中 4. 建設・設備工事に関する書類調査

建設・設備工事に関する契約書類等を 8 件調査したが、問題点及び指摘すべき事項はなかった。

中 5. 修繕費に関する書類調査

（1）工事名：中川流域中央幹線チュウ 39～40 管渠補修工事

① 契約概要

- 1) 箇所：中央幹線（春日部市増田新田地内）
- 2) 請負業者：A 業者
- 3) 契約日：平成 23 年 12 月 18 日
- 4) 契約期間：平成 25 年 12 月 18 日～平成 26 年 3 月 31 日
- 5) 設計金額：84,781,000 円（税抜）
- 6) 予定価格：84,781,000 円（税抜）

7) 契約金額：82,800,000 円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：地方自治法第 234 条第 1 項

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成 25 年 12 月 9 日
- 2) 入札状況

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
A 業者	82,800,000	落札
B 業者	88,400,000	予定価格超過

④ 監査で把握した問題点等

- 1) 課税事業届出書等は、落札者の提出書類であるが、日付がなかった。
- 2) 「中間前金払と部分払の選択」については、落札者の提出書類であるが、契約年月日及び工期の日付の記載がなかった。

⑤ 指摘又は意見

【指摘 6】落札者の提出書類

落札者の提出書類は、公文書として保存されるものなので、日付が記載されるように指導すべきである。

中 6. 固定資産

(1) 実査

① 実査内容

固定資産の実地棚卸は、「埼玉県下水道事業財務規程」に従い、平成 25 年度より実施している。

現地調査日に、現物が固定資産台帳に計上されているかについて、金額的に重要性のあるものを中心に確認を行った。

確認した固定資産は以下のとおりである。

- 1) 機械装置
 - 小水力発電（取得価額：82,706,841円）
 - 汚泥脱水機（取得価額：726,772,956円）
 - 汚泥焼却炉（取得価額：5,401,024,768円）
 - 反応タンク設備（取得価額：135,173,238円）
 - 汚水ポンプ（取得価額：84,222,305円）
 - 中央監視設備（取得価額：2,013,512,359円）

- 2) 建物
 - 管理棟（取得価額：1,506,874,260円）
 - 汚泥処理棟、沈砂池ポンプ棟、給水ポンプ棟

- 3) 機械装置
 - 反応タンク設備（汚水ポンプ）（取得価額：135,173,238円）

- 4) 構築物
 - 水処理施設（最初沈澱池、反応タンク、最終沈澱池）

- 5) 機械装置
 - 小水力発電

- 6) 構築物
 - 消化施設（休止固定資産）
 - ・汚泥タンク施設にある2基の汚泥消化槽
 - ・取得年：昭和59年、取得価額：103,109,277円

- 7) 機械装置
 - 汚泥脱水機 10台

- 8) 機械装置
 - 焼却炉 焼却能力 1号機 110t/日、 2号機 140t/日
3号機 250t/日、 4号機 250t/日

- 9) 土地 屋外灰保管所
 - 三郷市字番匠免3丁目168-1の水循環センター内の施設用地である。

② 下水道事務所による照合

平成 25 年度において、固定資産に関する実地照合を実施し、下水道局長に下記のとおり報告している。

実地照合の結果、相違があった。相違内容は下表のとおりである。

(単位：円)

資産名称	取得年度	取得価額	状況	備考
ガスホルダ	S60 年度	6,612,445	台帳上には存在するが現物がない	紛失ではなく撤去時に台帳反映がされなかったものと思われる
1～4 号汚泥脱水機 汚泥脱水機	H20 年度	184,980,700		名称違い「13 号汚泥脱水機」
1～4 号汚泥脱水機 汚泥脱水機	H20 年度	184,980,700		名称違い「14 号汚泥脱水機」
1～4 号汚泥脱水機 汚泥供給ポンプ	H20 年度	7,176,202		名称違い「汚泥供給ポンプ」
1～4 号汚泥脱水機 汚泥供給ポンプ	H20 年度	7,176,201		名称違い「汚泥供給ポンプ」
1～4 号汚泥脱水機 汚泥供給ポンプ	H20 年度	7,176,201		名称違い「汚泥供給ポンプ」
コントロールセンタ	S63 年度	214,949	台帳上には存在するが現物がない	紛失ではなく撤去時に台帳反映がされなかったものと思われる
補助リレー盤	S63 年度	462,606	台帳上には存在するが現物がない	紛失ではなく撤去時に台帳反映がされなかったものと思われる
計装計器盤	S63 年度	168,221	台帳上には存在するが現物がない	紛失ではなく撤去時に台帳反映がされなかったものと思われる
コントロールセンタ	H 元年度	191,220	台帳上には存在するが現物がない	紛失ではなく撤去時に台帳反映がされなかったものと思われる

資産名称	取得年度	取得日	取得価額	状況	備考
電気設備	H11年度	H12.3.21	6,425,536	台帳上には存在するが現物がない	紛失ではなく更新時に台帳反映がされなかったと思われる
電気設備	H11年度	H12.3.21	194,731	台帳上には存在するが現物がない	紛失ではなく更新時に台帳反映がされなかったと思われる
電気設備	H11年度	H12.3.21	379,811	台帳上には存在するが現物がない	紛失ではなく更新時に台帳反映がされなかったと思われる
電気設備	H11年度	H12.3.21	35883	台帳上には存在するが現物がない	紛失ではなく更新時に台帳反映がされなかったと思われる

出典：下水道事務所作成資料

(2) 固定資産管理

① 監査で把握した問題点等

固定資産の実査及び管理について、下記のような問題点があった。

- ・固定資産の実地棚卸に関するマニュアルについて
- ・実査日時について
- ・実地棚卸の対象及びチェックリストについて
- ・固定資産台帳の管理について
- ・休止固定資産について
- ・固定資産の建設仮勘定について
- ・消化施設の活用について

これらの問題点に関しては、Ⅱ 第3 5.(2)(3)(4)を参照のこと。

② 指摘又は意見

上記問題点に関する指摘又は意見に関しては、Ⅱ 第3 5.(2)(3)(4)を参照のこと。

【指摘 2】 固定資産台帳と現物の不一致

【意見 8】 実態を反映した固定資産の科目表示について

【意見 9】 固定資産の一意性のある登録及び管理について

【意見 10】 個々の固定資産の明確な区別管理について

【意見 11】 固定資産の実査について

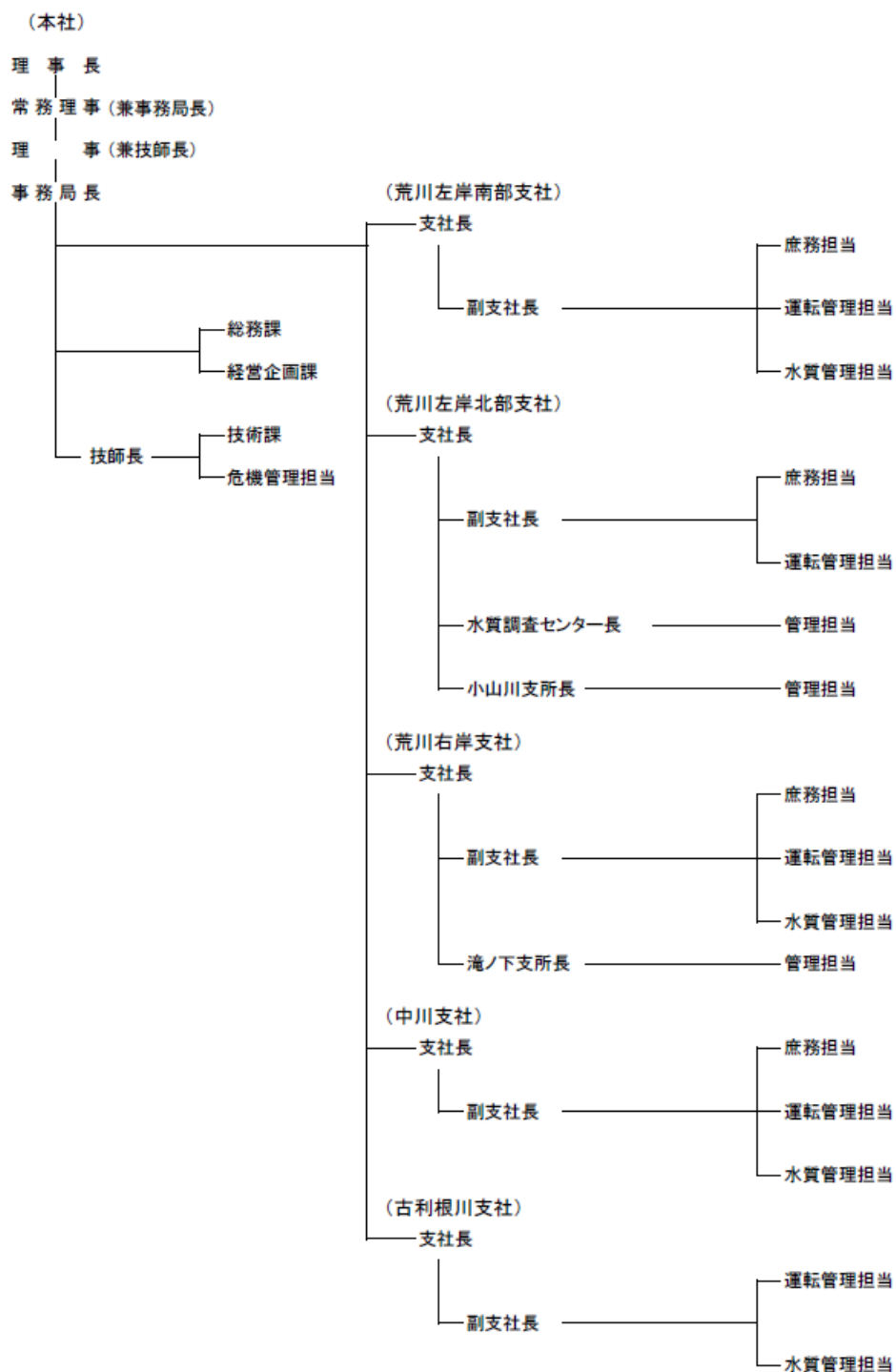
【意見 12】 固定資産台帳における休止資産の取扱いについて

(2) 沿革

昭和54年2月1日	財団法人埼玉県下水道公社設立
昭和54年4月1日	荒川左岸南部流域下水道維持管理業務受託開始
昭和56年4月1日	荒川左岸北部流域下水道維持管理業務受託開始 荒川右岸流域下水道維持管理業務受託開始
昭和58年4月1日	中川流域下水道維持管理業務受託開始 古利根川流域下水道維持管理業務受託開始
平成4年4月1日	荒川上流流域下水道維持管理業務受託開始
平成6年4月1日	市野川流域下水道維持管理業務受託開始
平成12年4月1日	再生水受託事業の開始
平成18年4月1日	荒川上流・市野川流域が包括的民間委託に移行 水質調査センターの設置
平成21年4月1日	利根川右岸流域下水道維持管理業務受託開始
平成23年4月1日	流域下水道施設等改築等施行受託事業の開始
平成24年4月1日	公益財団法人へ移行
平成26年5月1日	新河岸川上流水循環センターが包括的民間委託に移行

(3) 組織図

公益財団法人埼玉県下水道公社組織図 (平成26年4月1日現在)



(4) 評議員

平成 26 年 6 月 5 日現在

氏名	常勤・非常勤	備考
細見 正明	非常勤	東京農工大学大学院教授
花輪 健二	〃	地方共同法人日本下水道事業団 研修センター所長
野上 武利	〃	社団法人埼玉県経営者協会 シニアアドバイザー
松本 行夫	〃	さいたま市建設局長
藤原 悌子	〃	NPO 法人 水のフォーラム理事長
秋山 幸男	〃	埼玉県都市整備部長
大島 秀彦	〃	埼玉県下水道局長

(5) 役員

平成 26 年 6 月 5 日現在

役職名	氏名	常勤・非常勤	備考
理事長	南沢 郁一郎	常勤	
常務理事	秋葉 典和	〃	事務局長兼務
理事	渡辺 孝夫	〃	技師長兼務
〃	田所 隆雄	非常勤	熊谷市建設部長
〃	黒須 一雄	〃	川口市下水道部長
〃	金井 丈夫	〃	本庄市都市整備部長
〃	橋本 実	〃	深谷市環境水道部長
〃	齋藤 正弘	〃	久喜市上下水道部長
〃	関根 勇	〃	吉川市都市建設部長
〃	本橋 孝和	〃	ふじみ野市都市政策部長
〃	横田 一己	〃	滑川町環境課長
監事	吉浦 伸和	〃	埼玉県会計管理者
〃	小林 茂秋	〃	関東信越税理士会 埼玉県支部連合会副会長

(6) 事業内容

① 定款 第 4 条に定める事業

- 1) 下水道に関する知識の普及啓発に関すること
- 2) 下水道における水循環、資源循環及び施設再生に係る調査研究に関すること
- 3) 流域下水道の維持管理運営業務に関すること
- 4) 下水道における水質分析等の技術的支援に関すること
- 5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

② 改築等施行受託事業

1) 改築工事施行業務委託契約

公社は、県と改築工事施行業務委託契約書を締結し、平成 23 年度より改築工事施行業務を実施している。

2) 設立趣意書

公社が埼玉県流域下水道の適切な維持管理を実施するために設立された旨が、設立趣意書に明記されている。この設立趣意書に沿って、公社と県とは流域下水道事業において業務の棲み分けを行っており、県は流域下水道の建設を担当し、公社はその維持管理を担当してきた。

このことは、上述の定款 第 4 条 第 3 項に定める事業にも反映されている。

3) 改築等施行受託事業の根拠

改築等施行受託事業を実施する根拠として、設立趣意書の「維持管理の受託を行う等下水道に関する施策に協力し」の「等」及び定款 第 4 条 第 5 項の「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」を挙げている。

【意見 30】 定款に定める事業への追加について

上述に挙げた改築等施行受託事業の根拠は、緊急避難的な考え方といえる。公社は、改築等施行受託事業は継続的な事業とは認識していなかったため、公社が財団法人から公益財団法人へ移行する際に、寄附行為を定款に変更する段階で、定款の事業へ追加することはしなかった。

しかし、県の説明によると、改築等施行受託事業は今後も継続していく事業であることから、定款上の事業として明確にしておくべきと思料する。

2. 業務内容

(1) 各事業の業務内容

① 下水道に関する知識の普及啓発事業

現在の社会において、持続可能な循環型社会の形成や地球温暖化の防止が大きな課題となっている。下水道事業においても、汚水の効率的な処理や雨水の迅速な排除に加えて、「水と資源の健全な循環」を構築することが新たな使命となっている。

公社は、将来を担う子供から大人まで、幅広い世代を対象に下水道知識に関する普及啓発活動を実施し、県及び市町の下水道事業の展開を支援している。

1) 県民一般を対象とした事業

i) 下水道の日の関連行事

9月10日の「下水道の日」の関連事業として、埼玉県及び埼玉県下水道協会との共催により、標語、ポスター、書道、新聞及び作文を募集する作品コンクールを実施している。

ii) 県民の日の水循環センター探検ツアー

11月14日の県民の日の協賛事業として、公社が管理する7つの水循環センター（注）の施設を開放し、施設見学会を開催している。

（注）平成26年5月1日より、6つの水循環センターを管理している。

iii) 荒川・下水道フェスタ

荒川水循環センターにおいて、毎年10月頃に「荒川・下水道フェスタ」を開催し、施設見学会や下水道クイズなどの各種イベントを実施し、近隣住民との交流を深めている。

iv) 県・流域関連市町と連携した取組み

埼玉県・流域関連市町が主催する環境等のイベントに参加し、県・流域関連市町と協力して下水道の果たす役割や仕組みなどについての説明をしている。

- v) インターネットのホームページによる広報活動
広く県民に、下水道の仕組みと役割や公社の事業等を理解してもらうため、様々な情報をホームページを通じて発信している。
- vi) 各水循環センターでの施設見学会の案内
年間を通じて、一般見学者及び社会科の勉強のために訪れる小学生に対して、オリジナル映画の上映や施設の案内等を行い、下水道知識の普及に努めている。
- vii) 環境報告書の発行
事業活動に伴う環境負荷の低減及び環境配慮等の取り組み状況をまとめた環境報告書を発行している。

2) 児童・生徒等を対象とした事業

- i) 夏休み親子下水道教室
夏休み期間中に各水循環センターにおいて、汚れた水をきれいにする微生物の顕微鏡観察や水の汚れ具合などを見分ける簡易な水質検査を行い、下水道の果たす役割や下水道の仕組みを体験的に学習する教室を開催している。
- ii) 夏休み親子ホテル観賞会
7月下旬の2日間、育成したホテルを古利根川水循環センター内にある下水処理水を導いた人工水路“せせらぎ”において、地域住民に観賞してもらい、水辺を活用した快適な環境づくりと下水道施設の役割をPRしている。
- iii) 移動下水道教室
職員が流域関連市町の小学校に出向き、下水道が果たす役割や仕組みを説明し、さらに汚れた水をきれいにする微生物の顕微鏡観察や水の汚れ具合を見分ける簡易な水質検査を行っている。
- iv) 下水道展への出展
毎年7月下旬に開催される「下水道展」に、埼玉県下水道局と共同で地方公共団体等PRコーナーに出展し、トイレットペーパーとティッシュペーパーを使った「ツマラン管」実験や下水をきれいにする微生物の顕微鏡観察を実施している。

3) 環境 NPO と協働した普及啓発活動

環境 NPO と協働し、イベント等で下水道が身近な川の再生や循環型社会づくりに果たす役割を PR している。

② 下水道における水循環、資源循環及び施設再生に係る調査研究事業

流域下水道の管理運営過程で発生する技術的課題に対する改善策等について、調査研究事業を実施した。

1) 単独事業（平成 25 年度）

- ・荒川水循環センターにおける騒音抑制に関する調査
- ・脱臭用活性炭の延命化に関する調査（基礎編）
- ・汚泥処理施設の臭気抑制及び低コスト化に向けた調査
- ・高窒素流入に対応するための窒素除去に関する調査
- ・汚泥処理プロセスの効率的な運転に関する調査
- ・硝酸カルシウム（硫化水素抑制剤）の適正注入率に関する調査

2) 共同事業（平成 25 年度）

- ・埼玉県内の流域下水道における N₂O 発生量の把握と発生抑制方法の基礎的検討に関する研究

③ 流域下水道施設の管理運営事業

埼玉県が設置した荒川左岸南部、荒川左岸北部、荒川右岸、中川、古利根川及び利根川右岸の 6 つの流域下水道（水循環センター、ポンプ場及び幹線管渠）の維持管理運営業務を受託している。

④ 再生水事業

さいたま新都心における下水道事業の一環として、さいたま市の下水処理センターの 2 次処理水を高度処理して、さいたま新都心にトイレ洗浄水を供給する事業を実施している。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
送水量 (m ³)	267,536	279,627	279,752	288,628
送水事業所数	16	16	16	16

⑤ 流域下水道施設等改築等施行事業

荒川左岸北部流域ほか 3 流域下水道及びさいたま新都心再生水事業において、流域下水道施設の維持管理業務の受託事業と密接に関連している老朽化した施設の改築に係る設計及び施行业務を実施している。

(単位：千円)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度
発注金額	288,614	39,230	21,756
発注件数	14	5	3

⑥ 不老川水質環境保全対策事業

新河岸川上流水循環センターの下水処理水を高度処理して不老川に還流させ、河川の水量の確保と水質改善を図る事業を実施している。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
送水量 (m ³)	6,788,640	5,670,180	8,084,810	8,412,380

⑦ 下水道における水質分析等の技術的支援事業

流域下水道全体の水質リスクの低減を図るため、流域関連市町が行う水質管理業務に対して下水道排出基準への適合性判定や水質状況調査など技術的支援を実施している。

(単位：件)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
検体項目数	216	238	253	323
内、証明書付	216	235	245	265

(2) 各事業の損益状況 (過去4年間)

① 全体の損益状況

(単位：千円)

	維持管理事業	再生水事業	改築事業	独自事業	計
H22年度	0	0	0	2,791	2,791
H23年度	0	0	0	1,878	1,878
H24年度	0	0	0	895	895
H25年度	0	0	0	2,467	2,467
計	0	0	0	8,033	8,033

(注1) 県からの受託事業は、執行残額を全額返還する精算方式である。

そのため、収支差額は0円である。

出典：埼玉県下水道公社資料

② 各年度の損益状況

1) 平成22年度

(単位：千円)

	維持管理事業	再生水事業	改築事業	独自事業	計
収益	16,395,660	60,040	—	40,417	16,496,117
費用	16,058,124	54,717	—	37,625	16,150,466
精算	△337,535	△5,322	—	0	△342,858
損益	0	0	—	2,791	2,791

出典：埼玉県下水道公社資料

2) 平成23年度

(単位：千円)

	維持管理事業	再生水事業	改築事業	独自事業	計
収益	16,982,714	61,057	288,614	70,716	17,403,101
費用	16,517,717	59,845	288,614	68,837	16,935,014
精算	△464,996	△1,211	0	0	△466,207
損益	0	0	0	1,878	1,878

出典：埼玉県下水道公社資料

3) 平成 24 年度

(単位：千円)

	維持管理事業	再生水事業	改築事業	独自事業	計
収益	17,855,336	62,255	39,230	50,279	18,007,100
費用	17,128,887	58,494	39,230	49,384	17,275,995
精算	△726,448	△3,760	0	0	△730,208
損益	0	0	0	895	895

出典：埼玉県下水道公社資料

4) 平成 25 年度

(単位：千円)

	維持管理事業	再生水事業	改築事業	独自事業	計
収益	19,341,340	74,318	21,756	92,986	19,530,400
費用	18,757,105	70,655	21,756	90,518	18,940,035
精算	△584,234	△3,662	0	0	△587,897
損益	0	0	0	2,467	2,467

出典：埼玉県下水道公社資料

第2 監査の結果と意見（総括）

「公益財団法人埼玉県下水道公社の出納その他の事務の執行について」に関する監査の結果と意見は、以下のとおりである。

監査の結果及び意見	掲載頁数
【指摘 7】 普及啓発活動の財源	258
【意見 30】 定款に定める事業への追加について	223
【意見 31】 3月末における未払金の支払業務について	252
【意見 32】 競争原理について	253
【意見 33】 予定価格の適切な設定について	254
【意見 34】 インハウス検討委員会について	254
【意見 35】 見積りに基づく設計金額の算定について	254
【意見 36】 普及啓発活動の財源について	258
【意見 37】 職員の年齢分布について	261
【意見 38】 市場価格の大幅変動による変更契約について	264
【意見 39】 変更契約の要否について	277
【意見 40】 業者報告書の記載誤りについて	279
【意見 41】 低い落札率について	281
【意見 42】 修繕・工事成績報告書について	299
【意見 43】 見積金額と入札金額の大幅な乖離について	300
【意見 44】 年間を通じた保守契約期間について	308
【意見 45】 点数表の必要性について	316
【意見 46】 薬品点検実施日の順守について	317
【意見 47】 「棚札方式」の在庫管理について	318
【意見 48】 ラベルの貼付と記載事項について	320
【意見 49】 実地棚卸等に使用した資料について	321
【意見 50】 再委託報告書について	327

第3 監査の結果と意見（個別）

1. 決算内容

（1）決算書の2年度比較

① 貸借対照表

（単位：千円）

科目	平成24年度	平成25年度	増減額
I. 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	2,994,368	2,942,137	△52,230
未収金	1,555	717	△838
流動資産計	2,995,923	2,942,855	△53,068
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	20,045	20,474	429
投資有価証券	90,031	89,586	△445
基本財産合計	110,076	110,060	△16,134
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	1,012,027	998,042	△13,985
減価償却引当資産	10,210	10,551	341
特定資産合計	1,022,238	1,008,594	△13,643
(3) その他固定資産			
車両運搬具	6,715	6,715	—
車両運搬具	△5,709	△6,046	△336
減価償却累計額			
什器備品	4,505	4,505	—
什器備品	△4,500	△4,505	△4
減価償却累計額			
その他固定資産合計	1,010	669	△341
固定資産合計	1,133,325	1,119,324	△14,001
資産合計	4,129,249	4,062,179	△67,069

科目	平成 24 年度	平成 25 年度	増減額
Ⅱ. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,089,060	2,191,307	102,247
預り金	777,004	620,462	△156,542
未払消費税等	11,116	9,875	△1,240
賞与引当金	51,403	58,205	6,802
流動負債合計	2,928,584	2,879,850	△48,734
2. 固定負債			
退職給付引当金	1,012,027	998,042	△13,985
固定負債合計	1,012,027	998,042	△13,985
負債合計	3,940,612	3,877,892	△62,719
Ⅲ. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
埼玉県流域関連 市町出捐金	110,076	110,060	△16
指定正味財産合計	110,076	110,060	△16
(うち基本財産への充当額)	(110,076)	(110,060)	(△16)
2. 一般正味財産負債	78,560,239	74,226,075	△4,334,164
(うち特定資産への充当額)	(10,210,642)	(10,551,897)	(341,255)
正味資産合計	188,637	184,286	△4,350
負債及び正味財産合計	4,129,249	4,062,179	△67,069

② 正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	平成 24 年度	平成 25 年度	増減額
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益			
基本財産受取利息	942	977	34
投資有価証券満期償還差益	249	20	△228
基本財産運用益計	1,192	997	△194
②特定資産運用益			
特定資産受取利息	1,582	2,643	1,061
特定資産運用益計	1,582	2,643	1,061
③事業収益			
流域下水道維持管理事業収益	17,126,054	18,767,573	※ 1 1,641,519
再生水事業収益	58,534	70,603	12,069
改築等施行事業収益	39,230	21,756	※ 2 △17,473
事業収益計	17,223,818	18,858,933	1,636,115
④雑収益			
受取利息	383	1,123	740
雑収益	500	637	136
雑収益計	883	1,760	877
経常収益計	17,227,476	18,865,336	1,637,859
(2) 経常費用			
①事業費			
報酬	25,056	16,554	△8,502
給与手当	552,715	537,793	※ 3 △14,921
福利厚生費	111,984	111,301	△682
委託費	4,200,489	4,670,914	※ 4 470,425
材料品費	314,083	291,466	△22,616
薬品費	946,043	1,036,345	90,302
燃料費	454,437	484,723	30,286
電気料	4,256,074	4,660,004	※ 5 403,929
水道料	52,051	51,708	△343
修繕費	6,011,451	6,720,249	※ 6 708,798
工事請負費	39,230	21,756	※ 7 △17,473

科目	平成 24 年度	平成 25 年度	増減額
什器備品費	—	1,094	1,094
賃金	12,369	13,350	980
旅費	5,104	3,733	△1,370
報償費	33	57	23
食糧費	291	314	23
印刷製本費	7,337	4,894	△2,443
負担金	2,819	2,689	△130
消耗品費	11,411	11,581	170
通信運搬具	21,255	21,183	△71
自動車保険料	1,237	1,242	5
保険料	136	140	4
手数料	5,338	4,487	△850
賃借料	5,099	5,139	40
租税公課	6,066	6,716	650
賞与引当金繰入額	47,072	53,189	6,116
退職給付費用	51,795	68,446	16,651
減価償却費	61	—	△61
事業費計	17,141,045	18,801,080	1,660,035
②管理費			
報酬	165	110	△55
給与手当	50,479	44,592	※ 8 △5,887
福利厚生費	9,055	8,417	△637
燃料費	16	14	△2
修繕費	61	—	△61
什器備品費	133	—	△133
会議費	32	25	△6
旅費	112	53	△59
報償費	1,639	1,654	14
交際費	40	10	△30
印刷製本費	1,123	361	△761
負担金	391	388	△3
消耗品費	1,790	1,200	△589
通信運搬具	438	417	△20
自動車保険料	39	15	△24
手数料	168	402	234

科目	平成 24 年度	平成 25 年度	増減額
賃借料	187	178	△8
租税公課	169	238	68
賞与引当金繰入額	4,330	5,015	685
退職給付費用	5,359	5,151	△207
減価償却費	367	341	△26
管理費計	76,103	68,589	△7,513
経常費用計	17,217,148	18,869,670	1,652,521
評価損益等調整前当期経常増減額	10,327	△4,334	△14,661
当期経常増減額	10,327	△4,334	△14,661
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	—	—	—
(2) 経常外費用	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—
当期一般正味財産増減額	10,327	△4,334	△14,661
一般正味財産期首残高	68,232	78,560	10,327
一般正味財産期末残高	78,560	74,226	△4,334
II. 指定正味財産増減の部			
①基本財産運用益			
基本財産受取利息	950	981	31
基本財産運用益計	950	981	31
②一般正味財産への振替額	△1,192	△997	194
当期指定正味財産増減額	△241	△16	225
指定正味財産期首残高	110,318	110,076	△241
指定正味財産期末残高	110,076	110,060	△16
正味財産期末残高	188,637	184,286	△4,350

③ 増減の内容

No.	項目	内容
※ 1	流域下水道維持管理 事業収益	委託料 4.8 億円、修繕費 7 億円の増加
※ 2	流域下水道施設等改 築等施行事業収益	受託の減少による
※ 3	給与手当（事業費）	給与減額措置による
※ 4	委託費	労務単価の増加（約 15%）による
※ 5	電気料	電気料金単価の上昇による
※ 6	修繕費	緊急修繕の実施による
※ 7	工事請負費	受託件数の減少（5 件から 3 件へ）
※ 8	給与手当（管理費）	給与減額措置による

2. 流域下水道維持管理事業

- ・維持管理事業収益額の推移
- ・流入下水量の推移
- ・汚泥発生量の推移

上記3項目の過去5年間の推移は以下の通りとなっている。

項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
収益額 (千円)	17,162,714	16,058,124	16,396,073	17,126,054	18,767,573
流入下水量 (千m ³ /年)	627,137	655,065	648,779	638,471	657,010
汚泥発生量 (千m ³ /年)	3,304	3,374	3,712	3,568	3,685

平成25年度に微増となっているが、過去5年間の中では大きな変動は発生していない。

(1) 事業流域別維持管理事業収益額の推移

- ① 事業流域別の過去5年間における維持管理事業収益額（正味財産増減計算）は以下の通りとなっている。

(単位：千円)

事業流域	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
荒川左岸南部事業	5,078,521	5,093,240	5,123,303	5,275,067	6,156,592
荒川左岸北部事業	1,995,933	1,608,351	1,011,993	1,123,776	1,184,918
荒川右岸事業	4,418,091	4,096,648	4,188,892	4,555,944	4,833,985
中川事業	3,854,357	3,600,061	4,144,714	4,222,415	4,589,247
古利根川事業	941,011	883,505	719,011	786,295	844,097
荒川上流事業	17,169	2,533	2,393	2,948	2,797
市野川事業	25,489	13,835	7,086	8,599	8,651
利根川右岸	531,656	519,190	282,546	231,938	250,511
共通事業費	300,483	240,756	916,131	919,067	896,772
合計	17,162,714	16,058,124	16,396,073	17,126,054	18,767,573
対前年度比 (H21:100)	100	94	102	104	110

※収益額＝収支計算決算額＋在庫薬品燃料調整額＋退職引当金積立額

② 維持管理事業収益（金額）の他の都道府県下水道公社との比較

他の都道府県下水道公社における比較可能な過去 3 年間の維持管理事業収益は以下の通りとなっている。

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
埼玉 県	20,842,304	30,425,573	21,987,942
栃 木 県	2,977,438	3,026,672	3,475,275
神 奈 川 県	7,740,297	7,319,391	7,307,390
愛 知 県	8,261,459	8,701,436	8,962,800
新 潟 県	3,305,388	3,335,864	3,473,069
広 島 県	2,435,059	2,653,519	2,807,500
千 葉 県	12,183,082	12,617,676	13,236,719
福 井 県	787,671	781,244	819,364
鳥 取 県	507,032	498,709	546,770
香 川 県	1,102,909	1,080,093	1,117,657
兵 庫 県	9,032,835	9,290,539	9,423,229
静 岡 県	5,041,325	5,008,127	4,999,974
山 梨 県	2,253,346	2,391,162	2,483,959
岩 手 県	2,758,741	2,651,730	2,991,383
山 形 県	1,883,361	1,834,053	1,741,745
三 重 県	4,098,535	3,877,531	4,063,433
宮 城 県	5,177,852	4,482,964	3,502,383
富 山 県	2,958,634	3,414,516	3,249,937
福 岡 県	7,802,227	7,808,576	7,597,810
福 島 県	2,756,023	2,763,572	4,276,631
岡 山 県	2,190,993	1,887,354	1,937,966
石 川 県	1,042,490	991,870	1,069,760
青 森 県	1,271,734	1,297,014	1,288,589
岐 阜 県	2,414,691	2,570,254	2,611,929
長 野 県	3,250,841	3,351,917	3,374,778
和 歌 山 県	423,368	411,375	466,025

※上記各県は、下水道公社等がある県を対象とした。

※金額は、日本下水道協会発行「下水道統計」（維持管理費（流域）下水道管理費）の「汚水処理費」

比較可能な平成 21 年度から平成 23 年度まででは、埼玉県が全国一位となっている。

③ 汚水処理原価（円／m³）の他の都道府県下水道公社との比較

他の都道府県下水道公社における比較可能な過去3年間の汚水処理原価（円／m³）は以下のとおりとなっている。

（単位：処理数量＝千m³）

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	処理数量	汚水処理原価	処理数量	汚水処理原価	処理数量	汚水処理原価
埼玉県	598,639	34.8	627,793	48.5	624,580	35.2
栃木県	44,781	66.5	46,152	65.6	45,887	75.7
神奈川県	243,290	31.8	276,967	26.4	246,655	29.6
愛知県	197,391	41.9	208,877	41.7	216,227	41.5
新潟県	70,105	47.1	72,565	46.0	73,611	47.2
広島県	57,892	42.1	59,652	44.5	62,176	45.2
千葉県	349,523	34.9	356,430	35.4	348,438	38.0
福井県	15,812	49.8	16,747	46.6	16,720	49.0
鳥取県	7,279	69.6	7,306	68.3	7,462	73.3
香川県	21,267	51.9	21,513	50.2	23,097	48.4
兵庫県	228,772	39.5	232,434	40.0	236,792	39.8
静岡県	107,857	46.7	110,130	45.5	113,507	44.0
山梨県	31,678	71.1	32,528	73.5	32,259	77.0
岩手県	54,421	50.7	57,353	46.2	59,103	50.6
山形県	38,306	49.2	41,299	44.4	42,850	40.6
三重県	61,212	67.0	62,618	61.9	66,837	60.8
宮城県	90,730	57.1	92,200	48.6	77,256	45.3
富山県	41,156	71.9	42,944	79.5	43,632	74.5
福岡県	88,859	87.8	90,351	86.4	92,486	82.2
福島県	45,448	60.6	45,448	60.8	51,152	83.6
岡山県	47,888	45.8	51,119	36.9	54,981	35.2
石川県	23,013	45.3	23,922	41.5	23,909	44.7
青森県	19,436	65.4	19,848	65.3	19,611	65.7
岐阜県	39,596	61.0	41,453	62.0	42,639	61.3
長野県	59,083	55.0	61,533	54.5	61,862	54.6
和歌山県	3,430	123.4	3,794	108.4	4,242	109.8

※上記各県は、下水道公社等がある県とした

※処理水量は日本下水道協会発行「下水道統計」（維持管理費（流域）下水道管理費）の「年間有収入水量」。

汚水処理原価（円／m³）は、同「汚水処理費」を年間有収入水量で除したもの。

※平成 24 年度版及び平成 25 年度版の「下水道統計」は発表されていない。

処理水量については、埼玉県が 2 位以下に大きな差をつけて 1 位となっている。そのため、処理原価は全国的にみると少額となっている。

3. 委託費

(1) 流域別委託費計上額の過去4年間の推移

① 流域別委託費計上額の過去4年間の推移 (単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
荒川左岸南部	1,252,567	1,310,237	1,245,926	1,403,661
荒川左岸北部	516,884	482,272	472,679	503,147
荒川右岸	1,077,899	1,116,291	1,072,718	1,168,163
中川	821,015	909,500	888,839	1,020,807
古利根川	382,599	356,324	344,704	377,513
利根川右岸	138,230	119,979	121,322	140,421
荒川上流	116	114	112	137
市野川	355	356	372	338
共通	13,258	12,821	12,659	14,290
委託料合計	4,202,926	4,307,897	4,159,333	4,628,480

出典：下水道局資料

② 流入水量 (単位：m³)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
流入水量	660,116,454	654,093,768	643,766,029	657,010,558

出典：下水道局資料

③ 委託費 (1 m³当たり) (円/m³)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
委託費	6.4	6.6	6.5	7.0

出典：下水道局資料

委託費計上額を流入水量で除したものの。

④ 再生水事業費 (単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
委託料	41,805	42,470	41,156	42,433

出典：下水道局資料

(2) 再委託の業務内容

主な委託内容	再委託業務
① 仕様書・指示書に従い実施する 運転操作、監視、点検業務、繰り返し行う単純作業	下水道処理施設(水処理・汚泥処理・ 中継ポンプ場)維持操作業務
② 特殊な点検技術を要する業務	電子計算機、電気設備、計装設備等
③ 法的に要求される専門的な点検 整備・検査業務	消防設備、クレーン設備、トラック スケール(台貫)、ボイラー設備
④ 一度に多人数を要する業務	植栽管理業務
⑤ 特殊な機械・装置及び操作技術 を必要とする業務	管渠調査、管渠清掃、排水槽清掃

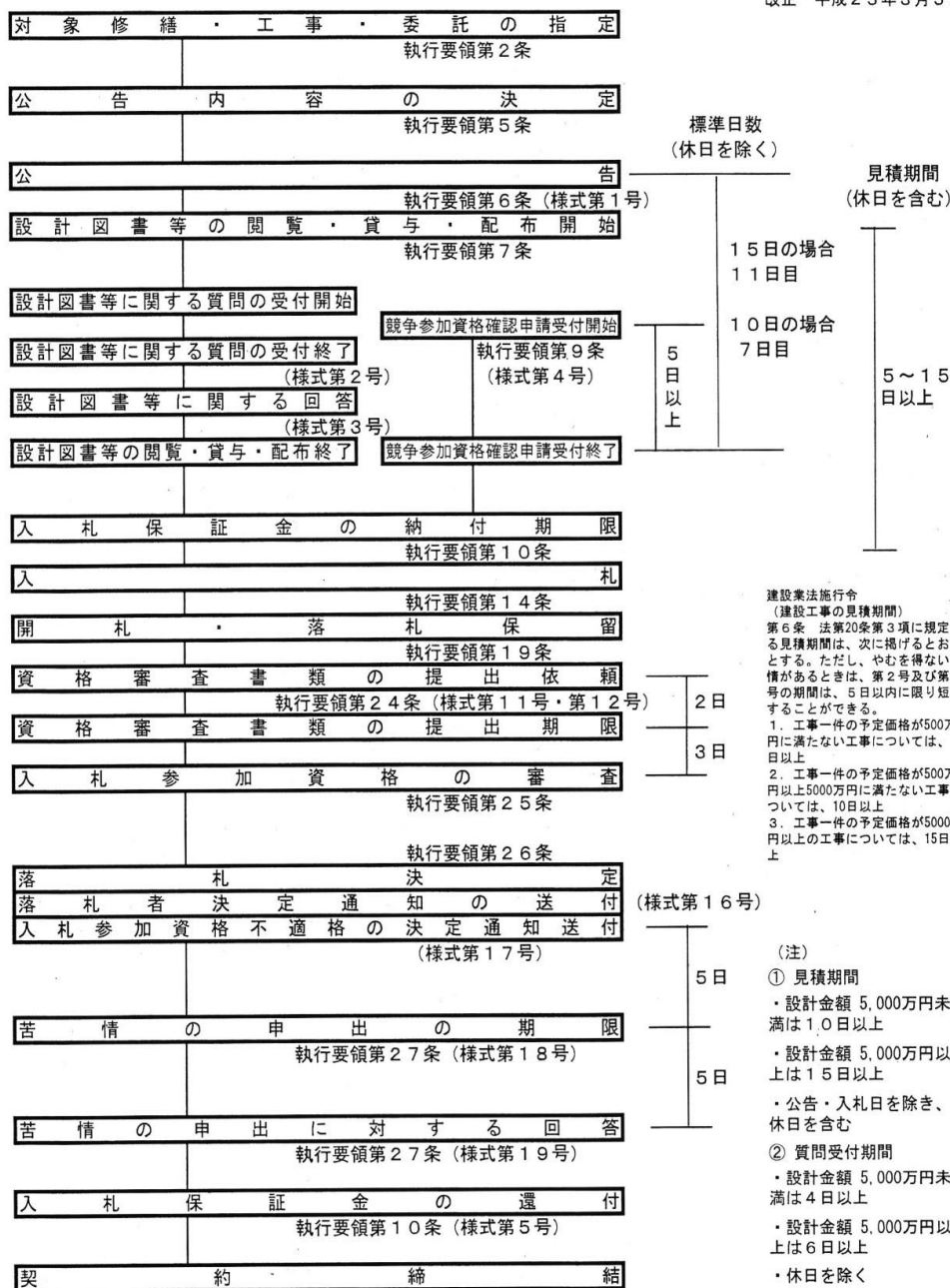
(3) 委託契約の事務フロー

公益財団法人埼玉県下水道公社財務規程第52条(契約の方法)、第61条(公告)及び第68条(入札者の指名等)に基づき、「業務委託・修繕・工事発注等に関する取扱い方針」を定めており、この方針に従って事務を進めている。当該取扱い方針は、以下の内容からなる。

- ① 委託・修繕・工事発注に関する取扱い方針
 - 1) 県内業者の活用について
 - 2) 工期及び実施時期について
 - 3) 一般競争入札について
- ② 業務委託・修繕・工事発注に関する見積依頼及び指名に係る取扱い方針
 - 1) 見積依頼者数について
 - 2) 見積依頼業者選定の進め方
 - 3) 見積依頼業者決定フロー
 - 4) 指名選定業者数について
 - 5) 指名業者選定の進め方
- ③ 公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札(事後審査型)執行要領の取扱い方針
 - 1) 一般競争入札(事後審査型)執行要領運用指針について
 - 2) 一般競争入札公告内容等の決定の進め方
 - 3) 公告における期日の設定について
- ④ 公益財団法人埼玉県下水道公社下水道施設維持操作業務委託一般競争入札執行要領の取扱い方針
 - 1) 下水道施設維持操作業務委託一般競争入札の参加条件について
 - 2) 下水道施設維持操作業務委託一般競争入札公告内容等の決定の進め方

一般競争入札（事後審査型）事務処理体系図

改正 平成25年3月5日



建設業法施行令
（建設工事の見積期間）
第6条 法第20条第3項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。
1. 工事一件の予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上
2. 工事一件の予定価格が500万円以上5000万円に満たない工事については、10日以上
3. 工事一件の予定価格が5000万円以上の工事については、15日以上

（注）
① 見積期間
・設計金額 5,000万円未満は10日以上
・設計金額 5,000万円以上は15日以上
・公告・入札日を除き、休日を含む
② 質問受付期間
・設計金額 5,000万円未満は4日以上
・設計金額 5,000万円以上は6日以上
・休日を除く

（注） ③ 競争参加資格確認申請書の提出期間 ・公告日から休日を除いて5日以上 を設定
④ 「設計図書等の貸与・閲覧」から「設計図書等に対する質問の受付終了」までの期間は、設計図書等の多寡を勘案し、必要十分な期間を確保するものとする。
⑤ 休日とは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始をいう。
⑥ 標準日数は、休日を除く。

(4) 近隣2県との比較（過去4年間）

公益財団法人埼玉県下水道公社と（公財）神奈川県下水道公社及び（公財）千葉県下水道公社の近隣2県と比較した。

なお、ホームページ等で公表されていないため、不明な金額および数値は「—」とした。

① 委託費計上額の過去4年間の推移 (単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
埼玉県	4,202,926	4,307,897	4,159,333	4,628,480
神奈川県	—	1,780,543	1,767,387	1,794,336
千葉県	—	—	—	1,242,378

出典：各県下水道公社 HP より

② 流入下水量 (単位：m³)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
埼玉県	660,116,454	654,093,768	643,766,029	657,010,558
神奈川県	—	276,185,840	267,560,100	268,988,320
千葉県	—	—	—	122,599,760

出典：各県下水道公社 HP より

③ 委託費（1 m³当たり） (円/m³)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
埼玉県	6.4	6.6	6.5	7.0
神奈川県	—	6.4	6.6	6.7
千葉県	—	—	—	10.1

出典：各県下水道公社 HP より

委託費計上額を流入水量で除したものの。

4. 修繕費

(1) 修繕項目及び金額の決定

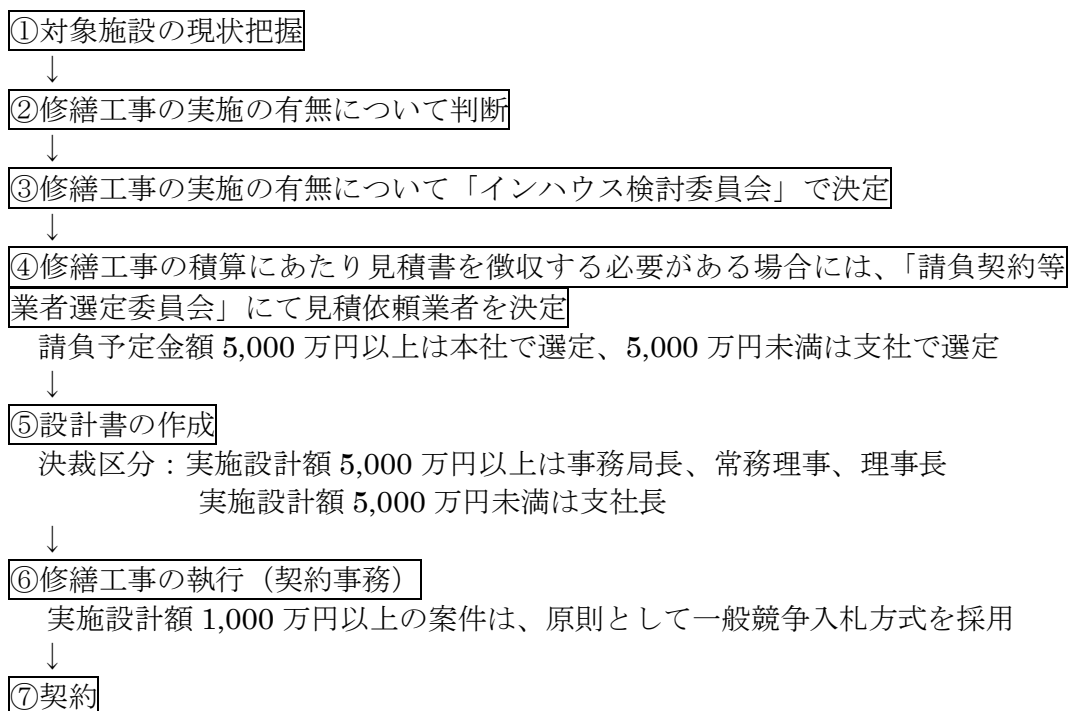
下水道公社は、下水道公社が作成した「修繕 10 カ年計画」を基に、現状の設備の状態を加味したうえで毎年度の実施計画を策定している。

「修繕 10 カ年計画」は、埼玉県が作成している埼玉県流域下水道「機械設備標準保守点検基準」及び「電気設備保守点検実施基準」を基に過去の修繕実績を踏まえて策定する。また、毎年度の実施計画は、過去の修繕実施状況や設備の現状を確認するとともに、県が策定する「長寿命化計画」や「改築更新計画」を考慮して策定する。

毎年度の実施計画における具体的な修繕項目の内容及び金額については、下水道公社が予算要求資料を作成し、県の下水道事務所のヒアリングを行ったうえで、県議会を経て決定される。

(2) 修繕契約の事務フロー

修繕工事執行の事務フローは、次のとおりである。



(3) 最新の修繕10か年計画（平成26年度～平成35年度）

平成26年8月に作成した最新の修繕10か年計画における年度別の金額は、次のとおりである。

① 流域下水道維持管理事業の修繕計画

（単位：千円、税抜）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
荒川左岸南部	4,057,167	2,455,160	2,634,264	2,581,660
荒川左岸北部	310,574	360,905	263,034	209,537
利根川右岸	22,256	37,727	41,886	86,226
荒川右岸	1,804,650	1,807,466	1,964,006	1,342,628
中川	2,404,449	3,036,401	2,093,344	2,047,529
古利根川	206,011	572,804	277,113	312,739
合計	8,805,107	8,270,463	7,273,647	6,580,319

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
荒川左岸南部	2,963,985	2,130,169	2,234,656	2,652,148
荒川左岸北部	416,751	261,764	242,591	392,129
利根川右岸	86,748	101,086	95,619	101,075
荒川右岸	1,660,497	1,796,779	1,652,942	1,569,721
中川	2,099,589	1,797,582	1,798,438	1,552,711
古利根川	269,592	262,685	257,705	314,706
合計	7,497,162	6,350,065	6,281,951	6,582,490

	平成34年度	平成35年度	10年合計
荒川左岸南部	2,334,640	1,616,364	25,660,213
荒川左岸北部	294,532	33,495	2,785,312
利根川右岸	56,883	87,029	716,535
荒川右岸	1,669,091	465,325	15,733,105
中川	1,527,368	1,694,009	20,051,420
古利根川	226,349	136,313	2,836,017
合計	6,108,863	4,032,535	67,782,602

出典：下水道公社資料

② 再生水事業等の修繕計画

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
再生水事業	63,340	26,589	3,020	152,000
予備費	3,167	1,329	151	7,600
合計	66,507	27,918	3,171	159,600

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
再生水事業	6,430	20,240	232,525	207,120
予備費	322	1,012	11,626	10,356
合計	6,752	21,252	244,151	217,476

	平成 34 年度	平成 35 年度	10 年合計
再生水事業	7,760	7,130	726,154
予備費	388	357	36,308
合計	8,148	7,487	762,462

(4) 過去 4 年間の修繕費計上額

① 過去 4 年間の修繕費計上額

(単位：千円、税抜)

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
維持 管理 事業	荒川左岸南部	2,132,322	2,171,748	2,023,662	2,511,732
	荒川左岸北部	624,410	170,655	227,823	225,171
	荒川右岸	1,500,005	1,614,015	1,684,908	1,740,955
	中川	1,473,084	1,912,362	1,853,451	2,006,369
	古利根川	169,403	123,466	176,935	192,423
	利根川右岸	243,690	95,908	39,356	31,102
	荒川上流	0	0	0	0
	市野川	0	0	0	0
	共通	4,083	3,169	3,748	2,992
	小計	6,147,000	6,091,327	6,009,886	6,710,747
再生水事業		3,185	2,420	1,565	9,502
その他		38	0	61	0
合計		6,150,224	6,093,747	6,011,512	6,720,249

出典：下水道公社資料

荒川上流及び市野川の修繕費が少額又は 0 となっているのは、両流域の維持管理業務が平成 18 年度以降包括的民間委託へ移行し、下水道公社が維持管理業務を行わなくなったことによる。

なお、平成 23 年度～平成 25 年度に、これまで修繕として扱っていた工事の一部を改築工事に移行している。改築契約金額(税抜き)は次のとおりである。

(単位：千円、税抜)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
荒川左岸北部	71,010	10,750	3,300
古利根川	29,000	0	0
利根川右岸	166,354	11,980	18,456
再生水事業	22,250	16,500	0
合計	288,614	39,230	21,756

出典：下水道公社資料

② 監査で把握した問題点等

事後修繕についての問題点あり。

詳細は、Ⅱ 第3 8.(1)②を参照のこと。

③ 指摘又は意見

【意見】事後修繕の導入検討について

詳細は、Ⅱ 第3 8.(1)②を参照のこと。

5. 薬品費

(1) 薬品費計上額（過去4年間）

(単位：円)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
薬品費	967,686,553	1,083,111,651	946,043,523	1,036,345,944

(2) 流域別薬品費計上額（過去4年間）

(単位：円)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
薬品費	967,686,553	1,083,111,651	946,043,523	1,036,345,944
<内訳>				
荒川左岸南部	259,013,414	260,352,917	253,048,371	345,629,258
荒川左岸北部	60,111,737	57,862,888	43,632,804	39,759,345
荒川右岸	235,188,926	293,004,940	252,889,527	264,827,163
中川	337,898,054	401,786,240	332,547,501	318,139,372
古利根川	54,852,360	49,484,393	47,310,335	49,369,448
荒川上流	128,302	107,441	139,187	123,143
市野川	337,980	327,348	417,084	401,661
利根川右岸	19,543,590	15,046,784	10,294,149	12,349,741
再生水	612,190	5,138,700	5,764,565	5,746,813

(3) 薬品管理の方法及び責任者

処理用薬品の漏洩及び事故を未然に防止するため、つぎのとおり管理する。

① 管理担当部署

各処理用薬品の管理担当部署は次のとおりとする。

- 1) 水循環センター水処理部門の薬品は水処理薬品の管理担当者
- 2) 水循環センター汚泥処理部門の薬品は汚泥処理薬品管理担当者
- 3) 日常点検・保守点検は、下水道施設（水処理・汚泥処理・中継ポンプ場）維持理業務委託受託者（以下「維持管理受託者」という）

- ② 管理項目
処理用薬品の漏洩及び事故を未然に防止するため、各部署はつぎのとおり管理する。
- 1) 下水道公社
 - i) 処理用薬品の在庫管理及び発注管理
 - ii) 点検記録等の管理
 - 2) 維持管理受託者
 - i) 日常及び定期点検の実施
 - ii) 使用量及び残量の記録
 - iii) 異常時の処置
- ③ 管理方法
- 1) 下水道公社
 - i) 毎日の使用量、残量及び納入量から、漏洩の確認（日・祭日を除く毎日）
 - ii) 異常対応時の指揮監督指示
 - 2) 維持管理受託者
 - i) 中央操作室による注入量・残量の確認及び監視（毎日）
 - ii) 日常点検日誌に基づく点検の実施（日・祭日を除く毎日）
（日常点検での貯留タンク、レベル計及び配管を点検し、漏洩のないことを確認、取扱手引きの作業手順遵守）
 - iii) 異常等が発生した場合における管理部署への連絡及び報告（随時）
- ④ 異常時の対応・処置
- 1) 使用量と残量に差異が生じた場合及び注入設備等に異状を発見した時は速やかに管理担当部署に報告する。担当部署は原因を調査し、メンテナンス上の問題であれば維持管理受託者に指示し修復処置を施す。
 - 2) 維持管理受託者による復旧が困難である場合は、専門業者に修理を依頼し修復処置を施す。
 - 3) 地震・事故、劣化及びバルブ等の誤操作により薬品が漏洩し、土壌汚染、地下水汚染及び水質汚濁の発生が予測される場合には、被害の拡散などの措置を講ずるものとする。

具体的対応方法等は、「漏洩事故対応手順」による。

6. 人件費

(1) 役員、職員の人件費負担

県から公社への派遣役員・職員ともに、固定的賃金は県負担となっている。(平成 23 年度以降)

<平成 23 年度以降の県派遣役職員の負担区分>

(給与)

項目	県負担	公社負担
給料	○	
扶養手当	○	
地域手当(*)	△	△
住居手当	○	
管理職手当		○
時間外勤務手当		○
宿日直手当		○
通勤手当		○
期末手当	○	
勤勉手当		○
休日勤務手当		○
管理職特別勤務手当		○

※○は全額、△は一部を示す。

(*) 地域手当は、給料、管理職手当、扶養手当に支給割合を乗じて算定する。

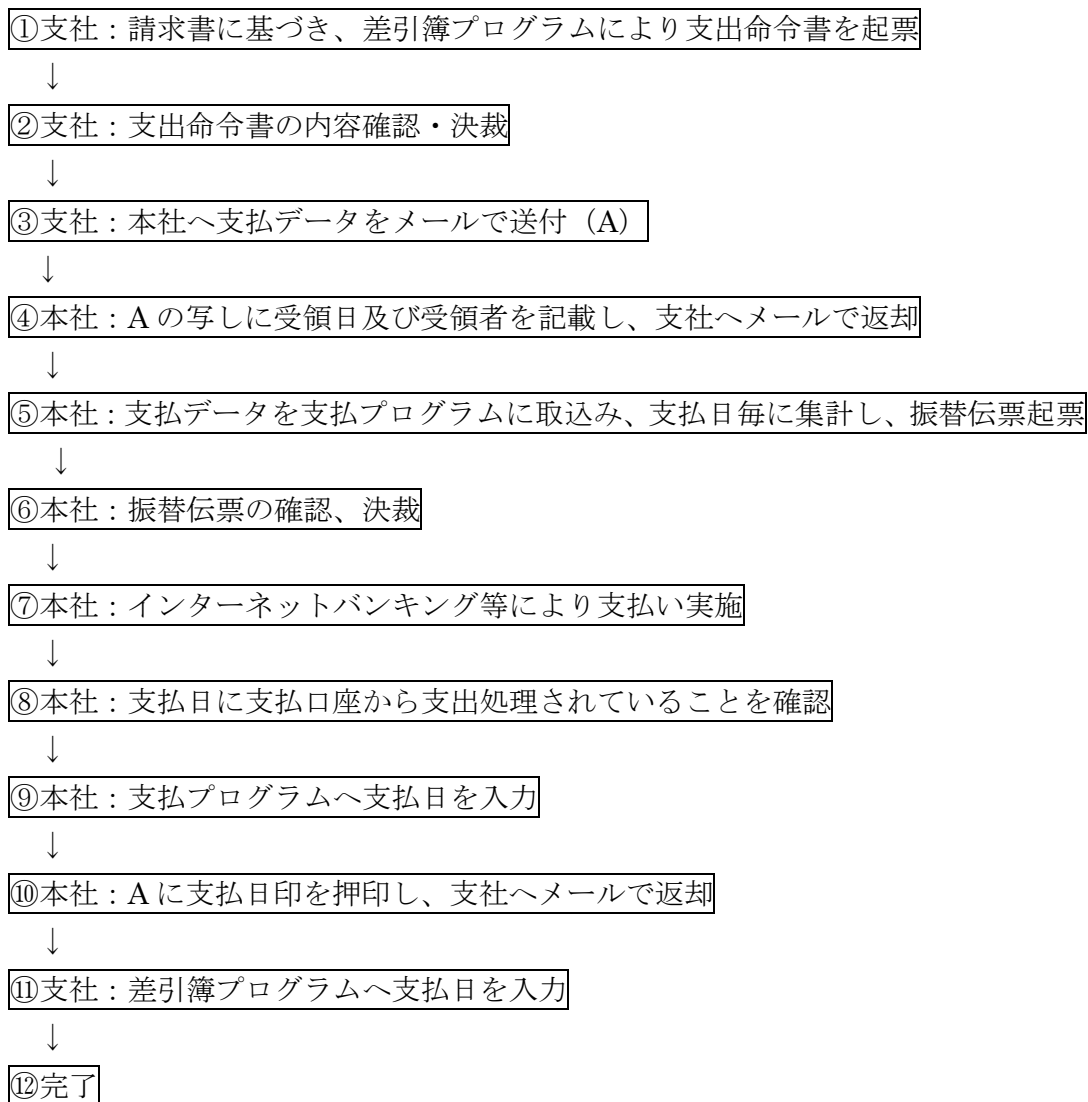
県からの派遣職員に対しては、給料及び扶養手当は県が負担し、管理職手当については公社が負担することから、地域手当に関しても各々の負担割合に応じて、県と公社が負担する。

当該支給基準については、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 13 年埼玉県条例第 72 号)の規定に基づき、埼玉県と公益財団法人埼玉県下水道公社との間で締結された取決め書による。

7. 未払金

(1) 未払金の支払事務手続きの事務フロー

未払金の支払事務手続きの事務フローは、次のとおりである。



(2) 過去 5 年間の未払金残高の推移

① 過去 5 年間の未払金残高の推移

過去 5 年間（平成 21 年度～平成 25 年度）の費目別の未払金残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
退職金支出	34,293	21,628	64,884	46,621	87,583
委託費支出	807,805	809,138	744,808	701,117	783,105
薬品費支出	87,772	101,206	174,361	127,463	54,418
燃料費支出	40,790	41,631	44,342	55,814	41,971
電気料支出	241,901	229,770	484,116	574,665	394,893
修繕費支出	2,430,520	572,798	82,663	456,468	712,103
合計	3,643,083	1,776,173	1,595,177	1,962,150	2,074,076

出典：下水道公社資料

平成 21 年度の未払金残高が約 36 億 4,300 万円であるのに対し、翌平成 22 年度残高は約 17 億 7,600 万円へと半減している。その理由について質問したところ、平成 22 年以降はなるべく年度内に支払いを完了するように努めたためとの回答を得た。

② 監査で把握した問題点等

平成 22 年度以降は、3 月中に請求書を受領したものを含め可能な限り 31 日までに支払いを行っているが、3 月下旬に請求書を受領した分についても 31 日までに支払いを行う必要性は認められない。

③ 指摘又は意見

【意見 31】3 月末における未払金の支払業務について

3 月下旬に請求書を受領した未払金等については、あえて 3 月 31 日までに支払業務を完了させる必要性はない。事務の効率性の観点からも、通常の月と同様に翌月に支払いをするのが望ましいと思料する。

また、3 月 31 日までに支払業務を完了させるとなると、3 月は 2 か月分の支払いが重なることになる。資金負担の平準化という観点からも、通常の月と同様に翌月に支払いをするのが望ましいと思料する。

8. 下水道公社本社、各支社

現地調査として、下水道公社本社、荒川左岸南部支社、荒川左岸北部支社、荒川右岸支社及び中川支社を往査した。

各往査先における調査内容は下記に示すとおりであるが、共通的な内容の指摘及び意見については、総括的にまとめて記載する。

(1) 競争原理について

【意見 32】 競争原理について

契約方法としては一般競争入札とされているが、その実態は1者による随意契約と同様のものが散見された。そのため、一般競争入札を実施していた場合に期待される競争原理や支出削減効果は発揮されているとはいえない。

よって、複数の業者が入札参加できるような発注方法も検討するべきであると思料する。

(2) 予定価格の適切な設定について

① 内容

予定価格は、資材等の最新の実勢価格を適切に反映させ、必要に応じ、見積りを活用した積算方式を活用しつつ、実際の施工に要する経費を適切に計上することにより設定するものである。

これに対して、いわゆる歩切りとは、予定価格を合理的理由もなく切り下げることである。

② 国からの要請

歩切りは、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害する恐れがあることから、これを行わないこと、という旨の通知が、平成 23 年 8 月 25 日に総務大臣及び国土交通大臣の連名で、県知事宛に届いている。さらに、平成 26 年 1 月 24 日にも同様の通知が、総務省自治行政局長及び国土交通省土地・建設産業局長の連名で、県知事宛に届いている。

これら通知は、直接的には地方公共団体及び特殊法人に対して発せられたものであるが、所管法人に対しても法及び指針に沿った取組を要請するようにとの記載がある。

【意見 33】 予定価格の適切な設定について

国からの通知は、公共工事の入札における予定価格の設定に当たって、歩切りによる切り下げをしないように求めるものであるが、この通知の趣旨から判断すると、公共工事以外の入札にも及ぶものとする。例えば、委託業務等である。

公社は、今後の委託業務等を含む入札において、予定価格の適切な設定について検討すべきであると思料する。

(3) インハウス検討委員会について

【意見 34】 インハウス検討委員会について

公社の支社において、工事計画等を作成するにあたり、その内容の妥当性やコスト削減効果を検討するための、支社長を中心とした「インハウス検討委員会」を開催している。

委員会議事録の検討結果には、「原案どおり実施する。」と結論を記載しているのみで、議事の経緯（発言内容等）を記載していない。同委員会に参加していない関係者等は、どのような議論を得て結論に至ったのか理解できないし、その他外部者に向けても説明しなければならない事態が生じたときは、説明が困難となる可能性があることから、議事録の検討結果については、結論のみではなく結論に至った議事の経緯を記載すべきである

また、委員会議事録は全支社において作成され保管されているが、一部の支社においてファイルに綴じ込まれてはいないものがあった。工事計画等を作成するための重要な委員会議事録であるため、保管のためのルールを整備し、きちんと運用するべきと思料する。

(4) 見積りに基づく設計金額の算定について

【意見 35】 見積りに基づく設計金額の算定について

設計金額を算定する際に、汎用品ではない特定の部品については導入業者（契約業者）から見積りを入手し、一定の掛け率を反映させ算定している。

しかし、現状の方法によると、掛け率の反映はあるとしても導入業者からの見積りに基づき設計金額が算定されてしまうため、予定価格が推測されやすくなることも想定され、入札手続への影響も懸念される。加えて、個別の事情や経費削減の経緯なども反映されにくい方法となっている可能性もあると考えられる。

また、現状では導入業者からしか見積りを入手できない状況であるため、複数の業者が見積りを出すことができるような発注方法も検討すべきであると思料する。

<下水道公社 本社>

本1. 概要

(1) 所在地等

さいたま市桜区田島7-2-23

TEL 048-838-8585

FAX 048-838-8589

(2) 沿革

Ⅲ 第1 1. (2) 参照

(3) 組織

Ⅲ 第1 1. (3) 参照

本2. 事業概要

Ⅲ 第1 1. (6) 参照

本3. 現場視察



下水道公社本社玄関



下水道公社本社外観

本 4. 下水道公社の業務に関する書類調査

(1) 普及啓発活動

① 収支概要

公社の主な事業は、流域下水道の維持管理業務であるため、県との業務委託契約書における業務内容に普及啓発活動は含まれていない。そのため、普及啓発活動を実施するための財源が用意されていないことになる。

公社としては、基本財産及び特定資産の運用収入をその財源として用いており、過去 5 年間の予算ベースにおける収支の内容をまとめると、下表のとおりであった。

(単位：千円)

	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年
1. 収入					
基本財産運用収入	813	1,021	1,014	1,211	977
特定資産運用収入	6,077	2,907	2,222	2,222	2,885
雑収入 (普通預金利息等)	1,415	1,415	969	977	930
計	8,305	5,343	4,205	4,410	4,792

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
2. 費用					
(1) 普及啓発事業					
「下水道の日」関連	500	500	80	100	150
下水道フェスタ	47	47	47	47	42
夏休み親子下水道教室	170	148	148	173	169
夏休み親子ホテル観賞会	50	50	48	48	48
移動下水道教室	—	—	—	—	—
流域館内イベント参加	1,052	1,006	976	828	1,006
環境報告書	—	—	—	—	—
ホームページ広報	—	—	186	—	—
県民の日	—	70	76	76	81
施設見学（傷害保険）	—	—	—	—	—
クリアホルダー	—	—	—	—	—
その他			323	115	224
小計	1,819	1,821	1,884	1,387	1,721
(2) 調査研究事業	2,610	310	200	150	490
小計	2,610	310	200	150	490
(3) 法人事業					
管理運営事業	3,262	3,262	4,467	2,194	2,193
研修事業	87	87	81	49	49
小計	3,349	3,349	4,548	2,243	2,242
計	7,778	5,480	6,632	3,780	4,453

② 監査で把握した問題点等

もともと基本財産は、特定の目的を達成するために寄付された財産であり、その運用収入をもとに公益事業が実施されるものである。したがって、この運用収入を普及啓発活動の財源にすることは当然のことである。

これに対して、特定資産は、使用、保有及び運用に関して制約のある資産であり、それを明確にするために貸借対照表において区分・管理されているのである。

公社における特定資産の主なものは退職給付引当資産であり、これは、県からの委託事業である流域下水道の維持管理業務における委託料の中から、職員の退職金支給に充てる目的で積み立てられた資産である。そして、公益財団法人埼玉県下水道公社特定資産管理要領 第6条においても、特定資産から生じる運用益は、全額を法人会計に計上する、と明記されている。

③ 指摘又は意見

【指摘 7】 普及啓発活動の財源

特定資産は、その性質からある特定の目的にのみ使用できる資産であり、その運用収入においても同様である。さらに、公社の特定資産管理要領における規定にも、法人会計に計上すると記載されている。

よって、現状においては特定資産の運用収入を普及啓発活動の財源として使用しているが、これは明らかに管理要領違反である。

【意見 36】 普及啓発活動の財源について

【指摘 7】に従った場合、普及啓発活動の財源は基本財産の運用収入に限定されてしまい、現在と同様の活動を継続することは不可能な状況となる。公社の普及啓発活動は県の活動とも一体として実施されていること及び県民から親しまれていることから、今後も継続すべきと思料する。

活動を安定的に継続するためには、十分な財源の確保が必須である。したがって、特定資産の運用収入を普及啓発活動にも使用できるように、公社の特定資産管理要領 第6条の規定内容の訂正を検討すべきと思料する。

(2) 職員の年齢及び職種分布

① 分布表

県の流域下水道の維持管理業務の主要部分は公社に委託されており、一部を包括的民間委託として民間に委託している。特に、県南の主要な水循環センターに関しては、すべて公社に委託されている。これは、公社が長年の業務遂行を通じてノウハウを蓄積したことによるものであり、それゆえそのノウハウの伝承が重要課題となっている。

ノウハウの伝承は、人から人へ受け継がれるものであるから、組織としては各職種の人員が平均的に在籍していることが理想である。それを確認するために人員の分布をまとめたところ、下表のとおりであった。

(単位：人)

年齢	人数	職 種			
		電気	機械	化学	事務
18	0	0	0	0	0
19	0	0	0	0	0
20	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0

年齢	人数	職 種			
		電気	機械	化学	事務
22	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0
26	0	0	0	0	0
27	0	0	0	0	0
28	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0
31	2	2	0	0	0
32	0	0	0	0	0
33	1	1	0	0	0
34	1	1	0	0	0
35	0	0	0	0	0
36	0	0	0	0	0
37	0	0	0	0	0
38	1	0	1	0	0
39	0	0	0	0	0
40	4	1	3	0	0
41	4	1	2	0	1
42	3	2	0	0	1
43	3	1	1	0	1
44	7	2	1	4	0
45	1	0	0	1	0
46	1	0	0	0	1
47	3	2	0	0	1
48	3	2	1	0	0
49	1	0	0	1	0
50	8	0	3	5	0
51	1	0	0	1	0
52	2	0	1	0	1
53	4	0	2	1	1
54	3	1	1	0	1

年齢	人数	職 種			
		電気	機械	化学	事務
55	7	2	1	2	2
56	1	0	0	0	1
57	6	1	1	2	2
58	6	1	1	3	1
59	5	1	2	2	0
60	3	2	1	0	0
61	4	0	2	1	1
62	1	0	0	1	0
63	1	0	0	1	0
64	0	0	0	0	0
65	0	0	0	0	0
計	87	23	24	25	15

② 監査で把握した問題点等

上表を概観して分かるように、人員が40歳以上に集中している。つまり、若年層が極端に少ない。それを明確にするために、別の表にまとめてみた。

	人数	割合 (%)
18歳～30歳	0	0.0
31歳～40歳	9	10.3
41歳～50歳	34	39.1
51歳～65歳	44	50.6
計	87	100

上表で分かるように、51歳以上の構成割合が過半数を超えている。このような人員構成では、ノウハウの伝承は危うい状況である。つまり、51歳以上の年齢層の職員が退職した後は、41歳～50歳の職員が業務を引き継ぐことが可能であるが、その後を担う職員がいない。

会社の採用状況を確認したところ、平成20年8月が最後で、それ以降の採用はなかった。

これに比べると職種別の構成は平準化しており、業務遂行上は望ましいものと言える。

③ 指摘又は意見

【意見 37】 職員の年齢分布について

県は、流域下水道の維持管理業務を主に公社に委託している。それは、公社が長年の業務により培ったノウハウがあるからである。そのノウハウを次の世代に引き継ぐためには、現在の年齢構成では難しい状況である。

職員数は県の定数管理であることから、調整協議が必要だが、将来の業務展開を見据え、若い層の職員を増やすよう努めるべきである。

本 5. 公社本社での契約に関する書類調査等

(1) 放射性物質濃度測定業務委託

① 契約概要

(単位:円)

	平成 23 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1) 箇所	荒川水循環センター (戸田市笹目地内) 他 4 箇所	荒川水循環センター (戸田市笹目地内) 他 4 箇所	荒川水循環センター (戸田市笹目地内) 他 4 箇所	荒川水循環センター (戸田市笹目地内) 他 4 箇所
2) 受託者	N 業者	S 業者	S 業者	S 業者
3) 契約日	H23.6.8	H23.12.1	H24.4.2	H25.4.1
変更契約日	H23.11.17	—	—	—
4) 契約期間	H23.6.8～ H23.12.26	H23.12.1～ H24.3.31	H24.4.2～ H25.3.29	H25.4.1～ H26.3.31
5) 契約金額 (税抜)	(単価) 36,000	(単価) 7,000	(単価) 4,400	(単価) 4,200
変更契約金額 (税抜)	(単価) 20,000	—	—	—

② 契約方法

	平成 23 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1) 契約形態	随意契約	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
2) 契約の根拠	財務規程 第 52 条第 1 号	財務規程 第 52 条	財務規程 第 52 条	財務規程 第 52 条
3) 変更契約の理由	業務の効率化によるコスト削減の申入れ			

③ 入札状況

(単位：円)

	平成 23 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1) 入札日 (見積日)	(H23.6.8)	H23.11.29	H24.3.27	H25.3.26
2) 入札結果 (見積結果)				
S 業者		(落札) 7,000	(落札) 4,400	(落札) 4,200
A 業者		3,897,000	6,900	6,500
B 業者		9,300	4,800	7,000
C 業者		16,250	—	9,000
D 業者			—	12,500
E 業者		8,700	8,630	—
F 業者		15,500	20,000	—
G 業者		10,800		
H 業者		19,000		
N 業者	(決定) (36,000)			
変更契約	(決定) (20,000)			

④ 監査で把握した問題点等

1) 震災直後の随意契約

平成 23 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災の影響で、汚泥焼却灰が放射性物質を含むこととなり、そのままでは処分できない状況となった。そのため、汚泥焼却灰の放射性物質濃度を測定する必要が生じ、その業務を外部業者に委託している。

しかし、その業務内容が下水汚泥及び焼却灰の放射線量の測定という特殊なものであるため、専用の特殊機器が必要となり、実施できる業者が限られる。そこで、財務規程第 52 条第 1 号の規定に基づき、随意契約を締結している。

随意契約に基づく契約単価と、その後の一般競争入札による契約単価とを比較すると 5 分の 1 から 9 分の 1 であり、当時の状況がいかに非常事態だったかがうかがえる。

⑤ 指摘又は意見

該当なし。

(2) 件名：平成 25 年度 灯油（第 2 期）購入 単価契約

① 契約概要

- 1) 納入場所：荒川水循環センター（戸田市笹目地内）他 8 箇所
- 2) 業者名：N 業者
- 3) 契約日：平成 25 年 5 月 28 日
- 4) 契約期間：平成 25 年 6 月 1 日～平成 25 年 7 月 31 日
- 5) 契約金額：1L 当たり 74.70 円（税抜） 変更後契約金額：78.70 円

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条
- 3) 契約変更した場合はその理由

原油価格の高騰の影響を受け、当初の契約締結業者（N 業者）より公社へ値上げの依頼があったためである。また、契約変更の根拠は当初の単価契約書（締結日平成 25 年 5 月 28 日）第 7 条の事情変更による。なお、変更額 4 円については、市場価格（日本経済新聞 7 月 13 日掲載）における参考価格（84 円/L）と、入札時の価格との差額と比較して、契約先からの変更申出額 4 円/L は妥当な変更額の範囲と判断し、契約先からの変更申し出額を採用したものである。

③ 入札状況

- 1) 入札日：平成 25 年 5 月 28 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1回目	摘要
A業者	76.7円	
B業者	75.5円	
N業者	74.7円	落札
C業者	78.3円	

④ 監査で把握した問題点等

本来、市場価格の変動を想定して、2か月ごとに契約を締結しているのである。また、当時の相場より低い価格の74.7円/Lで入札して落札したのであるから、自助努力で対処すべきであった。また、同時期の重油の単価契約については、市場価格の変動があるにも関わらず価格について変更契約はなされておらず均衡を欠いている。

⑤ 指摘又は意見

【意見 38】 市場価格の大幅変動による変更契約について

一般競争入札は不特定多数の者が入札を実施し、発注者にとって最も有利な条件に合致した者を選定するという趣旨からすると、契約後の受注者からの値上げ要請については慎重な対応が求められる。一方、灯油などは市場価格が大幅に変動することが予想されるため、契約後の単価契約の変更の必要性も否めない。現状において、市場価格の変動推移を定期的に調査しており、市場価格が下落した場合には、受注者に値下げを依頼しているのも実情である。

以上の状況から勘案すると、市場価格が大幅に変動した場合にする変更契約について恣意性が介入しないよう、「大幅な変動」についてのより客観的な基準の設定を検討すべきと思料する。

本6. 固定資産

(1) 公社本社所有

固定資産台帳に記載のある資産のうち金額的に大きいものから、実査を行った。貸出中の物品については、貸出簿にて確認を行った。

No	資産名	実査結果	公社シール貼付
50	ビデオプロジェクター	古利根川支社貸出中	—
49	応接セット	○	○
36	応接セット	○	○

37	応接セット	○	○
38	応接セット	○	○
53	自動車ADバン	○	○
469	自動車ホンダインサイト	○	× (※)
32	実体顕微鏡撮影装置	荒川右岸支社貸出中	

(※) 公益財団法人埼玉県下水道公社財務規程では、『固定資産の管理は台帳を備え、必要な事項を記載し、整理しておかなければならない。』と記載されているのみであり、シールの貼付は、内部管理の便宜上行われている。自動車については、一見して認識できるため、シール貼付はしていない。

(2) 固定資産の処分について

固定資産の処分については、下記のルールにて運用されている。

第48条（固定資産の処分）

不用となり、又は損傷して修繕不可能（修繕することが不経済になる場合を含む。）となった固定資産（基本財産であるものを除く。）については、保存の必要があるものを除くほか、売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 前項の規定により処分しようとするときは、処分決議書により理事長の決裁をうけるものとする。

平成24年、25年に行った固定資産の処分について、固定資産処分決議書を閲覧し、固定資産の処分手続きが適正に行われていることを確認した。

(3) 保管転換について

物品の保管転換については、下記のルールにて運用されている。

第40条（保管転換）

物品は、これを保管転換することができる。

2 事務局長又は支社長は、物品の保管転換を受けようとするときは、当該保管転換を受けようとする物品に係る事務局長又は支社長に物品保管転換請求書を送付しなければならない。ただし、保管転換することを予定して取得した物品については、この限りではない。

3 事務局長又は支社長は、保管転換により物品を受け入れたときは、当該保管転換により引渡しをした事務局長又は支社長に物品受領書を送付しなければならない。

平成 24 年、25 年に行った物品の保管転換について、物品保管転換請求書及び物品受領書を確認して、保管転換の手続きが適正に行われていることを確認した。

本 7. 備品

(1) 県有備品について

埼玉県所有備品については、「県有備品台帳」にて管理を行っている。
実査を行った結果は、以下次の通りであった。

N0	備品名	実査結果	県シール貼付
11	液晶プロジェクター	○	○
13	同上	荒川左岸南部支社貸出中	—
432	自動車ステップワゴン	○	×
453	椅子	○	○

(2) 公社保有備品について

公社所有備品については、「公社備品台帳」にて、管理を行っている。
実査を行った結果は、以下の通りであった。

N0	備品名	実査結果	公社シール貼付
471	ナビゲーションシステム	○	○
394	ブラインド⑩	○	○
395	ブラインド⑪	○	○
155	机 (片袖) ⑧	○	○
161	机 (片袖) ⑭	○	○
418	図書 (埼玉県法規集全 10 巻)	○	○

本 8. 現金、消耗品

現金、小口現金についての規程は以下の通りである。

第 12 条 (現金及び有価証券の保管、現金の過不足)

現金及び有価証券は、すべて取引金融機関に預け入れ、又は保護預けする等の確実な方法により管理しなければならない。

第 13 条 (小口現金)

前条の規定にかかわらず、出納員及び分任出納員は、緊急の支出に充てるための小口現金を保管することができる。

2 分任出納員は、小口現金の必要がある場合、出納員に請求するものとする。

(1) 現金実査

小口現金は施錠管理されている金庫内に手提げ金庫にて管理されており、金庫の鍵は、総務課長が保管している。

往査時において現金実査を行った結果、帳簿残高と一致していることを確認した。

(単位：円)

日付	摘要	収入金額	支出金額	差引残高	主幹印
H26.4.2	印鑑登録証明書発行手数料	2,850		2,850	○
H26.4.8	1. 支出		2,650	200	○
〃	1. 支出 (精算戻入)		200	0	○
H26.4.10	小口現金 (本社) 2	20,000		20,000	○
〃	小口現金 (南部) 3	30,000		50,000	○
〃	小口現金 (北部) 4	50,000		100,000	○
〃	小口現金 (右岸) 5	30,000		130,000	○
〃	小口現金 (中川) 6	50,000		180,000	○
〃	4. 支出		50,000	130,000	○
〃	5. 支出		30,000	100,000	○
〃	6. 支出		50,000	50,000	○
〃	3. 支出		30,000	20,000	○

(2) 預金通帳

預金通帳の実査を行い、下記の残高について確認を行った。

(単位：円)

金融機関名	番号	金額	備考
普通預金			
武蔵野銀行県庁前支店	061018	2,101,330,491	支払資金管理口座
埼玉りそな銀行県庁支店	0474877	19,177,655	〃
埼玉りそな銀行県庁支店	4467270	0	
埼玉りそな銀行県庁支店	4630836	14,147,500	
定期預金			
武蔵野銀行県庁前支店	3000084159	500,000,000	満期日 H27.3.20
武蔵野銀行県庁前支店	3000084595	500,000,000	〃
武蔵野銀行県庁前支店	3000085438	1,000,000,000	〃
武蔵野銀行県庁前支店	3000060888-2	10,000,000	満期日 H30.7.2
埼玉りそな銀行県庁支店	1080283-129	10,474,459	満期日 H31.7.1

金融機関名	番号	金額	備考
債券			
埼玉りそな銀行県庁支店 埼玉県平成 24 年度第 2 回公募債	1243331-302- 001	44,585,541	償還日 H34.5.18
武蔵野銀行県庁前支店 埼玉県平成 25 年度第 11 回公募債	480-175-461-2-3	45,000,000	償還日 H36.3.26
退職給付引当預金			
武蔵野銀行県庁前支店			
普通預金	51630	0	
大口定期預金	3000000480-10	124,104,560	満期日 H27.3.30
大口定期預金	3000000480-11	29,715,540	満期日 H28.3.29
埼玉りそな銀行			
普通預金	4466983	0	
大口定期預金	3698045-13	61,066,620	満期日 H27.3.30
大口定期預金	3698045-14	205,155,714	満期日 H29.3.31
埼玉縣信用金庫			
普通預金	1136359	0	
大口定期預金	2188027	60,000,000	満期日 H27.3.30
大口定期預金	2206190	38,000,000	満期日 H28.3.29
大口定期預金	2222292	100,000,000	満期日 H29.3.31
債券			
武蔵野銀行県庁前支店 利付国債 (第 333 号)	480-175-461-2-2	380,000,000	償還日 H36.3.20
減価償却引当預金			
埼玉りそな銀行県庁支店			
普通預金	4466991	0	
大口定期預金	3705270-010	10,551,897	満期日 H27.3.31

(3) 交際費

交際費は、近親者の葬儀などに支出することを予定している。往査時において、支出証明書にて、支出内容を確認した。なお、平成 23 年度からの支出の推移は以下の通りである。

平成 23 年度 交際費現金出納簿

(単位：円)

年月日	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
H23.4.4	第 1・四半期分	60,000		60,000
H23.4.4	北部支社〇〇実父への香典		10,000	50,000
H23.4.15	南部支社〇〇への見舞い		10,000	40,000
H23.7.27	復旧状況視察災害支援物資購入代		11,340	28,660
H23.9.5	中川支社〇〇実父への香典		10,000	18,660
H23.9.29	古利根川支社〇〇実母への香典		10,000	8,660
H23.10.7	第 3・四半期分	60,000		68,660
H24.3.30	精算 (返納)		68,660	0

平成 24 年度 交際費現金出納簿

(単位：円)

年月日	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
H24.4.9	第 1・四半期分	60,000		60,000
H24.4.6	北部支社〇〇実父への香典		10,000	50,000
H24.10.24	北部支社〇〇実父への香典		10,000	40,000
H24.11.28	北部支社〇〇実母への香典		10,000	30,000
H25.1.28	古利根川支社〇〇実母への香典		10,000	20,000
H25.3.29	精算 (返納)		20,000	0

平成 25 年度 交際費現金出納簿

(単位：円)

年月日	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
H25.4.5	第 1・四半期分	60,000		60,000
H25.12.24	南部支社〇〇実父への香典		10,000	50,000
H26.3.28	精算 (返金)		50,000	0

(4) 消耗品

消耗品についての規程は以下の通りである。

第 37 条 (物品の区分)

物品は、次の各号に掲げる区分により整理するものとする。

- (1) 備品
- (2) 消耗品

(3) 薬品

(4) 材料品

第38条 (物品出納の帳簿記載)

出納員及び分任出納員は、物品を出納したときは、所定の帳簿に必要な事項を記載しておかなければならない。ただし、次の各号に掲げる物品を出納したときは、帳簿の記載を省略することができる。

(1) 消耗品 (郵便切手、郵便はがき、収入印紙及び理事長の指定したものを除く。)

(2) その他理事長の指定するもの

消耗品について、往査時に実査を行った結果は、次の通りである。

消耗品は、適切に管理されているものと結論付けられる。

消耗品	最終受払日	帳簿数	実査	受払記帳	主幹印	備考
切手						
1円	H26.4.16	0	0	○	○	
2円	H26.5.2	0	0	○	○	
10円	H26.10.3	0	0	○	○	
80円	H26.4.16	0	0	○	○	
82円	H26.11.4	50	50	○	○	
90円	H26.5.2	0	0	○	○	
92円	H26.11.4	38	38	○	○	
120円	H26.10.10	58	58	○	○	
140円	H26.11.4	44	44	○	○	
205円	H26.11.4	20	20	○	○	
270円	H26.10.10	6	6	○	○	
はがき						
50円	H26.4.1	11	11	○	○	前期繰越
印紙						
200円	H26.5.30	0	0	○	○	
400円	H26.4.22	0	0	○	○	
600円	H26.4.18	0	0	○	○	
100,000円	H26.4.15	0	0	○	○	県との業務委託契約で使用

＜荒川左岸南部支社＞（荒川水循環センター）

南支1. 概要

（1）所在地等

戸田市笹目5-37-14

TEL 048-421-5861

FAX 048-421-5004

（2）沿革

昭和47年10月 荒川処理センター維持管理業務を下水道組合に委託

昭和49年 5月 荒川処理センター業務委託を解消 県直轄管理

昭和54年 4月 荒川処理センター等の維持管理業務を埼玉県下水道公社が受託

昭和56年 1月 財団法人埼玉県下水道公社荒川左岸南部支社設置

平成18年 4月 荒川処理センターから荒川水循環センターへ名称変更

（3）組織

支社長1名、副支社長1名、庶務担当2名、運転管理担当13名、
水質管理担当4名の計21名（平成26年7月1日現在）

南支2. 事業概要

Ⅱ 第3 12. ＜荒川左岸南部下水道事務所＞南2. 事業概要 参照

南支3. 現場視察



南部支社玄関



沈砂池



ポンプ室



最終沈殿池



焼却施設

南支 4. 再委託に関する書類調査

(1) 件名：下水道施設（水処理・汚泥処理・中継ポンプ場）維持操作業務委託

① 契約概要

- 1) 箇所：荒川水循環センター（戸田市笹目地内）他 8 か所
- 2) 受託者：W業者
- 3) 完了保証人：T業者
- 4) 契約日：(当初) 平成 25 年 4 月 1 日
(変更 1) 平成 25 年 11 月 7 日
(変更 2) 平成 26 年 3 月 18 日
- 5) 契約期間：(当初)：平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
(変更後)：従前のおり
- 6) 契約金額：(当初) 1,010,000,000 円（税抜）
(変更 1) 1,157,000,000 円（税抜）
(変更 2) 1,154,000,000 円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条
- 3) 変更契約の理由：(変更 1) 平成 25 年度労務単価の改定に伴う変更
(変更 2) 緊急災害時作業業務の実績に基づく変更
焼却灰仮置き業務の実績に基づく変更

③ 入札状況

- 1) 入札日：平成 25 年 3 月 7 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	2 回目	摘要
W 業者	1,020,000,000	1,010,000,000	落札

④ 監査で把握した問題点等

- 1) 予定価格の適切な設定について
詳細は、Ⅲ 第 3 8. (2) を参照のこと。

⑤ 指摘又は意見

【意見】 予定価格の適切な設定について
詳細は、Ⅲ 第 3 8. (2) を参照のこと。

(2) 件名：水循環センター警備業務委託

① 契約概要

(単位：円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1) 箇所	荒川水循環センター (戸田市笹目地内)	荒川水循環センター (戸田市笹目地内)	荒川水循環センター (戸田市笹目地内)
2) 受託者	S 業者	S 業者	S 業者
3) 契約日 (当初)	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1
変更契約日	H23.9.30	H24.9.19	H25.10.1
4) 契約期間	H23.4.1～ H24.3.31	H24.4.1～ H25.3.31	H25.4.1～ H26.3.31

5) 契約金額(税抜)	29,799,250	29,799,250	29,799,250
増額(税抜)	160,750	170,750	280,750

② 契約方法

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1) 契約形態	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
2) 契約の根拠	財務規程 第 52 条	財務規程 第 52 条	財務規程 第 52 条
3) 変更契約の理由	「荒川下水道フェスタ 2011」における警備業務の追加	「荒川下水道フェスタ 2012」における警備業務の追加	「荒川下水道フェスタ 2013」における警備業務の追加

③ 入札状況

(単位：円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1) 入札日	H23.3.28	H24.3.28	H25.3.26
2) 入札結果			
S 業者	(落) 29,799,250	(落) 29,799,250	(落) 29,799,250
A 業者	—	31,399,800	—
B 業者	—	—	31,820,000
C 業者	—	33,173,000	33,170,000
D 業者	—	33,676,000	—
E 業者	—	—	34,200,000

④ 監査で把握した問題点等

1) 変更契約の要否

現地調査で確認した 3 年間（平成 23 年度～平成 25 年度）の全てにおいて、変更契約を締結していた。その変更理由は毎年同一で、「荒川下水道フェスタにおける警備業務の追加」であった。この荒川下水道フェスタは毎年開催されていることから、当初の契約金額に含めるのが合理的である。

しかし、公社の説明では、毎年開催されるとはいえ、毎年参加人数が異なるため、それに合わせて警備体制を整える必要があり、その警備業務に要する費用を当初の段階では見積れないとのことであった。

そこで、荒川下水道フェスタの開催日と変更契約締結日を確認したところ、以下のような結果となった。

	フェスタ開催日	変更契約締結日
平成 23 年度	平成 23 年 10 月 8 日	平成 23 年 9 月 30 日
平成 24 年度	平成 24 年 10 月 13 日	平成 24 年 9 月 19 日
平成 25 年度	平成 25 年 10 月 12 日	平成 25 年 10 月 1 日

フェスタへの参加人数に合わせて警備体制を整えるとのことから、変更契約はフェスタ開催後に締結するものと予想したが、結果はその逆で、フェスタ開催前であった。

さらに、フェスタへの参加人数と変更契約の増額を確認したところ、以下のような結果となった。

	フェスタ参加人数	変更契約金増額
平成 23 年度	2,700 人	160,750 円
平成 24 年度	2,580 人	170,750 円
平成 25 年度	2,230 人	280,750 円

⑤ 指摘又は意見

【意見 39】 変更契約の要否について

公社は、水循環センターの警備業務を委託する際に、当初の契約では「荒川下水道フェスタ」の警備業務を含めておらず、毎年変更契約により契約金額を増額して対応している。その理由は、荒川下水道フェスタに参加する人数が毎年一定ではないため、当初の契約の時点ではフェスタの警備に要する費用を見積れないためということであった。

また、フェスタは結果的には毎年開催しているが、平成 23 年度からは放射性物質を含む下水汚泥焼却灰を場内に保管していることで、開催の決定及び規模について慎重な対応をする必要があったという点も、変更契約締結の理由であった。

しかし、毎年の参加人数と契約金額の増額を確認したところ、相関関係はなかった。また、放射性物質を含む下水汚泥焼却灰についても、最近は新規発生及び保管に関して特に問題は発生していない。

以上の点から考えて、フェスタの警備のために変更契約を締結するべきなのかについて、検討する必要があると思料する。当初の契約時にフェスタの警備業務も含めて契約すれば、変更契約のための事務作業を省略することが可能になり、事務効率という点で望ましい。

(3) 件名：計装設備保守点検業務委託

① 契約概要

(単位:円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1) 箇所	荒川水循環センター (戸田市笹目地内) 他 8 か所	荒川水循環センター (戸田市笹目地内) 他 8 か所	荒川水循環センター (戸田市笹目地内) 他 8 か所
2) 受託者	M業者	M業者	M業者
3) 契約日	H23.10.14	H24.5.31	H25.6.12
4) 契約期間	H23.10.14 ~H24.3.15	H24.5.31 ~H24.12.17	H25.6.12 ~H25.12.9
5) 契約金額(税抜)	54,000,000	43,000,000	37,250,000

② 契約方法

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1) 契約形態	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
2) 契約の根拠	財務規程 第 52 条	財務規程 第 52 条	財務規程 第 52 条

③ 入札状況

(単位:円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1) 入札日	H23.10.4	H24.5.25	H25.6.10
2) 入札結果			
業者名	M業者	M業者	M業者
第 1 回	55,000,000	44,000,000	38,500,000
第 2 回	54,500,000	(落札) 43,000,000	38,000,000
第 3 回	—	—	37,500,000
第 4 回	—	—	(落札) 37,250,000
3) 入札不調による随意契約(見積書提出)			
業者名	M業者		
第 1 回	(決定) 54,000,000		

④ 監査で把握した問題点等

1) 予定価格の適切な設定について

詳細は、Ⅲ 第3 8.(2)を参照のこと。

2) 業者報告書の記載内容に誤りあり

平成25年度の業務委託契約における委託仕様書によれば、中継ポンプ場の点検箇所は合計で349ループと記載されている。しかし、業者からの報告書には、試験した総ループ数は347ループと記載されていた。

契約書の仕様書どおりの点検業務が実施されなかった可能性があるとして、報告書の内容を詳細に調べたところ、実際には349ループの試験を実施しており、記載内容が誤っていたことが判明した。

⑤ 指摘又は意見

【意見】 予定価格の適切な設定について

詳細は、Ⅲ 第3 8.(2)を参照のこと。

【意見 40】 業者報告書の記載誤りについて

平成25年度の委託業務の実施において、委託仕様書どおりの点検を実施しておきながら、報告書作成の段階で実施した点検数を誤って記載してしまった。

業務は仕様書どおりに実施されていたため大きな問題ではないが、報告書は正式文書として保存されることから、今後は記載内容についても詳細に確認する必要がある。

(4) 件名：植栽管理業務委託（1）

① 契約概要

1) 箇所：荒川水循環センター（戸田市笹目地内）

2) 受託者：U業者

3) 契約日：（当初）平成25年4月26日

（変更後）平成25年11月7日

4) 契約期間：（当初）：平成25年4月26日～平成26年2月15日

5) 契約金額：（当初）4,500,000円（税抜）

（変更後）5,260,000円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程 第 52 条
- 3) 変更契約の理由：平成 25 年度公共工事設計労務単価の改定に伴う実施単価の改定による

③ 入札状況

- 1) 入札日：平成 25 年 4 月 22 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
A 業者	15,800,000	
B 業者	13,000,000	
C 業者	9,600,000	
D 業者	9,390,000	
E 業者	9,285,000	
F 業者	9,267,000	
G 業者	8,590,000	
H 業者	8,470,000	
I 業者	7,400,000	
J 業者	6,000,000	
K 業者	6,000,000	
U 業者	4,500,000	落札

④ 監査で把握した問題点等

1) 低い落札率

本契約の契約方法は一般競争入札によっており、最低の価格で入札した者を落札者として決定している。そして、入札を実施する場合において必要があると認められた場合には、最低制限価格を定めることができることになっている。

本契約の落札率は 40%を下回っており、非常に低い金額で契約を締結することができた。経済性という観点から考えれば、入札のメリットを享受できたことになる。ただし、予定価格と比較してあまりに低い価格で落札しているため、委託した業務が適切に遂行されたのかが心配になるほどの価格である。

⑤ 指摘又は意見

【意見 41】低い落札率について

落札者のU業者は、平成 23 年度より継続して業務を受託しており、毎年度において業務完了後には公社の検査を受け、合格している。よって、その業務実施内容に問題が発生していることはない。ただし、平成 23 年度以降を調べた限りでは、毎年度の落札率は 50%を下回っており、かなり低い率での落札といえる。

特に平成 25 年度の落札率は、それ以前の 2 年間と比較しても 10 ポイント以上も下がっている。もしもこの傾向が続くのであれば、いずれ業務の遂行に支障をきたすこともありうるのではないかと危惧する。

よって、公社としての対応としては、U業者の業務遂行内容が適切になされているかについて、より厳重な検査をされるべきと思料する。

(5) 件名：管渠清掃業務委託（2）

① 契約概要

(単位：円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1) 箇所	南部第 3 準幹線 (川口市里地内) 他 5 箇所	南部第 3 準幹線 (川口市里地内) 他 5 箇所	南部第 3 準幹線 (川口市里地内) 他 5 箇所
2) 受託者	A業者	A業者	A業者
3) 契約日(当初)	H23.12.27	H24.12.21	H25.12.20
変更契約日	該当なし	該当なし	H26.3.7
4) 契約期間(当初)	H23.12.27 ~H24.3.7	H24.12.21 ~H25.2.28	H25.12.20 ~H26.3.14
変更契約期間	該当なし	該当なし	H25.12.20 ~H26.3.24
5) 契約金額(税抜)	11,500,000	10,500,000	11,000,000

② 契約方法

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1) 契約形態	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
2) 契約の根拠	財務規程 第 52 条	財務規程 第 52 条	財務規程 第 52 条
3) 変更契約の理由			降雨の影響

③ 入札状況

(単位：円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1) 入札日	H23.12.20	H24.12.17	H25.12.17
2) 入札結果			
A業者	(落札) 11,500,000	(落札) 10,500,000	(落札) 11,000,000
B業者	—	10,800,000	11,200,000
C業者	—	11,000,000	—
D業者	—	11,100,000	—
E業者	11,900,000	—	—
F業者	12,000,000	—	—
G業者	12,000,000	—	—

④ 監査で把握した問題点等

1) 予定価格の適切な設定について

詳細は、Ⅲ 第3 8.(2)を参照のこと。

⑤ 指摘又は意見

【意見】 予定価格の適切な設定について

詳細は、Ⅲ 第3 8.(2)を参照のこと。

(6) 件名：電子計算機保守点検業務委託（1）

① 契約概要

(単位：円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1) 箇所	荒川水循環センター（戸田市笹目地内）他6か所	荒川水循環センター（戸田市笹目地内）他6か所	荒川水循環センター（戸田市笹目地内）他6か所
2) 受託者	M業者	M業者	M業者
3) 契約日（当初）	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1
変更契約日	該当なし	該当なし	H25.11.7
4) 契約期間（当初）	H23.4.1 ～H24.3.31	H24.4.1 ～H25.3.31	H25.4.1 ～H26.3.31

変更契約期間	該当なし	該当なし	従前のおり
5) 契約金額(税抜)	75,000,000	72,000,000	68,000,000
増額(税抜)	該当なし	該当なし	570,000

② 契約方法

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1) 契約形態	随意契約	随意契約	随意契約
2) 契約の根拠	財務規程 第 52 条 第 1 号	財務規程 第 52 条 第 1 号	財務規程 第 52 条 第 1 号
3) 変更契約の理由	該当なし	該当なし	平成 25 年度労務単 価の改定に伴う変 更

③ 見積状況

(単位：円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1) 見積日	H23.3.24	H24.3.26	H25.3.25
2) 見積結果 M業者			
第 1 回	(決定) 75,000,000	(決定) 72,000,000	70,000,000
第 2 回	—	—	69,000,000
第 3 回	—	—	(決定) 68,000,000

④ 監査で把握した問題点等

1) 予定価格の適切な設定について

詳細は、Ⅲ 第 3 8. (2) を参照のこと。

⑤ 指摘又は意見

【意見】 予定価格の適切な設定について

詳細は、Ⅲ 第 3 8. (2) を参照のこと

南支 5. 修繕費に関する書類調査

(1) 件名：平成 25 年度 1・3 号機遠心脱水機等修繕

① 契約概要

- 1) 箇所：荒川水循環センター
1・3 号遠心脱水機等の摩耗・劣化部品交換
- 2) 請負業者：M 業者
- 3) 契約日：(当初) 平成 25 年 9 月 4 日
(変更後) 平成 26 年 2 月 24 日
- 4) 契約期間：(当初)：平成 25 年 9 月 4 日～平成 26 年 3 月 17 日
(変更後) 変更なし
- 5) 契約金額：(当初) 265,000,000 円 (税抜)
(変更後) 271,700,000 円 (税抜)

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条
- 3) 変更契約の理由

複数の対象機に当初想定外の部位に摩耗・損傷が発見され、追加部品の交換が必要となり、また、No.2 余剰汚泥移送ポンプは、電動機から異音が生じ修繕対象に加えたため。

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成 25 年 9 月 4 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	2 回目	摘要
M 業者	289,000,000	265,000,000	落札

④ 監査で把握した問題点等

当水循環センターの遠心脱水機等修繕工事は、書類調査を実施した平成 23 年度から平成 25 年度の 3 か年度において、毎年実施されいずれも M 業者が請負者となっている。

設計金額算出の際には、M 業者を含む 3 社に対し見積り依頼を行っているが、同社以外の 2 社は見積りを辞退しており、見積書提出は同社 1 者のみで、入札も同社のみが参加した 1 者入札であった。

よって、一般競争入札方式を採用しているものの、実質的には M 業者 1 者の入札参加及び施工が想定される修繕工事と思料される。

⑤ 指摘又は意見

【意見】競争原理について

詳細は、Ⅲ 第 3 8. (1) 参照のこと。

(2) 件名：平成 25 年度 1・2・3・4 号焼却炉設備修繕

① 契約概要

- 1) 箇所：荒川水循環センター
1・2・3・4 流動床式汚泥焼却炉設備
- 2) 請負業者：M 業者
- 3) 契約日：(当初) 平成 25 年 9 月 20 日
(変更後) 平成 26 年 1 月 28 日
- 4) 契約期間：(当初)：平成 25 年 9 月 20 日～平成 26 年 3 月 14 日
(変更後) 変更なし
- 5) 契約金額：(当初) 443,000,000 円 (税抜)
(変更後) 525,900,000 円 (税抜)

②契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条
- 3) 変更契約の理由
1 号焼却炉乾燥ケーキ供給コンベヤ、2 号焼却炉設備のドレン改修ポンプ、3 号焼却炉本体の空積みレンガ、4 号焼却炉本体の砂取出ゲート、1 号炉ガス流量計他の部品交換が新たに必要となったため。

③入札状況

- 1) 入札日 平成 25 年 9 月 19 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
M 業者	443,000,000	落札

④ 監査で把握した問題点等

1) 競争原理について

当水循環センターの焼却炉設備修繕工事は、書類調査を実施した平成 23 年度から平成 25 年度の 3 か年度において、毎年実施されいづれも M 業者が請負者となっている。

設計金額算出の際には、M 業者を含む 3 社に対し見積り依頼を行っているが、同社以外の 2 社は見積りを辞退しており、見積書提出は同社 1 者のみで、入札も同社のみが参加した 1 者入札であった。

よって、一般競争入札方式を採用しているものの、実質的には M 業者 1 者の入札参加及び施工が想定される修繕工事と思料される。

2) 3 月末完了の工事代金の支払いについて

また、本工事の完成後に M 業者から提出された請求書の日付は「平成 26 年 3 月」と記載されており、具体的な日にちが記載されていなかったため、修繕完成通知書及び完成検査報告書の日付を確認したところ、修繕完成通知書は 3 月 14 日、完成検査報告書は 3 月 20 日であった。よって、公社が請求書を受領したのは 3 月 20 日以降であると思料される。なお、支出予算差引簿によれば、本件修繕工事代金の支払日は、3 月 31 日であった。

下水道公社の修繕請負契約約款第 23 条 2 項に、請負代金の請求日から起算して 40 日以内に請負代金を支払わなければならないと定められている。公社が請求書を 3 月 20 日に受領したとすれば、請求日から 11 日後に支払いが行われていたことになる。

⑤ 指摘又は意見

【意見】競争原理について

詳細は、Ⅲ 第 3 8. (1) を参照のこと。

【意見】3 月末における未払金の支払業務について

詳細は、Ⅲ 第 3 7. (4) 参照のこと。

(3) 件名：平成 25 年度 4・5・6 系水処理施設汚泥掻寄機等修繕

① 契約概要

1) 箇所：荒川水循環センター

4・5・6 系水処理施設汚泥掻寄機械等

- 2) 請負業者：M 業者
- 3) 契約日：(当初) 平成 25 年 9 月 10 日
(変更後) 平成 26 年 2 月 17 日
- 4) 契約期間：(当初) 平成 25 年 9 月 10 日~平成 26 年 2 月 28 日
(変更後) 平成 25 年 9 月 10 日~平成 26 年 3 月 25 日
- 5) 契約金額：(当初) 154,000,000 円 (税抜)
(変更後) 変更なし

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条
- 3) 変更契約の理由
既設スカムスキマーを効率よく稼働させるためには、スカム呑み込み部の改良が必要になり、現地改造のための工期延長が必要なため。

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成 25 年 9 月 4 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
M 業者	167,000,000	165,800,000	163,000,000	(落) 154,000,000

④ 監査で把握した問題点等

当水循環センターの水処理施設汚泥掻寄機修繕工事は、書類調査を実施した平成 23 年度から平成 25 年度の 3 か年度において、毎年実施されいづれも M 業者が請負者となっている。

南支 5. (2) ④ 1) と同様の問題あり。

⑤ 指摘又は意見

【意見】競争原理について

詳細は、Ⅲ 第 3 8. (1) を参照のこと。

(4) 件名：平成 25 年度鴨川・荒川・三崎中継ポンプ場沈砂池設備修繕

① 契約概要

- 1) 箇所：鴨川中継ポンプ場他 2 箇所
鴨川・荒川・三崎中継ポンプ場各沈砂池
- 2) 請負業者：H 業者
- 3) 契約日：平成 25 年 10 月 1 日
- 4) 契約期間：平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 2 月 28 日
- 5) 契約金額：86,000,000 円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札が不落のため随意契約へ変更
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条第 4 号

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成 25 年 9 月 27 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
H 業者	104,000,000	101,000,000	98,000,000	95,000,000

- 3) 入札不調による随意契約の場合

(単位：円)

見積回数	H 業者	摘要
1 回目	92,000,000	不調
2 回目	86,000,000	決定

④ 監査で把握した問題点等

当水循環センターの中継ポンプ場沈砂池設備修繕工事は、書類調査を実施した平成 23 年度から平成 25 年度の 3 か年度において、毎年実施されいづれも H 業者が請負者となっている。

南支 5. (2) ④ 1) と同様の問題あり。

⑤ 指摘又は意見

【意見】競争原理にについて

詳細は、Ⅲ 第 3 8. (1) を参照のこと。

(5) 件名：平成 24 年度水処理汚泥ポンプ等修繕

① 契約概要

- 1) 箇所：荒川水循環センター
水処理汚泥ポンプ等の劣化部品交換他
- 2) 請負業者：J 業者
- 3) 契約日：平成 24 年 10 月 1 日
- 4) 契約期間：平成 24 年 10 月 1 日～平成 25 年 2 月 28 日
- 5) 契約金額：104,000,000 円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札が不落のため随意契約へ変更
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条第 4 号

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成 24 年 9 月 26 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	2 回目	摘要
J 業者	110,000,000	106,000,000	予定価格超過

- 3) 入札不調による随意契約の場合

(単位：円)

見積回数	J 業者	摘要
1 回目	104,000,000	決定

④ 監査で把握した問題点等

当水循環センターの水処理汚泥ポンプ等修繕工事は、書類調査を実施した平成 23 年度から平成 25 年度の 3 か年度において、毎年実施されいづれも J 業者が請負者となっている。

よって、一般競争入札方式を採用しているものの、実質的には J 業者 1 者による施工が想定される修繕工事と思料される。

⑤ 指摘又は意見

【意見】競争原理について

詳細は、Ⅲ 第 3 8. (1) を参照のこと。

(6) 件名：平成 24 年度幹線 1 号汚水ポンプ修繕

① 契約概要

- 1) 箇所：荒川水循環センター
幹線 1 号汚泥ポンプの摩耗劣化部品の交換
- 2) 請負業者：E 業者
- 3) 契約日：(当初) 平成 24 年 8 月 28 日
(変更後) 平成 25 年 2 月 19 日
- 4) 契約期間：(当初) 平成 24 年 8 月 28 日～平成 25 年 2 月 28 日
(変更後) 平成 24 年 8 月 28 日～平成 25 年 3 月 25 日
- 5) 契約金額：(当初) 107,000,000 円 (税抜)

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条
- 3) 変更契約の理由
分解点検の結果、腐食・摩耗部等の補修並びに追加機械加工が必要であり、補修後塗装を行うのに日数を要し、工期内の完了が困難なため。

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成 24 年 8 月 24 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
E 業者	107,000,000	落札

④ 監査で把握した問題点等

当水循環センターの幹線汚泥ポンプ等修繕工事は、書類調査を実施した平成 23 年度から平成 25 年度の 3 か年度において、毎年実施されいずれも E 業者が請負者となっている。

よって、一般競争入札方式を採用しているものの、実質的には E 業者 1 者による施工が想定される修繕工事と思料される。

⑤ 指摘又は意見

【意見】競争原理について

詳細は、Ⅲ 第 3 8. (1) を参照のこと。

南支 6. 薬品

(1) 毒劇物試薬の点検について

水質分析用の毒劇物試薬の管理統一化を図る目的で、下記の実施をしている。

- ・薬品庫に保管されている毒劇物の試薬について、月 1 回点検を行うこと
- ・点検は原則として、第一月曜日にする
- ・点検は「毒劇物試薬点検簿」を使用し、担当者、担当課長、確認者が立合いを行うこと。
- ・確認者は、原則として副支社長とする。

毒劇物試薬点検簿は、ルールに従って、以下の記述が行われていた。

現時点の受払い簿を確認しながら、実査を行い、受払い簿の正確性及び現時点における数量の正確性を検証した。

No.	試薬名	平成 26 年度 数量検証							
		4.1	4.30	5.30	6.30	7.31	8.28	9.30	実査
1	アセトニトリル特級 500ml	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
2	塩酸 特級 500ml	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	2(1)	2(1)	2(1)
3	酢酸エチル残留農薬測定用 1 L	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
4	水酸化ナトリウム窒素測定用 500 g	1(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
5	トルエン 特級 500ml	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
6	ビス（+タルト）二アンチモン酸二カリウム三水和物特級 25g	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
7	メチルアルコール残留農薬測定用 1 L	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
8	よう素 特級 25g	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
9	硫酸 特級 500ml	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
10	1+2 硫酸 500ml	6(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
11	” 3L	-	4(0)	3(0)	2(0)	2(0)	1(0)	2(0)	2(0)

※ () 内数字は、開封本数

また、各施設で使用される薬品は、日々の16時を目安に、残量を測定することによって、使用量を測定している。

現場視察当日の10月22日に目算測定した残量と事後的に入手した使用量集計表に記載された残量を比較したところ、概ね一致する結果であった。

南支7. 消耗品

埼玉県流域下水道事業財務規程に従って物品は以下のように区分されている。

(物品の区分)

第九十九条 たな卸資産以外の物品は、次の各号に掲げる区分による整理するものとする。

- (一) 備品（耐用年数一年以上、かつ、取得価格が五万円以上十万円未満の物品及び管理者が指定したものをいう。）
- (二) 消耗品（前号に掲げるもの以外の物品をいう。）

第百一条（物品出納の帳簿記載）

課長及び所長は、備品又は管理者の指定した消耗品を出納したときは、物品受払簿に必要な事項を記載しておかななければならない。

南部支社における消耗品である切手及び収入印紙の管理状況を、確認するために受払い簿の通査を行った結果、適切に管理されていることを確認した。

＜荒川左岸北部支社＞（元荒川水循環センター）

北支 1. 概要

（1）所在地等

桶川市大字小針領家字堤内 9 3 9

TEL 048-728-2011

FAX 048-728-2013

（2）沿革

昭和 5 6 年	4 月	財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸北部支社設置 元荒川処理センターの維持管理業務を受託
平成 4 年	4 月	荒川上流水循環センターの維持管理業務を受託
平成 6 年	4 月	市野川支所を設置 荒川上流水循環センター及び市野川水循環センターの 維持管理業務を受託
平成 1 8 年	4 月	荒川上流水循環センター及び市野川水循環センターを 包括的民間委託へ移行
平成 2 1 年	4 月	小山川支所設置 小山川水循環センターの維持管理業務を受託

（3）組織

支社長 1 名、副支社長 1 名、庶務担当 2 名、運転管理担当 8 名、
水質調査センター（平成 24 年より水質管理担当と統合）6 名及び
小山川支所 5 名の計 23 名（平成 26 年 7 月 1 日現在）

北支 2. 事業概要

Ⅱ 第 3 1 2. ＜荒川左岸北部下水道事務所＞北 2. 事業概要 参照

北支 3. 現場視察



北部支社管理本館

北支 4. 再委託に関する書類調査

北部支社の再委託契約に関する書類を 9 件調査した。その結果、問題点及び指摘すべき事項はなかった。

北支 5. 修繕費に関する書類調査

(1) 件名：平成 25 年度焼却炉設備等修繕

① 契約概要

- 1) 箇所：元荒川水循環センター
- 2) 請負業者：M 業者
- 3) 契約日：平成 25 年 6 月 26 日
- 4) 契約期間：平成 25 年 6 月 26 日～平成 26 年 1 月 31 日
- 5) 契約金額：164,000,000 円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成 26 年 6 月 26 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
M 業者	164,000,000	落札

④ 監査で把握した問題点等

本修繕は、元荒川水循環センターの修繕の中で中心的な工事であり、毎年実施されるものである。

積算金額算出にあたっては、M 業者を含む 3 社に対して見積り依頼を行ったが、3 社のうち 2 社は見積書の提出を辞退したため、M 業者 1 社の見積りをベースとして積算が行われた。

また、入札も M 業者のみの 1 者入札であった。

なお、平成 23 年度及び平成 24 年度も同様の状況であり、本焼却炉設備修繕工事は、M 業者が継続的に 1 者入札で受注している。

⑤ 指摘又は意見

【意見】競争原理について

詳細は、Ⅲ 第 3 8. (1) を参照のこと。

なお、平成 23 年度から平成 25 年度の焼却炉設備修繕工事の契約日は、平成 23 年度：11 月 16 日、平成 24 年度：10 月 10 日、平成 25 年度：6 月 26 日であり、平成 23 年度及び平成 24 年度は下期であるのに対し、平成 25 年度は 4～5 か月前倒しされ、上期中に契約を締結している。

下水道公社の修繕工事は、下期に集中する傾向が認められるが、業務の効率性の点からは、修繕工事業務が一時期に集中することなく、年間を通してバランスよく実施されることが望ましい。この点において、本工事の契約が 6 月に締結されていることは、評価すべき点である。

(2) 件名：平成 25 年度脱水設備等修繕

① 契約概要

- 1) 箇所：元荒川水循環センター
- 2) 請負業者：T 業者
- 3) 契約日：(当初) 平成 25 年 10 月 29 日
(変更後) 平成 26 年 2 月 24 日
- 4) 契約期間：(当初)：平成 25 年 10 月 29 日~平成 26 年 2 月 28 日
(変更後)：変更なし
- 5) 契約金額：(当初) 21,000,000 円 (税抜)
(変更後) 23,320,000 円 (税抜)

②契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条
- 3) 変更契約の理由：汚泥濃縮槽は腐食により投入管が開穴しており、当初計画では機能回復が図れないため、補修方法を変更する。

③入札状況

- 1) 入札日 平成 25 年 10 月 29 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	2 回目	摘要
T 業者	22,000,000	21,000,000	落札

④ 監査で把握した問題点等

北支 5. (1) と同様の問題点あり。

⑤ 指摘又は意見

【意見】競争原理について

詳細は、Ⅲ 第 3 8. (1) を参照のこと。

(3) 件名：平成 25 年度No.3 汚水ポンプ修繕（小山川水循環センター）

① 契約概要

- 1) 箇所：小山川水循環センター（本庄市東五十子地内）
- 2) 請負業者：S 業者
- 3) 契約日：(当初) 平成 25 年 7 月 5 日
(変更後) 平成 26 年 2 月 7 日
- 4) 契約期間：(当初)：平成 25 年 7 月 5 日～平成 26 年 2 月 14 日
(変更後)：平成 25 年 7 月 5 日～平成 26 年 3 月 25 日
- 5) 契約金額：(当初) 10,400,000 円（税抜）
(変更後) 変更なし

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条
- 3) 変更契約の理由：修繕のための工場整備の結果、ポンプが非常停止することとなり、工場での再調整が必要となったため。

③入札状況

- 1) 入札日 平成 25 年 7 月 3 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	2 回目	3 回目	摘要
S 業者	10,800,000	10,500,000	10,400,000	落札

④ 監査で把握した問題点等

- 北支 5. (1) と同様の問題点あり。
右支 5. (2) と同様の問題点あり。

⑤ 指摘又は意見

【意見】競争原理について

詳細は、Ⅲ 第 3 8. (1) を参照のこと。

【意見】複数年契約の検討について

詳細は、Ⅱ 第 3 11. (7) を参照のこと。

北支 6. 改築工事に関する書類調査

(1) 件名：照明分電盤等改築工事

① 契約概要

- 1) 箇所：小山川水循環センター（本庄市東五十子地内）
- 2) 請負業者：O 業者
- 3) 契約日：平成 25 年 12 月 5 日
- 4) 契約期間：平成 25 年 12 月 5 日～平成 26 年 2 月 28 日
- 5) 契約金額：14,356,800 円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条

③ 入札状況

- 1) 入札日：平成 25 年 12 月 3 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
A 業者	14,400,000	
B 業者		辞退
C 業者	16,000,000	予定価格超過
O 業者	14,356,800	落札

④ 監査で把握した問題点等

- 1) 見積りに基づく設計金額の算定
見積りに基づく設計金額の算定について問題点あり。
詳細は、Ⅲ 第 3 8. (4) を参照のこと。

2) 修繕・工事成績報告書

完成検査報告書に監督員、検査員による評点が付された修繕・工事成績報告書が添付されている。当該案件については、監督員から特記事項として「下請負人の指導が行き届いていないため設置届出書等が適正でなかった」旨が報告されている。しかし、報告書に記載された評点は、次回以降の施工業者選定の際などには考慮されていないとのことであった。

また、監督員からは特記事項として要改善事項が報告されている。

⑤ 指摘又は意見

【意見】見積りに基づく設計金額の算定について
詳細は、Ⅲ 第3 8.(4)を参照のこと。

【意見 42】修繕・工事成績報告書について

完成検査の際の評点が付された修繕・工事成績報告書を次回以降の業者選定等の際の参考情報として使用していない。そうであれば当該報告書を作成することの有効性を検討すべきと思料する。

今後とも作成するのであれば、なんらかの活用方法等を検討する必要がある。

(2) 件名：汚泥処理設備計装設備改築工事

① 契約概要

- 1) 箇所：元荒川水循環センター（桶川市大字小針領家地内）
- 2) 請負業者：A 業者
- 3) 契約日：（当初）平成 23 年 10 月 31 日
（変更後）平成 23 年 12 月 21 日
- 4) 契約期間：（当初）：平成 23 年 10 月 31 日～平成 24 年 2 月 29 日
（変更後）：平成 23 年 10 月 31 日～平成 24 年 3 月 9 日
- 5) 契約金額：（当初）33,400,000 円（税抜）
（変更後）35,110,000 円

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条
- 3) 変更契約の理由：契約期間中に機器が故障したため交換を実施するため。

③ 入札状況

- 1) 入札日：平成 23 年 10 月 28 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	2 回目	摘要
A 業者	35,000,000	33,400,000	落札

④ 監査で把握した問題点等

1) 見積りに基づく設計金額の算定

見積りに基づく設計金額の算定について問題点あり。

詳細は、Ⅲ 第3 8. (4) を参照のこと。

2) 契約方法について

競争原理に関して問題あり。

詳細は、Ⅲ 第3 8. (1) を参照のこと。

3) 入札金額について

実際に入札された金額については、当初提示された見積り金額から大幅に減額されたものである。なお、2回目の入札で落札されている。

⑤ 指摘又は意見

【意見】 見積りに基づく設計金額の算定について

詳細は、Ⅲ 第3 8. (4) を参照のこと。

【意見】 競争原理について

詳細は、Ⅲ 第3 8. (1) を参照のこと。

【意見 43】 見積金額と入札金額の大幅な乖離について

予定価格は、当初入手している見積金額を基に決定されている。そのため、実際に入札された金額が当該見積金額から大幅に乖離している場合、設定された予定価格自体の妥当性が問題となる。また、見積金額より大幅に減額されている場合、その入札金額で、適切かつ安全な工事が実施できるかが問題となる。

そのため、本件のような場合、工事が安全に進行しているのか否かの確認が必要であるし、さらに工事完成検査はより慎重に実施する必要がある。

(3) 件名：計装設備等改築工事

① 契約概要

1) 箇所：小山川水循環センター（本庄市東五十子地内）

2) 請負業者：M 業者

3) 契約日：平成 23 年 11 月 9 日

4) 契約期間：平成 23 年 11 月 9 日～平成 24 年 2 月 17 日

5) 契約金額：117,000,000 円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条

③ 入札状況

- 1) 入札日：平成 23 年 11 月 7 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	2 回目	摘要
M 業者	120,000,000	117,000,000	落札

④ 監査で把握した問題点等

- 1) 見積りに基づく設計金額の算定
見積りに基づく設計金額の算定について問題点あり。
詳細は、Ⅲ 第 3 8. (4) を参照のこと。
- 2) 契約方法について
競争原理に関して問題点あり。
詳細は、Ⅲ 第 3 8. (1) を参照のこと。
- 3) 入札金額について
入札金額について問題点あり。
詳細は、北支 6. (2) 参照のこと。

⑤ 指摘又は意見

【意見】 見積りに基づく設計金額の算定について
詳細は、Ⅲ 第 3 8. (4) を参照のこと。

【意見】 競争原理について
詳細は、Ⅲ 第 3 8. (1) を参照のこと。

【意見】 見積金額と入札金額の大幅な乖離について
詳細は、北支 6. (2) 参照のこと。

北支7. 固定資産

(1) 休止固定資産

① 内容

建物附属設備や機械装置等については遊休となっている設備はない。通常時において稼働していない設備を保有しているが、交互稼働や緊急時に備えたものであり、通常点検・定期点検等のメンテナンスは行っており、いつでも使用できる状態に保っている。

県から貸与を受けている備品等について、遊休となっている資産がある。このような資産は、県に返却処理をすることになる。

(単位：円)

備品名	貸与年月日	規格等	金額	返還理由
ガスクロマトグラフ質量分析計	H16.8.27	Agilent 6890N	18,060,000	更新により不要となった

② 問題点

該当なし。

③ 指摘又は意見

該当なし。

＜荒川右岸支社＞（新河岸川水循環センター）

右支 1. 概要

（1）所在地等

和光市新倉 6-1-1

TEL 048-466-2400

FAX 048-466-2401

（2）沿革

昭和 56 年	4 月	荒川右岸支社設置 新河岸川水循環センターの維持管理業務を受託
平成 18 年	4 月	新河岸川上流水循環センター 県へ移管 (公社による維持管理開始 滝ノ下支所設置)
平成 26 年	4 月	新河岸川上流水循環センター 公社による維持管理終了 (4 月 30 日をもって滝ノ下支所閉鎖)
平成 26 年	5 月	県による新河岸川上流水循環センター維持管理業務の 包括的民間委託開始

（3）組織

支社長 1 名、副支社長 2 名、庶務担当 2 名、運転管理担当 14 名、
水質管理担当 4 名の計 23 名（平成 26 年 7 月 1 日現在）

右支 2. 事業概要

Ⅱ 第 3 1 2. ＜荒川右岸下水道事務所＞右 2. 事業概要 参照

右支3. 現場視察



右岸支社玄関



ポンプ室



最終沈殿池



焼却施設

右支 4. 再委託に関する書類調査

(1) 件名：下水道施設（水処理：汚泥処理・中継ポンプ場）維持操作業務委託

① 契約概要

- 1) 箇所：新河岸川水循環センター（和光市新倉地内）他 6 箇所
- 2) 受託者：A 業者
- 3) 完了保証人：B 業者
- 4) 契約日：(当初) 平成 25 年 4 月 1 日
(変更 1) 平成 25 年 10 月 30 日
(変更 2) 平成 26 年 3 月 13 日
- 5) 契約期間：平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
- 6) 契約金額：(当初) 754,000,000 円（税抜）
(変更 1) 863,200,000 円（税抜）
(変更 2) 873,171,189 円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札後随意契約
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条第 4 号
- 3) 変更契約の理由：(変更 1) 平成 25 年度労務単価の改定に伴う変更
(変更 2) 平成 26 年 3 月 13 日 緊急災害時作業業務等の委託実績に基づく年度末精算

③ 入札状況

- 1) 入札日：平成 25 年 3 月 7 日
- 2) 入札結果：

(単位：円)

業者名	1 回目	2 回目	摘要
A 業者	800,000,000	790,000,000	落札者なし

- 3) 入札不調による随意契約の場合

(単位：円)

業者名	1 回目	2 回目	摘要
A 業者	762,000,000	754,000,000	決定

④ 監査で把握した問題点等

インハウス検討委員会の議事録について問題点あり。
詳細は、Ⅲ 第3 8.(3)を参照のこと。

⑤ 指摘又は意見

【意見】インハウス検討委員会について

詳細は、Ⅲ 8.(3)を参照のこと。

(2) 件名：消防用設備保守点検業務委託

① 契約概要

- 1) 箇所：新河岸川水循環センター（和光市新倉地内）他 6 箇所
- 2) 受託者：N 業者
- 3) 契約日：(当初) 平成 25 年 4 月 8 日
(変更後) 平成 25 年 10 月 30 日
- 4) 契約期間：平成 25 年 4 月 8 日～平成 26 年 3 月 31 日
- 5) 契約金額：(当初) 7,520,000 円 (税抜)
(変更後) 8,332,000 円 (税抜)

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条
- 3) 変更契約の理由：平成 25 年度労務単価の改定に伴う変更

③入札状況

- 1) 入札日 平成 25 年 4 月 1 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
N 業者	7,520,000	落札
C 業者	8,900,000	

④監査で把握した問題点等

契約期間が平成 25 年 4 月 8 日から平成 26 年 3 月 31 日であるため 1 年間に
欠いており、平成 25 年 4 月 1 日から 4 月 7 日まで保守契約から外れる期間が生

じている。

【意見 44】年間を通じた保守契約期間について

契約期間が平成 25 年 4 月 8 日から平成 26 年 3 月 31 日であるため 1 年間に欠いており、平成 25 年 4 月 1 日から 4 月 7 日まで保守契約から外れる期間が生じている。毎年の契約も同様に 1 年足らずの契約期間となっており、点検期間は問題ないが、保守契約の意味を考慮すると保守の空白期間が不必要に生じるような契約は、保守契約の意味をなさないため、年間を通じた保守契約期間とすべきである。

(3) 件名：電子計算機保守点検業務委託(1)

① 契約概要

- 1) 箇所：新河岸川水循環センター（和光市新倉地内）他 6 箇所
- 2) 受託者：M 業者
- 3) 契約日：(当初)：平成 25 年 4 月 1 日
(変更後)：平成 25 年 10 月 30 日
- 4) 契約期間：(当初)：平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
(変更後)：契約期間に変更なし
- 5) 契約金額：(当初) 47,000,000 円（税抜）
(変更後) 47,490,000 円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約形態：随意契約
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条第 1 号
- 3) 変更契約の理由：平成 25 年度労務単価の改定に伴う変更

③ 見積状況

- 1) 見積日：平成 25 年 3 月 27 日
- 2) 見積結果

(単位：円)

業者名	1 回目	2 回目	摘要
M 業者	49,000,000	47,000,000	決定

④ 監査で把握した問題点等

1) 見積りについて

見積りに基づく設計金額の算定について問題点あり。

詳細は、Ⅲ 第3 8.(4)を参照のこと。

2) 競争原理について

本案件の保守点検機器には、製造設置した M 業者系列のメーカー独自の特殊な装置が相当数含まれており、保守点検作業において高度な技術が要求される。これらの条件をみたして業務を適正に実施できるのは、M 業者以外にない。

⑤ 指摘又は意見

【意見】見積りに基づく設計金額の算定について

詳細は、Ⅲ 第3 8.(4)を参照のこと。

(4) 件名：電気設備保守点検業務委託（水循環センター1）

① 契約概要

1) 箇所：新河岸川水循環センター（和光市新倉地内）

2) 受託者：M 業者

3) 契約日：平成 25 年 8 月 22 日

4) 契約期間：平成 25 年 8 月 22 日～平成 26 年 2 月 28 日

5) 契約金額：52,000,000 円（税抜）

② 契約方法

1) 契約形態：一般競争入札

2) 契約の根拠：財務規程第 52 条

③ 入札状況

1) 入札日：平成 25 年 8 月 19 日

2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	摘要
M 業者	58,000,000	56,000,000	54,000,000	52,000,000	落札

④ 監査で把握した問題点等

1) 見積りについて

見積りに基づく設計金額の算定について問題点あり。

詳細は、Ⅲ 第3 8. (4) を参照

2) 契約方法について

競争原理について問題点あり。

詳細は、Ⅲ 第3 8. (1) を参照

⑤ 指摘又は意見

【意見】 見積りに基づく設計金額の算定について

詳細は、Ⅲ 第3 8. (4) を参照のこと。

【意見】 競争原理について

詳細は、Ⅲ 第3 8. (1) を参照のこと。

(5) 件名：電気設備保守点検業務委託（上流）

① 契約概要

1) 箇所：新河岸川上流水循環センター（川越市大仙波地内）

2) 受託者：T業者

3) 契約日：平成25年9月10日

4) 契約期間：平成25年9月10日～平成26年1月31日

5) 契約金額：11,200,000円（税抜）

② 契約方法

1) 契約形態：一般競争入札

2) 契約の根拠：財務規程第52条

③ 入札状況

1) 入札日：平成25年9月6日

2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1回目	2回目	3回目	4回目	摘要
T業者	12,500,000	12,000,000	11,500,000	11,200,000	落札

④ 監査で把握した問題点等

1) 見積りについて

見積りに基づく設計金額の算定について問題点あり。

詳細は、Ⅲ 第3 8.(4)を参照

2) 契約方法について

競争原理について問題点あり。

詳細は、Ⅲ 第3 8.(1)を参照

⑤ 指摘又は意見

【意見】見積りに基づく設計金額の算定について

詳細は、Ⅲ 第3 8.(4)を参照のこと。

【意見】競争原理について

詳細は、Ⅲ 第3 8.(1)を参照のこと。

(6) 件名：オゾン設備保守点検業務委託

① 契約概要

1) 箇所：川越浄化プラント（川越市大仙波地内）

2) 受託者：S業者

3) 契約日：(当初)：平成25年11月1日

4) 契約期間：(当初)：平成25年11月1日～平成26年2月28日

5) 契約金額：(当初) 18,700,000円（税抜）

② 契約方法

1) 契約形態：一般競争入札

2) 契約の根拠：財務規程第52条

③ 入札状況

1) 入札日：平成 25 年 11 月 1 日

2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
S 業者	18,700,000	落札

④ 監査で把握した問題点等

1) 見積りについて

見積りに基づく設計金額の算定について問題点あり。

詳細は、Ⅲ 第 3 8. (4) を参照

2) 契約方法について

競争原理について問題点あり。

詳細は、Ⅲ 第 3 8. (1) を参照

3) 入札金額について

実際に入札された金額については、当初入手されていた見積り金額から大幅に減額されたものであり、1 回目の入札で落札されている。

⑤ 指摘又は意見

【意見】 見積りに基づく設計金額の算定について

詳細は、Ⅲ 第 3 8. (4) を参照のこと。

【意見】 競争原理について

詳細は、Ⅲ 第 3 8. (1) を参照のこと。

【意見】 見積金額と入札金額の大幅な乖離について

詳細は、Ⅲ 第 3 8. <荒川左岸北部支社>北支 6. (2) を参照のこと。

右支 5. 修繕費に関する書類調査

(1) 件名：平成 25 年度焼却炉等設備修繕

① 契約概要

- 1) 箇所：新河岸川水循環センター
- 2) 請負業者：M 業者
- 3) 契約日：(当初) 平成 25 年 8 月 6 日
(変更後) 平成 26 年 2 月 21 日
- 4) 契約期間：(当初) 平成 25 年 8 月 6 日~平成 26 年 2 月 28 日
(変更後) 平成 25 年 8 月 6 日~平成 26 年 3 月 14 日
- 5) 契約金額：(当初) 529,000,000 円 (税抜)
(変更後) 544,000,000 円 (税抜)

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条
- 3) 変更契約の理由
修繕の内容が劣化部品交換から機器交換へと変更になり、費用の追加発生及び修繕期間の延長が生じたため。

③ 入札状況

- 1) 入札日：平成 25 年 8 月 1 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
M 業者	529,000,000	落札

④ 監査で把握した問題点等

- 1) 見積りについて
見積りに基づく設計金額の算定について問題点あり。
詳細は、Ⅲ 第 3 8. (4) を参照
- 2) 契約方法について
競争原理について問題点あり。
詳細は、Ⅲ 第 3 8. (1) を参照

⑤ 指摘又は意見

【意見】見積りに基づく設計金額の算定について
詳細は、Ⅲ 第3 8.(4)を参照のこと。

【意見】競争原理について
詳細は、Ⅲ 第3 8.(1)を参照のこと。

(2) 件名：平成 25 年度汚泥脱水設備修繕

①契約概要

- 1) 箇所：新河岸川水循環センター
- 2) 請負業者：T 業者
- 3) 契約日：(当初) 平成 25 年 8 月 29 日
(変更後) 平成 26 年 3 月 6 日
- 4) 契約期間：(当初) 平成 25 年 8 月 29 日~平成 26 年 3 月 14 日
(変更後) 平成 25 年 8 月 29 日~平成 26 年 3 月 24 日
- 5) 契約金額：(当初) 162,000,000 円 (税抜)
(変更後) 168,700,000 円 (税抜)

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札後随意契約
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条第 4 号
- 3) 変更契約の理由
当初予定部品以外の部品に劣化が認められ、運転に支障を来たすため、また、当初の期間内での完了が困難なため。

③ 入札状況

- 1) 入札日：平成 25 年 8 月 28 日
- 2) 入札結果
1 者入札であるが、4 回とも予定価格を超過した。

(単位：円)

業者名	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
T 業者	180,000,000	176,000,000	174,000,000	172,000,000

3) 入札不調による随意契約の場合

(単位：円)

業者名	1回目	摘要
T業者	162,000,000	決定

④ 監査で把握した問題点等

1) 年度末間際の工事完了

T業者が提出した修繕完成通知書は、平成26年3月24日付であり、また公社の検査調書の日付は、平成26年3月26日であった。

T業者の修繕日報を確認したところ、最終作業日は平成26年3月24日である。作業内容は14号遠心脱水機の試運転と記載されていたことから、年度末の約1週間前の試運転をもって、工事が完了したものと認められる(写真台帳には日付の記載がなく実際の工事完了日は確認できなかった)。

上記問題点に関しては、II 第3 11.(7)を参照のこと。

2) 契約方法について

競争原理について問題点あり。

詳細は、III 第3 8.(1)を参照のこと。

⑤ 指摘又は意見

【意見】複数年契約の検討について

詳細に関しては、II 第3 11.(7)を参照のこと。

【意見】競争原理について

詳細は、III 第3 8.(1)を参照のこと。

(3) 件名：平成24年度無停電電源装置等修繕

① 契約概要

1) 箇所：新河岸川水循環センター

2) 請負業者：G業者

3) 契約日：平成24年6月21日

4) 契約期間：平成24年6月21日～平成24年12月3日

5) 契約金額：74,800,000円(税抜)

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条

③ 入札状況

- 1) 入札日：平成 25 年 7 月 16 日

- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
G 業者	74,800,000	落札
A 業者	82,500,000	
B 業者	75,865,000	

④ 監査で把握した問題点等

完成検査報告書には点数表である修繕・工事成績報告書が添付されているが、点数表は合格最低点である 60 点未満の点数を付すことが想定されておらず、また、この点数表に記載された結果は、翌年度以降の施工業者の選定の際にも考慮していないとのことであった。

⑤ 指摘又は意見

【意見 45】 点数表の必要性について

完成検査報告書に添付される点数表の利用予定がないのであれば、業務の効率性の点から、あえて添付する必要はないものと思料される。

今後も点数表の作成添付を継続するのであれば、業者選定における活用方法を検討すべきと思料する。

右支 6. 薬品

(1) 実査

① 実査内容

毒劇薬について、「毒劇試薬点検簿」に基づき実在庫数と保管状況の確認を行った。

実査日時点における在庫数量は、次のとおりである。

No.	試薬名	規格	実査日 在庫数量
1	アセトニトリル	残留農薬測定用 1000ml	0
2	塩酸	特級 500ml	1
3	酢酸エチル	特級 500ml	1
4	水酸化ナトリウム	窒素測定用 500g	1
5	トルエン	特級 500ml	0
6	よう素	特級 25g	1
7	硫酸	特級 500ml	0
8	硫酸 (10mol/L)	イオンクロマト用 250ml	8
9	アンモニア水	特級 500ml	1
10	酒石酸アンチモニルカリウム	25g	1
11	PCB 標準	バイアル瓶 100mg	4
12	PCB 標準液 (KC-300)	アンプル 2ml 1ug/ml	7
13	硫酸 (1+2)	3L	3

② 問題点

毒劇物の在庫実数は、薬品出納簿と一致しており、過不足は認められなかった。

なお、下水道公社は、毒劇物の点検を原則として第 1 月曜日に実施することと定めているが、平成 26 年度の点検状況を毒劇物試薬点検簿により確認したところ、点検は毎月実施されているものの、原則どおりの第 1 月曜日には実施されていないかった。

【意見 46】 薬品点検実施日の順守について

原則として第 1 月曜日に実施することとされていることから、可能な限り、第 1 月曜日に実施し、やむを得ず他の日に実施する場合には、第 1 月曜日に実施できない理由を記載する等の措置を講ずるのが望ましい。

右支 7. 材料品

(1) 実査

① 実査内容

平成 26 年 10 月 29 日においてすべての現品の実査を実施した。

② 問題点

入出庫に関しては管理帳票として材料品出納簿、検針表に記入して管理している。

ほぼ、問題なく管理帳票と現品は一致した。ただし、一部であるが材料品出納簿において出庫分につき記入漏れがあった。また、材料品によっては、管理担当者以外は現品の保管場所を詳しく知らず管理担当者が不在の場合は、正確な現品数値が把握出来ない可能性がある。

③ 指摘又は意見

【意見 47】「棚札方式」の在庫管理について

材料品等によっては、保管場所が複数に及び管理担当者以外は正確な現品の数量を把握出来ない恐れがある。これは、管理担当者の間違いを把握出来ないことになり、管理担当者の誤謬について管理出来ない状況にあると言える。

誰でも在庫把握が可能なように、同一材料品等の保管場所が複数に及ぶ場合も、その保管場所ごとに棚札を設置し、入出庫を管理する方式を採用すべきである。

右支 8. 備品

(1) 実査

① 実査内容

県有備品の実査状況について確認を行うため、台帳を入手し、取得価額が 100 万円以上で、荒川右岸支社敷地内にある下記備品について実査の再実施を行った。

(単位：円)

備品名 ・番号	メーカー	型番等	契約日	価格	使用場所
自動ポンプ熱量計	島津製作所	CA-4P	平 03/08/08	2,044,550	処理センター
超音波ポータブル流量計	トキメック	Ufp-1000	平 04/08/21	2,029,100	第2送風機棟
発電機	北越工業		平 08/03/01	1,225,570	第1送風機棟
電動式陸上可搬ポンプ	日機装	T4A24-VSP	平 08/12/02	2,564,700	ポンプ棟
電動式陸上可搬ポンプ	ゴーマンポンプ	T4A24-VSP 4692A	平 10/02/03	2,564,700	新河岸川処理センター
自動車	ミツビシ	GF-PD6W	平 11/12/20	2,674,350	車庫
N-ヘキサン全自動回収装置	アドバンテック東洋	RN-360	平 13/03/22	1,323,000	水質試験室
顕微鏡	ニコン 出力装置モニター25型付	E6F-15-1	平 13/03/22	1,206,450	水質試験室
水門バルブ自動開閉機	青和機械	Uha-2.5	平 13/03/22	2,415,000	センターポンプ棟 →送風機棟
洗浄装置	フランスラッサー	810UP	平 13/03/22	1,358,700	水質試験室
分光光度計	島津製作所	UV-2550	平 15/12/19	1,974,000	水質試験室
自動車	日産アトラス	TC-SH4F23	平 16/10/15	2,079,000	送風機棟 →センター

イオンク ロマトグ ラフ	Metrohm	MIC- 3ADVANCE	平 17/02/25	6,930,000	ワークス ステーショ ン
純水製造 装置	ヤマト科学	WG510 WR600G	平 17/09/29	1,530,900	蒸留水タ ンク等
自動車	マツダ タ イタン	PB-LKR81AR	平 18/02/02	4,067,700	車庫
自動車・公 用車	トヨタ	CBF- TRH200V -RRPDK	平 20/02/07	1,611,750	センター
伏越し清 掃時用脱 臭装置		JD-742058	平 24/12/10	4,550,000	セ ン タ ー・第 2 送風機棟
自動車	ホンダフィ ット ステ ーションワ ゴン	DAAGP2	平 25/07/30	1,727,250	車庫

県有備品台帳では、各備品について写真を掲載しているため、担当者などの精通している者でなくとも確認作業がしやすくなっている。また、原則的には現物にラベリングがなされており、内容を台帳と突合することが容易となっている。これらの事項は、備品の管理について有効に機能しており、評価できる点であると言える。

② 問題点

一部ではあるが、ラベルが貼付されていない備品や、貼付されていたとしても記載が消えてしまっており、読み取りが困難なものがある。

また、台帳上の契約日は、備品の県への納入日を記載しており、公社との契約日や引渡日ではなく、日付が異なる場合がある。

③指摘又は意見

【意見 48】ラベルの貼付と記載事項について

ラベリングの徹底をはかるべきであり、その記載内容も定期的な確認が必要となる。

また、契約日についても、現状では日付について大きな乖離は発生していない

が、公社が管理を行っている台帳やラベルについては、あくまで公社の管理に移行した日付や業務に供した日付を記載すべきである。

(2) 公社実施の棚卸内容の検証

① 検証内容

公社では、平成 25 年度に棚卸を実施しており、備品台帳と現物の確認を実施している。その結果、台帳と現物の状況の間に相違があるものについては修正の対応を行っている。また、台帳に写真も添付するようにし、管理や棚卸に資するよう変更している。

② 問題点

棚卸実施に係る証跡のある資料等を保管していない。

③ 指摘又は意見

【意見 49】 実地棚卸等に使用した資料について

棚卸や実査を実施した場合には、その際に使用した書面や証跡のある資料について上司等の承認を得たうえで保管すべきである。

(3) 管理状況の検証

① 検証内容

現物の管理状況を確認し、台帳の記載と相違がないかを確認した。

② 問題点

問題となる事項は発見されなかった。

③ 指摘又は意見

該当なし。

右支 9. その他

荒川右岸下水道事務所と荒川右岸支社とで年に 2 回程度の業務打ち合わせを実施している。また、毎月、右岸支社は荒川右岸下水道事務所に「委託業務実施状況報告書」を作成し、提出している。

<中川支社> (中川水循環センター)

中支1. 概要

(1) 所在地

三郷市番匠免3-2-2

TEL 048-952-3351

FAX 048-952-3354

(2) 沿革

昭和58年 4月 財団法人埼玉県下水道公社中川支社設置
中川処理センターの維持管理業務を受託

(3) 組織

支社長1名、副支社長1名、庶務担当2名、運転管理担当11名、
水質管理担当3名の計18名(平成26年7月1日現在)

中支2. 事業概要

Ⅱ 第3 1 2. <中川下水道事務所>中2. 事業概要 参照

中支3. 現場視察



中川下水道事務所および中川支社 管理棟全体像



管理棟4階から敷地の全体像を視察



最初沈殿池



最終沈殿池



3号焼却炉



屋外焼却灰保管所

中支 4. 再委託に関する契約書閲覧

(1) 件名：下水道施設（水処理・汚泥処理・中継ポンプ場）維持操作業務委託

① 契約概要

- 1) 箇所：中川水循環センター（三郷市番匠免地内）他 1 箇所
- 2) 受託者：A 業者
- 3) 完了保証人：B 業者
- 4) 契約日：(当初) 平成 25 年 4 月 1 日
(変更 1) 平成 25 年 10 月 24 日
(変更 2) 平成 26 年 3 月 12 日
- 5) 契約期間：(当初) 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
(変更後) 同上
- 6) 契約金額：(当初) 709,000,000 円（税抜）
(変更 1) 813,200,000 円（税抜）
(変更 2) 804,700,000 円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条
- 3) 変更契約の理由：(変更 1) 平成 25 年度労務単価の改定に伴う変更
(変更 2) 焼却灰仮置き業務の日数減に伴う減少

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成 25 年 3 月 7 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
A 業者	709,000,000	落札

④ 監査で把握した問題点等

1) 入札について

契約の相手先は、平成 21 年度より平成 25 年度までの 5 年間 A 業者であった。また、平成 23 年度より平成 25 年度までの入札結果表によれば、入札は A 業者の 1 社のみであった。

A 業者は、処理開始当時（昭和 58 年）から契約当事者として関わっている。

2) 再委託報告書について

公社が委託業務を第三者に委託した場合、県との流域下水道維持管理業務委託契約書第 13 条に基づき、再委託契約書（設計書及び委託台帳を添付）を報告している。

なお、年度の精算報告では再委託料の合計金額の報告があるのみで、再委託料の詳細な項目ごとの実績と予算と実績の比較の報告が作成されていない。

（「流域下水道維持管理業務委託契約書」にある委託料内訳書（再委託料内訳）に関して実績を報告する規定がない。）

⑤ 指摘又は意見

【意見】競争原理について

詳細は、Ⅲ 第 3 8.（1）を参照のこと。

【意見 50】再委託報告書について

委託料の年度の精算報告では、再委託料の中科目までは記載されているが、個々の再委託の契約ごとの実績は作成されていない。再委託の予算と実績の比較、委託内容の確認ができるように詳細に報告すべきである。

(2) 件名：流量計点検業務委託

① 契約概要

- 1) 箇所：中央 2 号流量計（杉戸町大字大島地内）他 50 か所
- 2) 受託者：Y 業者
- 3) 契約日：（当初）平成 25 年 4 月 24 日
（変更後）平成 25 年 10 月 24 日
- 4) 契約期間：（当初）平成 25 年 4 月 24 日～平成 26 年 3 月 31 日
（変更後）同上
- 5) 契約金額：（当初）11,730,000 円（税抜）
（変更後）11,890,000 円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約方法：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条
- 3) 変更契約の理由：平成 25 年度労務単価の改定に伴う変更

③ 入札状況

1) 入札日 平成 25 年 4 月 19 日

2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
Y 業者	11,730,000	落札

④ 監査で把握した問題点等

1) 入札について

流量計のほとんどは超音波式で、Y 業者関連のメーカー製作のものである。したがって、当該契約は一般競争入札であるが、入札応募者は Y 業者 1 社のみである。

⑤ 指摘又は意見

【意見】競争原理について

詳細は、Ⅲ 第 3 8. (1) を参照のこと。

中支 5. 修繕に関する書類調査

(1) 件名：遠心濃縮設備修繕

① 契約概要

1) 箇所：中川水循環センター（三郷市番匠免地内）

2) 請負業者：A 業者

3) 契約日：平成 25 年 7 月 24 日

4) 契約期間：平成 25 年 7 月 24 日～平成 26 年 2 月 28 日

5) 契約金額：135,000,000 円（税抜）

② 契約方法

1) 契約形態：一般競争入札後随意契約

2) 契約の根拠：財務規程第 52 条第 4 号

③ 入札状況

1) 入札日 平成 25 年 7 月 23 日

2) 入札結果

(単位：円)

	A業者
1回目	165,000,000
2回目	160,000,000
3回目	155,000,000
4回目	150,000,000
落札者がいない場合の見積額	135,000,000

3) 入札不調で随意契約の場合

(単位：円)

業者名	1回目	摘要
A業者	135,000,000円	決定

④ 監査で把握した問題点等

1) 入札について

入札参加者は、A業者1社のみであった。入札が4度実施されたが不調により随意契約に移行した。

当該業者は、入札応募者が1社のため、少しずつ入札額を下げることにより随意契約に持ち込んでいる。

⑤ 指摘又は意見

【意見】競争原理について

詳細は、Ⅲ 第3 8.(1)を参照のこと。

(2) 件名：7・8系反応槽攪拌機等修繕

① 契約概要

- 1) 箇所：中川水循環センター（三郷市番匠免地内）
- 2) 請負業者：A業者
- 3) 契約日：平成25年8月22日
- 4) 契約期間：平成25年8月22日～平成26年2月28日
- 5) 契約金額：209,000,000円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約方法：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成 25 年 8 月 20 日
入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
A 業者	209,000,000 円	落札
B 業者	241,900,000 円	

④ 監査で把握した問題点等

- 1) 入札について

入札応募者は 2 社のみであった。

また、平成 23 年度及び平成 24 年度の 7・8 系反応槽攪拌機等修繕及び循環ポンプ修繕についても、落札者は A 業者であった。

⑤ 指摘又は意見

【意見】競争原理について

詳細は、Ⅲ 第 3 8. (1) を参照のこと。

(3) 件名：水処理機械設備修繕

① 契約概要

- 1) 箇所：中川水循環センター（三郷市番匠免地内）
- 2) 請負業者：A 業者
- 3) 契約日：平成 25 年 9 月 19 日
- 4) 契約期間：平成 25 年 9 月 19 日～平成 26 年 2 月 28 日
- 5) 契約金額：142,500,000（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約方法：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成 25 年 9 月 17 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
A 業者	184,300,000	166,300,000	150,000,000	142,500,000

④ 監査で把握した問題点等

1) 入札について

入札参加者は、A 業者 1 社のみとなっている。当該案件は、「公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）執行要領（以下、執行要領、という）（再度入札）第 21 条 2 号に従い、入札が 4 度実施されている。

⑤ 指摘又は意見

【意見】競争原理について

詳細は、Ⅲ 第 3 8. (1) を参照のこと。

(4) 件名：脱水機設備修繕

① 契約概要

- 1) 箇所：中川水循環センター（三郷市番匠免地内）
- 2) 請負業者：A 業者
- 3) 契約日：(当初) 平成 25 年 9 月 24 日
(変更後) 平成 26 年 2 月 14 日
- 4) 工期：(当初) 平成 25 年 9 月 24 日～平成 26 年 2 月 28 日
- 5) 契約金額：(当初) 225,000,000 円（税抜）
(変更後) 236,600,000 円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札後随意契約
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条第 4 号
- 3) 変更契約の理由：対象機器の修繕時に分解した部品類に不具合が発見され、新たな部品交換の必要が生じたため変更契約を行うものである。

③ 入札状況

- ・入札日：平成 25 年 9 月 19 日
- ・入札状況

(単位：円)

業者名	1 回目	2 回目	3 回目	第 4 回
A 業者	245,000,000	235,000,000	230,000,000	228,000,000

※第 4 回の入札により予定価格に達しなかったため、一般競争入札後随意契約に移行した。

随意契約至るまでの見積価格の推移は以下のとおりである。

(単位：円)

第 1 回	第 2 回	摘要
226,000,000	225,000,000	決定

④ 監査で把握した問題点等

修繕・工事成績の成績報告書の結果は合格となっているが、検査員の特記事項として「書類がやや不適切である。」との記載があったためその内容を確認した。その結果、緊急連絡先の変更が更新されていないとの軽微な内容であり、修繕内容や工事の完了の結果に影響を及ぼすものではないため、問題なしと判断した。

今後は、特記事項の記載内容と成績報告書の結果との因果関係を、書類上明確に記載することとする。

⑤ 指摘又は意見

該当なし。

(5) 件名：計装設備修繕

① 契約概要

- 1) 箇所：中川水循環センター（三郷市番匠免地内）
- 2) 請負業者：A 業者
- 3) 契約日：(当初) 平成 25 年 9 月 24 日
(変更後) 平成 26 年 2 月 14 日
- 4) 契約期間：(当初) 平成 25 年 9 月 24 日～平成 26 年 3 月 14 日
(変更後) 平成 25 年 9 月 24 日～平成 26 年 3 月 31 日
- 5) 契約金額：(当初) 386,000,000 円
(変更後) 該当なし

② 契約方法

- 1) 契約形態：一般競争入札
- 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条
- 3) 契約変更の理由

A 業者と契約している本修繕において、現場発生品にアスベストを含む特別管理作業廃棄物が確認されたため、法令に則り廃棄物処分及び空気環境測定を同社にておこなうこととなった。

これにより、工期内の完成が困難となったため、工期を延長して対応することとし、契約者である A 業者と別案により変更契約を行うものである。

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成 25 年 9 月 19 日
- 2) 入札結果

(単位：円)

業者名	1 回目	2 回目	3 回目
A 業者	400,000,000	392,000,000	386,000,000

④ 監査で把握した問題点等

- 1) 入札について

入札参加者は、A 業者 1 社のみであった。入札が 4 度実施されたが不調により随意契約に移行した。

当該業者は、入札応募者が 1 社のため、少しずつ入札額を下げることにより随意契約に持ち込んでいる。

⑤ 指摘又は意見

【意見】競争原理について

詳細は、Ⅲ 第 3 8. (1) を参照のこと。

(6) 件名：無停電電源装置等修繕

① 契約概要

- 1) 箇所：中川水循環センター（三郷市番匠免地内）
- 2) 請負業者：A 業者
- 3) 契約日：平成 25 年 9 月 24 日

- 4) 契約期間：平成 25 年 9 月 24 日～平成 26 年 2 月 28 日
 5) 契約金額：86,000,000 円（税抜）

② 契約方法

- 1) 契約方法：一般競争入札後随意契約
 2) 契約の根拠：財務規程第 52 条第 4 号

③ 入札状況

- 1) 入札日 平成 25 年 9 月 19 日
 2) 入札結果

(単位：円)

	A 業者
1 回目	90,000,000
2 回目	89,000,000
3 回目	88,000,000
4 回目	87,000,000
落札者のいない場合の見積額	86,000,000

- 3) 入札不調で随意契約の場合、随意契約に至るまでの経緯

(単位：円)

業者名	1 回目	摘要
A 業者	86,000,000	決定

④ 監査で把握した問題点等

<入札について>

入札参加者は、A 業者 1 社のみとなっている。入札が 4 度実施されている。当該業者は、入札応募者が 1 社のため、少しずつ入札額を下げることにより随意契約に持ち込んでいる。

⑤ 指摘又は意見

【意見】競争原理について

詳細は、Ⅲ 第 3 8. (1) を参照のこと。

中支6. 固定資産

中川支社所有の固定資産は存在しないが、下水道公社使用が必要な固定資産を県から無償で借りしている。

「県有備品台帳」では無償貸貸資産の明細が記載され管理されている。

「県有備品台帳」による管理状況の正確性を確認するために、金額的な重要性を勘案して台帳から現物、現物から台帳について確認を行った。詳細は、以下の通りである。

<台帳から現物>

(単位：円)

契約日	データ番号	備品名	メーカーモデル	価格	使用場所
H22.2.19	725	イオンクロマトグラフ	ダイオネクス ICS-1100	4,092,375	水質試験室
H14.10.3	573	自動車	マツダボンゴ	1,354,500	車庫
H18.2.22	665	自動車	マツダタイタン	4,067,000	資機材庫
H19.12.26	701	自動車	日産ADバン	2,247,000	車庫

<現物から台帳>

契約日	データ番号	備品名	メーカーモデル	価格	保管場所
H26.1.15	745	分光光度計	(株)島津製作所	1,869,000	水質試験場
H26.1.29	746	硫化水素測定器	(株)ガステック	2,131,290	水質試験場

上記固定資産について、適切に管理されていることを確認した。

中支 7. 備品

下水道公社に所有権がある備品は、「公社備品台帳」にて管理を行っている。
公社備品台帳による管理状況を確認するために、無作為に台帳から現物、現物から台帳について確認を行った。詳細は、以下の通りである。

<台帳から現物>

データ番号	備品名	メーカーモデル	価格	保管場所
660	ガラスケース	コクヨ	102,000	資料センター
633	映画フィルム	健ちゃんの下水道探検	174,757	資料センター

上記について実査を行った結果は、台帳に記載された上記備品は、保管場所に適切に管理されていた。

<現物から台帳>

データ番号	備品名	メーカーモデル	価格	保管場所
748	公印	分任出納員	14,000	管理本館 3 階事務室
618	椅子	フジコー	24,200	管理本館 3 階資料コーナー

上記備品は、管理台帳に適切に計上されていることを確認した。

中支 8. 薬品

水質分析用の毒劇物試薬の管理統一化を図る目的で、下記点検を実施をしている。

- ・薬品庫に保管されている毒劇物の試薬について、月 1 回点検を行うこと
- ・点検は原則として、第一月曜日にすること
- ・点検は「毒劇物試薬点検簿」を使用し、担当者、担当部長、確認者が立合いを行うこと。
- ・確認者は、原則として副支社長とする。

毒劇物試薬点検簿は、ルールに従って、以下の記述が行われていた。

現時点の受払い簿を確認しながら、実査を行い、受払い簿の正確性及び現時点における数量の正確性を検証した。

No.	試薬名	規格	平成 26 年							実査
			4/7	5/7	6/2	7/7	8/5	9/2	10/7	
1	トルエン	特 級 500ml	2	2	2	2	2	2	2	2
2	硫酸	特 級 500ml	2	2	1	1	0	5	5	5
3	水酸化ナトリウム	窒素測定 用 500g	2	2	1	1	1	1	1	1
4	塩酸	特 級 500ml	5	5	4	4	4	4	4	4
5	硫酸 (1+2)	3 L	2	2	2	6	6	6	4	4
6	硝酸	特 級 500ml	1	1	1	1	1	1	1	1

また、各施設で使用される薬品は、日々の 16 時を目安に、残量を測定することによって、使用量を測定している。

現場視察当日の 10 月 28 日に目算測定した残量と事後的に入手した使用量集計表に記載された残量を比較したところ、概ね一致する結果であった。

<実査結果>

薬品名	計量値	実査	備考
次亜塩素酸ソーダ			
第一再処理 (10 m ³)	3.21	3.22	目検のため
第二再処理 (2 m ³)	2.28	2.24	目検のため
苛性ソーダ			
1・2号 200 t 焼却 (50 m ³)	46.1	46.1	
3・4号 200 t 焼却 (50 m ³)	50.16	50.16	
石灰			
1・2号 200 t 焼却 (袋)	60	60	
3・4号 200 t 焼却 (袋)	40	40	
200 T 焼却ボイラ薬品			
復号剤 (箱)	18	18	
復水剤 (箱)	4	4	
並塩			
200 t 焼却 (袋)	7	7	

高分子			
遠心脱水 (300 kgフレコン)	15	15	
高分子			
遠心濃縮 (300 kgフレコン)	6	6	
消臭剤			
脱臭設備 (10 m ³ ×2)	19.33	19.32	

中支 9. 消耗品

中川支社における消耗品である切手及び収入印紙の管理状況を、確認するために受払い簿の通査を行った。

対象 消耗品	最終 受払日	帳簿 数	実査	受払簿 記帳	課長印	備考
切手						
1 円	H26.4.1	8	8	○	○	
2 円	—	21	21	—	○	受払確認できず
5 円	H26.4.1	16	16	○	○	(※) 前期繰越
10 円	H26.6.20	50	50	○	○	
80 円	H26.9.10	0	0	○	○	
82 円	H26.9.19	19	19	○	○	
90 円	H26.4.1	15	15	○	○	(※) 前期繰越
92 円	H26.6.20	20	20	○	○	
100 円	H26.4.1	6	6	○	○	(※) 前期繰越
120 円	H26.10.2	18	18	○	○	10/2 は 140 円と併用
140 円	H26.10.2	0	0	○	○	同上
175 円	H26.4.1	1	1	○	○	(※) 前期繰越
205 円	H26.6.20	10	10	○	○	
210 円	H26.4.1	28	28	○	○	(※) 前期繰越
270 円	H26.4.1	26	26	○	○	(※) 前期繰越
360 円	H26.4.1	16	16	○	○	(※) 前期繰越
はがき						
50 円	H26.4.1	29	29	○	○	(※) 前期繰越
印紙						
200 円	—	0	0	—	○	受払確認できず

対象 消耗品	最終 受払日	帳簿 数	実査	受払簿 記帳	課長印	備考
400 円	H26.5.21	0	0	○	○	
500 円	H26.10.23	1	1	○	○	
1,000 円	H26.6.20	0	0	○	○	
2,000 円	H26.5.15	0	0	○	○	T 業者
5,000 円	H26.6.20	0	0	○	○	
10,000 円	H26.10.16	0	0	○	○	遠心濃縮設備修繕
20,000 円	H26.10.16	0	0	○	○	同上
30,000 円	H26.10.16	2	2	○	○	
60,000 円	H26.4.21	0	0	○	○	S 業者
100,000 円	H26.4.21	0	0	○	○	M 業者
証紙						
200 円	H26.6.2	0	0	○	○	
700 円	H26.5.14	0	0	○	○	
900 円	H26.10.23	0	0	○	○	
2,000 円	H26.6.2	0	0	○	○	
5,000 円	H26.10.23	0	0	○	○	

中支 10. 業務内容

(1) 公社から再委託会社への指示

- ・年間単位、月単位、日々単位の指示書確認

(2) 再委託会社から公社へ業務報告

上記(1)については、特記仕様書における各項目が、再委託先より公社へ毎月報告されていることを確認した。

<さいたま新都心浄化プラント>

さ 1. 概要等

(1) 所在地

さいたま市見沼区大字上山口新田字悪水向

(2) 沿革

平成12年 4月 さいたま新都心へ再生水送水開始

(3) 事業概要

さいたま新都心地区では、JR 東日本の大宮操車場跡地を主な用地として利用し、埼玉県がひっ迫する水需要に対応するため下水道の処理水をトイレの洗浄水に使用する「再生水」の積極的利用を推進してきており、さいたま新都心地区においても下水道事業の一環として、トイレには下水道の再生水を利用している。

形状、構造	全体計画	平成25年度末
処理施設棟 RC造2階建	1棟	1棟
生物膜ろ過槽	14 m ³ /池×4池	2池
オゾン発生機	0.1~2 kg O ² /h×2基	2基
配水ポンプ	15kw×2台×2組	2台×1組
PC配水池	2,000 m ³ ×2槽	1槽
処理能力	8,000 m ³ /日	4,000 m ³ /日

(4) 雑水利用システム

さいたま市から発生した下水を、さいたま市営の終末下水処理場で処理し、その一部を配管で再生水処理施設に導いている。

再生水処理施設内では、「生物ろ過処理」と「オゾン処理」という二種類の高度処理を行い、水の汚れを取り除く。これらの処理を終えた水は、PCタンクに貯蔵され、配水ポンプで「再生水」として、さいたま新都心に送られる。さいたま新都心地区内では、「再生水」をトイレの洗浄用水として使用している。

項目	内容
原水ストレーナー	下水処理水のゴミを取り除きます。
生物膜ろ過装置	微生物の活動により水の腐敗の原因となるアンモニア性窒素等を取り除きます。また、亜硝酸も効果的に酸化できるためオゾンの無駄な消費がなくなります。

項目	内容
オゾン発生機	オゾンの強力な酸化作用により、殺菌、脱色、脱臭を行います。
薬品注入装置	雑菌の繁殖や水質の悪化を防ぐため、水道水と同様に塩素（次亜塩素酸ソーダ）を、また pH 調整のため苛性ソーダを加えます。
配水ポンプ	約 1,800m離れた新都心に水を送ります。
共同溝	給水・電気・地域冷暖房の配管と一緒に共同溝の中を通り建物に再生水を送ります。

さ 2. 薬品の実査

さいたま新都心浄化プラントでは、雑菌の繁殖や水質の悪化を防ぐため、次亜塩素酸ソーダや PH 調整のため、苛性ソーダを加えている。

薬品類の保管状況の把握及び使用量の適切な管理が行われているか否かについて、現地を視察し、現物や使用量について実査を行った。

(1) 管理状況

日常点検の記載用紙にて、日々入荷量、使用量、残量の記入を行っている。

現地視察において、平成 26 年 10 月及び過月の記載用紙を閲覧した結果、漏れなく記載され、上司の承認が得られていることを確認した。

(2) 実査結果

薬品名	計量値	実査	備考
次亜塩素酸ソーダ	1.93 m ³	1.9 m ³	実査数値は目検結果

さ 3. 日常点検日誌

機械設備の稼働状況、オゾン発生機室、配管室、自家発電電機室、換気機械室の電流電圧の状況、薬品の注入量、残量情報等について、日々点検日誌を作成して、異常な状況の有無について確認を行っている。

日常点検日誌を通査して、異常な項目は認識されていないこと、上司の確認があることについて確認を行った。

以上

雑 報

主要農作物の県奨励品種等について次のとおり公表する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 奨励品種・準奨励品種への区分変更

イ 水稻粳「キヌヒカリ」

「彩のきずな」を後継品種として拡大させるため、作付面積を計画的に減少させる必要があることから、奨励品種から準奨励品種に区分変更する

二 奨励品種・準奨励品種の廃止

イ 小麦「農林61号」

「さとのそら」への全面転換が完了し、面積の減少が図られたため、準奨励品種から廃止する